

日本経済政策学会編

# 転型期の経済政策

—日本経済政策学会年報 XV—

1967



勁草書房

日本経済政策学会編

# 転 型 期 の 経 済 政 策

— 日本経済政策学会年報 XV —

1 9 6 7



勁 草 書 房

目次

論説

転換期の経済政策—現下の不況と経済政策との関連において—……………伊東光晴……………一  
転換期の財政政策……………藤田晴……………二六  
転換期の産業政策……………中村秀一郎……………三〇

報告

経済計画編成における二段階機構  
—「Selectionモデル」と「Implementationモデル」—……………妙見孟……………四三  
イタリアにおける経済計画論争……………尾上久雄……………五七  
転換期の港湾政策……………北見俊郎……………六四  
転換期の消費財工業政策の特性—繊維・食品工業を中心として—……………石井金之助……………七四  
地域的不均等発展と賃金構造……………水野朝夫……………八一  
転換期に立つソ連の経済政策……………気賀健三……………九〇

マルサスにおける政策思想

—「人口原理」と「経済学原理」との関連、ならびにその政策的 implications について—……………南 亮三郎……………九七

中小企業「近代化」政策の問題点……………佐藤芳雄……………一〇三

中小企業問題における国際比較上の一視角……………加藤誠一……………二〇〇

学会展望

日本における経済政策論の動向—最近の著書をめぐって—……………加藤 寛……………二六

書評

スウェーデン労働組合総同盟『経済発展と構造変化—労働組合宣言—』……………丸尾直美……………二四

A・マルシャル『統合ヨーロッパ』、J・F・ベッソン『産業グループ

とヨーロッパ』……………島田悦子……………二九

E・S・ウエルプス『経済成長に対する財政的中立性—課税原理の分析—』……………高川清明……………三四

R・J・マスカット『タイの開発戦略—経済成長の一研究—』……………松永嘉夫……………四三

R・エバンス・ジュニア『労働者に対する公共政策』……………望月清人……………五〇

学会記事……………一五六

論 説

転 型 期 の 経 済 政 策

—現下の不況と経済政策との関連において—

伊 東 光 晴

(東京外語大)

はじめに

転型期をいかにとらえるかによって、転型期における経済政策の内容も当然異ってきます。この場合ある人は転型期を従来の労働過剩経済から人手不足——とくに若年労働者不足の経済への転換ととらえるで、またある人は、資本自由化を迎えての新しい事態をそれと考えるかも知れません。さらにまた別の人は従来の民間設備投資中心の経済成長の型が次第にウエイトを政府投資に移していくことなかに求めるかも知れません。しかし、私が今ここで報告します内容はより時論的な問題であり、具体的には四〇年以降の不況にさいして新しく登場した国債発行にもとづく景気対策の是非であり、日本の政治・社会・経済的土壌の上での不況に対処する有効な政策を考えようとするものすぎません。

衆知のように、今日の不況に対して二つないし三つの見解が対立し合っています。第一は不況にさいし有効需要拡大政策をとるのはケインズ理論登場以後の常識であるとし、デフレギャップを大幅なものとして推計し、一兆一千億円程度の公債発行を主張する高度成長派

の立場であり、第二は、現在政府の政策となっている安定成長派の主張で、公債発行七千三百億円を主軸とする不況対策があります。これに対して革新の側の中心的な主張は、公債発行をくインフレ要因の激化と考へ、公債発行の否定ないし大幅な削減を主張する立場であります。たとえば大内兵衛氏はつぎのような発言をされています。『不況対策として現在とられている公債発行はインフレへの道であり、インフレは国民を経済的に収奪する。資本主義のためにも、現在不況対策は行わず、恐慌に陥し入れた方がよい』(『世界』四〇年十二月号)。

のちのべますように、私は文字どりの公債発行には反対です。ケインズ理論をいかに具体化するかという立場にたっても、たんなる公債発行の主張で終っている人にくみしません。また公債を発行しても物価は上らないというような詭弁には同調しません。大内氏の危惧するように、現在の日本経済の動きのなかには国債累積の危険があります。だが同時に革新のなかの考へが不況を放置した方がよいのだという資本主義の無政府制の是認——行動法則の欠如であったとしたならばこれにも賛成できません。むしろ不況に際して景

気対策をいかに行うかを革新の側がもっと重視しなければならぬと考えるのです。以下この保守革新の経済政策の主流的な考えへの私の疑問と日本の土壌のあるべき政策について述べることにします。

### 一 いわゆる革新の経済政策への疑問

——西欧社会主義政党的の経験は  
継承されているか——

資本主義にとって不況は人間における心臓の動きの如きものであり、それによって資本主義は整理すべきものを整理し再び上昇を開始するのであり、こうした姿こそ資本主義の健全な姿なのである。「資本主義のためにも、現在不況対策を行わず、恐慌に落し入れた方がよい」こうした考に対して当然おこる疑問は、恐慌になつたとき、だが一番苦しむのかという問題である。大内氏は、辛包できないのは資本家であつて、われわれは喜んで辛抱すると答えている。もちろんここで、私は大内氏が不況で苦しむ労働者の視点を忘れていたというような批判をおこなおうというのではない。大内氏がそうしたことを忘れてはならないと考えるからである。とすればそうしたことを充分認めた上で、大内氏はインフレを防ぐことの方が、こうしたことを考慮するよりもっとも重要であり、そのためには、健全財政を主張しなければならず、公債発行にもとづく不況対策はとってはならないのだと考えられているのだと解釈する。健全財政至上主義——インフレ防止のために不況・失業をも辞せずという価値判断——これが第一の立場である。そしてこれを生みだ

う不安定な形ではあつたが、政権の座につき、これがやがて二九年の恐慌とそれに続く不況によってゆり動かされるのである。

不況は税収入を減少させ、他方で失業保険を中心とする財政支出を増大させた。とくにイギリス労働党もドイツの革新政党も失業保険をはじめとする社会保障制度の完備をかかげて第一党に進出していたのである。ところが、このための支出が不況とともに増大し、それが国家財政の危機となつた。

イギリス労働党政府はG・D・H・コールがいったように、不況の深化に対処して失業者に職を与える何らの手段も講じなかつた。そしてやろうとしたことはただ均衡予算をつらぬくために支出の削減をはかることであつた。まず失業手当の大幅な削減が提案された。一九三一年七月である。ついでメイ委員会はこのほかに教員と官吏の給与を切下げ、公共事業費をけずり、社会保障費を大幅に圧縮することに、財政の均衡をはかる案を提出した。支出削減九六〇万ポンド、内失業手当の削減によるものが、六六五〇万ポンドである。マクドナルドはこれを受け入れた。そこで労働党は分裂し、かつての労働党首マクドナルドは保守党、自由党と結んで挙国一致内閣をつくり、労働党の左派は閣外に去つて一〇月の総選挙をむかえるのである。そして、その結果はといえば、(前回の選挙で二八七名をえた労働党が今回は)マクドナルド派が一三名、野党の反マクドナルド派は五二名、そして保守党は四七一名の当選者を出し、保守党の大勝に帰するのである。

革新派惨敗の原因は何か。その大きな原因は、不況に対処できず、これを深化させ、国民の信頼を失つた結果である。

す考えの基礎には恐慌は恐慌によつてのみ解決されるのであつて、不況対策はかえつて将来のより大きな不況を生むにすぎないという第二の考えが横たわっているにちがいない。以上の二つの見方のほかに、公債の発行にもとづく不換紙幣の増加は、物価を上昇させるという貨幣・物価観と、やむをえず公債を発行するのならば最少限にとどむべきで、その増発を防ぐために市中消化をはかるべしという考えを加えてもよいであらう。このように見てくると、大内さんの考えは、現在革新の政治を動かしている主流的な考えにほとんど一致しているといつてよいのである。

はたしてそれで良いのであろうか、私はこのような考えに接すると、結論はさておき、どうしても一九二九年の世界恐慌とそれに続く不況にさいしてヨーロッパの革新政党がいかなる道歩んだかを思いださずにはいられないのである。

一九二八年五月の総選挙で、ドイツの社会民主党は、一五三人が当選し第一党を保持した。第二党の国家人民党は、七三名であり、首相は、今までの中央党のウイヘルム・マルクスから社会民主党のミュラーに移つた。そして連立内閣とはいへ、蔵相、内相、労働相の三つの地位を社会民主党がしめ、大蔵大臣には、当時ドイツでのマルクス経済学の第一人者であつた『金融資本論』の著者ヒルファディングが就任したのである。——イギリスではどうであつたか。一九二九年五月の選挙で労働党は第一党に躍進し、マクドナルドを首相とする第二次労働党内閣が組織された。つまり、イギリスでもドイツでも、世界大恐慌の前夜に、一応の革新政党が連立内閣とい

ドイツにおいても事態はほとんど同じであつた。一九二七年につくられた失業保険制度——労資がそれぞれ賃金の三パーセントずつを拠出して基金をつくるというもの——は一〇〇万人程度の失業者に対処するものとしてつくられていたといわれる。ところが、現実の失業者は二九年の冬、すでに二〇〇万人をこえてしまつたのである。かくて、失業保険の基金は底をつき、国家財政への補助を深めた。蔵相ヒルファディングはこのために生ずる財政負担を削減するために、労資ともに三パーセントから三・五パーセントに拠金を引上げることが提案した。予算の均衡を保持するためである。

ヒルファディングはこのうち資本家の攻撃目標となつて閣外に去るが、いぜんとして社会民主党の最高の経済理論家として、また首相であり党主であるミュラーの経済上の相談役としてその政策を動かして来た。だがそのための指導理念は、何よりも予算の均衡を保持することであつた。その結果、不況が深化してゆくにつれて、一方で増税、他方で財政支出の削減——こうした道を歩まねばならなかつたのである。具体的にいへば、三〇年に入つて、失業が三〇〇万人をこすと、失業保険制度をまもるために、労資の拠金をさらに引上げようとし、このために社会民主党内閣はつぶれ、ついで中央党のブリーニング内閣が成立し、これが全面的な増税「国家救済税」と名づけられた官吏給与への二・五パーセントの課税、つまり実質的な給与引下げ、失業保険拠金の四・五パーセントへの引上げが行われる。このときも、ヒルファディングはブリーニングの賃金切下げには反対したにもかかわらず、かれのデフレ政策にかわる代案を何ひとつ提示することはできず、結果において、社会民

主党はブリュニニングのデフレ政策に従っていったにすぎなかった。

ヒルファードイニングは公共投資の増加による不況緩和策に対して反対した。「不況は資本主義制度の無政府性から起ったものである。不況はいずれ終熄するかそれとも資本主義制度の崩壊に導くべきものである。この不況を公共事業によって緩和しようと考えておるならば、それはマルクス主義者ではない」。これがヒルファードイニングの答えであった。

『ドイツ労働運動の悲劇』を書いたシュトルムタールはヒルファードイニングについてつぎのように書いている。「社会主義の大学教授や小グループの労働指導者が、恐慌克服のための新方式を公然と叫ぶに至ってすら、依然として社会主義指導者は動かなかったのである。新しい諸政策が何らかの価値を持つかもしれないなどとは考えることもできないので……恐慌に、その自然のコースを歩ませるが、伝統的な自由放任の線を追いつけた。かれ（ヒルファードイニング）は雇用労働者がその賃金を防衛することを援助し、また失業者が財政逼迫によって設定された限界内で相当の扶助を獲得することを援助しようとするが、しかしかれは、危機自体を攻撃するための一般的政策を立てようとはしなかったのである」と。

かくて不況は深化した。失業者は街にあふれ当然のことながら労働者は左傾した。たしかに共産党への支持は不況の深化によって増大した。しかし、そのかげで忘れられてならないのは、その数倍の速度でナチスへの支持が集まっていたことである。一九三〇年九年にはスウェーデンは、失業をおさえ、不況を克服しえたのである。

もちろんこの間物価は上がった。それは景気刺戟策として需要をつくり出すのであるから当然であった。一九三二年から三六年にかけて卸売物価は約二〇パーセント、生活費は二パーセントから三パーセント上昇したという。だが物価は上昇したとはいえ、その原因をなした国家財政の赤字は、それによって労働者住宅をはじめ労働者への福祉の増大のためにつかわれた。それは失業の減少とともに、よし物価は上がったとはいえ、国民の経済的厚生をまし、労働党政権への支持は増加したのである。

国家財政は公債の累積によって危機にひんしたか？ 反対である。三三年と三四年の赤字財政による景気刺戟の成功はやがて景気を上昇させ、三六年以後の租税収入の増加によってこれを完全に償還できたのである。言葉をかえていえばスウェーデン労働党は、賢明な意味での長期均衡財政主義者であった。かれらは、毎年毎年がつねに財政は収支均衡である必要はない、景気循環の一周期を通じて均衡していればよいと考えたのである。伝統的な一年ごとの均衡予算は、不況期には支出を削減して、購買力を減少させて不況を深化し、好況期には逆に景気を過熱させるのに反して、新しい考え——好況期の財政の黒字を使わずに不況期の赤字を償却するという考えは、不況期には景気を刺戟し、好況期には過熱をふせぐという意味を持っていたのである。不況期の赤字を好況期の黒字でおぎなったのちに残ったものは労働者のための住宅であり、社会保障であり、

月の選挙で、共産党が五四名から七七名へと増加し、中道派が減少した時、ナチスが一〇名から一〇七名へと大きく躍進して第二党になったのはそのあらわれである。

だがブリュニニングは従来のデフレ政策をかえなかった。そして「社会民主党はブリュニニングの経済政策を推すヒルファードイニングの後について行くだけであり」、三二年には、労働者の半数に近い六〇〇万人を失業させ、つぎの選挙でナチスは二三〇名をこえて第一党になり（共産党八九、社会民主党一三三名）、ドイツをファシズムに手渡す経済的基礎をつくったのである。

ところが、こうしたイギリス、ドイツの革新政党と正反対の道を歩んだ国がある。それはスウェーデンの労働党であった。

一九三二年、不況が深化していたとき、政権の座についたスウェーデン労働党は「節約と支出の削減」という従来まで右派政権がとってきた政策を一八〇度転換した。デフレインフレーションを受け入れながら、賃金と失業手当だけはデフレの風が当たらないようにしようとするヨーロッパの他の革新政党とは別の道を歩いたのである。

大規模な公共投資——とくに労働者のための住宅投資が行われた。社会保障のための支出を行った。しかもこれらは、増税でまかなわれたものではない。もしも増税によってまかなわれたものであったならば、それは不況に対する「購買力を創造するのではなく、主として購買力の配置転換にすぎないからである」と考えた。予算の赤字でこうした公共投資その他の試みがなされた。景気は政権をえよからの二年間の大規模な財政支出によって上昇に転じ、一九三三年は福祉国家への基礎づけであった。そして、こうした政策を基礎づけたのが社会主義者であり、経済学者であったミュールダールであった。

一九三〇年代の不況に対処した西欧の革新政党の歩みの中から我々は何を学ぶか。一九六〇年代はすくなくとも一九三〇年代ではない。日本の政治的写件は西欧のそれではない。当時の西欧の革新政党は連立内閣の下にあった。したがって、それは社会主義への転化ではなく、資本主義の下での政策選択の闘いであった。現在の日本の革新政党は野党であり、しかも政権の座から遠い。こうした違いから単純に西欧の教訓を移し植えることは危険である。だが、スウェーデン労働党の歴史が、不況に際して労働者住宅の完備をはじめ、社会保障を充実することができること、さらにいえば好況期であったならば、労働者住宅の大量建設は景気を過熱させるため、不可能であるが、不況期ならば景気対策上から政策選択上の闘いとしてそれができると、社会保障を充実させるためには「不況期こそ好機」であるという新しい思想を生み出したことは注目しなければならぬ。と同時に、ドイツでの教訓は、恐慌、不況から革命へという従来マルクス主義の下で考えられていた道が、ファシズムへの道をも用意しているということでもあった。もちろん、スウェーデン労働党の歩んだ道がすべて良かったというのではない。にもかかわらず三〇年代を經過し、第二次大戦を終った今、マルクス主義者も西欧社会主義政党から——それがスウェーデンのように本来の社会主義からかなり遠いところにあるものからも——学ぶべき多くのも

のを持っていたといいたのである。

ところで、ヒルファディングはなにゆえ不況に無策であったのであろうか。ヒルファディングを支えた理論は何であったのか。それは、「頑固さをもって通貨を保護」しようとしたことでもわかるように、インフレ予防であった。かれは公共投資であれ、何であれ、不況対策のための財政の赤字がインフレをもたらすと考へ、インフレは大家への収奪であると考えたのである。そしてそうした考へを生み出したものは一九二三年のあのドイツ・インフレーションの経験、そしてその終熄への成功にほかならなかった。

一九二三年、ドイツで天文学的までに物価が上ったあのインフレ——物価は戦前の一兆数千倍、通貨量は八〇億倍、二三年の十一月の物価は十月の一〇〇倍というあのインフレを抑えたものは何か。それは財政の赤字をとめ、不換紙幣を整理し、価値あるものに紙幣を直結させた政治力であった。 Rentenマルクの奇蹟——後世その功績はシャハトに奪われたとはいえ、そのとき大蔵大臣としてヒルファディングは、 Rentenマルクを金と結びつけるなど、かれなりの努力を重ねたのである。そして、この一九二三年のインフレ終熄の成功をもたらした貨幣観が、逆に一九二九年の不況にさいしてはかたくななまでに景気対策をしりぞかせ、不況を深化させ、ナチへの道を用意したのである。

ひるがえって、わが国の革新的な経済理論の流れをみてみよう。戦前のインフレーション研究家の一人、猪俣津南雄氏についていへばそれは明らかに一九二三年の経験の上に立つマルクス経済学の継

それでは、現在の日本の不況にさいして、公債を發行し景気対策をおこなうべきなのか、あるいは、日本の政治的与件はこうした政策を必ずしもジャスティファイするものではないのか。こうした問題を考えるために、視点を移して、保守の側の経済政策と経済理論とを問題にしていこう。

## 二 日本資本主義の体質とその土壌

### ——保守の側の経済政策と理論——

周知のように、日本の保守の側の経済政策は大きく二つにわかれている。所得倍増下に明確になった高度成長派と安定成長派である。そして、現実の政治は池田から佐藤への政権の移行に象徴されるように、高度成長派から安定成長派に移った。これとともに政策論争も保守と保守をかえた。

かつて池田時代、安定成長派は高度成長が需要の過多のために物価を上昇させる危険を警告した。事実、物価は上昇した。保守と保守をかえた安定派は、三九年秋以来の不況を契機に経済成長率をおさえ、安定成長路線上に日本経済を誘導しようとした。だが、三九年秋以来の不況は四〇年に入ってからに進行し、戦後もっとも深刻な状態に突入してしまつたのである。安定成長派はこの不況の原因を過去の高度成長に求めようとした。あまりにも高度成長をとり、供給能力が過大になってしまつたためである。

だが高度成長派は、このような考へはとらなかつた。不況の原因は誤つた安定成長派の経済政策にある。それは、三九年に金融引締めを過度に続け、また財政支出の増加率を低め成長を抑えたため

承であつた。また東京大学で経済学を講じたレーデラーの影響は、学生の多くにこの一九二三年を中心とするドイツ経済とそのための理論とを学ばせたという。かくて、一九二三年段階におけるヒルファディングがよつてたち、しかも成功した考へ、

- (1) 金本位制度の下ではインフレはおこらない
- (2) インフレはたんなる物価上昇ではなく財政赤字にもづく不換紙幣の増発による物価騰貴である
- (3) 流通必要量をこえて不換紙幣が増発されると、その増加に比例して、物価は上る

という三つの柱が遺産として流れていくのである。それは(2)のインフレ↓財政赤字↓政治批判という形で直ちに政治批判と直結するたために、はじめ労働派に入つたこの考へは、労働派をこえて講座派を含めたマルクス主義経済学者共通の遺産となつたのである。(3)の「流通必要量をこえて不換紙幣が増発されると、その増加に比例して物価が上る」という考へが、事実上、マルクスの批判した貨幣数量説であるにもかかわらず、また、それがレーデラーにせよヒルファディングにせよウィーン・マルクス主義者であり、その経済理論のなかにウィーン学派的貨幣論の影響が滲透しているにもかかわらず……、いやそれ以上に、一九二九年以後の不況の段階において、それがいかなる意味を持ったかが再考されることのないままに、革新の経済政策を基礎づける主流を形成しているのである。私はこうした革新の側の理論的現状を危惧しないわけにはいかないのである。

ある。もしも、このとき成長をおさえていなかったならば、こうした不況は生じなかつたであろう。不況の原因は需要の不足にある。したがって、この不況をとり除くためには、何よりも国家による有効需要の増加、具体的には、公債発行による歳出の拡大をはかるべきである。これが高度成長派の主張であつた。とくに高度成長派を支持する経済学者は、その計量経済学的モデルから財政支出の増加の必要を基礎づけるとともに、こうした財政政策はケインズ理論登場以後の経済学の常識であつて、安定成長派のような考へは時代錯誤であるとした。

ここでは、不況の原因について、安定成長派が正しいか高度成長派が正しいかはおいて問わないことにしよう。ただいえることは、不況の原因を一方が供給力の過剰に求めるといっても、それは需要にくらべての過剰なのであるから、式で示せば、

### 需要 > 供給

であつて、供給力過剰は、同時に需要不足にすぎない。同じように、高度成長派の主張する需要不足説も供給力にくらべての需要不足であり、逆の方向から見れば、供給力過剰にすぎないのである。したがって、こうした水準での対立は、実は同じことの異なる表現にすぎず、よし対立しても水かけ論でいずれが正しいか結論は出ないのである(いづれが正しいかはより高度の次元からの論証が必要なのであつて、このことは景気変動学説史の教えるところでもある)。そして現在の対立がそうした高度の水準にないことも事実である)。

にもかかわらず、四〇年に入つてからの両者の対立は、高度成長派が論争の上ではかなりの程度優位となつた。というのは、安定派

の予想に反して、四〇年度、不況にもかかわらず消費者物価が七パーセント近くも高騰したからである。このことは安定派の主張が誤っていたことをうらがきするものであった。高度成長時代、安定成長派は物価上昇の原因を高度成長に求めた。そして需要ののびをおさえ、経済の成長率を落すならば物価は安定する、と主張した。だが昨年以來成長率を落し、これだけの不況に日本経済をおとし入れても消費者物価は安定しなかった。このことは何よりも安定派を攻撃させる材料となった。と同時に不況の進行は実業界のなかに不況緩和策を求める声を大きくして、安定派も公債発行をふくむ景気対策をとらざるをえなくなってきた。こうして、現実の政策上でも、安定派は高度成長派の主張に近寄らざるをえなかったのである。以上の二点のため、近代経済学者のなかでは、高度成長派と安定成長派との対決はもはや勝負あった、安定派は破れたと考える人が多い。

安定成長派が高度成長派に歩みよったこと、そして公債発行にふみ切ったこと——現実的にはこのこというらげられて、また理念的には保守をひとつにしてこれを革新と対比するという伝統的な発想方法から、革新の側では安定成長派と高度成長派をひとつにして保守政党の政策は公債発行を軸としたインフレ政策であると批判する。だが、高度成長派のなかには、逆に、安定成長派も伝統的な革新派も、ともに成長率を落すことによって物価は安定するという誤った考え方を持っている、この点で保守党内右派と古典的マルクス経済学者との奇妙な共同戦線が成立しているという人もいる。

もちろん、古典的マルクス経済学者の立場からみるならばこうしの二大支持基盤であることから推測できる（『日本経済の論理と行動』『世界』一九六五年五月号参照）。物価上昇は日本資本主義の体質に、また日本の政治の支持基盤に深く根をはっているのである。

\* こうした意味では現在の物価上昇の原因をたんに日本銀行券の増発だけに求める伝統派マルクス主義の考え——前期のヒルファーディング的な考えに立つもの——はそれだけでは充分ではない。むしろそうした考えは、もし日本銀行さえ適正に運営されるならば、物価は上昇しなかったという考えを生み、現代の物価問題を、日本的現代資本主義の中核から生ずる病とみず、たんに部分的銀行制度の病と見るのである。と同時に、こうした考えは一九六三年に來日したシカゴ大学のフリードマン教授——もっとも保守的な自由主義経済学者の貨幣数量説から発する考えと同じであって（『日本経済はインフレへの道』『経済往来』一九六三年八月）、ここでも伝統的マルクス主義者と保守派右派との奇妙な一致が見られる。ただし、同じマルクス主義経済学者でも若い研究者は「高須賀義博『近代価格論序説』岩波書店 一九六五年のように」こうした立場はとっていないようである。

それでは、高度成長派のいうように、また安定派がかなりの程度高度成長派に近づいたように、現在、公債を發行し、有効需要造出政策をおこなうことは正しいであろうか。

たしかにケインズ理論が一九三〇年代のイギリスの不況期から生

た主張を認めることはできないだろう。物価が上昇したのは、実は不況にもかかわらず、山一証券をはじめ企業倒産を防ぐ救済資金という名目で、日本銀行が紙幣をあまりにも多く供給したからであるというにちがいない。前記の大内氏を中心とする座談会もこうした立場をとっている。たしかに、もしもこうした金融的救済策をとらなかつたならば、企業の倒産は連鎖的となり、恐慌状態があらわれ不況はさらにいっそう深刻化するにちがいない。そして不況がより深化するならば物価は安定するかもしれないのである。ただこうした政策だけで物価を安定化するには現状をこえるよほどの不況におち入れなければだめであって、こうした不況に日本の企業も、そして、おそらくは労働者もたえられないことも事実である。

くり返そう、安定成長論者の誤りはどこにあったか。かれらは需要をおとすという政策だけで物価を安定できると考えた。だが、一方の大企業分野で、カルテルが容易に形成される日本で、また他方で多数の前近代的産業経営を持つ日本で、こうした政策をとった場合、現在程度の不況では（カルテルによる生産制限その他の力によって）、また前近代的経営を維持するための価格上昇圧力によって）、こうした古典的価格安定化政策は効果を發揮しないこと、もしもその効果を期待するならば、自由主義時代の経験をはるかにしのぐ不況が必要であって、そうしたことに日本の資本自体がたえられないことに気づかなかつたことである。この意味では、現在の物価上昇は大企業の独占的行動と前近代的経営の存在ということから生ずる当然のむくいなのである。そして、それが一朝一夕で改められないことは、大企業と農村をふくめた前近代経営こそが日本の保守政党

れ、それが学問的共有財産として先進国の財政政策のなかにとけこんでいる欧米社会を見るとき、こうしたケインズの財政政策をとるのは一見当然のことのようにも思える。

だが、それにはなお多くの問題がある。まず第一にケインズの財政政策を正しいとした場合、日本の高度成長派は真の意味でのケインズの財政政策主義者であろうか、という問題である。

ケインズの財政政策は景気過熱期には増加し続ける余分の税収入を積立てることによって、不況期にこれをつかい景気を回復するというものである。つまり、適正な経済成長経路をはずれて上昇しすぎた場合には、黒字予算をとってこれを抑えると同時に、その黒字をもって不況を引上げるといふものである。ところが高度成長下の日本の財政は、予定された経済成長をこえ、租税収入も予定以上にふえたとき、高度成長派の政治家は補正予算をくみ、これをそのとき使ってしまったのである。（もしもこれを用いないで積み立てたとしたならば、その累計は今日一兆円以上になり、公債を發行することなしに充分景気刺激政策をとりえたのである。ちなみに四一年度の公債発行額は七千三百億円である。）

つまり好況過程では、かれらはケインズの財政主義者ではなく、事実上入って来たものはすべてつかうという古典的均衡財政主義者にはかならなかつたのであって、これが不況に転化すると、とたんにケインズの名において赤字財政を主張し、補足的財政政策を主張するのである。これが日本のケインズ的政治家の実態である。われわれは、このように誤ったケインズの補足的財政政策とさきに述べたスウェーデンの労働党の場合とを比較してみなければならぬの



ではないだろうか。

問題はそれだけではない。公債を発行した場合、それをとりまく政治的な事件は日本とイギリス、アメリカなどとはいじめるしく異っている。理念として景気対策を行うことを私は否定はしない。いやむしろ一九三〇年代の西欧の例からその必要性を強調したい。だがそうした理念が公債発行という形で実現されたとき、それが今後いかなる結果を生むのであろうかを考えないわけにはいかない。

卑近な例をひこう。アメリカで選挙がおこなわれるとき、候補者は、国民に減税の実現を公約する場が多い。伝統的に議会は大統領の提出した予算教書のうちから無駄を見つけ、これを削ろう、削ろうとする。他方大統領は、いかにして予算をふやすかに腐心するのが普通である。議会は予算圧縮派、政府は膨張派である。イギリスの場合も……。およそ近代社会は、議会そのものが人民への課税をいかにして少なくするかというのをひとつの目的として人民がつくりだしたものである。自由放任時代、市民社会とともにそこに安価な国家を成立させたこの欧米社会は、たとえ自由主義、安価な国家から新しい時代へと進んだにしても、それはその時代の成果を含んだ上での話である。ケインズの政策もそうした土壌の上での問題である。

だが日本の政治的土壌は正に逆である。議会は保守も革新も伝統的に力点の相違はあれ、いかに予算を獲得するか——結果においてはいかに拡大するかである。とくに保守党の現状は、議員は利権のために、政党は圧力団体のために予算の増大をはかる力となっており、これを防ぐのは事実上大蔵省であるにすぎない。そうして大蔵

省が、政府与党の巨大な圧力に対抗する場合の唯一の防波堤が租税収入以上は出せないという均衡予算による制限のもいっつらざる現状なのである。そこでもしもこうした制限がとりはらわれ、「公債を出すならばいくらでも予算をふくらませることができ」としたならば、好況期においても景気過熱期においても予算は膨張を続けて、ケインズの伸縮的財政も何もなくなり、公債は累積し、日本の財政は破綻するかもしれないのである。

人による大蔵省をさして古典的均衡財政論者の集りだという。だがはたしてそうであろうか。事實は、高度成長期、税収入が増加したときには、政治圧力のため税収入があるだけでもぎとられ、伸縮的財政政策をとりたくてもとれず、そのために均衡財政となったのではないだろうか。とすれば、いったん本格的公債が発行されたとなると、国債累積の危険——そしてそのために物価上昇傾向が加速される危険も大きいのである。この意味では、日本の財政の現実を熟知している大内さんが公債発行の危険を警告されるのを、都留重人氏が昨年十二月の朝日新聞の論壇時評で「経世家の言」（「経世家にあらず」と書かれたのはまさに至言である。またケインズ理論によって日本の財政を研究してきた林栄夫氏が、日本の財政の現実を知るにおよんで財政圧縮こそ必要という考えに変わったといわれるのを充分考慮しなければならぬのである。

もちろん私は、こうした危険性のゆえに不況をなすがままに自然にまかせるのがいいというのではない。こうした政治的土壌が根深くあるとするならば、そうした土壌の上で景気対策を行うのにはどうしたらよいか、たとえ、それが需要造出政策の場合でも公債とい

う形をとらず、その危険性をできるかぎり回避した形で行うのはどうしたらよいかを考えるのが、真の日本の経済学者ではないかと思うのである。この点、現在の日本の多くの近代経済学者はまさにコスモポリタンであり、日本の土壌も欧米の土壌も同一視するという意味では真の政策論者ではないといふのは過言であろうか。

さらにいえば、有効需要を大規模につくり出し、景気上昇に成功した場合、再び特定分野に後発メーカーが参入し、それが供給能力過剰をひきおこす危険性は予防できるのか。現にナイロン、テトロロンを例にとれば、戦後あれだけ利益をあげた東洋レイヨンが、三十九年以来、不況の波にさらわれたのは、ナイロンにしろ、テトロロンにしろ第二次後発メーカーが三十九年末に、それぞれ三社と四社参入し、競争にうってでた結果である。事実こうした参入がおこなわれたときこそ競争が激化し、企業が苦境に立つことは近代寡占論が教えるところであり、しかもこうした参入は需要が大きく、のび、しかも先発メーカーが不当な利潤をえているときに生ずることもまたそれが教えるところである。したがって、こうした事態は、単純に需要の再拡大をおこなうと再び生じ、大内さんが危惧されるように将来さらに大きな不況を用意するかもしれないのである。

もちろん、こうしたものの発生を事前におさえ、需要に応じて供給能力の増加を適正な合理的工場規模の拡大として誘導してゆこうというフランス、イタリーの考えもある。だがこうした考えは（マルクス主義者では、力石定一氏、近代経済学者では渡辺経彦氏等）少数であり、安定成長派には古典的自由主義の考えが色濃く、高度成長派は（需要をつくり出す面では政府の政策を重視しても）生産

面が、政府与党の巨大な圧力に対抗する場合の唯一の防波堤が租税収入以上は出せないという均衡予算による制限のもいっつらざる現状なのである。そこでもしもこうした制限がとりはらわれ、「公債を出すならばいくらでも予算をふくらませることができ」としたならば、好況期においても景気過熱期においても予算は膨張を続けて、ケインズの伸縮的財政も何もなくなり、公債は累積し、日本の財政は破綻するかもしれないのである。

人による大蔵省をさして古典的均衡財政論者の集りだという。だがはたしてそうであろうか。事實は、高度成長期、税収入が増加したときには、政治圧力のため税収入があるだけでもぎとられ、伸縮的財政政策をとりたくてもとれず、そのために均衡財政となったのではないだろうか。とすれば、いったん本格的公債が発行されたとなると、国債累積の危険——そしてそのために物価上昇傾向が加速される危険も大きいのである。この意味では、日本の財政の現実を熟知している大内さんが公債発行の危険を警告されるのを、都留重人氏が昨年十二月の朝日新聞の論壇時評で「経世家の言」（「経世家にあらず」と書かれたのはまさに至言である。またケインズ理論によって日本の財政を研究してきた林栄夫氏が、日本の財政の現実を知るにおよんで財政圧縮こそ必要という考えに変わったといわれるのを充分考慮しなければならぬのである。

### 三 いかにか景気対策をおこなうか

——国民への成果を還元するために——

まず公債発行にともなう日本の危険性を予防するために、従来まで考えられて来た歯止めを検討しよう。

第一は、公債は建設公債に限るという財政法第四条の適用である。だがこのことは、公債の累積という点だけからいっても、好況の時もまた、道路、港湾等の費用分は公債が出せるといふことを意味させ、この分だけ公債が発行され、予算は圧力団体の力で膨張する可

能性がましなということになる。この結果は、不況期のみならず好況期も公債発行であり、公債は累積する危険性を生む。このことは好況期に黒字予算という伸縮的財政政策を逆転することにはかならない。

第二の通説は、公債の市中公募にするという歯止めである。もしも日本銀行引受けにしたならば、この分だけまるまる紙幣が増発され、インフレの危険が生れる。だが市中公募なら、金融機関が買うにしろ、個人が買うにしろ、それは貯蓄で買うことであり、紙幣増発にならずインフレの危険はない。と同時に公債の発行高も市中消化の限度をこえて発行できなくなり、おのずと限度を持つということである。この点は第一の点とともに公債発行の歯止めとして、やむなく公債を発行する場合、重視すべき点として革新の側でも強調する点である。だがこの市中公募という原則も必ず問題を生みだすというのには、日本の金融の実情では、大部分の公債はいったん金融機関に引きとられるが、それは再び日本銀行から市中銀行などが金を借りる担保につかわれ、公債は日銀へ、そして紙幣は金融機関を通じて民間へ流れ、市中公募も事実上日銀引受けと同じ役割りを果たすにすぎないからである。

\* このことは、今回の公債の利回り、六・七九五パーセントと地方銀行、相互銀行、農協等の七パーセント近い資金コストとくらべればいっそう明白である。これらの金融機関は、預金者から金をあずかって、利子をはらい、従業員には賃金をはらって経営を維持するためには、少なくとも七パーセントをこえる率まで運営しなければならないのである。それが六・七九

五パーセントでは経営的に成り立たない。公団債、電話公債などですら七・三パーセントにまわるのである。にもかかわらずなぜ公債が買われるか——それは公債は日本銀行が担保として金を貸す場合の第一順位だからである。しかも、日本銀行がこれを担保に金を貸すときの利子は日歩一銭五厘から六厘——年にして四パーセント余りなのである。そこで銀行は国民からの預金で公債を買い、それを担保にして日本銀行から金を借り、これを他に貸しつけるならば——あるいはこれで公債を再び買うならば充分利益をあげることができるのである。

日銀は国債を担保に金を貸さないというならば話は別である。こうしたことは経済の常識からできない。よし形式的にこうした行政指導をしても、そのかわりに他の公社債が日銀への担保として金が貸し出されるということは常識である。とすれば市中公募という歯止めも事実上は日銀引受けであり、その相違は、はじめから日銀引受けの公債の場合は利回りが低いのに反して（五パーセント）、市中公募の場合は市中消化ができる程度の利回りということのために、現に六・七九五パーセントという高利の公債になり、その分だけ金融機関に利益を与え、国家への負担をそれだけですすぎないのである。市中公募が強くいわれた真の理由はこうした資本の利害関係が背後に存在するためであり、インフレ予防というのは表面上の理由にすぎない。にもかかわらず革新の側の人たちが、やむをえず公債を発行するならば市中公募というのはどうしたことだろうか。

だが以上のことよりも、もっと重要なことは、公債発行の対価として、それだけのものが国民の福祉を増大するためにつかわれるであろうかという点である。公債発行は景気対策である以上その反面で物価上昇を加速する。としたならば、物価上昇を補って余りあるものが国民に還元されなければ良き経済政策とはいえないのである。

もしも良き政治と結びつき、公債発行で集められた金が有効に使われるならば、たとえば親のない施設の子供たちが（三歳以上は）昼食とおやつで二十五円という現状、いかに子供が泣いても保母さんたちはその二十五円のうち五円をさいてキャラメル三粒を与えるにすぎない現状等々を聞くとき、私は政治の各分野でこうした現状が打破されるならば、不況期に、景気政策をかねて、そのための公債発行ならば喜んで認めるのである。しかし現状はそうではない。たとえこうした福祉政策へ三〇パーセントの金がまわっても残りの七〇パーセントは利権に関係あるものや圧力団体にわけられ、結果においては福祉に還元されるにはほど遠い。軍事費の増加、軍人恩給の増額、公債発行によって減税といながら、企業減税が大きく行なわれるなどその一例である。まさにそうしたことのために政治が自由に使用できるように公債発行による予算規模の拡張があるといってもよい。としたならば残る道はおそらくつきのような道だけだろう。

今国民がもっとも困窮しているものは何か。そのひとつは、まぎれもなく住宅であろう、とすれば庶民のための住宅を建設するために、たとえば住宅公団債を数千億円発行すること。東京の交通難に

対処するため、帝都高速度交通営団等の地下鉄債を発行すること等々、使途の明確な政府保証債を発行することである。

いま住宅についていえば、むこう五年間の不足住宅は建設省の予想で七六〇万戸であるといわれている。そしてこれをつくるためには一五兆円の金がある。よしそのうち五五パーセントを民間にまかせても（この比率は過去の民間資金による住宅の比率）公的資金による住宅のため約七兆円の資金があるのであり、これは過去五年間の五倍強の支出を必要とする。今回の予算では建設省は公的資金による住宅建設が、はじめて三〇万戸の万台にのったと喜んでいる。だがこの程度では現在の住宅不足からは解決にほど遠い。国の予算では三〇万戸でも、それが実現するためには、都営住宅のように国の資金と都の資金との合計でつくるものもあるのであるから、都道府県の子算が同時にふえなければならぬ。こうしたことは今の地方財政の下では非常にむずかしい。結果においては地方財政の圧迫である。予算による中途半ばな住宅建設はこうした弱い所へのしわ寄せにもなる。だが住宅公団債の発行であったならばこうしたことはない。そして現実には住宅難の解決のためにはいくらでも資金を必要としている。

と同時に、こうした政府保証債の場合は、国債とちがって明確な償還計画がつき、それが浪費されることも、既存の公債の利子支払のために公債を発行するということもない。有効需要造出効果としても充分な意味を持っている。

もちろん私は、今のような公団建設がいいと思っていない。公団建設にまつわる種々の問題もある。だが、庶民にとっては、よし

物価が年に六パーセントから七パーセント上っても——もちろんこれはできるかぎり抑えねばならないが——3DKなり4DKなりの公団住宅に現在の程度の家賃で入れるならば、経済的厚生をますのではないだろうか。また、帝都高速度交通営団債が発行され、交通難が緩和されるならば実質的生活は向上するのではないだろうか。

私は企業家に向って次のように言いたい。都市の中産階級の家庭はある程度の耐久消費財をすでに購入し最後の耐久消費財——つまり住宅のための貯蓄を了したといわれる。そこでこのための貯蓄は長期になり、短期的には、有効需要の増加となつて現れない。もしも公団住宅に容易に入居できるならばこうした貯蓄は有効需要の増加となるだろうと。

たとえ、貯蓄をつづけても物価の上昇がそれを減価させ、地価の上昇には追いつけない。幸い家をたてられる場合でも住宅問題の解決に代る長時間の通勤ラッシュがまわっている。もはや住宅問題は個人の手をはなれ、計画的な公的建設の段階に入っているのである。

私は政治家にも耳を傾けてほしいと思う。今庶民の求めているのが住宅であるとすればそれを実現させるのが政治家の責任である。

最後に一般的にいおう。不況対策をおこなうならば同時に国民の福祉増大に直結させること——このことを現在求められなければならない経済政策である。それは過去にわずかながらスウェーデンの例があった。われわれはこうした問題を日本の土壌の上で追求し

がいに刃物であることを我々は銘記したいと考えている。

#### 附 記

四十一年春に報告して以後の日本経済の景気動向は、新たに次のような問題を提起している。それは四十一年夏から秋にかけて景気が急速に立ちなおり、上昇局面に入りだしたことである。このことは一見、七、三〇〇億円の国債発行による安定成長派の景気政策が正しかったことを示しており、同時に高度成長派のデフレ・ギャップ推計が誤っていたことを意味するかのようである。高度成長派の人たちのなかには、過去のデフレ・ギャップ推計を正当と考えるために、景気の急速な回復を否定する人もいる。だが正確にはそのいずれも正しくない。問題はこの間国際経済の動きがわが国の輸出を予想以上に増加させ、そのことが有効需要造出効果となつて、事実上、一兆円以上の国債発行による景気政策に代位したのである。ちなみにベトナム戦争をめぐる直接・間接特需は約十一億ドル、四〇〇億円といわれている。策二に、私の報告に対しての質問として、武田隆夫氏は一九二九年恐慌にさいして社会民主党が景気振興策をとれなかったのは、国際収支の赤字に関係があるのではないかとたされた。この点については、報告の補足で述べた点ではあるが、イギリスにおいて、シティーが均衡財政を強く主張したのはこのためであり、ドイツにおいてもこうしたことが制約条件になつていたのは——ヒルファーディングに意識されてはいなくとも事実である。そこで、もしも均衡財政至上主義をすてる新しい財政々策の立場に立つとするならば、そのことは同時にそれを可能にする国

なければならぬ。わが国では欧米諸国よりも物価はより急速にあがるだろう。だからより多くの福祉を国民に還元するようなものではない。わが国では予算の浪費の危険性がある。だからこそ、使用目的を明確に指定できるものが良く、償還計画が明確なものが良いのである。そしてこうした条件を満すものは不十分ながら政府保証債のなかにある。

このように書くと、人によっては政府保証債も実質上公債と同じではないかといわれよう。たしかに国の借金か、公団の借金かのちがいで、同じである。だからこそ有効需要造出の景気対策という点では同じである。だが、国民への福祉という点では現在の政治の下ではより害が少なくない。場合によってはよりよい効果も生れる。そして実業家の中にも——例えば三井銀行頭取の佐藤喜一郎さんのように公債発行は危険だ、公社債ならその危険はないと考える人も多いのであつて、『エコノミスト』一九六五年十一月九日、現在の政治の下でも政策実現の可能性がある。

私は以上の提案のなかに不十分なことがあることをよく知っている。とくに物価上昇にともなう底辺部分の経済的困窮である。そしてそれは政府保証債では手のうちようがない。どうしても予算の再分配を行わねばならない。こうした点に努力するのはもちろん大切である。そうした上で、景気対策と何を組み合わせるか、現在の政治的条件下での限られた最善の政策は何か、こうした問題を考えるのが現在必要だと考えるのである。ともあれ、良き政治さえあるならば不況は国民の福祉を増加しうる好機たりうること、逆にケインズの知性による経済への介入はそれを動かす政治力いかなでは気が

際収支改善策を好況期にとつておかなければならぬわけである。

第三に、予定討論者御園生等氏から、私の主張は修正主義にすぎないのでないかという質問がなされたが、その通りであつて、それは資本主義を止揚するものでももちろんない。ただ、よし社会主義を意図する立場の人でも、資本主義内において解決すべきものを解決しておくことが社会主義の生みの悩みと建設を苦勞なきものにする——そこに今後考えられねばならない修正と革命の關係が横わっていることはたしかである。最後にわが国における北政研究の数少ない一人である丸尾氏から貴重な意見を得たことを附言して感謝の言葉にかえさせていただく。

わが国財政の運営にあたって長らく堅持されてきた国債不発行主義は、一九六五年度にいたって、深刻な不況の圧力のためついに放棄されねばならなかった。日本の財政政策が重大な転換期にさしかかっていることは、もはや何人も否定できない事実である。今後の財政運用の基本方針は、これまでの財政金融政策によってもたらされた種々の弊害を反省するとともに、最近における日本経済の構造的变化を十分考慮に入れて決定されねばならぬ。このような観点に立って、これからの財政政策の基本的課題は何かという問題を論じてみようというのが、この報告のテーマである。

本稿では紙面の制約上くわしく論じることができなかった問題も少なくない。この報告の内容に関連を持つべきの拙稿を参照して頂けると幸甚である。

『財政政策の理論』勁草書房、一九六六年

「財政運用と景気の動向」金融ジャーナル、七巻四号、一九六六年四月

「国債発行と財政金融」京銀調査月報、一四二号、一九六六年五月

「新国民所得統計からみた日本財政の動向」アナリスト、一巻二七号、一九六六年八月

期的なバランスを達成するのに役立つ。しかし、同じことが今後の日本経済についてもいえるかどうかは疑問であろう。

(2) 労働需給の変化 高度成長政策のきわめて重要なメリットのひとつは、潜在的過剰人口問題を予想外の短期間にほぼ解決したことである。いまや労働力不足型の経済へ転型しようとしている今日の日本経済においては、これまでのように、経済成長をあらゆる他の目標に優先させる政策態度をとり続ける必要はない。今後の財政政策では、公共部門への資源の適正配分、経済安定および分配の平等化という諸点を、いっそう重視すべきであろう。

(3) ソンバル・アンバランスの問題 高度成長下の財政金融政策は、一方においては、社会的共通資本と民間資本とのアンバランスを激化させ、他方においては、公共サービスの水準と民間消費水準とのアンバランスをいじめるしく拡大させた。これらのアンバランスを是正する必要は、最近では政策当局者もしばしば強調している。それにもかかわらず、事態は大して改善されていない。この問題の解決は、昭和四〇年代における財政政策の緊急課題とみなすべきである。この点からみて、いわゆるチープ・ガバメント・ポリシーを固執し続けることは大いに問題であろう。

(4) 財政の景気調節機能の重視 金融政策は、景気調節のための手段としてきわめて重要であるが、二つの大きな弱点を持っている。第一は、不況あるいはきびしい景気後退を阻止することが問題である場合に、その効果の強さと確実性が疑わしく、しばしば長いタイム・ラグを伴なうという点である。第二は、国際資本収支に対する影響のため、金利政策は重大な制約を受けることがあると

一 今後の財政政策の基本方向を決定する諸要因

まず最初に、今後における日本の財政政策の基本方針を考える場合に、とくに重視すべきであると思われる問題点を列挙しておく。

(1) 民間投資の中期動向 最近における民間投資意欲の異常な冷却は、過剰生産能力の圧力によるところが大きい。今後における民間設備投資の中期動向が、一部の人々が主張しているほど悲観的なものとは思わない。しかし他方において、昭和三六年度までの数年間に経験したような空前の民間設備投資ブームが、近い将来に再現する可能性は小さいと予想すべきであろう。なぜならば、重要産業における技術水準が先進工業国のトップ・レベルに到達あるいは接近した現在では、主として外国技術の導入という形で、大規模な技術革新投資が多くの主要産業でいっせいに行なわれるという経験は、ふたたび繰返されそうにはない。さらに、貿易自由化にそなえた企業設備近代化競争も、もはやピークを過ぎたと判断されるからである。これまでの民間設備投資リード型の高圧経済の基調のもとでは、いわゆる緊縮均衡予算政策が、総需要と総供給との中間点である。今回の不況対策の経験からみてもあきらかなように、これらの二点は、わが国でも無視できない問題になってきた。今後の経済安定政策においては、財政のビルト・イン・スタビライザーとしての機能を活用するとともに、必要に応じて公共投資や税率表の調整を行なう用意がなければならぬ。

(5) 消費者物価問題 昭和三五年以来根強く続いている消費者物価の上昇は、あきらかに、今後の財政の運用にあたって重視されなければならない問題のひとつである。消費者物価——賃金の悪循環を財政金融政策によって短期間に打破するためには、深刻な失業と企業倒産をとともなうデフレ政策が必要とされる。これを政治的に実行できないことはあきらかであるから、財政面における物価対策としては、農業生産や流通機構の近代化を促進する構造対策のための政府支出が、もつとも重視されねばならぬ。そのほかに、公企業における価格政策、有効需要刺激政策における需要構造の調整、住宅対策なども、直接間接に物価問題と関連を持つ。

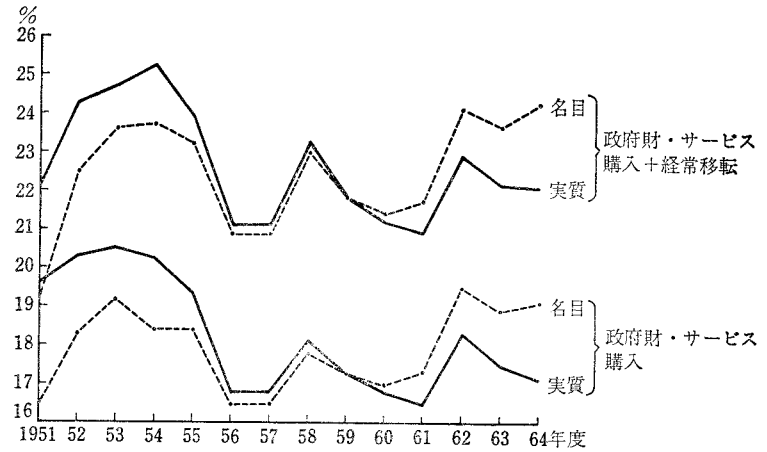
さて、上述の諸点に特に考慮を払うべきであるとすれば、今後における財政政策の運用の基本的態度はどのようなものになるべきであるか。われわれは以下において、資源配分政策、成長政策、安定政策という順序でこの問題を考えてみたい。

## 一 資源配分と財政政策

### 2-1-a 財政規模

まず、GNPと比較した政府支出の相対的規模が、これまでどのように推移してきたかという点を検討しよう。第1図の上の方に示

第1図 政府支出のGNPに対する比率, 1951-64年度



資料出所：経済企画庁『国民所得統計年報』1966。

注：1) 経常移転支出には一般政府負債利子支払をふくむ。  
2) 実質表示の比率は1960年価格による実質国民総支出のデータより算出；経常移転支出のデフレーターとしては個人消費支出に関するものを使用。

第1表 政府支出, 民間支出およびGNPの年平均増加率(%), 1955-64年度

項 目	1955-59 平均		1960-64 平均		1955-64 平均	
	名目	実質	名目	実質	名目	実質
(1) 政府消費	7.2	2.7	16.6	7.1	11.9	4.9
(2) 政府固定投資	12.9	10.6	20.8	14.9	16.9	12.7
(3) 政府の財・サービス購入	10.1	6.3	18.4	10.9	14.3	8.6
(4) 経常移転支出	8.0	7.3	19.2	13.5	13.6	10.4
(5) 総政府支出(3)+(4)	9.6	6.4	18.6	11.4	14.1	8.9
(6) 民間消費	8.5	7.7	14.5	9.0	11.5	8.4
(7) 民間固定投資	20.0	18.1	20.1	16.8	20.1	17.5
(8) G N P	11.4	9.4	16.2	11.2	13.8	10.3

資料出所：第1図と同じ。

注：1) 実質表示の増加率は1960年価格による。

2) 平均値はいずれも各年度の対前年増加率の算術平均。

経済の資源のうち、政府によって利用されるいは再分配された部分の割合を表わす指標としてであろう。この点からいえば、われわれは実質表示の比率の方をいっそう重視しなければならぬ。つぎに、総政府支出とその主要構成要素の昭和三〇年代における平均増加率を、GNPおよび民間支出のそれらと比較してみよう。

されている二つのカテゴリーは、新国民所得統計による総政府支出(財・サービス購入額と経常移転支出額との和)をGNPで割った比率の動きを示す。

点線の方は当期価格表示のデータから得られる名目表示の比率であり、実線の方は一九六〇年価格による実質表示の比率である。これらの比率はいずれも循環的変動を伴う傾向があるが、ここでは昭和三〇年代をつうじての動向に注目することにしよう。すると、名目総政府支出比率はあきらかに上昇的なトレンドを示しているが、実質総政府支出比率は趨勢的にはほぼ不変であったことがわかる。後者の昭和三〇年代における平均値は二二％であって、昭和二〇年代の最後の四年間のそれより約二％低い。

政府の財・サービス購入のGNPに対する比率は、短期的にみても長期的にみても、総政府支出比率とほぼ平行的に動いている。したがって、この政府購入比率についても、名目表示のそれに見出される上昇傾向は、実質表示の比率においては消滅する。後者の昭和三〇年代における平均値は一七・五％であって、昭和二〇年代の最後の四年間のそれより約二・五％低い。

上述のように、名目表示のデータにおいて見られる政府支出の相対的規模の拡大傾向は、実質表示のデータでは消滅することに注意しなければならない。その最大の理由は、政府消費に関するデフレーターが、国民総支出の他の主要構成部分に関するそれらより、はるかに高い上昇率を示してきたことにある。政府消費の大半は人件費であることを想起すれば、この事実はおどろくにたらない。さて、政府支出のGNPに対する比率がしばしば問題にされるのは、国民

第1表に示されているように、昭和三〇年代全体をつうじての名目政府支出の増加率は、財・サービス購入、経常移転支出、両者の合計のいずれをとっても、約一四％であって、名目GNPの増加率とほぼ等しい。しかし実質表示のデータをみると、政府の財・サービス購入の平均増加率は八・六％であって、実質GNPの平均増加率一〇・三％よりかなり低い。総政府支出の増加率をとってみても、実質GNPの成長率とのギャップはそれほど変わらない。経常移転支出の増加率は実質GNPのそれに匹敵するが、総政府支出のうちでは財・サービス購入のウェイトが圧倒的に大きいためである。政府の財・サービス購入額は、公企業による在庫投資を別とすれば、政府消費(財・サービスの経常購入)と政府固定投資とにわかれる。昭和三〇年代をつうじての傾向を見ると、政府固定投資の増加率は政府消費のそれよりもはるかに大きかった。これは、この時期の財政政策が経済成長の促進に最大の重点をおいてきたという事実の反映である。そのため、実質GNPに対する実質政府固定投資の比率をとってみると、一九五五―五七年度平均では六・七％であったものが、一九六二―六四年度平均では九・八％まで高まっている。同じふたつの期間について、実質政府消費/GNP比率を比較すると、一〇・四％から七・八％に低下している。

つぎに政府支出と民間支出の増加率を比較してみると、消費支出に関しては、両者は名目表示ではほぼ同一であるが、実質表示では政府消費の増加率は約五％にすぎず、民間消費のそれを三％以上下回っている。固定投資に関しては、政府部門の支出の増加率は非常に高かったにもかかわらず、民間部門のそれよりはかなり劣ってい

る。両者の差は、名目表示では約3%であり、実質表示では5%に近い。

以上において問題にしてきたのは、昭和三〇年代全体をつうじての動向であった。三〇年代を前半と後半とに二分してみると、総政府支出の成長率は、名目表示においてはもちろん、実質表示においても、後半の方がはるかに高い。総政府支出の各構成部分についても、まったく同じことがいえる。実質表示のデータについてみると、前半においては、総政府支出あるいは政府の財・サービス購入の増加率は、GNPの成長率より約3%低い。後半においては、両者はほぼ同一である。しかし、政府の消費および固定投資を民間のそれらと比較してみると、後半においてもなお、政府部門の支出増加率の方が多少低いことに注意すべきである。

今後におけるわが国財政の最適規模を問題にする場合には、ここで紹介したようなデータに十分な考慮を払わねばならぬ。昭和三〇年代における名目政府投資の平均増加率はGNPのそれをかなり上回っており、GNPにしろる政府投資の比率も、先進資本主義諸国のなかで最高のグループに属する。それにもかかわらず、交通関係の公共資本、住宅、生活環境施設等に関して、社会的にきわめて高い優先度を与えられるべき公共投資の巨大なバック・ログが存在することは、否定できない事実であるように思われる。社会的共通資本と民間資本とのアンバランスの是正という問題が、まだほとんど解決されていない最大の理由は、昭和三〇年代には民間資本の蓄積率がきわめて高かったということにある。その他の重要な理由としては、人口の都市集中や自動車数の増加のテンポが非常に高かつ

せるべきであるとするれば、民間消費あるいは民間投資のウェイトを引下げねばならぬ。これらのうち民間消費比率の抑制に重点をおくとすれば、租税負担率を政府支出比率と平行的に高めてゆく政策をとるべきだということになる。しかし、このようなゆき方をとることには三つの問題点がある。第一に、わが国では租税負担率の引上げに対する政治的抵抗が強いので、このやり方では、実際にはソシアル・アンバランスがなかなか是正されない可能性が大きい。第二に、民間投資意欲があまり旺盛でなければ、民間投資刺激措置の効果を考慮に入れても、なおデフレ的傾向が支配的となる危険がないとはいえない。第三に、これらの心配がないとしても、先進工業国中おそらく最低と思われる民間消費比率をさらに引下げてまで経済成長を促進することが、今後の日本経済にとって必要であろうか。以上の諸点を考慮すれば、社会的共通資本への投資が集中的に行なわれるべき昭和四〇年代の前半には、公共投資の財源として民間借入れへの依存度を高める政策をとることが望ましいと思われる。このことは、かならずしも国債発行が恒常化すべきであるという意味ではない。地方債や政府保証債も考慮に入れる必要があるからである。しかし、これらの大幅な増発によって国債発行をできるだけ回避しようとしてきた従来の政策は、根本的に再検討すべきである。国債発行を早期にうち切ることをあせるよりも、地方交付金の引上げや税源の移譲によって地方財政を健全化し、また政府支出の増額によって公企業の資金コストの低下につとめることの方が、いっそう合理的な政策であると思われる。

## 2-1c 政府支出の構造

たこと、公共事業における用地取得費が急騰し、建設工事費も相当上昇していること、大部分の国民にとって自力で住宅を建設することがもはや不可能になってきたこと等の諸点をあげるべきであろう。現在の社会的共通資本の深刻な不足を打開するためには、今後なお相当期間にわたって、実質政府投資は実質GNPを上回る成長率を維持してゆくことが必要であろう。したがって、政府投資と政府消費からなる政府の財・サービス購入のGNPに対する実質比率を不変に維持しようとするれば、実質政府消費/GNP比率をしいに引下げてゆかねばならぬ。事実、昭和三〇年代にこのような政策がとられてきたことは、すでに指摘したとおりである。しかし今後の政策課題としては、政府消費の約半分をしめる教育・社会関係の公共サービスの充実に努め、民間消費水準との間のアンバランスを是正することも、きわめて重要であろう。この点を認めるならば、一般行政費等の面で節約の余地は残されているとしても、実質政府消費/GNP比率をこれ以上低下させることは、大いに問題であるといわねばならぬ。このように見てくると、中期的な展望として、実質GNPにしろる政府需要全体のウェイトがある程度上昇してゆくことは、おそらくやむを得ないと思われる。この場合、当期価格による政府需要/GNP比率の上昇傾向は、すでに指摘したような理由から、もうすこし強く現われることになるであろう。また、今後社会保障の充実に力をそそぐべきであるとするれば、経常移転支出のGNPに対する比率も、徐々に上昇してゆくことを認めねばならぬ。

## 2-1b 財政資金の調達法

上述のように、国民総支出にしろる政府需要のウェイトを上昇させる以上において検討したのは、公共セクターと民間セクターとの間における資源配分の問題であった。つきに、政府部門内部における資金の適正配分という問題がある。この点に関しては、現在の予算編成の政治的および技術的プロセスに重大な多くの欠陥があることは周知のとおりである。政府支出の構成が最適のものとなるためには、大多数の国民の選好が、政府が各種の政策目的に対して与える相対的なウェイトに反映し、したがって予算編成方針にも反映せねばならぬ。さらに、社会的選好を反映したこの予算編成方針は、予算編成の各段階をつうじて、すなわち、各官庁による概算要求から大蔵省によるその査定、復活折衝、内閣による政府予算案の決定にいたるまでの各段階において、政府支出の構造にしたいに具体化されねばならぬ。ところが実際においては、各行政部局は、その整理縮小をさけるために、政策的意義がとほしくなった経費を相変わらず要求する傾向がある。また、それぞれ財界や農民等の一部の利害を代弁する傾向をもつ。大蔵省による概算要求の査定は、ともすれば実績尊重主義になりやすい。いわゆる圧力集団は、予算編成の各段階に介入し、復活折衝の局面ではとくに威力を発揮する。これらの弊害は、政府支出の構成をともしれば固定化するとともに、社会的選好に合致した公共サービスの提供が行なわれることを妨げる。第2表は、一九五六および一九六四の両年度について、全政府部門の支出の機能別構成比を比較したものである。これによると、昭和三〇年代にウェイトの上昇傾向がもっとも顕著なのは、道路港湾事業費をふくむ国土保全開発費であり、運輸通信関係費がこれに次ぐ。他方において、住宅対策費をふくむ広義の社会保障関係費の割

第2表 公共支出の機能別構成比(%)

支出のタイプ	全 支 出		財・サービス購入	
	1956年度	1964年度	1956年度	1964年度
産 業 経 済	18.8	19.3	17.2	16.2
a 農林水産	5.7	4.2	6.3	3.9
b 商工鉱業	5.8	6.3	1.7	1.3
c 運輸通信	7.3	8.9	9.2	11.1
社 会 保 障	20.3	20.5	11.9	11.7
教 育 文 化	18.2	16.9	23.6	21.6
国 土 保 全 開 発	14.0	19.8	18.3	25.6
防 衛	4.5	3.9	5.7	5.0
一 般 行 政 等	24.2	19.6	23.3	19.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：経済企画庁「経済月報」1965年11月。

注：1) 政府部門の範囲は国民所得統計と同じ。

2) 全支出には、財・サービス購入のほか振替支出と投融資とをふくむ。

合は横ばいであり、教育文化費の比率は低下している。この事実は、昭和三〇年代の財政政策において、産業基盤施設の整備拡充がもっとも優先的に扱われ、文教・福祉政策は比較的軽視されてきたことを物語っている。一九六六年予算をみても、このような傾向が根本的に改められているとは思われない。たとえば住宅対策費に関しては、建設省の新建住宅建設五年計画にもとづく経費要求は、大蔵原案では否認され、復活折衝の段階においてようやく認められたが、計画規模は相当縮小されている。また、消費者物価対策費や宅地造

### 三 経済成長と財政政策

#### 3-1 a 基本的な考え方

資源配分政策の問題は、GNPのうち民間および政府の資本形成に向けられるべき割合の適正化という点をも含んでいるから、当然、経済成長政策の問題領域の相当部分をカバーしている。財政政策が前節で述べたような線にそって運営されてゆく場合、実質GNPのうち資本形成のしめる割合は、ほぼこれまで通りということになる。しかし、資本形成のうちでは政府投資のウェイトが相当上昇することになるから、投資の産出効果が全体として弱められることは避けられそうにない。住宅建設が重視されるならば特にそうである。このことは、生産能力の完全利用下に達成できる極大成長率が低下するということの意味する。民間設備投資の産出係数が低下傾向を示すと仮定すれば、これもまた極大成長率を引下げざるを得ない。しかし、労働力不足型の経済へ転型しようとしているわが国において、実質GNPの平均成長率が昭和三〇年代より二―三％程度低下するとしても、重大な問題になるとは思われない。もちろん、生産能力の完全利用状態が回復されるまでは、実質国民総支出の高い成長率を達成することが望ましい。しかしそれ以後においては、社会的アンバランスの是正を可能にするともに、現在のゼネレーションに重いぎせいを要求することがないような、無理のない成長率を目標とすべきであろう。上述のような考え方を前提にして、経済成長のための租税政策および支出政策について、それぞれ簡単に意見を述べておこう。

成費にしても、飛躍的に充実したとは到底いえない実情である。このように、日本経済の転型に際して政府支出の構造を大幅に調整することが要望されるようになると、これまでの予算編成のやり方を根本的に改善する必要があるに感じられる。この改善は、けっきょくは政党や官僚や圧力団体の自覚にまたねばならないため、非常にむずかしい。しかし、国民の政治意識の向上に応じて、徐々に事態が変わってゆくことは期待してよいであろう。さらに、中期の経済計画とならんで、道路・住宅・社会保障等の各プロジェクトごとに中期財政計画を作成し、各年度の予算編成の基準にするという慣行を確立すれば、財政資金の配分状況はかなり改善されるであろう。その他こまかい問題にはふれないが、予算編成過程の合理化は、国債発行下において財政の最適規模を確保してゆくという点からみても、きわめて重要であることを強調しておきたい。

- (1) たとえば一九六〇―六四年度の平均値をとると、GNPデフレーターは年平均上昇率は四・五％、民間消費デフレーターはそれは五％であるが、政府消費デフレーターはそれは約九％に達する。経済企画庁『国民所得統計年報』一九六六、三六―三七頁、表五による。
- (2) たとえば一九六〇―六四年度の平均値をとると、政府消費の五八・七％が人件費である。『国民所得統計年報』二〇四―〇五頁、付表八による。
- (3) この点については、経済企画庁『昭和四一年版 経済白書』一六〇―一六五頁を参照せよ。

#### 3-1 b 経済成長と租税政策

高度成長期の租税政策においては、個人および法人の貯蓄率を高めるための政策措置が、きわめて重視されてきた。政府は、個人と企業の蓄積の強化というスローガンのもとに、依然としてこの種の措置を重視する意向を持っているようである。しかし、これが妥当な態度かどうかはなほ問題である。個人貯蓄奨励措置に関しては、その効力も必要も疑わしいうえに、税負担の配分面においては、その効力も伴なうものであるから、整理の方針を確立することが望ましい。企業貯蓄の促進に関しては、固定資産耐用年数の一般的短縮に重点をおくやり方が、もっとも問題が少ないように思われる。

現行の企業税制は、企業貯蓄の奨励以外にも、経済成長の促進に関連した多くの特別措置を含んでおり、しかもその数は年々増加し続けている。たとえば一九六六年度には、国際競争力の強化という意味で、大企業の合同を促進するための減税措置が導入された。また、企業の合理化と新投資の促進という意図をもって、特定業種の老朽設備のスクラップ化を条件とする減税措置が導入された。これらの措置は、いずれも望ましい経済的効果を生じるとかどうか疑問であるうえに、企業間・業種間における税負担率のアンバランスをもたらす。同じく六六年度に導入された資本構成改善のための税額控除にしても、一見時代の要請に応じたものであるかに見えるが、実際には多くの問題点がある。たとえば、これまできわめて堅実な経営態度をとってきた企業は、自己資本比率を引上げる必要を感じないから、税制上不利な立場におかれる場合が多いであろう。

特別措置を政策手段としてきわめて安易に使用するこれまでのやり方は、税務行政の煩雑化、納税費用の増加、租税回避の機会の増大など、重大な多くの弊害を伴なっている。成長促進のための税制上の措置は、戦略的に特に重要な若干の措置、たとえば新技術の開発促進のための優遇措置などに限定し、公平で簡明な税制の確立に努めることが、今後における租税政策の急務であろう。なお、税制の根本的な再編成という問題に関しては、特別措置の整理のほかにも検討すべき点はきわめて多い。たとえば間接税への依存度の引下げ、所得税の合理化、配当所得に対する二重課税調整方式の簡素化等々である。

### 3-1c 支出政策と経済成長

支出政策面で経済成長ともっとも重要な関連を持つのは、いうまでもなく、産業基盤施設に対する公共投資と、文教および科学振興費とである。これらの充実は、いずれも毎年のように予算編成上の重点事項にあげられている。しかし実際においては、両者に同じようなウェイトが与えられてきたとは思われない。昭和三〇年代をうじての動向を見ると、一般会計予算に計れる教育および科学振興費の割合は横ばいであった。また、全政府部門の支出にしめる教育文化費の割合は、前掲第2表に示されているように、むしろ低下気味であった。物的資本に対する投資だけを重視するやり方が今後も続けば、長期的にみた日本経済の成長力は重大な悪影響を受けるであろう。これからの日本経済では、国内における新技術の開発速度が高いことが、民間投資の沈滞をふせぐためにも、労働生産性の高い上昇率を確保してゆくためにも、きわめて大切だからである。

隆太郎「戦後日本の税制と資本蓄積」(『経済学論集』第三二巻第二号、一九六六年七月、一〇一三五頁)および小宮隆太郎編『戦後日本の経済成長』一九六三年、第二章、租税政策(藤田)を参照せよ。

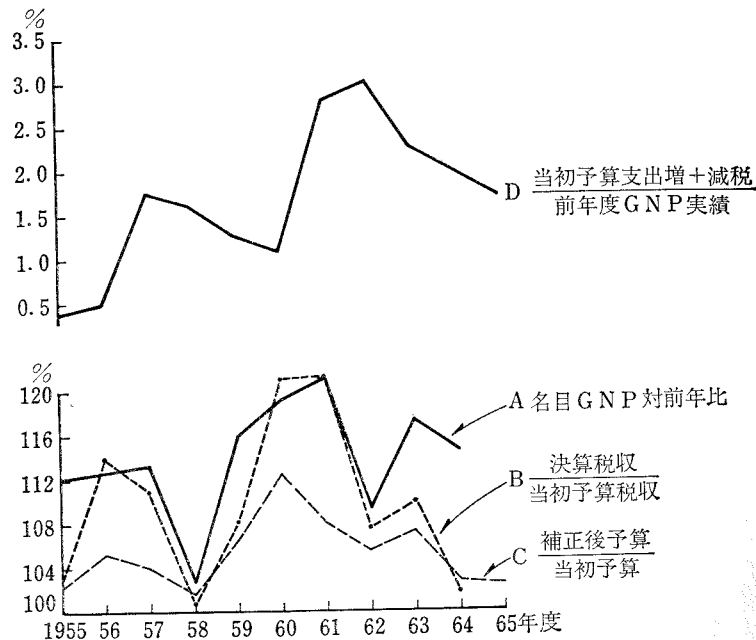
(3) いうまでもないことであるが、教育費を重視すべき理由はこれだけではない。いっそう重要なのは、教育が国民の福祉に対して与える無形の利益である。さらに、教育機会の均等化は、所得分配の平等化のための有力な手段であることも忘れてはならない。

## 四 経済安定と財政政策

### 4-1a 経済安定と均衡予算政策

昭和三〇年代の財政政策は、景気政策の観点からみればどのように評価すべきものであろうか。まず国の一般会計予算についてこの点を検討してみよう。第2図の一番上のD線は、一般会計当初予算の対前年増加額と(初年度)減税見積り額の和を、前年度の名目GNP実績で割った比率を示す。この比率は、各年度当初予算が経済に対して与える需要拡大効果の強弱を示す、きわめて大きっぱな指標とみなすことができる。図において注目されるのは、この比率が循環的変動を示しており、ブームの末期から

第2図 景気変動過程における一般会計予算の動向 1955—65年度



資料出所：大蔵省資料および『国民所得統計年報』1966。

支出政策面においてももうひとつ重視しなければならないのは、農業等の低生産性部門の近代化に直接間接に貢献する政府支出の役割である。なぜならば、消費者物価の上昇と労働供給面の隘路とは、総需要拡大政策に対する重大な制約条件になりつつあるからである。ここで直接問題になるのは、農業経営規模の拡大に対する財政面の援助など、いわゆる構造対策費に分類される支出である。しかし、全国的な高速輸送網の整備も、農業や流通機構の近代化に不可欠な前提条件として重視されねばならぬ。さらに、社会保障や住宅対策等の福祉政策の役割も無視することはできない。なぜならば、低生産性部門に対する現状維持的な保護政策を撤回することがむしろ理由のひとつは、転廃業せざるを得ない個人業主に対する生活上の保障が与えられていないことにあるからである。

(1) 民間設備投資(実質)の必要増加率は、前提される経済成長率(実質)がわずかに変わっても大きな影響を受ける。『昭和四一年版 経済白書』(八五頁)によると、昭和四〇〜四五年間における民間設備投資の必要増加率はつぎのように推定されている。

民間設備投資の年平均伸び率		経済成長率	
B	A	六%	八%
三・九%	(-)一・二%	四・六%	九・九%
九・三%	一・四%	一・三%	一〇%

Aは平均資本係数が四〇年のレベルで横ばいの場合、Bは三四〜四〇年の傾向で上昇する場合である。

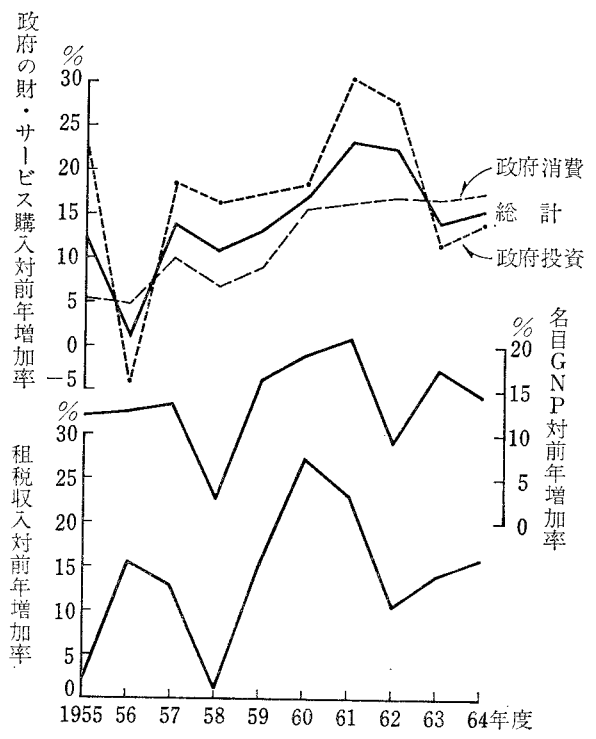
(2) 戦後日本の租税政策とこれに対する批判については、小宮



金融引締期にかけて、当初予算の編成態度がもっとも積極化していることである。このような傾向が見られたのは、租税の自然増収とならんで、前年度剰余金受入額（実際には前々年度新規剰余金）の大きさが、当初予算における支出増加と減税の規模を左右してきた

ためである。つぎに補正予算の規模を見ると、名目GNPの伸び率が高い場合ほど、現実の税収は当初見込みを上回る程度が大きく、補正による予算規模の拡大率が高くなる傾向があった。（第2図のA、BおよびC線を比較せよ。）均衡予算政策の帰結である上述の

第3図 政府の財・サービス購入および租税収入の対前年増加率，1955—64年度



資料出所：『国民所得統計年報』1966。

ような予算動向は、経済がブームの局面に入る頃に予算の需要拡大効果が非常に強く働き、景気の過熱化を促進するということを意味する。この効果が、一九五八年度あるいは一九六二年度の不況期においてもなお持続していることは、もちろん好ましい結果をもたらした。しかし、この後の点をあまり高く評価することはできない。一九五七年度および一九六一年度の当初予算の編成態度がいっそう適切であり、金融面でも早目にブレーキがかけられていたとすれば、きびしい引締め政策による景気の沈滞は起こらなかったはずだからである。さらに、一九六四―六五年度にかけて、一般会計予算の需要刺激効果が弱まってきたという事実は、均衡予算政策が持続的な不況のもとで安定効果を発揮できないことを、はっきりと実証している。

つぎに、政府部門全体の収支の短期的動向をしらべてみよう。第3図は、国民所得統計によって政府の財・サービス購入額および税収額の対前年増加率を名目GNPのそれと比較したものである。これを見ると、税収の対前年増加率はGNPのそれとかなり密接に対応しており、GNPよりも変動率がいっそう大きい。したがって、自由裁量的な減税政策がしばしばとられているにもかかわらず、税制は自動的な安定化要因として有効に機能してきたことがわかる。他方において、政府の財・サービス購入額の対前年増加率は、一九五七年度および一九六一年度にピークに達している。また、一九六一年度までの数年間にわたって対前年増加率が加速度的に高まり、六三年度以後の増加率が大幅に低下していることが注目される。これらの点を重視すれば、財政は支出面ではむしろ不安定化要因として働いてきたと評価すべきであろう。ことに問題なのは、政府投資が非常に激しい変動を示してきたことである。

4-1-b 財政の安定化機能の活用

以上の簡単な考察によってもあきらかなように、これまでのわが国財政の運用は、安定政策の観点からみればきわめて不満足なものであった。今後の財政政策においては、まず財政をビルト・イン・スタビライザーとしていっそう有効に機能させるように努めねばならぬ。そのために必要なのは、支出面においては、政府支出の増加率を原則としてできるだけ安定化させることである。この安定化は、公企業投資や地方政府支出をもふくめて行なわれねばならぬ。税制面においては、所得税の免税点等の調整の時期と程度を、財源面のゆとりの大きさに応じて決定するやり方を改めねばならぬ。

つぎに、深刻な不況期の対策としては、自由裁量による積極的な補整的財政措置を發動する用意が必要である。代表的な措置としては、公共投資の増大と所得税・支出税の減税がある。両者のいずれに重点をおくべきかという問題は、総需要の構成に対する影響、政策効果の発現までのタイム・ラグの長さ等、さまざまな点を考慮に入れて決定されねばならぬ。今回の不況対策としては、公共投資を中心とすべきいくつかの理由があった。すなわち、社会的共通資本の充実が急務であること、資本財産業における過剰生産能力がきわめて大きいこと、第一次的な需要増加が消費財部門において生じること、消費者物価への影響に問題があることなどである。しかし一般論としていえば、減税政策の役割も軽視すべきではない。たとえば政策効果発現までのタイム・ラグという点からいえば、所得税減税が公共投資よりすぐれていることはあきらかであろう。

補整政策についての上述のような考え方は、歳入補てん公債の発行が認められることを当然要求する。これが認められないとすると、不況期に税制をビルト・イン・スタビライザーとして機能させることも、会計年度の途中で積極的な減税政策をとることも困難になるからである。この点を重視すれば、財政法第四条但し書についての支配的な解釈には大いに問題がある。公債発行額が当該年度の公共事業費等の限度内であれば、一九六五年度に行なわれたような形の公債発行であっても建設公債であるという広い解釈をとる方がよいように思われる。この解釈をとるかぎりにおいては、建設公債主義が補整的財政政策の自由な運営を制約する可能性は、実際にはそれほど大きくない。しかし、いずれにしても、建設公債主義は政府支

出の過度の膨脹に対する歯止めとしては、きわめて不完全なものである。予算の均衡・不均衡にかかわらず財政の効率を確保できるような、予算の編成・執行態度を確立することが要望されねばならぬ。

#### 4-1-c 金融政策との関係

金融政策は、景気の過熱化や軽微な景気後退をくい止めるための手段としては、依然としても重要である。国債発行下の財政政策は、金融政策と一体となって運用されていかねばならぬ。しばしば論じられているように、両者の結合点として確立されるべきものは、公社債の自由市場である。そして、金融面では公開市場操作が現金通貨量を調節するための主要なルートになり、財政面では公債の市中公募原則が実現されねばならぬ。現在までのところ、財政金融政策の転換はこの方針にそって進められているようである。しかし、今後の解決にまつべき問題はきわめて多い。とくに重要なのは、国債の取引所上場をできるだけ早期に実現するとともに、個人や機関投資家による国債消化の割合を高めることであろう。銀行が国債の大部分を保有する状況が続けば、将来日銀が金融を引締め基調に転じさせようとした場合に、銀行の国債処分が国債価格を大幅に低落させ、国債価格支持政策を誘発する危険が大きい。もしこのようなことがあれば、国債発行に対する金融面の歯止めは無効になり、金融政策の効力はいむしろ阻害されるであろう。今後において補整的財政政策がうまく運用されていくかどうかは、政府が中央銀行の金融政策に対するイニシアティブをあくまで尊重するか否かにかかっていると、決して過言ではない。この点について

の見通しが悲観的であるとすれば、けっきょく、国債発行は政府支出の過度の膨脹と財政における効率の低下とをもたらすことになる。今回のような深刻な不況下にも国債発行を避けるべきであるという主張が、相当多くの経済学者によって行なわれてきたのはこのためである。反対論者は、わが国財政は浪費的体質を持つことになをきわめて強調し、国債発行は戦前の苦い経験をくり返すことになると警告する。たしかに戦前の経験から学ぶことは大切である。しかし同時に、現在の日本はもはや軍国主義国家ではないことを忘れてはならない。また、財政金融政策の効果についての理論的・実証的認識の水準は、戦前よりはるかに高くなっていることも忘れてはならない。日本財政の浪費的体質という議論については、はたしてこれが宿命的なものかどうか問われねばならない。さらに、民間部門内における資源利用が効率的であったかどうかという点も、十分考えてみなければならぬ。

(1) 一九五五年度以後における国税(一般会計租税印紙取入)プラス地方税の税制改正による減税率(決算ベース)はつぎのとおりである。(日本租税研究協会『税制研究参考資料集』一九六六、二七頁、一五表による。)

年度	減税率 %
1955	6.6
56	1.6
57	6.6
58	2.5
59	2.9
60	1.0
61	3.7
62	5.6
63	2.6
64	1.7

これによると、減税率が高い年度のなかに一九五七および一九六二年度が含まれているから、減税政策のタイミングはあま

りよくなかったことがわかる。

- (2) 政府投資の対前年増加率の変動は、在庫投資を除外しても非常に大きい。一九五五—六四年度間について、各年度の支出増加率の平均増加率からの偏差の絶対値の平均を求めると、政府消費は四・七％であるが、政府固定投資は八・一％に達する。

- (3) これまでのところ、名目GNPの増加率についての政府当初見通しは、実績値を下回る傾向が強く、また両者の間の相関度は高いものではなかった。したがって、当初予算に補整政策面の配慮を加えることは、一九六六年度のような例外的な場合を別とすれば、むしろさけた方がよいと思われる。

- (4) 政府部門の財・サービス購入額の構成比は、一九六〇—六四年度間の平均値をとると、中央政府 三四・八％、地方政府 四四・六％、政府企業 二〇・六％であり、中央政府のウエイトは案外小さい。

- (5) キャピタル・コストの実現を銀行が好まないという点が、国債処分に対する有効な歯止めになるかどうかは疑わしい。

## 転型期の産業政策

中村秀一郎

(専修大学)

### 一 昭和三〇年代における産業組織の評価

転型期の産業政策を論ずるに当って、まず昭和三〇年代の産業組織のパーフォーマンス評価から出発する必要がある。この時期におけるわが国寡占価格は競争的性格をきわめて強くもち、価格の硬直性が弱く、大資本間の競争激化を反映して価格低下の傾向を示している。寡占価格にこのような競争的性格がもたらされたのは、各部門においてブライス・リーダーシップを発揮できるような圧倒的優勢をもつ巨大企業が確立しなかったからであり、それは、(一)高度成長にもなう急激な市場拡大、(二)新産業の形成と発展、(三)技術革新と外国技術導入の競争的遂行、その結果としての技術独占の欠如、(四)多角化未成熟による大企業の相互参入の容易さ、(五)大企業の流通経路支配の弱さを反映している。いかえれば市場構造を規定する諸条件が、大企業他の各部門への参入を容易にし、巨大企業の確立を妨げたのである。かくして、日本型の競争的寡占体制は、寡占的相互依存が確立している欧米の寡占価格のように、競争制限的で、高利潤を含んだ価格水準を保って下方硬直的となるという弊害をもたらし(一)ことが、相対的に少なかったと一応評価することができ(二)きよう。

しかしその弾性値(国民所得の増加率に対する広告費支出の増加率の割合)は、一九五〇年代から六〇年代にかけて、日本ではつねに一以上を示しており、これにたいしてアメリカでは二以上を示す年がある一方、とくに最近では一以下ないしマイナスを示す年があらわれている(三)。アメリカの広告費支出がほぼ限界に達していると思われるのにたいして、日本ではなお上昇の傾向にあるのである。アメリカの広告費肥大化のマイナス効果が識者の間で強く指摘されていることを想起すると、これらの広告競争の推移については警戒する必要があるであろう。

市場パーフォーマンスについてだけいえば、以上のように、わが国の大規模産業部門は概して良好なパーフォーマンスを示していると評価することができる。では現在の産業組織は全体として効率よく機能しているであろうか。ここでわれわれは、産業組織論の市場パーフォーマンス論から離れて、わが国寡占企業の蓄積メカニズムの特殊性を検討しなければならない。

すでにのべたように、わが国の寡占体制に競争的性格をもたらし(一)たものは、究極的には高度成長経済そのものであったが、他方この高度成長経済は寡占企業の蓄積条件に特殊な性格を与えて、企業の財務内容の悪化を結果し、市場におけるその競争の激化を招いている。すなわち、日本の寡占企業は昭和三〇年代に積極的な拡大政策を遂行したが、その資金は自己蓄積とそれをはるかに上回る市中銀行からの借入によってまかなわれた。大企業間の競争体制を資金面においてささえたのは、日銀を起点とし、市中銀行のオーバードロウイングと企業にたいするオーバードロウを仲介とする、いわゆる

またこのような競争的性格の強い寡占体制は、昭和三〇年代の高度成長過程を通じて産業の生産力水準を引上げ、技術水準を高め、「国際競争力」の問題視されてきた重化学工業諸部門、鉄鋼、石油化学、乗用車、工作機械などの諸部門において、主要企業を国際的なコスト競争に必要な最低資本単位をこえるような生産規模に到達させるのに役立っている。この成果は、主要工業国の生産性、名目労賃、労働コストの変化率比較における、日本の相対的優位にもあらわれており(昭和三九年の労働生産性上昇率日本は一四・三%で、欧米では最高位を占める西独の九・四%を上回る。同年の労働コスト、日本二・九%減、同じく欧米最高の西独一・三%減を上回る。伊、仏、英は逆に増加している。一昭和四〇年『経済白書』による)。

一、重化学工業を中心とする日本産業の価格競争力を強化し、品質の向上、生産納期の短縮などを促進し、日本の供給能力を国際的な輸入需要構造に急速に適合させるなどの効果をもたらしている。もっともここに、広告競争が資源の浪費を招き、生産性向上による価格引上げ効果を減殺しているという問題がある。宣伝・広告費の国民所得に対する割合をみると、アメリカ二・七%に比較して日本は一・五%と低く、この点からすれば日本は、特定産業は別として、全体としては現在までのところ相対的に健全であるといえる。

融資集中機構・間接金融方式であったのである。このような資金調達方式による企業の高成長は、企業の流動比率、固定比率などの財務比率を悪化させ、金利負担によって損益分岐点の上昇となり、企業の価格維持能力を弱めてゆくものである。

日本の寡占企業の利潤率は、純利益率に関するかぎり、中小企業部門と比較しても、また欧米諸国のビッグビジネスとくらべても、相対的に低く、この点では好ましいパーフォーマンスを示しているようにみえる。しかしここに問題がある。日本の大企業の価格政策をコスト分析を含めて検討すると、この一〇年間の製造業大企業のコスト構成諸要素において、原材料費と労務費比率はかなり低下しているの(一)にたいして、減価償却費、金融費用、諸経費、管理販売費の占める割合が次第に大きくなっており、それが利益率低下の原因となっている。減価償却費の増加は企業の設備投資の増大とその短期間での償却を意味し、管理・販売費の増加はセールス・プロモーション費用、宣伝投資の増大を反映し、金融費用増加は企業の拡大が市中銀行からの借入を主要な投資源泉としておこなわれてきたことを示している。

ところでこの原価構成要素のうち、純粋な意味でのコストは原材料費と労務費であって、減価償却費(とくに加速償却部分)と金融費用は、企業の立場からはコストであっても、本質的には利潤にはかならない。技術革新による生産性向上の成果として原材料費比率と労務費比率が低下し、とくに後者の低下は名目賃金を上回る生産性の上昇を示すものであるにもかかわらず、この一〇年間純利益率が低下気味であるということは、この本質的に利潤である部分が費

用として原価構成要素に含まれるということによるところが大きいのである。これは昭和三〇年代におけるビッグビジネスが融資機構を自己本位に利用し、自己蓄積を上回る投資をおこなって高度成長をとげ、その結果金利と償却が増加して、実質的利潤（粗利潤－純利益＋減価償却費＋金融費用）の拡大にもかかわらず、その配分関係に一時的、経過的に企業の不利が反映されているということにすぎない。純利益率の低さをとってただちにビッグビジネスの市場パーフォーマンスの良好さをうたうことはできないのである。

さらにこのビッグビジネスの資本蓄積メカニズムは、その資本調達を容易にしている反面で、中小企業部門の近代化資金不足をもたらす、社会資本の整備をおくらせ、国民の社会的消費生活を圧迫するという結果を生じさせている。わが国の寡占企業のパーフォーマンスのうちで、最悪の面として批判されなければならないのは、一般に産業組織論の市場パーフォーマンス論の視野に入っていない、この社会的資本の配分におけるアンバランスを激化させたということであろう。

## 二 新産業体制論の登場とその背景

この日本型寡占体制のパーフォーマンス評価にもとづいて提起されるべき、産業政策はいかなるものであるのか。ここでまず通産当局者によって提出された新産業体制についての構想と、それにもとづく政策を検討しよう。

この構想―政策は、開放体制に直面したとき、EECの発展、技術革新の進行による先進国の産業構造や世界貿易構造の変化・発展

など新しい国民経済の環境に注目し、そのなかで充分国際競争力をもちうるような産業体制をさぐる、という問題意識から出発したものであった。そしてここから、とくに国際競争力の弱い諸産業において官民協調体制をつくり、投資調整、集中合併、事業転換をすゝめ、税制や金融措置を政策手段として、新しい産業体制を形成するという政策案がうみだされた。だがこのような政策プランは、すでにのべたように、生産力の発展と国際競争力強化が進行するにつれて現実性を失い、特振法の流産にも示されるように、多くの論評と提言を生むにとどまった。

ところが、この構想―政策案がさきの不況を契機に再度クローズアップされ、産業政策の基本線を決するものとなるうとしている。すなわち、さきの不況過程での寡占価格の動揺にさいして、不況カルテルや行政指導カルテルが多くの産業において形成され、また斜陽産業や「構造的設備過剰」産業の企業危機が進行するにつれて、通産官僚の各業種に対する介入（いわゆる官民協調体制）が活発化し、資本自由化の時期の切迫という客観条件も加わって、企業の集中・合併政策が強力に推進されはじめていた。

ダンピングでない輸出が増加している時期に、また国際競争力が強化されているこの時期に、通産官僚が異常な熱意をもってこのような合併政策を強化しようとする動機は、一つは外資に対するナショナルな危機意識であり、自由化によって為替管理という重要な政策手段を失うかわりに、産業介入へのきめ手をもととする官僚意識である。また現代資本主義における混合経済体制という現実も、彼等のこのような意欲をそそげていると思われる。そしてこ

の動向を客観的に支えるものは、大規模産業において企業間格差が次第に拡大し、ニュー・エントリーの機会がほぼ消滅しているといふ、各産業における企業間競争の現実であろう。すなわち、それはカルテル的調整によってシニエを確保・温存しようとする、トップ企業経営者の要求と合致し、かつ競争上劣位に立つ限界企業の経営者の支持を得ているのである。

現実に行っている企業の集中合併には、倒産ないし経営危機におちいった企業の整理、事後処理的な合併が多い。セメント、綿紡などの業界で進んでいる合併も、差当りそれらの合併企業に圧倒的なシニエをゆるすようなものではない。化学・合繊・綿紡などの合併ないし業務提携もインテグレーションのコスト効果の面が大きく、日産、プリンスのような大型合併も、トップ企業に対抗する二番手企業の対抗策であって、さしあたり「ますます寡占体制が強化される」というような判断からは遠い状態にある。さらに各産業に、トップグループを追いあげ、また限界の企業に対して強力な競争をいどむような力を発揮する企業があり、これらの企業が通産省のカルテル政策を激しく批判していることを考えても、本格的な協調的寡占体制の形成とは断定しがたいのである。

とはいえ、このような集中合併運動が政策的誘導によって、規模の経済性追求の限度をこえて、経済的効率ではなく経済的権力の獲得へ、また独占的・寡占的支配力の強化へと向う危険性は、決して過小評価すべきではないであろう。集中合併の強化は、一部の論者のいうように、必然的な現象ではないにしても、産業政策のあり方によって影響される度合は決して小さくないのである。

企業の集中・合併を促進し、寡占体制を強化することを目標とする産業政策の背景には資本自由化の切迫とともに、日本経済がいわゆる転換期に入った、という現状認識がある。ここで転換期について若干検討をおこなっておこう。

一九六四年の不況を契機として日本経済が転換期にあるとする見解は広く普及してきている。もともと転換期とはこの言葉を生み出した六二年「経済白書」が、岩戸景気の時期における設備投資群生の結果、とくに資本財関連産業の生産能力にかなりの余力が発生し、今後は設備投資中心の経済成長が輸出・財政・消費需要により多く依存する型の経済成長に変らざるをえない、と示唆したように日本の景気上昇はきわめて短期間に終り、六四年以降の不況へと発展し、さらにこれまでの不況にみられなかった新しい現象が生じた。すなわち家電、合繊のような好況産業が深刻な不況に見舞われ、戦後最高という企業倒産が継続し、証券市場は危機的様相を呈し、有効需要政策のために公債発行がおこなわれる、といった事態が発生した。またこのような事態を背景にして、設備能力の過剰を強調し、需給の均衡のために設備投資が大巾に低下し、かつ相当長期にわたって沈滞する、という見解が普及した。

さらに、高度成長の時期は終り、低成長を意味する安定成長の時期に入ったとし、また低成長が望ましいとする見解が、池田政策を批判する政府および財界の支配的な見解となってきた。日本経済の経済成長率の低下、低成長への転換を主張する転換期論は、国際収支の構造的危機の到来・設備能力過剰・利潤率の構造的な低下、さ

らに先進国水準への到達による中進国の成長要因の消滅などをあげて、高成長の終りを証明しようとしたのである。この転型期論は今回の不況を構造的な不況ととらえ企業集中・合併、カルテル的調整、独禁法の緩和などの必要性を強調したのである。

だが、このような転型期論の諸論拠は必ずしも事実と一致しない。すなわち国際収支の構造的危機の到来といっても、このような見解が強調されているまさにその時期に、輸出は急激な増加率を示しており、高成長が日本産業を世界貿易の構造変化に適合させ、国際競争力を強化したことをはっきり示していた。また生産能力と需要とのアンバランスは、一九六五年の異常な低成長率と部分的な一時的な力過剰によるものが多く、(すなわち重化学工業においては需要の伸びが直線的であるのにたいして、供給能力の方は段階的に増強されるのが原則であり、需給ギャップの一時的な存在はある程度不可避免であり、また家電や工作機械のように内需産業から輸出産業に発展してゆく段階にあらわれる需給ギャップもある)、景気回復とともに設備稼働率は昭和三五年当時の水準を上まわり、設備過剰が問題となった多くの産業でも新投資の胎動がみられはじめていた。

利潤率の構造的低下も、不況下の在庫調整による価格低下、金利負担上昇、部分的な一時的需給アンバランスによる利潤低下などの循環的要因と、税法改正による減価償却率の引上げという制度的要因によるところが大きく、基本的には景気回復とともに解決される問題であろう。もっとも利潤率低下現象のなかには、一九六〇年ごろの相対的資本不足と新産業の成長期にあらわれた高利潤の消滅という要素がある。これは新製品開発と製造技術の革新による創業者利

潤の獲得によってのみ解決される問題である。中進国の要因の消滅という問題にしても、社会資本の分野には膨大な潜在的な要因があり、労働力不足についても先進国に比較して労働準備率の低さを考慮すれば、労働節約的投資によって克服しうる余地は大きいのである。

このように、低成長必然・同待望論という意味での転型期論は、理論的にも事実認識の上でも大きな疑問があるが、では今日の日本経済はいかなる意味でも転型期ではないといえるだろうか。いやそうではないのである。

報告者は今日の日本経済が、三四一三六年の異常な投資ブームの反動によって生れた設備投資循環の停滞期であり、三〇年代の高成長期が終り、四〇年代の新しい上昇局面を準備する時期という意味で、転型期にあるとみなしている。だがこの転型期はたんなる投資循環の一局面につきるものではなく、三〇年代型の民間設備投資に主導されてきた成長優先型の経済が、その諸矛盾の表面化によって、経済成長だけでなく、国民福祉の向上をも考慮した経済に転化しなければならなくなり、かつこれまでともかく高い経済成長を支えてきた諸経済制度が、成長にとっても桎梏に転化しはじめ、改革をせまられていることを意味するのである。

すなわち第一に、高度成長は国民生活水準の本格的な上昇を実現させるための前提条件をつくりだしたが、従来の貧困の問題を解決していないだけでなく、もろもろの社会的アンバランスの激化を通じて新しい貧困の問題を生みだしている。

第二に、社会的アンバランスの放置が今後の経済成長そのものをも制約する、という問題がある。消費者物価上昇は社会的賃金水準

の上昇を不可避とするが、生産性向上の枠内でそれが処理されぬとするならば、輸出競争力の低下は避けられない。また工業化に伴う都市への人口集中は住宅・自動車などの財貨の性質を変えている。住宅はかつては私有物として個人的に建設すればことたりた。しかし今日都市においては、それは上下水道・道路・公園その他の住宅環境施設とのバランスをとって、都市計画の一環として建設されなしかぎり、快適な住宅として機能しなくなっている。自動車もまたその所有が限定されている時代には、排気ガスやパーキングの問題を考慮する必要がなかったが、今日の都市化と自動車の大衆化は、排気ガス対策や安全性基準の厳守、都市計画、道路、駐車場など、社会資本の充実を必須の条件とし、それなしには自動車はもはやその機能を発揮しえなくなっている。

生産手段の大規模化がその個人的所有を止揚し、社会的所有形態を不可避としたように耐久消費財もまた都市化と大衆化の結果として個人的所有財から公共財へとその性格を変えつゝある。いまや大型耐久消費財は、産業基盤の整備なくしては、その有効性を発揮しえないし、したがって需要の拡大が停滞させられ、それらの産業の成長をチェックする要因となりかねなくなっている。

第三に、高度成長を支えた諸経済制度がもはや成長そのものにとっても、また成長と福祉を両立させるために極度に転化しはじめている。すでにのべたように、昭和三〇年代におけるわが国の大規模産業部門の競争的性格が、大企業を短期間に国際水準に到達させるための有効な条件として機能したことはあきらかである。だがいわゆる過当競争というこのような競争条件は、大規模投資が一巡

し、設備能力の新投資単位がいちじるしく大型化して、個々の大企業の投資の时期的集中が投資効率の悪化を招きやすい現段階では、また民間投資と公共投資のアンバランスは正がさしせまった課題となつて今日では、それだけでは有効性を失うにいたつていて。とくに投資単位が巨大化している産業では、研究開発を含めた投資決定を個別企業の完全な自由によつておくことは、いたずらに無秩序と混乱をまねいて社会的浪費を助長する結果になるであろう。とはいえ、独禁法を改訂してカルテル結成を容易にし、カルテルによって投資規則をおこなうという方法が、技術進歩の停滞、価格のつり上げといった好ましくない結果をうむ危険性の大きいことはいうまでもない。

### 三 産業組織と公共政策

このようにみてくると、今日の転型期における産業政策の基本的課題があきらかになる。すなわち産業政策は、第一にこれまで日本産業の発展を支えてきた競争条件を最大限に發揮させながら、大企業のもつ無政府的な競争の弊害を除去するための計画的な原則(ソニー・シャル・プランニング)を、いかに導入してゆくかを問題にしなければならぬ。ソニー・シャル・プランニングは民間投資と政府投資のアンバランスを是正し、民間投資におけるいわゆる二重投資の弊害を除去するものでなければならぬが、それはたんなる予測的計画化にとどまることがなく、実効的な計画化として遂行されなければならない。それはまた日本経済が潜在的にお高い成長率を実現しうる可能性をもつていふことを前提とし、国民生活水準の上昇の実現

を目標として、各産業部門における生産の方向づけ、生産量および投資額決定のための基準を提示するものでなければならぬ。そしてこのプランニングが資本市場に対する強い統制力を發揮できるような、計画推進上の諸措置が伴われなければならない。ソーシヤル・プランニングを担当し推進する経済管理機関は、官僚と経営者代表だけではなく、労働組合、消費者団体、学識経験者などを含めた国民的な政治・社会勢力の実態を反映するものでなければならぬ。

産業資金調達機構のあり方については、三〇年代における大企業間の競争体制を資本調達面から支えてきた、いわゆる間接金融方式への批判が強い。すなわち、いままでの企業資金調達が銀行借入重点主義であり、このシステムが経済成長率の停滞にさいして、金利負担の圧力による企業繰延の困難性、金融的不安定性を表面化し、長期的には投資単位の拡大という条件のもとで、マイナス面を示したことから、先進国の産業資金調達方式―設備資金および長期運転資金の多くは減価償却その他各種の形態での内部資金に依存し、外部調達資金はもっぱら株式・社債市場でまかなう―のような直接方式への移行が主張されている。しかし問題はこれらの二つの方式のプラスとマイナスの両面を正当に評価することであろう。間接方式はたしかに銀行と企業のもたれあいの関係、系列融資優先による非効率的な資金運用、また同系利益集団企業に不当に競争力を与えるといった欠陥がある。これにたいして直接方式は融資系列を解体させるとしても、株式・社債の持合いを排除するものではない。さらに直接方式への移行の要求は、自己資金調達、自己金融の強化のた

本相互間のアンバランスの克服を前提として、この計画の枠内で民間資本の競争の基盤と秩序を整備することが産業政策の第二の課題である。このばあい、個別産業における投資と価格の決定は個別企業の責任であって、ここでは原則としてカルテルは否定され、プライス・メカニズムの効果が十分に發揮されなければならない。たゞしこれは古典的な自由競争を意味せず、プライス・メカニズムそれ自体のもつ欠陥を除去するための政策が必要となる。すなわち第一に、その産業の性格上、独占的たらざるをえない部門(例、公益事業)や、エネルギー産業のなかで代替財の競争にたいして優越した地位を固め、さらに化学工業原料としても決定的な役割をもつにいたっている石油精製業などの部門については、その国民経済における戦略的地位からいって、公有公営化が考慮されるべきであろう。(たゞし、後者のばあいには公有公営化は必ずしも国家独占のみを意味せず、競争的公企業による寡占産業への参入というばあいも含む)。

第二に、プライス・メカニズムにおいては、各企業がその使用する資源の費用だけを負担し、生産する財の利益だけを受取るというのが原則であるから、その企業活動が形成する外部不経済、社会的費用の増加については企業は関心をもちたない。つまりプライス・メカニズムにおいては、企業が大気汚染・水質汚濁・悪臭・騒音・地盤沈下といった公害を防止するようなメカニズムが欠けているのである。それゆえ企業が生産活動が社会に被害を与える要素をもっているばあい、その防止に必要な経費を企業が支出するよう法的規制によって強制し、社会的費用を企業の私的コストに転化させなければ

めの寡占的価格支配力の必要および企業減税の要求と結びつく。要するに直接方式は欧米型寡占体制と不可分の関係にあるといえる。

間接金融方式は短期間にわが国の大企業の国際水準へのキャッチアップを可能としており、この点は見落されてはならない。たゞしこれが民間企業と私的金融機関の個別的私的判断の自由にゆだねられているところに問題があったのである。それゆえ間接金融方式は、ソーシヤル・プランニングのもとでは、公的金融機関の資本市場におけるウェイトを拡大することによって、その有効な手段ともなりうるのである。もちろん都市銀行が長・短金融を兼ねて消費者金融にのりだし、証券資本に影響力をもつ金融的集中を進めていることは、不当な金融的権力となりかねないのであって、これをチェックする意味でも証券資本の自立性を強め、そのアンダーライター業務をディラーやブローカー業務から独立させて、株式・社債市場を整備し、企業が直接金融に現状よりも多く依存するように導くことは必要であろう。

いづれにしても問題は間接金融か直接金融かにあるのではなく、公共部門と民間部門への資金配分についての原則的な立場を確立した上で、その枠内での競争メカニズムを最大限に發揮させる手段として、これらの資金調達方式をいかに位置づけるかにある。そのためには民間部門の大企業が成長を主導し、金融機関が日銀信用を動員しての間接金融をもってそれを促進し、財政は金融の補完的機能を演じていたにすぎなかった現在の資本蓄積メカニズム全体の再検討が必要となる。

社会的な投資計画による社会的資本と民間資本との、また民間資

ばならない。

第三に、鉄鋼業のような大規模投資を必要とする産業においては、寡占型大企業が完全な自由競争に復帰することは現実問題として不可能である。寡占時代の自由放任は、競争を通じる適正な価格水準、資源の最適利用、技術進歩への刺激というプライス・メカニズムの効果を期待しえず、いたずらな無秩序と混乱、社会的資源の一層の浪費を助長するだけである。管理価格形成への行動や協調体制がたえず生まれてくるのは、またそれらが一見合理性をもつようにみえるのは、このような現実の反映にはかならない。

しかしアメリカの管理価格が、安定という点では模範的であって、レイ・オフ制による労働者への負担転嫁、高鉄価によるクリーピング・インフレ、技術進歩の停滞、国際競争力の弱体化など、大きなマイナスをもたらしていることは事実である。管理価格を批判することは容易であるが、これに代わる体系を現実から出発して提案することはそう容易ではない。これはさいきんの寡占理論のすぐれた成果であるシロス・ラビーニの「寡占と技術進歩」でさえ、寡占企業の市場支配力を減ずることを目的とした諸方策とは、その市場支配力が法律の不完全性、保護関税、その他の内部的ないし「人為的」な要素から生ずるかぎり有効であるが、それが構造的な、そして究極的には技術的起源をもっているゆえに、この種の政策に多くの期待をかけることは幻想であると断定して、提案を放棄していることによってもあきらかである<sup>1)</sup>。

しかしわれわれはプライス・メカニズムのもつメリットを、あらたな組織化および投資と価格に関する社会的ルールの設定によって

發揮させることができるかと考へる。それは、これらの産業の成長力の尊重、企業の自己責任、当該産業にたいする社会的的支持と規制、という三つの基本原則にもとづくものでなければならぬ。つまり私的な管理価格を社会的管理価格に發展させるのである。反社会的な高位安定の危険性をもつ業者だけの共同行為による管理価格、業者グループと需要家グループとが第三者をまじえて民主的に、公共の場で交渉によってきめる価格にするのである。独禁法を前提とし、社会的対抗力の機能を發揮させて公開で決定される(その管理機関としては行政委員会が考えられる)その価格水準は、技術進歩を反映する下降的安定価格、コスト+適正利潤価格、そして国際水準価格を目標とすべきであろう。

このような社会的管理価格決定方式は設備投資についての規制方式と切りはなせない。この規制は、社会的管理価格のもとで資本効率のよい、労働生産性の高い企業に優先的に投資がおこなわれるような間接規制方式となることも好ましい。それは企業財務比率を調整基準とすることによって遂行されるであろう。

以上、現段階の日本経済の構造のもとで、ソーシヤル・プランニングを前提とした競争メカニズムを發揮せしめる、産業組織と政策の基本的なあり方についてのべてきた。

このような観点からすれば、自由化対策として外資への対抗と国民経済の利益のために、国内の大企業の集中合併を促進し、独禁法を緩和して寡占体制を強化する必要があると説く見解には多くの疑問が提起される。それはナショナル・インタレストと大企業の利害を同一視するきわめて大企業本位の自由化対策ではなからうか。こ

効率上必要とされるよりもかなり過大であり、その垂直的統合の程度は効率の上からは不必要な高さを示しているものがかかり多いと述べているのである。

資本自由化がおこなわれれば、ただちに外資の大規模進出をみるといった見方も少なくない。しかしたとえ、問題視される自動車産業においてさえ、わが国の上位企業と対抗しうる規模での外資の進出は、月産一万台能力で所要総資本一、一〇〇億円、月産三万台能力で三、二〇〇億円程度の巨額な資本を必要とし、その調達は欧州メーカーにとってはまず不可能で、米ビッグスリーにのみ可能性がある。しかもこれらの資本がわが国上位メーカーと同じ収益率を實現したとしても、フル操業の下で前者の規模で八・五%、後者の規模で八・九%程度であり、これらの米資本にとってとくに魅力ある水準にはなく、わが国の自動車産業組織をゆるがすような外資の本格的進出は一般に信ぜられているほど容易ではないと示唆されている。

自由化はむしろ寡占体制を打破し、雇用を増加させて国民の消費生活を充実させる政策手段として利用されなければならない。大企業部門への外資の進出はこれら部門の競争を強化するであらうし、中小企業部門へのそれは近代化プレッシャーとして作用し、ともに国民経済にプラスに役立たせうる可能性はある。そして海外ビッグ・ビジネスの正常なコスト・価格競争ではなく不当な資本力をもってする独占的支配力の發揮にたいしては、独禁法の強化によって制限を加え、また遅れた中小企業部門への外資の破壊的な衝撃については、外資進出時期の時間的調整と強力な中小企業近代化政策の

のような対策が徹底的に遂行されるならば、技術進歩の停滞、管理価格の形成促進など寡占の弊害を強めて、かえって国際競争力を弱める可能性さえある。また中小企業部門への大企業の圧迫は強化され、消費者利益は無視されるであらう。しかし今日本格的な重化学工業化を達成している日本産業の規模と水準からすれば、もはやリディング・インダストリーが産業保護主義を要求する時代はすぎ去っている。多くの産業においてわが国大企業は西欧の水準に達し、たとえばアメリカを除く世界最大二〇〇社に入る会社数は西独をこえている。(フォーチュン誌一九六五年売上高調査による)。もちろんアメリカと比較すれば産業と企業規模の彼我の格差は大きい。しかし国民経済の規模を無視して、個々の企業だけをとり出して比較することは無意味であらう。一般的にいうなら市場規模の拡大は必ず大企業数の増加と結びつく。もし日本の企業規模をアメリカなみにするとすれば、まず前提として市場規模を急速に拡大する必要がある。このような前提を度外視してたんに企業規模のみをアメリカを目標として拡大するならば、一社独占に近い高度集中が多くの産業において不可避となり、それにもなうあらゆる弊害が生み出されるであらう。さらに、今日のアメリカの大企業の規模が、現代の生産力の水準の下で、国民経済の立場から合理的であるか否かは検討の余地が大きい。たとえば『アメリカの独占』を論じたアダムス・グレイは多くのわが国のビッグビジネスの巨人的規模を正当化する科学的根拠は全くないとのべ、またアメリカ産業の市場パフォーマンスを多くの産業の事例によって検討したJ・S・ペインも、『産業組織論』において、著名なビッグビジネスの規模は、生産の

推進によってそれを緩和することが出来るはずである。もちろんさきにもべたように産業の性格上競争的であるよりも独占的にしか運営できないような部門や国家が巨額な投資をおこない構造政策を推進する必要がある分野への外資の進出は認可されるべきではないが、それはまた国内の民間資本の活動も制限・排除される方が好ましい部門に他ならないのである。

産業発展の基盤整備について国家的な研究投資を推進する必要がある。その重点は、私企業では困難な大型研究プロジェクトや基礎研究におかれなくてはならない。外国技術導入による生産技術のキャッチアップがほぼ終了している現在ではとくにそうである。またわが国企業の研究投資は基礎研究に偏重する傾向があり、私企業としてもっとも重視すべき開発段階における研究費の比率が異常に低いという事実(基礎研究費の比率、日本一〇%以上であるのたいてい、アメリカでは三―四%、逆に開発費の比率は日本四五%、アメリカ七〇%)が指摘されているが、このような現状を打破し、研究投資効率を高めるためにもそれは必要であらう。さらに嚴重な公害規制の公的ルールづくりをすすめるとともに、公害や労働災害防止のための技術開発を国のおこなう必要がある。個別企業の採算に入っていないソーシヤル・コストを含む、産業の総コストをこれによって低下させることができるからである。

中小企業政策については、いよいよ近代化政策の徹底を必要としてきている。だが現在の主として業種別近代化計画による近代化政策は、個別企業の設備近代化や経営管理システムの合理化にとどまらず、全体としての業種の構造改善に積極さを欠き、国民経済的視

野に立って各業種の近代化目標を明示するということがない。また近代化のために必要な長期資金の確保はきわめて不十分である。近代化の徹底のためには、それとらば中小企業政策の柱である中小企業の「事業活動の不利補正策」が全面的に再検討されなければならぬであらう。現在、中小企業団体組織法、百貨店法、下請代金支払遅延防止法など、一連の不利補正策といわれるものは、中小企業を寡占体制の補正的存在にとどめる、不徹底、不十分な保護政策にすぎないし、中小企業カルテルにたいする行政措置にみられるように、これらは形骸化し、解体の方向に進んでいる。近代化は保護主義的な競争制限とは両立しない。近代化の徹底に照応した中小企業の不利補正策は、大企業の不当な寡占的経済支配力を制限し、中小企業の成長を促進するような競争条件を全面的に整備するものでなければならない。

私的企業の活動分野は、大企業部門であれ中小企業部門であれ、同様に競争にゆだねられ、プライス・メカニズムの効果が充分に發揮されるようにしなければならないのである。さらに大企業・中小企業とも同一の競争環境におかれたらば、大企業が経済的効率よりも経済的権力によって、たとえば資本力格差の不正利用によって中小企業を圧倒することは充分考えられるが、これにたいしては独禁政策の立場から実態をあきらかにした上で、適切な規制がおこなわれるべきであらう。私企業によっては競争の成果が期待できない産業には、公共管理の原則をつらぬき、独禁法を有効に運用することが、本格的近代化政策の遂行に整合する中小企業事業活動不利補正策にはかならないのである。

現段階における産業政策は、個別産業の私的コスト、価格、利潤、国際競争力といった視野に限定され、消費者不在となっている伝統的な産業保護政策から脱皮して、社会的費用を含めた総コストの低下、社会的利益の極大化という広い視野にたった政策に変わらなければならない。そしてそれは、社会的消費を含む国民生活水準の向上と両立する国民経済的な効率の發揮を目標とするものでなければならないのである。

- (1) 日本型寡占価格の特徴について、杉岡碩夫『寡占価格』一九六六年および拙稿「巨大企業と経済政策」『経済政策講座』第四卷一九六四年所収・参照。  
(2) 一杉哲也『日本経済の発展と広告費の相関』『電通広告論』四一号。

- (3) 杉岡碩夫『前掲書』一五四ページ以下参照。  
(4) Paolo Sylos-Labini: Oligopoly and technical progress, 1962, p. 130—1. 邦訳一六〇ページ。  
(5) なお詳細は、鉄鋼新秩序研究会「日本鉄鋼業の新秩序にかんする提言」『新時代』一九六四年臨時増刊号参照。  
(6) Walter Adams and Horace M. Gray: Monopoly in America 1955, p. 13. 参照。邦訳二〇〇ページ。  
(7) Joe S. Bain, Industrial organization, p. 340—358. 参照。  
(8) 「わが国自動車産業の構造と今後の展望」『興銀月報』四〇年五月号。  
(9) なお拙稿「資本自由化・産業再編成」と中小企業問題」

『商工金融』一九六六年一二月号参照。

- (10) 牧野昇「新製品計画と研究開発」『マーケティング講座』第一巻製品政策所収参照。

(11) さらに昭和三〇年代に自然成長的に発展した中堅企業に対する積極的政策がほとんどないというのも問題であらう。開放体制と昭和四〇年代における日本産業の高度化は、専門企業としてのこれら企業グループの発展をより一層必要とするだけでなく、中小企業近代化の到達点ともいえるべきこのグループの発展は、経済民主主義を志向する反独占政策の観点からも望ましい。

(12) なお拙稿「中小企業政策の提言」『経済研究』一九六六年一〇月号参照。

質問 一 (關東学院大学 清水嘉治)

(1) 転型期とは何か。

(2) 産業政策の主体についてどう考えているか。

答 (1) 本文中でお答えしました。  
(2) 一般的にいえばいうまでもなく政府であります。報告に述べましたような新しい産業政策を進めるためには、現在政府内部に分散している機能を有機的に関連させ統一的に遂行するための新しい主体の形成が必要であると思われまします。たとえばソーシャル・プランニングの推進にさいしては、経済企画庁の権限の強化、各省に分散している計画機能の一元化および審議会の構成と権限の再検討、計画に実効性をもたせるために財政と公的金融制度との連結などが必要となりますし、個別産業政策について、自動車産業をケ-

スにとれば、自動車工業の規模および水準と自動車普及のための環境整備とのアンバランスの克服のために、滝川靖氏の指摘されるように現在通産省(投資・構造政策)建設省(道路)運輸省(排気ガス基準)自治省(車庫規制)大蔵省(物品・燃料諸税)警察庁(交通規制、運転免許)に分散している政策を総合化し一元化する政策主体を形成することが必要となります。

質問 二 (關西大学 田中 充)

- (1) 公害防止対策について企業に自己負担させるべきという発生意義的な態度は理解出来るが、公害問題は大企業の場合と中小企業の場合とは自ら違うはずですが、大企業の場合と中小企業の場合とで対策も違うべきであるが、その点はどうか。  
(2) 新産業について、大企業については公害対策設備を企業開始期に付設させることは可能であるが、在来産業、ことに中小工業の場合は自己負担で公害対策のための投資は出来るであらうか。

答 公害規制は公害発生の原因者の責任を明確とすることが原則であり、それは、大企業であれ中小企業であれ同一基準で追及されるべきものと思えます。ただし既設の中小企業にいつて公害防止設備投資のために低利長期融資の道が開かれる必要はあります。

質問 三 (東京都立大学 阿部 源 一)

- (1) 現時点の日本経済において、公有化ないし国有化されるべき経済部門は、具体的についてどの部門と考えますか。  
(2) また公有化ないし国有化にまでいかなくても公営化ないし国営化でよろしいと考えますか。もし後者の場合は、その所



有形態はどのようになりますか。

答 (1) 本文中でお答えしておきました。

(2) 公有化ないし国有化が原則と思います。ただし、競争的な公企業が形成される場合(石油精製・鉄鋼業などで考えられよう)公私混合所有形態もありうると思います。

質問 四 (神戸大学 藤井 茂)

(1) 日本の中小企業の近代化という場合に、物的生産性の引上げについて語られているが、価値実現性について語られることが少ないように思う。

(2) 価値実現のためには過度競争阻止が計られなければならないが、今日の独禁法は中小企業の組織強化を抑えているように思う。大企業と中小企業についての差を設ける必要はないか。

答 (1) ご指摘の通りと思います。

(2) 問題はきわめて複雑であります。中小企業の過度競争そのものの性格が、労働力過剰によるものから設備過剰によるものへと変化しつつある現在、従来の中小企業組織化政策の強化は有効ではなく、自由化対策や消費者物価対策とも矛盾すると思います。過度競争の是正は一方では、個別企業重点の現行の近代化政策の反省にもとづく、徹底した業種別構造改革の遂行、他方では、独禁政策の強化により大企業の寡占的市場支配力と資本力格差の不正利用の制限が有効と考えられます。

質問 五 (大阪市立大学 酒井 安隆)

(1) 昭和三六―七年ごろまでに進行していた企業の集中合併と

さいきんふたたび具体化してきたそれとの間に本質的な相異を認めますか(比較的大規模企業相互間のものを事例として)。

私は日本経済構造の変化と関連して、いわゆる「特振法」前後の企業合同と三九―四〇年以降のそれとの間には本質的な相異があり、前者に対応する官僚側の意図はお説の通りであったとしても、後者(今回)の場合は、いわゆる経済成長パターンの変化、構造的諸脆弱点の表面化(とくに消費者物価の上昇に象徴される)これとの関連における今後の長期的視野の上に立った、高度成長期とは異なった「構造政策」の一環としての評価を客観的には与えるべきではなからうか?

2 独占的大企業に対抗する企業の育成というのは、従来の「中堅企業」の延長線上にある企業のことを考えてよいのですか。

答 (1) 通産政策の総花主義的企業育成策から集中・合併政策への転換に促進されて、集中・合併事例のなかには、寡占体制強化を示す傾向が現われていることは事実であります。しかし本文に述べてありますように、大勢として以前の段階との本質的差異は今日までのところ認め難いと思います。

(2) 企業の性格としてはそう考えています。

## 報 告

### 経済計画編成における二段階機構

—「Selectionモデル」と「Implementationモデル」—

妙見 孟

(富山大学)

第二次大戦後、多くの西欧諸国にみられる「経済の計画化」への顕著な傾向は、政府の経済活動に対して果す役割と責任の範囲が強化されたという現象的事実によって特徴づけられるであろう。かような状況を背景として、「経済計画・政策理論」の体系化を試みようとすると、

「計量経済学的方法」に基づく「政策科学」分析に別の新たな発展の可能性をもたらした。われわれは、この可能性の一つを、戦後以来、約二十年にわたり、R・フリッシュを中心とするオスロ大学経済研究所グループによって積極的に開発・展開されてきた、いわゆる「オスロ決意モデル」(Oslo Decision Model)と総称される「マクロ的経済計画・政策理論体系」のなかに認めよう。

ここにいう「決意モデル」の構想とは、経済政策の目標(対象)の設定方法と、目標を効果的に実現せしめるための手段と方法に関する包括的・整合的な analytical framework を提示しようとするものである。かような「決意モデル」の理論的分析を一層 refinement した発展動向は、オスログループによって、逐次、試作られてきた

「決意モデル」としてのいくつかの「類型モデル」のなかに持つ諸特徴によって明らかにされているところである。いま、これらの「類型モデル」を詳細に論ずる余裕はないが、これらを通して、「決意モデル」の構想を具備していると考えられる諸特徴を抽出・指摘し、本論への introductory remarks としよう。

「決意モデル」であるがゆえに、主要な経済諸要因の相互依存関係を同時に考慮し、交替的政策手段の経済システムに及ぼす諸効果を十分に比較し得るかなりの自由度を含んだモデル構成が望ましい。そのために、体系的「国民経済計算」に基づく——「産業連関構造」を部分的に含む——詳細かつ一層包括的な「インター・フロー構造」(interflow structure) を制約に導入すること、これが「オスロ決意モデル」の持つ第一の特徴である。第二の特徴は、右によって与えられた制約のもとで、政策主体の選択関数を計測し、国民経済の最適計画の選択・決定を与えようとするところである。第三の特徴としていえることは、「オスロ決意モデル」の計画に基づく経済政策の策定の構想が、「selectionモデル」の形成と分析ならびに「implementation (or realization or steering)モデル」の形成と分析

という二段階編成の形式をとる、ということを明確に区別している点であろう。

明らかにいえることであるが、「決意モデル」は、通例の「ケインジアン approach」に基づいて構成される計画・政策モデルとは自ら異なった性格を持ってはなびなび。前者は「optimization approach」段階のモデルであるのに対し、後者は「on-looker approach」段階のそれである。この事実認識は重要な帰結をもたらす。本報告では、経済政策の策定に関する一連の研究を整備・統合しようとするわれわれの研究課題のなかの一として、「経済計画における編成方法」の問題をとりあげる。ここに主要な手懸りを「オスロ決意モデル」——「マクロ的経済計画・政策理論体系」——における方法論に求め、前述の第三の特徴すなわち、「selection 段階から implementation 段階」という計画編成の方法を通して、「経済政策の論理」を理解し、かような analytical framework の意義と特質ならびに若干の問題を提起する。これが本報告の目的である。

(1) かような事実は、例えば、G. ミルダール (G. Myrdal, Beyond the Welfare State: Economic Planning in the Welfare States and its International Implications, New Haven and London, 1960 [北川一雄監訳『福祉国家を越えて』昭和三十八年]) における福祉国家的経済計画の特徴によっても認められる。ミルダールのいう福祉国家観は、市場経済のもたらす不調和に対しても、国民主義的あるいは国際主義的自覚にそ

させられながら、国家の経済活動に対して果す機能が干渉を越えて、調整をはかるための福祉国家を建設することであり、それに伴った民主的な「経済の計画化」への道を開拓しようとする合理主義的な理念を根拠としていることは周知のことである。さらに、一九五〇年代にみられる西欧先進工業諸国の高度成長とそこで実際に施策された各国政府の政策基調とを合わせ考える場合、政府の経済活動に果たした役割・機能の一端を伺い知ることができよう (A. Maddison, Economic Growth in the West, New York, 1964 [大来佐武郎監訳『西欧の経済成長』昭和四十年])。

(2) 戦後以来の「経済計画・政策理論体系」の発展動向は、フリッシュ以来の「決意モデル」を理論的分析ツールとして構築された周知の J. テンバーゲン (J. Tinbergen, On the Theory of Economic Policy, Amsterdam, 1952 [気賀健三・加藤寛共訳『経済政策の理論』昭和三十一年], and Economic Policy: Principles and Design, Amsterdam 1956)・D. ハンセン (D. Hansen, The Economic Theory of Fiscal Policy, London, 1958) 等による類似的なモデルをこぼつた。正しくは、テンバーゲン・モデルを理論的基礎としてその内容を深め、西欧先進諸国 (EAO 六ヶ国およびアメリカ、イギリス、ノルウェー) における戦後経済の分析を通して、資本主義ないしは混合経済体制下の先進諸国に適用し得る「経済計画・政策理論体系」を展開しようとする試みが、E. S. キルシュエン編集による諸論文 (E. S. Kirschen ed., Economic Policy in Our Time,

Part I ~ V, Amsterdam, 1964 [渡部経彦監訳『現代の経済政策』上下巻、昭和四十年、四十一年) のなかで何れ知ることがである。われわれは「上記一連の類似的なモデルの理論体系に関心を持ちながら、むしろ、フリーマン独自の述べてきた理論とその発展動向により大きな関心を持っている。

(3) 「オスロ決意モデル」としての主要な「類型モデル」を試作された順序を示すと、(i) 「Oslo Sub-Model」(文献<sup>1)</sup>、(2) 「Oslo Median Model」(文献<sup>3)</sup>、(iii) 「Oslo Kernel Model」(文献<sup>7)</sup>、(iv) 「Oslo Refi (= real and financial) Model」(文献<sup>15)</sup>、(v) 「Oslo Channel Model」(文献<sup>9</sup>) または富山大学・藤木利躬氏と理論・計量経済学会・西部部会 (昭和四十年六月) で共同報告された「Oslo Decision Model にて」の一部に関連して書かれた拙稿「Decision Models の一類型——Oslo Channel Model の構造的側面」、『富大経済論集』第十一巻第四号、昭和四十一年一月) 等があげられる。

(4) これらの諸特徴が、すなわちの「類型モデル」に完全に具備してゐるとは言い難い。今日までの「オスロ決意モデル」の開発・展開は、「selection」の分析に集中されてきた。その限りでは、「Oslo Channel Model」は「selection モデル」のねらいとする構想を最も具備したモデルであるといえよう (前掲注 (3) の拙稿「Oslo Channel Model」)。

(5) 多部門・多側面に図式化された「インター・フロー表」(interflow table) には、「産業連関構造」に加えて生産諸要素への所得分配および家計消費機構の部門連関表を導入した

「Oslo Median Model」(文献<sup>3</sup>)、「リング構造」(ring structure) の導入により一層ミクロ化された「Oslo Channel Model」(文献<sup>9</sup>) および前掲注 (3) の拙稿「Oslo Channel Model」<sup>9</sup> あるいは、実物的・貨幣・金融的という両側面を導入した包括的・統合的な「Oslo Refi Model」(文献<sup>15</sup>) 等が試作されてゐるものがある。

(6) 富山大学・藤木利躬氏と理論・計量経済学会・年次大会 (昭和四十年十月) で共同報告された「Oslo Decision Model」における選好関数に基づいて書かれた論文 (未刊) または文献<sup>5</sup>、<sup>6</sup>、<sup>8</sup>。

(7) フリーマンは「ASEPILT」(The European Scientific Association for Medium and Long Term Forecasting) に提出された報告文 (文献<sup>10</sup>) のなかで、中期・長期の予測とマクロラング理論の発展動向を四つの段階「すなわち、第一段階「on-looker approach」→第二段階「ad hoc instrument approach」→第三段階「feasible instrument approach」→第四段階「optimization approach」に区別する。第一段階「on-looker approach」では、単純な傾向分析からシステマティックな交替的予測分析にいたる一連のモデルが、この段階のカテゴリーに属する。例えば、「ハロッド・ドーマー成長モデル」に対するフリッシュの立場は、このモデルが貯蓄率・資本対産出比・資本の限界生産力等の単純な諸要素でのみ特徴づけられ、成長に基本的に影響を与える政策主体の「決意パラメーター」を明示的に導入し得ないマクロ的モデルであるとして批判的である。さらにフリッシュ

はじきのように主張する。「……交替的予測を目的とするこれらすべての分析に共通していえる一つの特徴は、分析者の態度が傍観者 (on-looker) のそれだということである。彼は、生起するであろう事柄を予測するだけであり、ある主体 (政府、民間企業等) が事態の方途 (the course of affairs) に為さねばならない事柄を見出し出すインスティテューショナルな全ては全く為さない。しかし、傍観者は前述の第三段階「feasible instrument approach」における「決意モデル」を構成し、適用しようとするが、それは instrument 変数の選択可能な諸数値を、ある政策指針のための比較 (policy oriented comparisons) をするとか、完全なプログラミング (full-fledged programming) のためではなく、ただ自己の傍観者の目的のためにである (文献 [10] p. 250)。……かような「on-looker」観点から、「決意的」観点へのシフトは、彼の傍観的態度を何ら変更するものではないであらう」(文献 [10] pp. 252—53)。フリッシュの言うこれらの段階区分からすれば、ティンバーゲン・モデル (I. Tinbergen, Economic Policy: Principles and Design, op. cit.) は「ad hoc instrument approach」——事態の方途に影響を与える観点からする最もプリミティブなもので、十分に規定された自由度を持つ coherent なモデルが存在しないもの——から「feasible instrument approach」——coherent なモデルが存在し、事態の方途に積極的影響を及ぼし、しかも instrument 変数選択の feasibility を強調するもの——「instrument 変数の選択の選択原理も第一段階「on-looker approach」と異なるもの——のカテゴリー

に属する。オスログループによる「決意モデル」の研究は、これらの段階的發展にしたがって押し進められてきたものといえよう。この過程におけるフリッシュのフィロソフィーは、つねに「啓蒙主義」(enlightenment) の精神を支えられながら (文献 [10] pp. 257)、「計画」に対する方向 (たとえば、欧米にみられる「啓蒙的なる金融・財政政策主義」(unenlightened financialism) に対する批判 (文献 [13] pp. 2—4)) は「合理的計画」への道であり、コッパ「optimization approach」に踏み切る理由が存在するといわねばならぬ。

## 二

「経済政策の論理」を形成する「selection」の問題と「implementation」の問題は、内容の差異・特質を別にすれば、フリッシュの「決意モデル」およびティンバーゲンを中心とする他の類似的なモデルに共通して存在する analytical framework である。問題は、まず、モデルに含まれる自由度と関連する。すなわち、「selection」の問題とは、自由度の操作によつて、システム内で可能なあらゆる変数値集合 (マルチプル) (the constellations of values of the variables) を分類し、これらのなかで、政策主体の望ましいある最適基準にしたがって最適変数値集合を選択・決定することである。他方、「implementation」の段階では、「selection」の段階で得られた最適変数値集合に対する実現過程とその科学的運営の問題をとり扱う。

換言すれば、「selection モデル」は最適の決定に、「implementation モデル」はその最適の達成に必要な制度的、行政的、貨幣・金

融的な諸手段の編成決定にそれぞれ利用される。すなわち、「対象」と「手段」の決定に別個のモデルが使用されるということである。したがって、「selection モデル」には制度的、行政的、貨幣・金融的構造は含まれないが、これらの必要な諸手段と方法が与えられるとすれば、実現可能をみない「実質表示」(volume figures or the figures in actual technical units) による後述の「optimal plan frame」を描写する目的のために有用である。

ここに、最適の決定を扱う「selection モデル」には、区別すべき二つの基本的構成要素<sup>(1)</sup>、すなわち、(1)「構造」(structure with «Rock Bottom» character) ——会計恒等式あるいは生産関数、あるいは利用可能な資源量のように好むと好まざるとにかかわらず、受け入れざるを得ない不可避的な諸関係と諸種の境界——および(2)「選好」(preferences) ——経済政策の形成に直接参与する decision units<sup>(2)</sup>、すなわち、政策当局の選好状態 (preferences or conscious policies specified by decision units) ——が含まれる。<sup>(17)</sup>

「selection モデル」が、数理計画モデルに他ならず、構造は制約に、選好関数は目的関数に該当する。しかも定義によつて構造の描写に当っては、「feasibility」の観念を可能な限り念頭から除去しなければならぬし、逆に選好関数を決定する場合には「structural feasibility」の観念を可能な限り念頭から排除することが必要であり、「Santa Claus function」<sup>(3)</sup>とよび選好関数を確立しなくてはならぬ。

当然に、「selection モデル」の描写に当っては、他の類似的なモデルと区別される「target setting approach」は、念頭から完全に除去

される。例えば、政策目標として想定された成長率が、いかなる意味で最適なものであるかは何も保証され得ない。高くもなり低くもなり得る。最適成長率は合理的な決意分析の結果としてのみ与えられるだろう。したがって、「Rock Bottom」な構造を説明する場合に得られる自由度または操作可能性 (degree of maneuverability) を詳細に検討し、これらの操作可能性が、政策当局の目的と関連して「optimal plan frame」を決定するとは、いかに結びつけられるかという問題——「optimal plan frame approach」——から出発しなければならぬ。かようにして、通常の経済計画における「target setting approach」との関連では、まず「target setting」が、「ネズロ決意モデル」における「selection」段階の対象をなす。

「selection」の問題が解決された後、<sup>(1)</sup>「implementation」の問題に進むべきである。現実には、「implementation」の段階にいたって、既存の制度的、行政的、貨幣・金融的構造が導入されると、「selection」段階での「feasible」な目標を達成し得ない場合が生ずる。かような場合には、それらの諸構造を改変することによつて「optimal plan frame」またはそれに近い解に到達するか、あるいは既存の諸構造を改変し得ないとすれば、「second-best」の解に到達し得るよう対策されなくてはならぬ。当然に、実際の決意は、「selection モデル」と「implementation モデル」との間の逐次的分析 (sequential analysis) の諸結果から実施されるであろう。<sup>(17)</sup>

「implementation」段階の問題で考慮されるべきモデルとして、未だ理論的に体系化されていないが、フリッシュはじきのような構想を提示している。すなわち、(1)「経済の全制度を含むモデル」

(the institutionally contaminated model) および経済政策形成のプロセス (decision making process) の手続として、政治行政機構の分析に及ぶ(II)「諸決意の compartmentalization」と(III)に立脚した(IV)「multidisciplinary administrative model」等より扱ったことが「optimal implementation」に必要なのであると述べた。<sup>(12)</sup>

以上のフリッシュの構想にまつわる諸困難にもかかわらず「selection」の問題への「implementation」の問題を基本とする一貫した「経済政策の論理構造」にしたがい、目標(対象)と手段との整合のメカニズムを可能な限り定量的に分析しようとするところに「オスロ決意モデル」の一つの特徴と貢献を見出し得ることができるといわねばならない。

前述の(II)以下の政治行政機構のモデルを含む詳論は他の機会に譲ることにして、当面「selection」の問題と「implementation」の問題における制度を含むモデルを次節で例示することによって、両段階の編成方法の特徴を見出した。

(8) 文献[2] pp. 123-24.

(9) 文献[10] pp. 266-67.

(10) 文献[11] pp. 11-14.

(11) フリッシュの問題とする選好関係は、政策主体によって経済のいかなる状態が他よりも選好されるかを示す関係式である。すなわち政府自体の選好関数の存在が前提されるにすぎず諸個人の選好関数から、社会的選好関数を導くことを扱う社会的評価の問題には関係しない。もっとも、政策の最終決意は

政府が行なうが、その策定にはある種の委員会が当るであろうから、C. J. ファン・ヘイックとJ. サンディ(C. J. van Eijk and J. Sande, Quantitative Determination of an Optimum Economic Policy, *Econometrica*, Vol. 27, No. 1, January, 1959, p. 3) ともいって、選好関係は、「あるグループのひとびとが、あらゆる可能性を論じ得る余裕がいく分でもあるなら、時には交渉の後に、決意するであろう選好順序を表現せねばならぬ」といって得るだろう(前掲注(6)の「Oslo Decision Model」における選好関数)。

(12) 「オスロ決意モデル」研究におけるプログラミング問題の解法は、極めて重要であり、フリッシュにより長期にわたって開発されてきた一連のプログラミング問題についてのコンパクトな紹介、検討、批判については、つぎに詳しい。藤本利躬「線型計画と Multiplex 法——R. Frisch の Multiplex 基準の検討」『富大論集』第十一巻 第二号昭和四十年七月、「非線型計画と Multiplex 法」『富大経済論文』第十二巻 第一号昭和四十一年四月、および「数理計画と Multiplex 解法」日本統計学会報告要旨昭和四十一年十月、および、文献[5]、[6]、[12]。

(13) 文献[4]、[6]、[8]、[11]。

選好関係の数値決定をする場合、選好関数の性格からして政策主体のインタビュによって必要なデータを得る。フリッシュの方法において選好関係に必要なデータは政策主体に対する「配分質問」(distribution question) と「二分質問」(dichotomic

question) とによって蒐集される。インタビュに先だって質問者は政策主体に充分納得させておかねばならない規約がある。すなわち、主体は選好した配分構成が技術的・構造的・制度的観点からして実現可能かどうかには顧慮することなく答えなくてはならないこと、これである。質問者の政策主体に対するようなインタビュの仕方を「Santa Claus function approach」と称する。

(14) 文献[10] pp. 266-67. [11] p. 3. [14] p. 5.

(15) 文献[14] pp. 6-13.

(16) 「Implementation」段階で、経済全体の諸制度を含むモデルを導入する範囲に限定し、政策形成のプロセスを分析し、最適計画 (optimum planning) の問題を提起した。最近におけるティンバーゲンの重要な貢献がある (J. Tinbergen, Central Planning, New Haven and London, 1964 小金芳弘訳『経済計画』昭和四十年)。すなわち、最適計画の問題を広義と狭義の考え方からして二つの場合に分け、前者は、一国にとつての経済全体の諸制度の仕組をいかに選択・決定するかという最適体制 (optimum regime) の問題であり、後者は、既存の体制は是認されたものとして、いかに経済計画の編成をすれば、この体制のもとで最適計画が実施可能であるかという問題である (Ibid., p. 81)。やはり、政策形成のプロセスにおける政治行政機構に対する利益団体 (interest or pressure groups) の影響力を明らかにしようとする試みは、カーシエン編著 (Kjischen ed., op. cit.) にみられる一つの特徴である。われわれは、以上の類

似的なモデルとは別にみられる当フリッシュ自身の構想においても、「selection モデル」と「implementation モデル」で考慮され得るあらゆる諸関係式および諸変数を含めた経済全体の最適化を決定する方法は (プログラミング問題においても)、現段階では可能であるとは確信していない。むしろ、これらの諸困難な問題を予想し、いかに打開すべきであるかということが将来の中心的課題となる。

### 三

二段階の編成方法による「オスロ決意モデル」の完全な形での具体的適用例はまだみることができない(また他の類似的なモデルにも同様なことがいえる)が、不完全ながら「implementation」の問題にまでおよんだモデルとしては、最も初期に試作された「オスロ決意モデル」の一類型としての「Oslo Sub-Model」を持っているが、現段階ではこれ以外に存在しない。第一節で述べた四つの段階からすれば、第三段階「feasible instrument approach」から第四段階「optimization approach」のカテゴリーに属し、「オスロ決意モデル」の構想から具備する諸特徴も(そのうちの「インター・フロー表」が構成されてない)不完全にしか持たない過剰にアグリゲートされたモデルである。したがって二段階編成の好例とはいえないが、当「Oslo Sub-Model」をとりあげ、そこで「selection」と「implementation」といかに区分され、統合されるかを検討してみよう。

「Oslo Sub-Model」は雇用計画のためのモデルであり、伝統的な(ケインズと異なり、公共投資でなく)価格・賃銀統制・税率・補

助金の操作をいかに編成すれば、最適雇用水準に到達し得ることが可能か、といった政策効果分析を行なったものである。ここでは、モデルの詳細な内容にふれるスペースに恵まれていないので当モデルの数学的構造についての簡単な言及しておく。

変数、方程式は別掲「Appendix」のごとくである。変数総数は六十四、独立方程式数は五十であるから、都合、自由度数は十四である。それらの方程式は、

定義方程式 (1)、(2)、(3)等々  
労働・企業・政府の3セクターの収支方程式——  
小数変数間の定義的關係——(26)等々

① 生産関数(44) → 生産弾力性(45)

② 労働者の厚生指標関数 → 支出弾力性(63)

③ 企業・労働者の市場行動関数——伝統的極大原理が仮定される。

(4) = Basic factual data としての2つの弾力性)

と分類できよう。これが「Oslo Sub-Model」の数学的構造である。

前記したように「selection」の問題の対象は最適変数値集合(ベクトル)の決定である。最適が論ぜられる限り、「selection モデル」は制約と選好関数=目的関数の存在を前提としている。「Oslo Sub-Model」の選好関数は目的変数の特定値または選好境界の形で与えられている。すなわち選好関数は目的変数がそれぞれの境界内にある限りであり、さもなくては零であると考えられている。

これらの目的変数を含む方程式は上記全体系の部分系であり得る。その場合この目的変数に境界内数値を与えてデータとし、この部分

系を解いて部分系内の他変数の値を求める。ところでこれら他変数も少なくとも境界の形で望ましい領域を与えられている場合が多い。たとえば、諸税率はこれこれであるが望ましいといったように。そのときこれら他変数は第二次目的変数と呼んでよい。第二次目的変数から以上と同様にしてつぎの変数決定へと移行する。等々。あるいはもっと直接的に目的変数の選好値と基本的データ(45)、(63)あるいはその他の諸データを与えて全体系を解くことができる。

とにかくかようにして最適解ベクトルが得られる。「selection」の問題の対象はここまでである。前記したように「implementation」の問題とはこの最適解の実現に関するものである。この実現の意味を考えよう。

あらゆる変数を政策主体が直接コントロールできるのなら、経済政策の問題は生じ得ない。技術的な観点からすれば、経済政策論は、間接的コントロールの可能性に関する体系であるからだ。当面、自由度数は十四であった。ゆえに数学的には、(あるいは同じことだが、全変数が直接コントロール可能なら)C通りの政策可能性がある。しかし直接コントロール可能な変数が相対的に少数なのが現状であるから、実現の問題とはしたがって政府が直接コントロールできるのはいかなる変数集合かということではなければならない。

さらにはコントロールがどの程度直接的に可能かによって、目的変数以外の変数を分類することが「implementation モデル」の第一の問題であるといえよう。事実、「selection」の解としての最適ベクトルには目的変数以外の変数が具体的な数値をもって与えられているわけだが、そのうちの十四個は直接コントロールすべきものでなけ

れば、出発点で仮定した目的変数の選好値は実現できなごかもしれない。コントロール変数が十四に充たない場合、たとえば、物価水準を直接コントロール可能な制度を編成することによって初期の目的選好値を実現するか、あるいは自由な市場力の作用に物価の決定をゆだねて、「second-best」の目的選好値の実現可能性を甘受するか、それとも物価を直接コントロールするたごびにばのよな種々の種族や種族の「implementation」の問題がある。

前述の通り、このモデルが解られるのは、コントロール変数の選好値が与えられている場合である。

- 1.  $N^{net}$  = 雇用, 2.  $P$  = 物価水準, 3.  $q$  = 賃金水準, 4.  $m_1$  = 企業資産増, 5.  $m_2$  = 労働資産増, 6.  $\theta_2$  = 公共用役(無料)消費の労働分前, 7.  $\tau$  = 物品税, 8.  $T$  = 移転所得(労働), 9.  $\theta_1$  = 企業所得税率, 10.  $\theta_2$  = 労働所得税率, 11.  $\theta_3$  = 賃金税率, 12.  $\beta_1$  = 企業所得税限界税率, 13.  $\beta_2$  = 労働所得税限界税率, 14.  $\beta_3$  = 賃金支払税限界税率

[Appendix]

記号:

- 1.  $N(N^{net})$  = 雇用, 2.  $P$  = 物価水準, 4.  $q$  = 賃金水準, 5.  $T_1$  = 企業者所得税, 6.  $T_2$  = 労働所得税, 7.  $\tau$  = 物品税, 8.  $T$  = 移転所得(労働), 9.  $\lambda_0 R$  = 政府可処分所得, 10.  $\lambda_1 R$  = 企業者可処分所得, 11.  $\lambda_2 R$  = 労働可処分所得, 12.  $R$  = 国民所得, 13.  $X_0$  = 政府の財・用役購入, 14.  $X_1$  = 企業の財・用役購入, 15.  $X_2$  = 労働の財・用役購入, 16.  $X$  = 実質国民所得 = 純生産

貨幣価値額, 67.  $pX_1 = \lambda_1 R - m_1$ , 企業の財・用役購入・貨幣価値額, 68.  $pX_2 = \lambda_2 R - m_2$  労働の財・用役購入・貨幣価値額, 70.  $\xi_0 = pX/R =$  政府分配率, 71.  $\xi_1 = pX_1/R =$  企業分配率, 72.  $\xi_2 = pX_2/R =$  労働分配率, 73.  $N^{ssd} =$  労働需要, 74.  $N^{ssd} =$  労働供給, 77.  $X_2^{dem} =$  労働者の財需要, 80.  $\mu_0 = 0 =$  政府生産分前, 81.  $\mu_1 = (pX - qN)/R =$  企業生産分前, 82.  $\mu_2 = qN/R =$  労働生産分前, 83.  $\nu_0 = \mu_0 + \tau + \theta_2 =$  政府収入分前, 84.  $\nu_1 = \mu_1 - \tau - \theta_3 =$  企業収入分前, 85.  $\nu_2 = \mu_2 =$  労働収入分前

方程式

- Income Equations (1) - (3); (1)  $\theta_1 + \theta_2 + \theta_3 + \tau - \theta = \lambda_0$  (政府), (2)  $I - \tau - \mu_2 - \theta_1 - \theta_2 = \lambda_1$  (企業), (3)  $\mu_2 - \theta_2 + \theta = \lambda_2$  (労働), Acquisition Equations (5) - (7); (5)  $\xi_0 + \frac{m_0}{R} = \lambda_0$  (政府), (6)  $\xi_1 + \frac{m_1}{R} = \lambda_1$  (企業), (7)  $\xi_2 + \frac{m_2}{R} = \lambda_2$  (労働), Definitional equations (9) - (43); (8)  $m_0 + m_1 + m_2 = 0$ , (9) 物品総額 =  $\tau R$ , (10) 政府可処分所得 =  $\lambda_0 R$ , (11) 企業可処分所得 =  $\lambda_1 R$ , (12) 労働可処分所得 =  $\lambda_2 R$ , (13) 総賃金 =  $qN$ , (14) 政府生産所得 =  $\mu_0 R = 0$ , (15) 企業者生産所得 =  $\mu_1 R$ , (16) 労働生産所得 =  $\mu_2 R$ , (17) 政府注入購買力 =  $\lambda_0 R - m_0$ , (18) 企業注入購買力 =  $\lambda_1 R - m_1$ , (19) 労働注入購買力 =  $\lambda_2 R - m_2$ , (20) 政府購入 =  $pX_0$ , (21) 企業購入 =  $pX_1$ , (22) 労働購入 =  $pX_2$ , (23)  $X_0 = \xi_0 \cdot \frac{R}{p}$ , (24)  $X_1 = \xi_1 \cdot \frac{R}{p}$ , (25)  $X_2 = \xi_2 \cdot \frac{R}{p}$

るほどである。なぜなら、政策主体が多かれ少なかれコントロールでは「implementation」要因をコントロールできない要因のみからなる「selection モデル」に包含してしまふことにより「implementation」要因を人為的にコントロールできなくして、かくして最適解の可能領域を狭隘化することになるからである。

かように二段階に分割された両モデルにおいて、前者「selection モデル」は、アブリオイに市場形態が競争的か、独占的か、あるいは経済体制が自由放任的か中央集権的かのいかに問わず存在し得るモデルである。換言すれば、資本主義か社会主義か、先進国か後進国かといった経済体制あるいは経済発展段階の差異いかににかかわらず共通して存在する諸問題をとり扱うためのものである。導入される市場形態・経済体制・発展段階のいかんによつては相異なる経済的諸関係・諸変数集合が新たにその上に加わるにすぎない。この新たな経済的諸関係・諸変数集合の本質的分析をより扱うのが「implementation」の問題に他ならず、かように一貫して包括的・総合的な analytical framework を提供し得る。この重要な重要なことは、多数の自由度を含むモデル構成を可能とし、政策の手段と方法の範囲が拡張され得ること、したがって、経済全体の諸制度の長短を体系的に検討し得ること、換言すれば、所与とされる既存の諸制度の改変、ひいては体制の改革の問題も論じ得る可能性を強きより望ましい計画・政策モデルの条件を具有するものとされる。

最後に、今日論じられるべきこの問題を提起し得る。第二節と言及したように最近、ティンバーゲンによって提起された最適計画の問題である。ティンバーゲンのよれば、世界の二つの主要な

- $\frac{R}{p}$ , (26)  $X = \frac{R}{p}$ , (27)  $\theta = \frac{T}{R}$ , (28)  $\theta_1 = \frac{T_1}{R}$ , (29)  $\theta_2 = \frac{T_2}{R}$ , (30)  $\theta_3 = \frac{T_3}{R}$ , (31)  $\theta_0 = \theta_2 + \theta_3$ , (32),  $\theta_2 = \theta + \theta_3 + \tau$ , (33)  $\lambda_0 = \frac{\beta_2 \theta + \beta_3 \theta_1}{\nu_2}$ , (34)  $\lambda_1 = \frac{\beta_1 \theta}{\nu_1}$ , (35), (36)  $R_0 = \nu_0 R = (\tau + \theta_1) R$ , (37), (38)  $R_1 = \nu_1 R = (\lambda_1 + \theta_1) R$ , (39), (40)  $R_2 = \nu_2 R = (\lambda_2 + \theta_2 - \theta) R$ , (41)  $\mu_0 = 0$ , (42)  $\mu_1 = \frac{pX_1 - qN}{R}$ , (43)  $\mu_2 = \frac{qN}{R}$ , Structural equation (44) - (64); (44)  $X = \Phi(N)$  (生産関数), (45)  $e = \frac{N\Phi'(N)}{\Phi(N)}$ , (50)  $n_1 = \frac{A_1(N, etc.)}{A_1(N^{ssd}, etc.)}$ , (53)  $(I - \tau) e = n_1(\nu_2 + \beta_3 \theta_3)$  (労働の需要方程式), (57)  $n_2 = \frac{A_2(N^{ssd}, etc.)}{A_2(N, etc.)}$ , (62)  $\nu_2 = n_2 \cdot e \cdot \sigma + \beta_2 \theta_2$  (労働の供給方程式), (63)  $\sigma = \frac{u(N)}{u'(N)}$ , (64)  $X_2^{dem} = \frac{qN^{ssd} - \frac{1}{2} \frac{d}{dt}(qN^{ssd}) - m_2}{p} + \theta \Phi(N)$  (労働の財需要方程式)

図

以上の諸要素を含む「selection」の問題と「implementation」の問題とを比較する時、性質を要する、新たな問題を提起するモデルの concluding remarks を見よ。

このように「最適解の問題」として「勿論、両モデルを合併して総合的な最適解を導くことが可能であるが、それが同時に達成可能な真の最適解であることが保証はしない。モデルが大きく複雑化するが、その中で保たれるべき領域は、経済システムおよび経済に対する考え方の相違は減少しつつある」と指摘し、いくつかの問題については両側タイプの計画の効率について、科学的または実際的に比較検討し得る対象が変わって来たという。したがって両側の体制のなかで、たとえは、中小企業における生産手段の私有が、国有のそれと比較してより効率的でないかどうかを論じ得るようになるだめという立場からして、最適計画の問題を進める重要性を説いている。かような客観的比較分析の可能性について、マリッチャの「マクロ的経済計画・政策理論体系」では、いかなる結果を期待し得るだろうか、と云うことが出来る。

[17] T. Tinbergen, Central Planning, op. cit., pp. 78-79.

【参考文献】

- [1] Ragnar Frisch, "Price-Wage-Tax-Subsidy Policies as Instruments in Maintaining Optimal Employment", Memorandum from the Institute of Economics, University of Oslo, February 12, 1953.  
 [2] do., "The Mathematical Structure of a Decision Model: The Oslo Sub-model," Metroeconomica, Vol. VII, December, 1955.  
 [3] do., "Main Features of the Oslo Median Model", Memorandum from the Institute of Economics, University of Oslo, October 10, 1956.  
 [4] do., "Numerical Determination of a Quadratic Preference Function for Use in Macroeconomic Programming",



とです。これにしたがいますと、毎年、漸近・発展モデル (symptotic model) と次年度モデルの二つを解決しなければなりません。まず、第一に最適化の接近方法によりまして、例えば経済の全部門 (生産、消費、投資等々) が比例的に成長する漸近状態 (equal exponential growth) ないしは発展形態を選び出します。第二は、この選び出された漸近状態・発展形態へ経済を一步進めることを目的とする次年度の計画を決定します。かような繰り返しを毎年おこないます。たとえば、五ヶ年計画のときは、次年度に (既に遂行された新しい情報 (データ) に基づいて) 修正・改善して、新しいときの五年後 (当初から数えて六年目) の目標年次について計画を立てるといふ操作を続けます。フリッシュは、遂行されたエレメント (non decisional elements i. e. in the set of already-committed-to elements) と決意するエレメント (decisional elements) を区別して、全体の計画作業を進めることが重要だといっております (文献 [10] pp278-79)。明らかにいえますように、かような手続が可能であるとすれば、経済のどの部門におけるたとえば、生産とか投資も、幾年かにはまたがって延長することが可能であり、ある時間的推移のパターを示し得ることや、それらの計画期間を越える諸効果も幾年かにはまたがって無視されない、ということができます (前掲注(6)の拙稿「Oslo Channel Model」)。例示されました「Oslo Sub-Model」は、明らかに静態モデルであります。一般に「オスロ決意モデル」は静態問題を前述の moving プランニング方式にしたがって、動的にモデルを用いることを可能ならしめること、したがって中期・長期計画を同時に行ない得る利点を持っているということがいえます。

しょう。しかし、われわれは、前述の方式に全面的にこだわっているわけではなく、計画期間の決定の重要性を認識するとき、フリッシュ方式に若干の問題点があると思います。一例をあげますと、五ヶ年計画であることが望ましいのか、十ヶ年計画であるのが望ましいのか、といった問題をもっと徹底させる必要があると考えられます。

## イタリアにおける経済計画論争

### 一、一般的問題との関連

——計画主体の生産関係に対する立場——

生産関係に関する現代の主要な立場、すなわち自由企業派、改良主義、社会主義の三つの立場からそれぞれの経済政策の路線を基礎づけた勢力が、可成り接近した力関係にあり、単に基本的政策綱領のレベルにおいてだけでなく、具体的な経済計画の分野においても、それぞれ体系的なプランを持ち、相互に争っている場として、現代イタリアがある。他の国々においては、これらの経済政策の立場は、理論的、思想的には、それぞれ大きな力を持っているが、現実極めて拮抗した勢力として鼎立し、それぞれが典型的に経済政策の三つの系譜を示している国は少い。

一般的問題との関連とは、これらの系譜を単に経済政策論教科書の見本の具現のように比較観察することではなく、これらの政策路線が対等の影響力を持つに至ったこの国の資本主義社会の特殊な歴史的諸局面を分析することを通じて、認識されるものである。

三つの系譜のうち自由企業派は、資本家団体である産業総連合 (Confindustria) を拠点とし、政治的には自由党とキリスト教民主党右派をその代表とし、故ルイジ・エイナウデらの新自由主義

尾上久雄  
(京都大学経済研究所教授)

経済学を理論的拠り所とする。次に改良主義は、国家的特殊社会の経営者や官僚等の階層の中に影響力が強く、キリスト教民主左派、共和党がこれを代表する。民社党、さらに一九六六年これと合体した社会党のかなりの部分は、第二次大戦後現在まで政治的振幅を繰り返しているが、中道左派政権樹立以来、客観的にはこれに追随することによって改良主義の系譜に属している。第三の系譜は前の二つと異なり、資本主義的生産関係を否定し、社会主義社会の樹立を目指している勢力であり、共産党、統一社会党、社会党の一部および労働総同盟 (CGIL) 等がこれに属する。

典型的に現実の勢力として姿を現わしているこれら三つの系譜が、イタリア経済計画論争において提起している問題として、特に次の二点を指摘したい。

資本主義的経済政策のヘゲモニーが、第一の系譜から第二の系譜に移っているか否か、その原因は何か、これが第一の問題点である。

第二の問題点は、資本主義的生産関係を否定する勢力が、資本主義的な現行憲法のもとで労働者的立場から独自の経済計画を主張することが、矛盾ではないかという問題であり、いわゆる構造的諸改革の問題もこれに関連する。



一般に経済計画の手段として、いわゆる量的政策手段と質的政策手段がある。質的政策手段の中でも単なる機構や制度の改変でなく、独占や土地所有に関する社会経済的諸改革は、生産と私有の結びつきから生まれる制度的硬直性のために資本家的政府がそれを自発的に用いるようなことは、きわめてまれである。現代イタリアにおいては革新勢力がこのような諸改革をも含んだ経済政策を国民の前に提示している。以上の問題はイタリア的・特殊な問題であると同時に、その特殊性を通じて現代史に一般的課題を投げかけている。

### 二、制憲議会における経済計画論争の開始

戦後イタリア新憲法制定のための制憲議会は、ファシズム崩壊後のイタリアの体制選択のために重要な決定経路であった。この選択はイタリアだけでなく西欧資本主義が第二次大戦後対決しなければならぬ問題の一環であった。経済計画の問題は、この制憲議会においても最大の論点の一つであった。

経済計画に関する条項は、結局「法律は公的経済活動および私的経済活動が、社会的目的に向けられて調整されるように、適切な諸計画 (Programmi) および諸統制 (Controlli) を定める」(第四十一条) という抽象的条文となる。ここに至る論争は、まさに現代資本主義における前記の典型的諸勢力の立場を明示した。

計画化について最も積極的な立場をとったのは社会主義的勢力であり、すでに戦争の末期に解放後は進歩的革新的な経済計画を推進しようという構想を持ち、労働者が企業内協議委員会、労働組合、

産業別の全国的組織を通じて経済計画の作成、実施に参加すべきであることを主張した。

これに対し自由企業派は経済計画に対して極めて保守的な態度をとり、その代表者エйнаウディ教授は一九四七年一月制憲議会で「最大限の自由を保存するような経済計画化の制度は認めてもよい」と発言したが、かれの認めた計画とは、何らの政策実行を内容としない予測計画に過ぎず、せいぜい国民所得統計やその予測に関する白書公刊に過ぎなかった。

最も保守的なグループは Piani (諸プラン) という語句が憲法に入ることによって資本主義的企業活動の自由が侵されはしないかと恐れ、社会党とキリスト教民主党の一部が出した妥協案の Programmi (諸プログラム) が採用された。ネオ・リベラリストの Colli (諸統制) の語を削除することを主張したが、これは容れられなかった。

経営管理、経済政策への労働者の参加の権利を認めた第四十六条にも抵抗があったが、キリスト教民主党内の左派が比較的早くからトリアッチの提案に同意を示したのは、解放直後の力関係の反映である。このように憲法の抽象的条文は、ファシズム崩壊後の現代イタリア資本主義における諸階級間の勢力関係の対抗と妥協を背後にもった。

もう一つ興味深いのは、すでに当時、構造的諸改革に関する議論が、制憲議会における経済計画論争に関連して起ったことである。社会党のロムバルディは、「社会主義者の目標は、ただ一つ、社会

主義社会の建設である。」と主張し、構造的諸改革を批判した。これに対し、同じ社会党のモランディは「諸改革は革命に從属するものであって、革命に代替する改革を意味するのではない。」と主張し、むしろ労働総同盟やトリアッチに近い見解をとった。この問題は後の国際的な批判や論争と同じ問題を提起したのであるが、その論争の内容は、むしろ後の国際的な評論よりは集中的で水準も高いものであった。(制憲議会における論争については、別に筆者の「現代資本主義と経済計画の問題——戦後イタリア経済計画論争の端緒——」経済学論究・第十八巻・第三号がある。)

### 三、労働計画とヴァノーニ計画

一九四九年秋、労働総同盟は「労働計画」と呼ぶ独自の計画を発表した。それは名称から想像されるような「労働」に関する狭い防衛的な計画を意味するのではなく、労働者階級の提案する国民経済的な計画であり、労働者階級が国民経済の担い手たりうることを意味するものであった。それは社会主義社会を前提してのみ可能な社会主義経済計画ではない。前述のような歴史的過程の結果として獲得されたイタリア憲法の完全実施によって実現されるような部分的過渡的計画であり、これによって「現代社会の直面する社会的経済的問題を全部解決出来る」と思っているのは誤りである。」と提案者の労働総同盟ヴァットリオ議長も述べている。

しかしこの計画は電力国有化、土地改良および農地改革、国家資本による公共建設の三政策を根幹とし、当時二百万近いといわれた失業労働力を吸収しようとするものであった。この計画は自由主義

的な経済学者や与党の政治家をも含む広い国民層の支持をえた。

政府与党および、労働総同盟から分裂したカトリック系の組合の中には「労働計画」に対抗し、その反対措置としても長期経済計画を作成しようという気運が起り、その結果は有名な「ヴァノーニ計画」となった。その意図は、現存の体制のまま何ら質的な改革を行わなくても一〇年間でイタリアの主要な経済問題が解決することを示す点にあった。

対抗する両計画の成長モデルとしての差異を筆者は、前者をドップの開発モデル、カレツキーの社会主義成長モデルの系譜に属するものとし、後者をポスト・ケインジアン・モデルの一種であると考える。(筆者の「イタリアにおける代替的成長モデル」経済学論究第十八巻第三号、あるいは京大経研リプリント・シリーズ十四号が、この問題を取り上げた。)

### 四、中道左派の経済発展計画・対・資本家団体の予測

一九六二年三月のキリスト教民主党第八回大会が「左転換」の方針を決めて以後、政局における「左転換」と平行して、社会党の経済計画化要求とキリスト教民主党との間に妥協が進んで行く。とくに六三年春の選挙で共産党が進出したので、社会党としては対抗上経済改革と計画作成を政府に協力の条件として強く要求した。

資本の側にも計画化に対して部分的な態度の変化が現われた。ファット、モンテカティーニ、オリベッティなどの独占的な大資本の経営者層の中にも、経済的予測や社会資本の整備充実、そして労資

関係の安定のために、一定の性格のある程度の計画化を導入してもよいという考えが発展して来た。経済的には一九六三年の最初の三ヶ月をクライマックスとして高度成長の「経済の奇蹟」が終り、以後停滞に入ったこと、政治的には「左転換」を政治経済的安定のために利用し、中道左派政権を充分コントロールしようという自信が強まって来た。この傾向は、一見、イタリアの資本的団体である工業総連盟（コンフィンドゥストリア）の計画化反対、企業活動の自由の方針から離れているように見える。しかし云うまでもなく、現代の総資本は独占資本によって代表され、後者と切り離された総資本を代表する組織というようものは虚構と言える。支配的資本は、万一政府の計画化が左に行き過ぎる傾向を見せるようになれば、工業総連盟の反対を理由ないし道具にして政府と「かけ引き」を行う。工業総連盟は中道左派政府の発展計画に對抗し、傘下工業企業の経営計画（一九六四―六六年）の集計を意図的に発表した。これと政府の発展計画との間には、かなり差異が見られる。

対し企業は極力雇用を控えようとしている。この結果、工業労働生産性については資本家側の予測は政府の計画よりも、はるかに高い水準を見込むこととなる。

工業部門の限界資本・産出係数を政府の発展計画は二・五という低い数値に推定しているのに対し、資本家側の予測は三・五と推定している。工業投資の地域分布については、政府計画は北・中部に一兆四千億リラ、南部に八千億リラを見込んでいるのに対し、企業側の北・中部投資は政府案をわずかながら上回り、南部投資は政府案の七〇％で、企業側が南部開発に消極的なことを示している。

このような数値の違いを生み出した原因として次のような事情がある。中道左派政府は、その性格上、社会党の協力、あるいは社会党と共産党の隔離を実現しなければならない。労働総同盟と共産党、社会党の一部、独立社会党の主張する南部開発を含む国家投資、社会保障等のための公共投資等に対抗して、可成りの社会的投資を計画しなければならぬ。社会党の連立派は、政府に対し、ある程度の諸改革のための政府支出がなければ連立に参加しないと主張した。一九六三年の選挙に共産党が伸び社会党が停滞したので、社会党は安易な連立でなく、政府に対して前より強い主張を保持し、それが容れられなければ連立に参加しないという態度をとった。

しかも政府としては国民の生活水準の上昇を抑えて投資の源泉を確保するというような「ヴァノニ計画」の再版では、「中道左派」の政治生命を失うので、したがって投資の源泉には限りがある。一方における社会投資必要と、他方における消費水準の伸びの維持に狭まれた「中道左派」の計画は、そのシワ寄せを工業における低い

雇用については政府は年平均二・四％の上昇を見込んでいるのに対し、企業側は、わずかに〇・九％の上昇を予測している。「中道左派」政府は「左派」つまり労働組合と革新政党的政策提案（労働計画にはじまり構造的諸改革、労働者のプログラミング等々にいたる）に対する対抗上、そしてまた直接的には社会党との連立維持の必要上、高い雇用上昇率を政策目標にかかげざるをえない。これにう控え目な見通しを立てている。

資本・産出係数に持ち込むことによって計画のコンフォミティを保持したのである。

それぞれの主張と結びつき、現代イタリア資本主義の根本問題とつながっている点にある。またそれぞれの立場が独自の計画を立案して国民の前に提示している点にある。このような展開は、第二次大戦中の運動とその後の発展の中にあるので、われわれはそれを観念的な論争として見ないで、特殊イタリア的な現実と結びつけて理解し、そのうえで一般的な課題を取り出さねばならない。

他方、一層左の側は、政府は政治的宣伝のために楽観的な計画を立てて国民に示しているが、資本のビヘイヴィアを根本的に変えるような具体的政策を何もとっていない、と批判している。政府の計画は、限界資本・産出のパラメーターまでも私企業の予測と別のものを見込んだのであるが、それを実現するのに必要な質的な諸改革は伴っていない。

このようにして政府の計画はその数値にまでも「中道左派」のディレンマを再現するに至った。最近政府は計画を修正して、どちらかという企業家団体の予測に近寄った手直しを行っている。また議論がまとまらなかったため、タイミングが遅れ計画期間が一九六五―一九六九から一年ずれて一九六六―一九七〇に変更された。

(これは近々別稿に論ずる。)

## 五、むすび

以上の論争は狭くイタリア経済学界においても、新自由主義学派、混合経済派、マルクス派の学者の間に行われた。さらにシロスタビニニのこゝとく混合経済派の中の批判派というべき学者もある。この百家奏鳴の特徴は論争が、単に学界レベルのものではなく、国民のそ

れぞれの主張と結びつき、現代イタリア資本主義の根本問題とつながっている点にある。またそれぞれの立場が独自の計画を立案して国民の前に提示している点にある。このような展開は、第二次大戦中の運動とその後の発展の中にあるので、われわれはそれを観念的な論争として見ないで、特殊イタリア的な現実と結びつけて理解し、そのうえで一般的な課題を取り出さねばならない。

一定のコンフォミティをもった政策モデルの中で、掲げられた目標変数が、現実には政府の待っている政策変数の限界、いかかえると現実が政策変数にワクをはめている境界条件のために達成され難い場合は、二つの道が残されている。一つは目標変数を引き下げるか、他は境界条件、すなわち政治的社会的制約となっているデータそのものを質的に変えることである。

このような極めて抽象的な政策モデルの問題が、イタリアにおいては具体的にいかに姿を現わし、わが国においては将来どのような形で現われるか、これはわれわれにとって興味ある重要な課題の一つである。

### 利用文献

- (1) C. G. I. L. : Conferenza Economica Nazionale per il Piano del Lavoro, 1950
- (2) Fiorentino Sullo : "Il dibattito politico sulla programmazione", I Piani di Sviluppo in Italia dal 1949 al 1960, 1960
- (3) Presidenza del Consiglio dei Ministri : Documenti sul Programma di Sviluppo Economico, 1957
- (4) S. Sieve : Sul Piano Vanoni, Critica economica, Maggio

- (5) Bruzis Manzocchi : Lineamenti di politica economica in Italia (1945-1959), 1960
- (6) G. Actley : The "Keynesian" Analysis of Italian Economic Problems, Quarterly Review, Banca Nazionale del Lavoro, September 1957
- (7) Rapporto della Commissione Economica, II Industria, 1946
- (8) Rodolfo Morandi : Democrazia Diretta e Ricostruzione Capitalistica, 1960
- (9) B. Manzocchi : Quertioni di metodo e obiettivi della programmazione regionale, Politica ed Economia, 1961, N. 10
- (10) Chiarelli, G. : Il Consiglio Nazionale dell' Economia e del Lavoro, 1957
- (11) Orientamenti per la programmazione economica, Rassegna sindacale, Anno IX-23, Marzo 1963
- (12) Progetto di programma di sviluppo economico per il quinquennio 1965-69, presentato dal Ministro del Bilancio, on Pieraccini, al Consiglio dei Ministri il 21 gennaio 1965 e approvato dal Consiglio dei Ministri il 29 gennaio 1965
- (13) Parere del C. N. E. L. sul progetto di programma di sviluppo economico per il quinquennio 1965-69, approvato dalla Assemblea del Consiglio Nazionale dell' Economia edel Lavoro (C. N. E. L.) il 25 marzo 1965
- (14) Benevolo, Giuseppe : Osservazioni in merito agli obiettivi di

produzione industriale del programma quinquennale, Rivista di Politica Economica, Anno. LV-III Serie, Fascicolo IV.

- (15) 尾上久雄 成長計画と構造的改革「経済評論」一九六一・六一〇
- (16) 同 右 転換期の経済政策「経済評論」一九六一・一一一
- (17) 同 右 経済政策と改良に関する一考察「経済研究」一九六四・四
- (18) 同 右 現代資本主義と経済計画—戦後イタリア経済計画論争の端緒—「経済学論究」一九六四・一〇
- (19) 同 右 イタリアの経済政策と社会主義・民主主義の思想、野田稔・加藤寛編「経済政策の型と解明」一九六五
- (20) 同 右 イタリアにおける二つの代替的成長モデル「経済学論究」一九六六・四、または京都大学経済研究所リブリヤ・シリーズNo. 一四、一九六六

#### 質問 一 (神戸大学 北野熊喜男)

現実の資本主義体制の下において、改良主義者の経済計画と社会主義者の経済計画との間における本質的な違いは何であるか。イタリアの現実に即して更に具体的に示していただきたい。結局 matter of degree ということにならないでしょうか。

答 改良主義的計画が過去の企業のビ・ハイヴィアをパラメーターとして容認し、その上で成長に必要な貯蓄率を維持するモデルを作ったのに対し、「労働計画」は、初年度、次年度に比較的資本・労働係数の低い国家投資によって、失業を完全に吸収し、それによって生じた所得増分を投資に向けています。この点は前掲の別の論文「二つの代替的成長モデル」(また近刊予定の論文「経済計画と経

営計画の不一致について」)で具体的に論じましたので今回は省略しましたが、一言に言えば、「労働計画」はカレッキーの社会主義成長モデル、ドップの開発モデルに近いものであり、「ヴァノニ計画」はハロッド・ドーマーの成長モデルの一種であり、量的モデルに翻訳すると形式的には似たところも、「共通の言葉」もあります。しかし四および五でも述べましたように量的な差違の背後には質的な違いがあります。量的には目標変数達成のための負担の階層的配分の差異の問題が大きいと思います。一定の限界を越えた配分の量的差異は、制度的変化を伴います。

適切な例ではありませんが、「追いつき追い越せ」とソビエトの計画立案者が言った場合、それは明らかに目標変数を資本主義社会と共通の「量」で一応示したのですが、それを達成するための制度も政策手段も「質」的に違います。お言葉のとおり思想的違いのようなものの中に「量的な matter of degree」で示しうるものも多々、出来るだけそのような表現を試みることも今日重要だと思います。

#### 質問 二 (慶応義塾大学 気賀 健 三)

御報告によるI・II・IIIの派のうち、第IIIの社会主義派は price mechanism と profit motive による企業家間の競争についてどんな考えを持つか御教示を願いたい。経済の計画化を強調する立場は上記の原則と衝突すると思われるが、彼らが計画化というときに、市場経済のメカニズムに関連して第IIの派とどれほどの相違があるであろうか。

答 イタリア労働総同盟が政策提案をしている経済計画は、資本主義社会と根本的に違った諸法則の作用する社会主義社会でのみ実現

しうる社会主義経済計画ではなく、生産手段を含む財産の私有を認めたイタリア憲法のもとでも実行しうる経済計画です。したがって価格機構は勿論、利潤動機による競争も認めています。ただし憲法にも規定されているように、公共社会に有害であったり民衆に不利益を与えるようなビ・ハイヴィアの制限ないし指導を徹底することを計画に織り込むという趣旨のようです。

#### 質問 三 (近畿大学 後藤 文利)

イタリアの構造改革論が日本で誤解されているところがあるといわれるが、具体的に説明してほしい。例えば社会構造と産業構造と混同しているところなど。

答 社会構造というのは物を媒介とした人間と人間の関係であり、その最も基礎的なものは生産関係です。土地改革は、そのような構造の改革の一例。産業構造は農業と工業の比率のように生産物の量的な割合を示したものの。例えば植民地主義の産物であるプランテーションは前者、モノカルチアは後者です。モノカルチアを本当に変えるにはプランテーションに手を触れねばならないというように、両者は関係ありますが、産業構造は生産力の発展水準、さらに量的な政策の効果をも反映していることは勿論です。両者を混同することは出来ません。「構造改革」とは「二重構造をなくすることだ」という場合には、少くともイタリア人が使っているのとは違った用語法です。これは一例で、根本的には個々の改革が体制の弁証法的発展の中に持っている部分的位置の評価についてわが国のジャーナリズムの「イタリア式構改革路線」の説明は妥当ではないと思います。

- 目次
- 1、はしがき
  - 2、「港灣問題」と「港灣政策」の推移
  - 3、港灣政策とその構造的背景
  - 4、「轉換期」の港灣政策の諸問題
  - 5、あとがき

1、はしがき

「轉換期の港灣政策」という問題設定にかんしてはいくつかの前提がある。それは、「港灣」における「政策論」がどの程度ありうるのか、またそれが客観的な認識として耐えうるものであるかということである。これはあらかじめとりあげるまでもなく、「政策」における実践的内容が果して「科学」たりうるかという古典派経済学より M. Weber を通じて社会主義経済学における一連の問題性とも関連する。とくに一九〇九年、ウィーンの下イッ社会政策学会における Weber の「価値からの解放」(Wertfreiheit) の問題提起以来、それは「価値判断」と密接につながる経済政策の根本問題として未解決の状態である。しかしここでは、そのような問題意識を背後にもちながらも、そうした大がかりなことまでふれることが当然許さ

れるものではないので、さしあたり、わが国における港灣に果して政策理論がありえたかどうかという問題意識を出すにとどまる。したがって港灣にかかわる「政策論」の如何は今後に残された研究課題になるであろうし、港灣における政策の理論と実践の未分離の状況も今後の分析をまっぴらに指摘しうるものでもあろう。さらに、そうした問題状況においては果してわが国資本主義経済の展開の中で、どの程度「港灣政策」と銘打ちうるものがあつたか、という基本的な問題も出てくる。いずれにしても従来資本主義における交通部門(もしくは港灣部門)に関する社会科学からの政策論的認識はうすく、とくに港灣においては、すでにふれたように「港灣政策」といわれるものの確立は見られず、その時々の実践的要請にともなう「港灣政策」の段階にとどまってきたかのようである。経済成長期といわれる資本主義の高度化の段階においては、後述のように港灣は単に貿易ならびに全交通体系のターミナル(Terminal)としてきわめて重要な地位をもちつつあるのみならず、臨海工業に代表されるように工業立地上地域開発もしくは都市再開発における重要な拠点として認識されつつある。このような状況の中において、港灣における政策的な見解はどう変りつつあるのか、また港灣における近代化が叫ばれつつあるが、これが政策的な認識にお

いてどううけとめられるであろうかという諸問題ともつらなっていく。

2 「港灣問題」と「港灣政策」の推移

昭和三六年における「船ゴミ」現象を契機にして、わが国港灣の諸問題が相次いで露呈され、いわゆる「港灣問題」に対する諸対策が講じられつつある。

ここに港灣問題とその対策の内容を概略的にみてみると次のようである。

- (1) 労働問題(労働力の量質二面にわたる不足と労働力における前期的構造性、日雇労働力依存の高さ、労働の生産性の低さ、その他暴力団関係をめぐる社会的諸問題等)があげられるが、これの対策として、三・三答申を経た港灣労働法の施行は、労働力の確保、雇用の安定、雇用の調整を主眼点にし、また港灣運送事業の集約化、一貫作業、および港灣管理運営の改善をも問題にしている。
- (2) 施設増強問題(基本設備、機能設備の不備、港灣規模の狭小性にしたが、港灣整備五ヶ年計画の進捗ならびに、新港灣整備五ヶ年計画の樹立、実施)。
- (3) 港灣運送業問題(資本の弱少性、乱立、過当競争したが、業界の前期的構造性に対する港灣運送業法の改正、運送業集約化の実施)。
- (4) 開発問題(主として臨海工業の展開に港灣を立地的な機軸とする対策、および新産業都市に関する港灣造成、都市再開発の

ための港灣整備)。

- (5) 財政問題(主として港灣造成にともなう港灣管理者の財政圧迫と料率の再検討、ふ頭利用方式の対策)。
- (6) 管理・運営問題(前項と関連、港灣法の再検討、港灣管理者の非主体制化、後述公団構想の諸問題)。
- (7) 行政問題(行政の錯交、複雑性に対する一元化問題、セクショナルリズム、タテ割行政の諸問題)。
- (8) その他(とくに以上の(5)(6)(7)項と関連して、港灣の効率化と財政のゆきずまりをも解決せんとする港灣公団、外貿ふ頭事業団、とくにコンテナふ頭に関する諸問題の発生および、独立採算制、企業会計方式、あるいはふ頭の専用性に関する諸対策等)。

以上は、適当な分類であるとは思えないが、港灣における諸問題を概別し、これについての対策の要項をのべたにすぎない。これから港灣政策の傾向、推移を現象的にとらえてみるならば、昭和三五年末に閣議決定による国民所得倍增計画にともなう港灣の長期整備計画により、大幅な港灣造成が各問題別の要請にたがって進められ、これが前半における港灣政策の主力ともなっていた。しかし、後半においては、港灣の財政、管理、運営の諸問題がきわめて重要視され、これに対する行政上の役割が各問題の中で強められてきた感がある。しかしながら、各問題および対策の基盤には国民経済・社会の発展にしめる港灣機能のとりあつかい方、および港灣のもつ経済的性格、社会的環境とそぐわぬ断層が生じ、問題と対策の推移にしたがって矛盾が生じつつあるとも思われる。したがってこれ

らの具体的な諸問題を前提にして以下若干構造的な分析をも試みなくてはならない。

- (1) 詳細については喜多村昌次郎稿「転換期をむかえた港湾問題」『貿易と関税』Vol. 13, No. 11) 参照。および拙稿「港湾問題と港湾の近代化政策の誕生」『港湾』Vol. 43, No. 3) 「港湾の近代化問題と構造的性」(『東京港』Vol. 16, No. 1) 参照。
- (2) 拙稿「港湾労働等対策審議会の答申をめぐって」(『労働神奈川』No. 193) 参照。
- (3) 運輸省港湾局編「港湾管理の現状と問題点」(昭和四〇年十一月) p. 11~27 参照。
- (4) 運輸省港湾局港湾審議会資料参照。
- (5) 拙稿「港湾と地域開発」(日本経済政策学会年報 No. 12) および「港湾と地域経済社会」(日本交通学会年報 一九六四) 「地域開発と港湾の工業生産力支配」(『港湾』Vol. 43, No. 11) 「工業化と港湾」上・下(『経済系』No. 65, 70) 「経済発展と港湾機能」(日本港湾経済学会年報 No. 4) 等参照。
- (6) 拙稿「港湾管理問題と港湾の近代化」上(『経済系』No. 69) および「港湾経営の理念と問題点」(日本港湾経済学会年報 No. 3) 参照。
- (7) 拙稿「港湾における輸送体制の近代化」(日本交通学会年報年報一九六六年) および「港湾管理行政の構造と問題点」(北見・柴田・寺谷・松木・南波著「港湾運営の実証的研究」第六章 p. 133 以降) 参照。

における審議会体制の強化も、以上の港湾における制度的な改変を要請され、港湾問題の焦点は港湾造成の問題から財政、管理、運営の諸問題に変わりつつある。

戦前におけるわが国港湾の形成は周知のように明治初年以降政府の積極的な努力と支配によって、その造成計画、工事、管理、運営のすべてが進められてきた。戦後の昭和二十五年には、「港湾法の施行とともに、このわが国特有の伝統的國家支配が、当時の時代的要請に依って民主化され「国は港湾経営の第一線から退いた」ものとされ「関係地方公共団体の協議による自由意志に」まかせたものとする解説や期待が強かった。しかしながら、その後の経過は、それら「港湾法」の解説や施行への期待はきわめて安易なものであったことが示された。「港湾法」によって生れた港湾管理者の地位や役割は、実質的には主体性ももち得ず、港湾の中央支配は本質的には戦前と異なるものがなく、むしろ地方財政の圧迫となつてあらわれ、その他港湾問題に示される諸対策はきわめて政府の強い行政指導に依存している状態でもある。

このような戦前、戦後を通じてのわが国港湾の政策(対策)的基調は、その時々貿易構造、工業のうちでもとくに重化学工業の展開に沿つてもたれるものであつて、むしろこの辺の性格は経済成長期における工業政策ならびに貿易政策に追従してあらわれる港湾問題の諸様相によつても明確に示される。

戦前におけるわが国港湾の形成は、周知のように日清、日露、第一次世界大戦等を契機として充実・再編成がみられると共に港湾輸送の体制も基礎づけられてきた。戦前におけるこうした港湾整備は

### 3 港湾対策とその構造的背景

昭和三六年における旧港湾整備五カ年計画は、当時の急速な國民経済の成長に追従できなくなった港湾の施設の不備による主要港のマヒ状態を解決しようとするものであった。しかしながら、経済成長にともなう取扱貨物の予想外の伸びや、新産都市建設促進法の制定等の地域開発諸施策の進展、船舶の大型化にともなう諸問題の出現により、昭和三九年度よりの新港湾整備計画の策定を余儀なくせしめられた。こうした港湾の長期的整備計画と大幅な計画変更は貿易構造の量質二面にわたる変化に即応せしめた港湾の現状打開のための港湾施設拡充計画に力点のあるものであったとされる。

しかしながら、いわばこのような港湾造成問題は次第に港湾経済にかかわる問題に移行しはじめる。昭和三九年三月三日に行なわれた港湾労働等対策審議会の答申から、昭和四〇年五月一二日に制定し、四一年七月一日からの施行をみた港湾労働法、昭和四〇年以降の公団問題、昭和四一年九月以降にみられている港湾審議会における運送業の集約化問題等は、港湾対策の転換期を示す内容をもっていると思われる。三・三答申および港湾労働法については、すでにふれたように単なる労働力確保にとどまらず、内容的には、港湾運送業の集約化、運賃料金の適正化、さらに港湾の管理・運営に関連する一連の背景をもっている。公団問題は、昭和四〇年六月以降、「日本港湾公団」やその後の「外貿定期船埠頭事業団」、最近におけるコンテナ専用船の大幅導入にともなう専用埠頭の整備を中心とした「外貿埠頭公団」等一連のうごきがある。その他政府に

明治政府以来の大前提でもあった急速な資本主義の発展をめざす富国強兵策にその基調を見出すことができる。港湾はそこでは他の交通業と同様に、明治初年以降、早急な資本蓄積と産業革命のための貿易を媒介とする一支点でもあった。さらに工業生産力の増大にともなう貿易構造の進展の中で、流通過程の合理化が必須であり、その一端はたえず港湾にむけられてきた。港湾整備の要求は以上の背景によってなされたとしても、とくに港湾においてははじめから資本の蓄積はみられず、さらに資本動員の機構も整備されてはいなかった。したがって、当然技術的にも経営的にも私的資本のりだす可能性はなく、國家予算もしくは一部地方自治体による財政投資等に依存せざるを得なかった。このことは港湾造成のみならず、管理、運営等をはじめとする全面的な港湾支配を行政的役割に任せしめることとなった。現実の港湾体制は、そのような國家的色彩の強いものに、荷主と船主の従属下にある弱小港湾運送業からなっていた。したがって、労働力事情も、資本主義の展開過程において都市に沈んだんした豊富な低賃金労働者、もしくは相対的過剰人口が潜在化した農村から窮迫の度びに流出してくる者を給源としていた。とくに港湾における荷役の波動性は弱少運送業資本は日雇労働者に依存し、港湾における産業社会はきわめて前期的な生産関係を固定化せしめた。豊富な低賃金労働は、一方においては港湾投資を基本設備にとどめさせ、荷役作業にかかわる機能設備をいちぢるしくおくらせた。したがって港湾における「機械と賃労働」の関係は未成立のままであり、労働面における荷役作業も技術的側面においては「近代的熟練」が質的差異をうまずに経験的な年数の量的差異に解消され、労

働編成に前期的伝承と、港灣社会に根強い封建的諸關係をうみつける要因ともなった。こうした運送業に内包する問題は、一方では海運資本の要求や、国家権力をともなう行政指導によって現実にタミナル機能の役割を果たしてきた。

以上のような戦前の港灣における生産関係は、「港灣法」によって止揚しえなかった。このことは、戦後における港灣体制の基本的な変革がみられず、港灣の国家における役割は依然として同様であり、この土台の上で「港灣法」の策定や施行が行なわれたにすぎないがためであった。さらに、前節においてもふれたような戦後における港灣問題の諸対策も根本的には同様な基盤から行なわれてい

- (1) 運輸省港灣局編「港灣管理の現状と問題点」(前出) 参照。
- (2) 運輸省港灣局資料参照。
- (3) 巻幡静彦「港灣法制定の沿革及び各草案の検討」『港灣』Vol. 27, No. 7) 参照。
- (4) 拙著「国民経済と港灣」第二章「国民経済の発展と港灣の形成」p. 11~35参照。

#### 4 「転換期」の港灣政策の諸問題

ここであらためて「転換期」における港灣政策とは何を意味するものかについて考える必要がある。すでに「はしがき」においては港灣に「政策的な意味内容を有するものがありえたかについてふれ、そこでは少なくとも政策理論の確立が未確定である点を指摘した。また、したがって「転換期における港灣政策」とは、港灣における

政策理論の転換を意味するまでにはいたらない。前節でみたように、戦前、戦後を通じての政策(対策)基調は政策主体の構造的に特記すべき変化は見られるものではないとした。ただ政策内容において、港灣のもつ国民経済への役割や、交通、貿易、地域開発、臨海工業等を媒介として経済発展の流通過程に直接参加する規模がきわめて大きくなり、港灣の政策的価値が重要視されてきたことは事実でもある。

第二節にのべた「港灣問題」の国民経済的な再認識は、政策対象のきわめて大きな変化であり、政策内容や実践規模の急激な拡大からすれば、確かにそれは港灣における政策上の転換期に価する。

さらに、しばしばふれてきたように、港灣の長期的整備計画までの時期は、戦前、戦後を通じて政策基調の中心は港灣機能の物的造成にあった。これは「港灣法」制定の段階においても実質的には変らなかつた。これが、港灣労働法の制定や港灣公団問題等にみられるような港灣の社会的、経済的諸問題を基本的に内包する諸問題の出現を見るにおよんでは、すでに政策対象の本質的な変化を認めざるを得ない。経済成長期における港灣問題の発生が全社会的構造をもったものになっていくという認識を政策の上でもたざるを得ないようになっていく。この意味で、すでに港灣政策が造成対策の枠をこえて経済的、社会的体制のもとで新たな政策基調の要求される時期でもある。これが港灣の政策対象における大きな転換期としてとらえ直されなければならないところでもある。

さて、問題はどのような「転換期」が認めうるならば、この転換期の港灣政策はどのような性格と問題点をもつものであろうか。二

節および三節においてのべた政府の諸対策の特徴的な点は、いずれも経済発展の流通過程に占める港灣の機能的な重要性を認識し、その機能のゆきづまりを国民経済の立場から解決しようとするにある。しかも多くの場合、それら諸対策は港灣機能の効率性を物的開発によって高めようとしてきた点にある。すでにふれたように基礎施設

の充実、拡大を主眼とし、施設の点においても荷役機械等の機能施設は二次的なものであった。とくに問題点としては、港灣機能の効率性が現実には港灣における生産力の諸要因の構造的な把握することなく、港灣の物的開発にとどまっていた点をあげることができる。経済成長期における港灣問題は、絶体的な労働力不足による「船ゴ

ミ」現象を提起したが、これによって港灣における諸対策は始めて港灣における社会的諸条件を加味しはじめた。港灣における生産力の諸要因とは、資本ならびに投資事情をはじめ、機械化事情、労働力事情、取扱貨物事情等の労働手段、対象と総合してはじめて現実の生産力が生れるのであるが、これらに対する総合的配慮が諸対策の中で「転換期」以前では無視されがちであった。もっとも、その時期は豊富な低賃金労働力が他の生産的要素をも兼ねえた。ともあれ、港灣機能の総合的開発は、港灣の管理、経営、ならびに財政、労働等の経済、社会的背景をもつ広範囲にして系統的な政策的配慮が必要である。その経済、社会的背景には資本主義的経済機構なり、社会体制という歴史的、構造的な性格があり、その上に現実の港灣機能が組みこまれることによって現実のつづがないタミナルの役割を果しうるといふ深い認識が政策主体の内側に必須なものである。こうした政策意識は、富国強兵策の道程においてはあえて必要がな

かつたであろうが、「転換期」は現実に経済成長にともなう港灣の合理化を要求し、かつ港灣におけるもともとの主体的要因である労働力問題がきわめて大きな問題である以上、この政策意識こそが前提にたたねばならない。

最後に、以上の問題と関連して、二節にのべた諸対策の問題性は多くの場合「港灣の近代化対策」という形で打ち出されていることに注意を要する必要がある。しかしながら、どの対策においても「近代化」理念とはそぐわぬ対策内容を含んでいる場合が多い。勿論それらの諸対策に先立って「近代化」の正しい概念規定なり、その規定にそつた政策内容が必要であるが、ここでは「近代化」というきわめて中広い内容と歴史的意義にうらすけられた理念がきわめて不用意に用いられているところに問題がある。紙巾の都合で「近代化」についてふれることもできないが、「港灣の近代化」とは少なくとも、政策対象における経済社会の近代化をも意味するものである。その近代化とは、とくに港灣の場合、「転換期」における港灣問題と諸対策のあり方(二節参照)からしても、例えば政策主体や、港灣行政にかかわる近代化が一面においてきわめて要請されておりながら、この面での変革が進んでいないことこそが大きな問題である。わが国港灣における国家の役割は、今後益々重要視されてゆく折から、近代化政策を打ち出す母胎こそが、「近代化」理念に貫徹された政策態度を確立する必要があるとはいえないか。このことこそが、転換期における港灣政策にとって一つの基盤ともなるものであろう。港灣政策における理論と実践の分離もそこから生ずるのであろうし、

充分な批判の場をもちうるものが、現在ならば今後における政策の実をあげうることになる。実はこうした批判の対象を政策の場にもちうるような経済・社会的諸対策としての港湾が「転換期」以降の現実であることを深いところで受けとめる必要がある。

- (1) 拙稿「港湾における輸送体制の近代化」(日本交通学会年報一九六六年)参照。

- (2) 拙稿「港湾経済の本質」(日本港湾経済学会年報No.1)参照。運輸省港湾局資料参照。

- (4) 近代化意識と港湾の問題については、前出「港湾における輸送体制の近代化」「港湾問題と港湾の近代化政策の誕生」「港湾の近代化問題と構造的性」「港湾管理問題と港湾の近代化」および、「わが国港湾の近代化と港湾経営」(『北海道港湾経済』No.1)等一連の拙稿においてのべたが、いずれも港湾における近代化理論の形成上のもので充分なものではないが、問題点についてはふくめられている。

## 5 あとがき

きわめて紙巾が制限されているので、各問題点の内容についてふれることを省略し、かつ当然必要と思われる論述もはぶかざるを得なかった。そのため、それら不十分な点については各注記に示した拙稿の既発表諸論文によって補足され内容御高批が賜れば幸いである。

質問 一 (大分大学 松浦 茂治)

- (1) 昭和三十六年以降にあらわれた港湾管理政策の転換につ

いて、政府の表明している必要性と、報告者のこれに対する御意見を要約していただき度い。

- (2) 「地域開発諸施策および地域格差是正政策」に呼応する立場から港湾に対する望ましい政策についての報告者の御意見をうけたまわり度い。

答 (1) 港湾管理政策という形で、あるまとまりをもったものを従来政府がうち出してきたかという点に若干の疑問もあり、したがって、御指摘のように、それが昭和三十六年以降、政策的転換がどうあったのかという点についても、したがって政策体系として明確なものがあるかどうか検討する必要があると思います。しかし御質問の趣旨からすれば、むしろ経済成長期の港湾問題は、はじめて本来的な港湾管理の問題点を提起したものと思えます。

その中心点は公共性、経済性の両原則をもちながら、それが財政的にも矛盾して行くということがわかるにつれて、政府が本格的な、いわば資本主義経済における港湾管理の問題に当面したともいえましよう。この問題は、抽象的には「港湾法」制定の段階で本来なら理論的にも制度的にも克服されていた性質のものでしうが、「港湾法」の矛盾も昭和三十六年以後にはっきりあらわれはじめたともいえましよう。そのような意味からすれば、その時期は港湾管理(政策)上の転換期ともいえましようが、政府のとった対策は公団構想等の一連の問題に示されるように、陳腐化されてもあつた意味で一つの前提でもある「港湾法」をとびこえたものとして批判された点もあつたようです。これは、管理、運営についての基本的体系なり、資本主義の高度化過程に即応する本来の近代的管理の原則が不明確

であつたり、(これらの点については欧米経済の歴史的背景と港湾管理の内容は参考になると思えるが)したがってその時々々の要請に応じた管理対策がでてくる点は批判の対象にもなると思えます。

「転換」がそのような意味で、管理の本質があらわれ始めたのに対して、港湾の中央集権化が具体化されはじめたという形にもなるといえましよう。これに対する筆者の見解は、個々の対策はともかく、全体的にみて、政府と港湾のわが国特有の密接な歴史からすれば、当然そうした形が打ち出される点は一応理解できるようです。さらに、中央と地方の財政事情なり、行政制度そのものが大きな問題点をもつ中で、港湾管理、行政のみ新しい形で生み出すのもずいぶんむずかしい問題が横たわっていると思えます。しかしながら、可能な範囲において港湾管理の近代化という点からすれば、港湾のもつ地域的特性や、地方自治体のもつ地域政策の中にふくめうるような港湾管理上の主体性を与えることが、時代的要請ではないかと思われるます。経済性の原則が今後益々要求される中で、管理問題もそうした意味で脱皮することが、国民経済の民生化に役立つことになるのではないかと思われます。なお、詳細については、本文前出拙稿「港湾管理問題と港湾の近代化」「地域開発と港湾」「わが国港湾の近代化と港湾経営」「港湾経営の理念と問題点」等を御参照御高批頂ければ幸いです。

(2) 大変むずかしい問題で、要を得ないかも知れませんが、理論的には港湾機能が地域開発、地域格差の是正に貢献しうるような対策方法にあると思えます。しかし、これには二つの問題があると思えます。一つは、本質的に港湾は地域開発に対しどの程度効果があ

りうるのか、(現実的には臨海工業の展開に貢献しうるもので、地域開発には間接的役割が多い)二つには、御周知のように港湾のもつ機能的役割はターミナル用役の生産であつて、これが先行投資的に効果をもつのは公共用港湾よりも私的工業港に大きいようです。

ですから、公共用一般港湾地域開発に与える影響は、理論的には二次的機能であり、政策的には投資効果が小さいために現実にはあまりとられていないのではないかと思ひます。ただ希望意見としては、したがって、港湾機能(それが工業港の場合でも)の経済・社会的活動が地域の発展を形成させるような要因をどのようにしたらよいか。またそのような港湾対策はどのようなものかということになると思ひます。地域の発展に内容的に貢献しうる港湾管理方式、港湾都市の形成とむすびつく政策的配慮等が港湾造成と共に必要と思ひます。ターミナル機能はそれを必要とする前提がありますので現実には投資効果の高いところに港湾造成がなされるわけですが、この点からすると、公共用港湾の造成には他のターミナル機能が必要とする他の経済・社会的要因の形成をも考える必要があります。地域開発、較差是正に占める港湾の役割は、以上の意味から促進的なものであるという若干悲観的なものになりますが、これは、地域開発、較差是正の本来的な路線は、どこまでも工業と農業の不均等の発展というわが国経済の宿命的な政策的結果の是正にまつところが大きいという認識をもっているからでもあります。紙巾の都合で要を得ませんが、詳細につきましては本文前出の拙稿「地域開発と港湾」「港湾と地域経済・社会」「地域開発と港湾の工業生産力支配」上・下「工業化と港湾」上・下「経済発展と港湾機能」等について御参

照かつ御高批賜り度く存じます。

質 問 二 (専修大学 小林 義雄)

(1) わが国では港湾内部には前期的性格を残したものが少なからず、欧米先進諸国では、かつては、やはり同様のことがあったのか、また、最近の実状は大体どのようなものをおたずねしたい。

(2) わが国の最近の段階では、港湾の管理や規制に国家が強く前面に出てこようとする傾向が強いことは報告者の指摘されることであるが、このような傾向は港湾内部の前期性を除去するの役に役立つと考えられるかどうか、報告者の結論をうかがいたい。

答 (1) 基本的な点として、港湾における経済的・社会的体制に大きな差があると思えます。この問題はやはり欧米諸国とわが国との資本主義の形成・発展の差からくるものと思えます。したがって、交通業の形成、港湾関連企業の形成とその性格も以上の反映をうけていると思います。わが国港湾内部に前期的諸関係の強いのはわが国なりの特性からつくられたものと、港湾というターミナルの産業構成上の弱さからくるものがあると思えます。前者はわが国の政策的結果であり、とくに港湾行政、管理、運営の諸問題にその面がうかがわれ、後者はそれとの関係で、運送業労働事情の中にかがわれます。さて、欧米の場合には、前者に相当するものはあまりうかがわれぬ(わが国の国家と港湾との関係が欧米には適合されない)。ようですし、後者は例えば港湾労働についてはかなりわが国の

それと近いものがかつてはあったように思えます。これは港湾作業の特性からくるものですが、現在では勿論わが国より合理化され、ある意味では近代的なものであるといえましょう。最近の実情については紙巾がゆるぎませんので、恐縮ながら本文前出拙稿「港湾管理問題と港湾の近代化」および「欧米の経済事情とロッテルダム港の問題」(『貨物』Vol.12, No.3)、「欧米の経済と港湾」(『地理』昭和三十七年No.9)、「新しい港湾労働者の形成——ロッテルダム港の港湾労働者学校をめぐる」(『荷役と機械』Vol.9, No.7)、「ロッテルダム港と港湾労働」(『Economic Survey』昭和三十七年九月)、「荷役技能訓練調査書」(横浜市、昭和四一年八月)等を御参照頂けますれば幸いです。

答 (2) これも大変むずかしい問題で、科学の立場からどの程度表現が許されるかという問題があります。しかし、御趣旨は一般的な推定ということだと思いますので、この点からしますと、わが国港湾に残される前期性は解答(1)にもふれましたように、国家、自治体、行政、管理、運営の諸関係の中にある前期性と、港湾関連企業の資本と労働、資本金、労働者間等の中にある前期性と大別して二種あると思われまゝです。とりあえず、御質問は後者を意味するものと思われまゝです。これを中心に考えますと、一般的には法的規制、行政指導が少なくも港湾の近代化を一つの目標としているかぎり、その効果はあると思えます。港湾労働法等に示される趣旨によっても、かなりの効果が期待されますが現状はきわめて問題点でみられます。ただこの場合気になるのは、港湾労働法という珍らしい法律が生れてくるプロセスで、経済社会における資本と労働を法的規制

によって維持しなければならないところに問題点があり、これも過度期的現象と考えられます。したがって、こうした規制には限度があつて、これが本質的に前期性を除去しようとしても、場合によっては経済的合理性、近代的社会意識等の発展が内側から前期性を除去しようことがのぞましいものといえましよう。ただそれを待っていたのでは国民経済の上に港湾が大きな障害事項となるがために法的規制があらわれたものと考えられます。また他には、国家と地方自治体、行政と港湾問題の中にも、管理、運営面にあらわれた問題点があるわけで、この問題については、港湾関係のみでなくわが国行政体制の全体的なものとの関係も考慮しなければならず、まさに大きな問題でありましよう。ただ言えるのは、港湾管理・運営がきわめて高度化されてきている資本主義体制の中では、港湾体制の民主化を強めるということが必須ではないかと思われまゝです。なお、詳細については、本文前出の拙稿「港湾における輸送体制の近代化」(『港湾問題と港湾の近代化政策の誕生』「港湾管理問題と港湾の近代化」等を御参照御高批頂ければ幸いです。



## 転換期の消費財工業政策の特性

— 繊維・食品工業を中心として —

石井金之助

(需要研究所)

### 一 転換期の意義

まず転換期あるいは転換期ということばの意義について一応、簡単な説明を加えておく必要がある。この点は前日の共通論題においていろいろ議論され、大体、問題意識の統一をみたようだが、報告者の場合も、大筋において同様な問題意識である。

本報告のサイドからこれを整理してみると次の事実が大切である。すなわち、日本の戦後の産業政策の変遷をみると、大体、昭和二十年代の経済回復期においては、その中心は消費財優位の産業構造をつくり上げる点におかれていたが、三十年代に入ると、周知のように重化学工業が集約的にはかられ、必然的に重化学工業優位の政策が展開されていったわけである。ところが、三十年代の末ころから、投資財、生産財優位の産業政策が再び反省され、消費財供給部門にも産業政策の比重がかけられはじめたことである。

比重がかけられたという表現は、何も重化学工業の発展をおさえて停滞させたというわけではなく、三十年代の前半から後半の中途までにおいて、余りに重化学工業中心の産業政策がとられていったため、消費財産業の供給力との間に格差が生じたためである。すなわ

ち、合理的な産業構造というものは、この二つの部門が均衡をとって発達しなければならぬということが少しずつ自覚されはじめたといつてよいであろう。

ではなぜ、このような消費財供給（生産プラス流通）の政策に反省がおこなわれはじめたかといえ、一つは外生的条件というべき貿易為替の自由化、さらに資本の自由化という開放経済体制をわが国の資本主義がとらざるをえなくなったということ、いま一つは内生的要件ともいえるべき、労働需給の逼迫、あるいは消費者物価の急騰などの問題があげられる。

すなわち、開放体制の進行によって、わが国の消費財産業も国際市場とのつながりが強まり、急速に国際競争力をつけねばならなくなつていったうえ、反面において三十年代前半から後半へかけての急激な経済成長により、労働力市場の構造変化がおこり、労働力不足→労働賃金水準の上昇から、製品の原価構成部分における労務コスト部分の圧力が増加しはじめたからである。

もともと、わが国の消費財産業は原価構成中に占める原材料費の圧力が大きかった。それは、たとえば食品工業の一部のように、（缶詰とか伝統的な加工食品生産部門）国産原材料に依存している

場合には、農業構造が米作中心で客細な極めて停滞的な性格の上、政府の農民保護政策が反映して、必然的に原材料比率が極めて高くなるし、他方、専ら海外原料を使用している製油その他の食品工業でも非自由化や国産原料保護の目的からする高率関税などで原料比率は国際的にみて大きいことがさげられない有様である。この詳細は昨年の本学会の大会で報告したが、日本の消費財産業は何れも、在来この原価構成比における原材料費の圧力を豊富低廉な労働力を使用することにより、労務率の相対的過少によってカバーしてきたわけである。これが前述のような事情で労働賃金水準が上昇したため、生産コストのアップはさげられなくなつていった。

消費財産業のコストアップは、必然的に国際商品の場合には国際競争力の削減となり、輸出商品では輸出減退さらにかえて輸入増加となり、もし輸入をおさえる場合には消費者価格を引上げてゆく結果となる。また豆腐とかみそ、醤油などの伝統的加工食品の場合などでは消費者物価上昇に寄与してゆく割合も著しい有様である。

以上のような条件によっていままではとく軽視されがちであった消費財部門の構造政策が問題となりはじめたのである。

### 二 消費財産業構造政策の動機

消費財は、いうまでもなく国民生活に対して直接的な関係をもち、その生産力消長のいかんは、前述のごとく消費者物価の変動その他となつて国民経済のみでなく国民生活に大きな影響を与えるものである。それゆえ、昭和三十年年代の後半からとくに顕著となつた消費

者物価の急上昇現象は、わが国の消費財生産部門の構造の脆弱性が大きな関係をもっている。しかし一部の革新論者の意見のように、この部門における寡占価格がその唯一の原因であるといふことは当を得たものとはいえない。

もっとも消費財生産部門に寡占価格が存在しないというわけではない。たしかに消費財部門においても、繊維産業における合織、食品工業におけるビール、化学調味料、乳製品業種などでは寡占体制が確立している。そして製品の価格形成をこれらの寡占が支配できる状態となっている。しかし興味ある点は、例えば加工食品の中でも、寡占価格がつくられているはずの乳製品やビールが非寡占的業種の食品に比べると小売価格の騰貴率が非常に少いことである。昭和三十五年の小売価格を一〇〇とした場合の四十年の指数は、豆腐一六六・七、かまぼこ一七七・一、みそ一五三・九であるのに対し、バターは一六・三、チーズ一〇六・三、ビール九二・〇という有様である。

要するに消費財生産部門の構造上の脆弱性の方が、寡占価格による影響よりもいっそう物価上昇へ大きく寄与していることが分るわけである。

では構造上の脆弱性はいかなる形であらわれているのであろうか。

これにはいろいろな要因があげられるが、何と云っても企業過多と企業の零細性が生産構造上の最大の問題点といえよう。これに加うるに前述のような原料供給上の非合理性と流通機構の発達の停滞性、後進性がある。

わが国の経済循環は周知のとおり、戦前は工業原料の大部分を輸入あるいは移入によってまかない、これを国内の豊富低廉な労働力によって加工し、一般大衆の所得水準の低さからくる相対的に少ない国内需要分以外を輸出にふり向けることによって成立していた。そしてこれを見返りとした生産財、投資財の輸入並びに工業原料輸入により重化学工業化の途を進めていったものである。すなわち、消費財産業の成長は、国民生活上のための消費を主たる対象としているのみでなく、いわゆる独特の経済循環に対しての媒介産業としての役割が極めて大きかったわけである。

このような循環構造は戦後の昭和三十年代前半までは依然として存在していたものの、わが国産業構造の重化学工業化をめざした強蓄積過程の進行とともに、他方貿易構造の高度化傾向も進み、消費財産業の媒介産業としての比重も三十年代後半にはしだいに低下しつづけていった。だが、現在に至っても消費財工業は未だ輸出産業としての使命を完全に失ったわけではないことも事実であろう。

昭和四十年の輸出総額に占める重化学工業品の割合は六二％であるが、繊維製品は未だ一八・七％を占め、食料品は四・一％を占めている有様である。

したがって消費財産業の構造政策に対する要請が単に、物価問題など国民生活上の観点からだけでなく、経済循環上の媒介産業育成つまり輸出振興政策からも取上げられることは当然である。わが国の場合、どちらかといえれば後者の比重がより大きく産業構造政策の転換の動機となっていることが特徴といえよう。つまり、前述のような構造的脆弱性の上に労働力供給条件が変化したことにより、在

来、低賃金に依存して輸出競争力をもっていた消費財産業が急速に競争力を喪失し出したことが産業構造政策を取上げざるをえなくなつた主たる動機といえるであろう。

### 三 産業政策の目的

さて、構造上の脆弱性の主要な因子を企業規模の過小と企業数の過多といったが、このことは一様でなく、素材生産部門では比較的集中も進み企業規模も巨大であるが、反面加工部門においてはとくに企業規模零細企業数過多な点を特徴ということが出来る。たとえば繊維産業においても合織メーカーは比較的企業規模が大きく、相対的に集中化しているし、紡績部門では戦後の特徴として大企業と中小企業との併存体制ができたが、これとて織布生産や二次加工部門に比べると企業規模は相対的に大きいという状態である。また食品工業でも一次加工である製粉精糖などに比べると、二次、三次加工部門の企業の零細性は特徴的である。

その上、いま述べたように、たとえ素材生産部門の紡績や製粉のような分野でも大企業と中小企業が併存している点である。そしてほぼ同一の素材製品を生産しているといういわゆる二重構造が特色といえよう。

このような特殊な産業構造は、一面においては素材生産部門の加工部門への支配体制を確立する結果となるし、またかつてのように労働力供給が豊富な環境の場合には、素材生産大企業の賃金水準を引下げ作用をもなしている条件になっていた。また流通経路を長くしたり、各段階の加工生産の間に流通のステージを介入させ、流

通機構の複雑さと流通コストの割高、また投機性を強める原因となつてもいる。

さらにこのような構造的性質は、企業間の協力、協調を欠き、いわゆる過当競争を展開せしめる結果ともなる。

周知のごとく大体、昭和三十年代に入るとわが国の産業は技術革新期に入つていった。もちろん、産業政策は前述のごとく、重化学工業優位のそれであったが、消費財部門でも技術革新の波動をうけ、合成繊維のごとき革新的業種の出現とテークオフがみられた。そして重化学工業部門に比べると相対的に技術革新投資に基づく生産力の増強は低かったとはいえ、やはり相当の増加を示し、企業数の過多とすでに国民の消費財に対する絶対的な不足といういわゆるドウマンド・プルの市場条件から脱却された市場環境の変化により、過剰生産サプライブッシュの過当競争を激化させて製品価格の変動の振幅を増大させその結果企業利潤率の引下げを顕在化させていったのである。

現下の消費財生産部門に対する構造政策は以上のような事実を背景として行われようとしているのである。

すなわち、構造政策の目的を要約すれば第一義的には、開放経済下においてわが国の消費財産業の国際競争力を増強して、輸出競争による経済循環の媒介機能を少なくとも現状のままに保持することと、企業間の過当競争を排除して、消費財価格の安定化につとめ、一定水準以上の企業利潤を確保することである。もちろん輸出競争力の付加が当面、極めて困難である食品工業などでは、輸入競争力を付加させ輸入防衛的機能の増強におかれている。そして第二義的

には現下の深刻な消費者物価上昇の緩和をねらうものといえるであろう。

そしてこの構造政策の性格としては次の点が指摘できるであろう。

①開放経済体制への適合、②技術革新の波動（昭和三十年代のそれを戦後の第一波動とみる）が下降したためできた供給構造と需要構造との間の矛盾の緩和（供給過剰の業種部門では企業側の供給調整を強化するとともに、需要喚起のため、特に消費構造変化を加速する。また供給過少部門においては、供給力を企業近代化により増強するとともに、他面消費の合理化により需要速度を緩和させ）、③技術革新による技術構造高度化に基づく産業間の関連性の強化に（業種内業種外ともに）対応するような産業体制、企業体制をつくり出す、④労働力過剰型経済から不足型経済への転換への産業対応体制をつくり出す、⑤輸出市場の環境変化に対応して合理的な市場転換をはかる。同様に輸入市場の転換も同時的に行はかる。——等にある。

### 四 消費主導型経済への志向

以上のような構造政策が進む場合は必然的に企業の水平的あるいは垂直的統合が実現し、寡占体制がつけられることとなる。寡占体制には当然、寡占のもつ弊害が伴う。

しかしながら現在わが国の消費財産業の場合には、国民経済的にも、国民生活的にも、集中型寡占のもつネガティブの効果よりも、むしろ零細企業が余りに分散的に存在し一面では過当競争を繰返し

ながら、反面では官僚の権力維持、政治家や政党の地盤保持の目的からする限界企業の温存政策からくる弊害の方がはるかに大きい点も指摘できるのである。したがって産業構造政策はこの際徹底しておこなわれる必要がある。

もっとも消費財産業の場合は消費需要の多様性により寡占体制の確立にも自ら一定の限界がある。したがって本来的には中小企業の業種でしか生産できない分野が極めて多い。極く概括的にいえば、素材生産部門は寡占化が実現できても、加工部門では中小企業の優位性がつづいてゆくものといえる。そのため構造政策の焦点はたんなる企業集中化による寡占体制のつくり上げのみではなく、中小企業の近代化を基軸とした協力体制の確立におかれるべきである。

日本経済はいままでいわゆる投資主導型経済においては必然的に、前記の成長をつづけてきた。投資主導型経済においては必然的に、前記のべたような投資財産業優位、素材生産部門による加工部門支配の体制は本性的である。ところが国際市場環境の変化、開放経済の進行、国内における消費構造の変化と消費水準の向上等々という環境の変化に適合するためには、たんなる投資主導型の経済体制でも早不可能となってきた。今回の不況がすでに投資主導型経済の破綻を端的に示している。

それのみでなく、日本は何といっても極端な資源不足国であり、また相対的には未だ資本不足国タイプである。投資主導型の経済の場合には、投資を一義的な目標とし、これに基く輸入刺激による国際収支の不均衡化を輸出増強により均衡化へと誘導する政策がとられる。そして国民個人消費は抑圧の方向をたどるわけである。

料資源不足国に相応した資源の合理的活用と適正配分の方策が大切である。そしてこれを可能とするような技術開発や産業構造上の合理化が必要となる。

こうなれば当然、投入資本の効率化も十分可能となり、資本不足国に相応した企業体制産業体制が確立される結果となるであろう。こうした企業体制、産業体制を確立する努力のあらわれとして、食品工業のような分野では国際競争力が培養されて、輸入防遏産業への発展が可能であるし、繊維産業のような分野ではよりいっそう輸出競争力が増強される結果となるであろう。

質問 (慶応義塾大学 北原 勇)

(1) 消費財とは何か。報告の中では、直接消費の対象になる財とその原材料とが一括してとらえられているようであるが、区別する必要があると思う。その場合、いかに区別すべきか。

(2) 日本経済が「投資主義主導型経済」であって、消費主導型経済にふみきれなかった」と言われたが、「消費主導型経済」とは如何なるものであり、また資本主義体制のもとで「消費主導型経済」になりうるかと考えておられるのか。

(3) 「国民消費への直結」を言われる場合、「家計外消費支出」をもふくめてとらえられているのか。「家計外消費支出」の位置づけ如何。

答 (1) 消費財とは投資財、生産財を除いた生産物をいっている。そしてここでは非耐久消費財を対象として報告した。ご指摘のごとく直接消費の対象になる最終消費財と、その原材料となる素材製品を含めて構造を論じている。ただし完全な原料生産としての農業

しかしながら、前にのべたように大衆消費社会への志向はおさえるすべを知らない。そのため投資目的の輸入のみでなく、純粋消費目的の輸入も必然的に増加してゆく。そして国際収支の均衡がいつも破れがちで景気波動の周期は短縮し、さらに構造的矛盾と相まって上昇期間は短かく、下降期間は長くなってゆく、そのみでなく、本来計画的で健全なるべき個人消費も極めて不健全、不合理的な側面を加えてゆく、おびただしい公用、社用便乗消費などがそれである。そして資源不足国でありながら資源の乱費、資本不足国ながら資本の非合理的な支出が現在の特色といえるであろう。

原料輸入→加工生産→内需プラス輸出の循環は必然的である。しかしながらわが国の場合、いままでは資本および資源不足国ながら労働力過剰国であった。この労働力過剰が支えとなって以上の循環つまり再生産過程が行われていった。ところが現在、日本は労働不足国パターンへ移りつつある。ここで労働不足国にふさわしいやり方で前述の経済循環を合理的に進めなければならないのである。

それには投資主導型の経済成長を消費主導型のそれへ転換せしめるような努力が必要である。消費主導型の経済成長の場合、消費財産業は、媒介産業としての機能をいって発展せしめられるのではなく、あくまで国民生活向上の目的に貫かれて発達させられなければならないのである。国民消費生活水準の上昇とその質的向上を合理的にはかろうと心がける場合、消費財産業の発展は、個々ばらばらの政策によって誘導されるのではなく、あくまで総合的な計画性をもった産業政策が確立されねばならないと思う。そして原を一括して論じている。

一心表現上の区別は、素材生産部門と加工部門あるいは、一次加工と、二次、三次加工としているが、本論での産業政策についてはこれを区別し、切離して論じていない。むしろ切離すことには反対である。いままでの産業構造政策はとかく、業種々々を独立させた形でのみ論じられてきた。これでは現在の構造政策としては適切でないことは報告したとおりである。

(2) 資本主義体制の下で消費主導型経済になりうるかどうかという質問であるが、純粋な形での消費主導型経済が資本主義経済体制の下で確立されるとは思えない。なぜならば純粋な消費主導型経済の成立は理論的には完全な意味での計画経済である。しかしながら、資本主義において消費に合わせて、投資をコントロールする体制は戦時経済以外には考えられない。

投資競争を完全に調整するすべは現在のところ考えられないが、さりとて国や産業界が全くこの機能をもっていないとはいえない。とくに個別産業の自由な形での資金調達力のとほしいわが国においては、国家が財政的にも金融的にも企業の投資に関与、介入する余地はかなり大きな範囲で存在していると考えられる。要は国民消費というものを政府も財界もまた学界までが余りに研究しな過ぎるのではあるまいか、この場合の消費はたんなる個人の純粋消費のみでなく、生活基盤、環境整備を充実させる公共投資、社会資本充実の

ための投入を含めている。このような消費サイドからの考察が組織的にはかられ、政府や産業界の経済政策に取入れられれば投資はより合理的、計画的になりうるものと考えられる。

要するに消費主導型経済というのは、消費サイドから経済循環が見直され、投資財、生産財部門の発展と、消費財、消費関連財部門の成長とが均衡をもった形です。められる経済の姿である。純粋な形で消費主導型経済はむりであつても、これへの傾斜は資本主義経済でも十分なしうるものと考えられる。

もしこれが不可能ならば資本主義は崩壊し社会主義へすすむか、あるいは国家権力で個人消費を抑え、ほう大な軍事的消費をつくり出し、投資の機会を専らこれに向けるファシズム体制へ転化するか何れかの途を選ばねばなるまい。

(3) もちろん、家計外消費支出を含めている。国民消費はふつう個人消費支出と政府経常支出に分けられているが、このうち個人消費支出以外に、いわゆる社用消費として民間資本形成のうちから実は個人の家計外支出に振り分けられている部分がある。この的確な推計は不可能に近いが、政府の推計によつても昭和三十五年で三、二五七億円とされ、個人消費支出に対して四・二%に及んでいる。また国税庁による調査によれば三十八年度の法人交際費支出は四、五〇〇億円に及んでいる。この大部分は家計外消費支出に回るものと考えられる。また政府による財およびサービス支出のうち、学校給食などへ Donation として機能し、家計外消費支出に回る部分もある。

家計外消費のうち、前者に関連する公用、社用便乗型消費の増加

は試に不健全であり、これは報告の中で述べたように、企業間の市場シェアをめぐる過当競争や、民間企業と官僚や政治家との結合関係などから生じた社会モラルの低下と、個人所得水準の低さなどからつくられるものといえよう。したがって、こんご産業構造政策の合理的進展が可能になれば自然と減少する性質のものである。しかしながら後者の給食などへの政府補助によって生じる家計外支出は社会保障政策の充実のみでなく、これをバッファとして消費財の需給調整をおこなうためにもぜひとも増強すべきであらう。

## 地域的不均等発展と賃金構造

水野朝夫

(中央大学)

### 一 問題と考察範囲

産業間賃金構造に関する一つの興味ある実証命題は、産業別賃金の順位並びに産業間格差のサイズが顕著な国際的類似性を示す、というものである。本報告の課題は、それが一国内の諸地域に適用される場合にも妥当性を持ちうるか、また妥当しない場合には如何に説明されるべきか、を問うことにある。それゆえに三つの問題が分析の対象とされる。即ち、(一)産業間賃金構造の国際的類似性の存在・成立はいかにして説明されてきたか。(二)この類似性はわが国十五地域の間にも認められうるか。(三)各地域が所与の時点において到達している経済発展の状態と、これに規制される労働市場の地域的差異は、この問題に如何なる作用を有するか、である。なお、地域的不均等発展<sup>(1)</sup>という場合、それは動態的概念として把握されるべき性質をも有するが、経済発展それ自体でなく、むしろその地域的差異が問題にされる場合には静態的視点からの接近も可能である。本報告は後者に立って分析が進められる。

### 二 産業間賃金構造とレバীগット・ホフマンの命題

産業間賃金構造は企業間賃金構造論のなかで一つの重要な地位を占めているが、レバীগット (S. Lebergott) やホフマン (W. G. Hoffmann) によれば、産業間賃金構造は、各国民経済の発展段階や経済体制などの相違にも拘らず、国際的に大きな類似性を示すという。しかしこの場合の基準は論者によって異なり、或る論者は産業別賃金の順位から、他の者は産業間賃金格差のサイズから、賃金構造の類似性を議論するのである (なお以下において「構造」と呼ぶ場合、順位と格差の両者を同時に意味する)。

レバীগットは時間当り平均賃金収入によつてアメリカにおける産業別賃金順位とカナダ、イギリス、スエーデン、スイス、ソ連のそれとを比較し、+0.71-0.94という高い順位相関係数を得、更にこの類似性を傍証するためにアメリカ国内における四つの地域からも全く同様な結果を導き出した。問題は、賃金構造を取り巻く条件が国によつて相違するにも拘らず、産業別賃金順位の類似性が何ゆえに形成されるかにある。レバীগットはこれを、労働力の獲得という理由から、全ての産業は他の産業に対して一定の賃金格差を維持せねばならないとした。即ち「農業の一般労働者によつて保持されるよりも大きな熟練、多くの訓練、より多くの広汎な経験をもつ労働者を雇用せんとする産業は、かかる特質を備えた労働

表1. 製造業賃金、農業賃金の地域間格差（平均=100）、  
ならびに産業別賃金格差と順位相関係数

地 域	製 造 業 賃 金 水 準				農 業 日 雇 賃 金 男 子	産 業 別 賃 金	
	平 均 賃 金		初 任 給			順 位 相 関 係 数	格 差
	未 修 正	標 準 化	中 卒	高 卒			
1 北海道	112.70	113.73	93.45	98.22	109.04	.7188	38.497
2 東北	82.46	85.87	85.74	87.14	79.20	.8241	43.513
3 北関東	86.79	90.17	96.79	94.54	91.71	.8527	27.918
4 南関東	103.18	102.05	106.23	107.89	98.55	.8737	26.145
5 京浜	135.57	131.35	111.37	112.08	114.54	1.0000	20.981
6 北陸	88.34	90.78	109.31	98.61	100.79	.8485	39.410
7 東山	80.09	86.00	97.69	90.06	96.09	.3880 **	18.644
8 東海	102.06	106.63	106.98	108.55	115.85	.9053	28.766
9 近畿	100.21	103.20	110.34	105.94	133.85	.8918	32.783
10 京阪	127.76	125.02	111.13	116.16	134.51	.9234	21.729
11 山陰	93.47	82.74	103.84	83.95	82.31	.5589*1)	39.462
12 山陽	112.02	106.15	97.03	105.06	94.71	.7955	37.581
13 四国	89.62	85.74	93.30	98.40	100.27	.8572	42.669
14 北九州	125.97	110.19	85.52	100.23	78.38	.7674	41.403
15 南九州	79.65	80.30	91.21	93.11	70.13	.5878*2)	43.310

(注) 1. 標準化賃金は全国産業別労働者構成を適用。  
2. 製造業平均賃金以外は各地域内における府県別賃金の単純平均。  
3. 産業別賃金の順位相関係数は京浜を基準とする20産業であるが、1)は16産業、2)は19産業についての値である。  
(資料) 製造業平均賃金、順位相関、格差：通産省『工業統計表』昭和37年度。  
初任給：労働省職業安定局『労働市場年報』昭和37年1～12月。  
農業日雇賃金：農林省『農村物価賃金調査報告書』昭和37年度。

まず分析の技術的な点について言えば、以下における一五地域は、その分割基準が行政上のものであるが、経済的条件の地域的差異を反映するものと理解されてよい。利用される賃金は『工業統計表』からえられた府県別データを地域別に組みかえた産業別の従業員一人当り年間現金給与総額であり、これによって産業別賃金順位と格差とが算出される。その具体的指標は順位相関係数と変化係数との二種類である（表1参照）。  
いま京浜地域における産業別賃金順位を基準として、他の一四地域のそれとの間の関連性を検討するならば、順位相関係数は東山・南九州を除く全地域において一%水準有意であって、レバゴットの命題は統計的には妥当する。しかし各地域の経済的条件を斟酌するとき、二つの点に注目する必要がある。(一)産業別賃金順位類似性は、既成大工業地域間で最も密接であること。(二)傾向として、基準地域からの空間的距離が大きいほど、賃金順位結びつきは弱まる。したがってこの事実、地域間の経済的交流の強さが賃金順位類似性と関係あることを示唆する。  
さて、賃金が産業によってどの程度の格差

者の供給を確保するに十分な追加的貨幣を支払わねばならない。レバゴットの統計分析結果は、その後多くの人々によって追認された。まずダンロップ||ロースバウム(J.T. Dunlop=M. Rothbaum)は、高・低賃金産業の性格を指摘したのちに、産業別賃金順位類似性が生産技術、生産物市場、競争によって規定されると見、のちに至ってロースバウムは市場組織、技術、労働者の熟練の複合性、組合の組織化によって説明されるべきことを示唆している。他方においてラムベルト(H. Lambert)は、この現象を「国民経済の発展趨勢における当該産業の時間的、空間的性質から説明せんとした。結論的に言えば、前者は次のことを意味する。即ち「遅れて出現した産業部門は、他の条件にして等しき限り、古い産業部門よりも高い賃金を支払うことになる。更に、最高の成長率をもつ産業部門は、低い或いは負の成長率をもつ産業部門よりも高い賃金を支払う」というのである。これに対して後者の空間的性質とは各産業が示す立地指向の規則性であって、彼によればこの二つの性質は、国際的に類似し、それゆえに産業別賃金順位の国際的類似性が認められることになる。

さて以上の主張は、いずれも産業間賃金格差のサイズについては全く無視されるか、ほとんど考慮を払っていない。しかし、例えば労働力の獲得という理由から賃金順位が国際的に類似しても、その為に必要な賃金格差が労働力不足経済と過剰経済において類似するとは先験的に期待できない。この疑問に回答を与えたのがホフマンである。ホフマンは一八カ国に関する産業間賃金格差の横断面分析を試み、格差それ自体の大きさが諸国間で一義的・体系的に論証し

うる差異を生じないこと、それゆえに産業間賃金格差は、商業政策及び通貨政策を通して生ずる関係諸国間の交流の程度、当該諸国が位置している工業化の段階、一国の限界内において利用しうる原料・燃料、更には賃金水準と無関係であると結論し、その原因をこう述べる。曰く「賃金関連性の傾向的安定性は明らかに種々の生産物市場、要素市場に関する需要・供給構造の大きな国際的類似性に帰することができる」と。

産業間賃金構造に関する以上の研究は、その国際的類似性の存在を肯定した。しかしそれが証明のために利用されたサンプルは数に於いて限定され、しかも一部の論者は高度に工業化された国のみを対象としていた。またホフマンによって挙示された統計結果は、実は賃金格差が工業化の段階と結びつくものであるとも解釈される余地を残している。約言するに、レバゴット||ホフマン命題が一般化されうるためには、それが一国内の諸地域にも十分に適用されねばならない。以下の分析は、産業間賃金構造が経済発展段階の一函数であるとの仮説のもとに、わが国一五地域の比較からこの仮説を検証することにある。

### 三 わが国産業間賃金構造の地域的考察

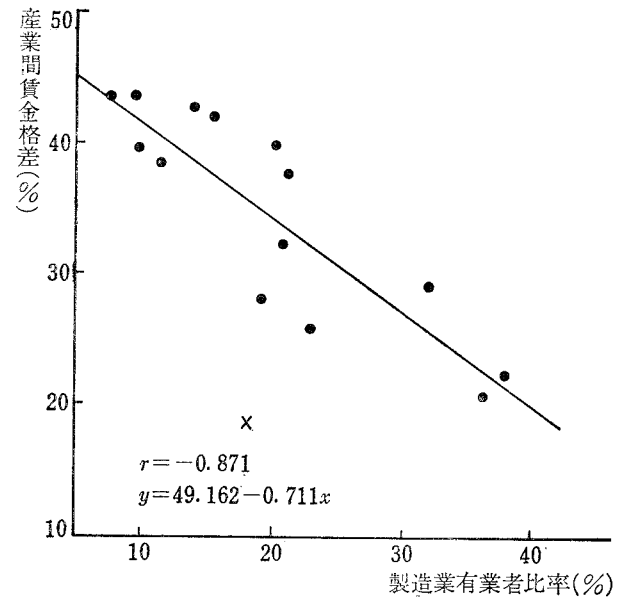
産業間賃金構造が経済発展の一函数であるとの仮定が正しいならば、経済発展ひいては、労働市場の地域的不均衡は当然に賃金格差のサイズを規制することになる。その時われわれは先進既成工業地域と後進農業地域との間に賃金構造の異質性を期待することができよう。

を呈するかは労働者の生活条件にとっても重要な影響を及ぼすが、変化係数によって測定された一五地域の産業間賃金格差は、地域間の類似性よりもその差異が一層明白である。即ち産業間賃金格差は東山の一八・六四%から東北地方の四三・五一%と、両者の間に二倍以上の開きを示し、しかも傾向的には先進工業地域で小さく、工業化の遅れた地域で大きい。

先に言及したように、ホフマンは産業間賃金格差が経済発展、立地条件、賃金水準などから独立して、国際的に類似すると指摘していた。けれどもわが国諸地域についてみられる事實は、むしろその逆であるように思われるのであって、ここで格差の地域的差異が当該地域の経済発展ないしは賃金水準と無関係か否かが問われねばならない。経済発展の地域的不均衡の指標には種々のものがあるが、産業別労働者比率、なかんずく全有業者に占める製造業有業者の比率を利用する。その時この比率は南九州の八・二七%から京阪神の三八・九七%の間に分散しており、地域内産業間格差とは負の高い相関をもっている（なお昭和五年についても同様な手法を試みたが、資料上の欠陥もあって両者の関連性は抽出されなかった）。また産業間格差は当該地域の賃金水準（産業別労働者構成によって標準化した）との間にも、やはり負の高い関係を示したのである（図1及び2参照）。

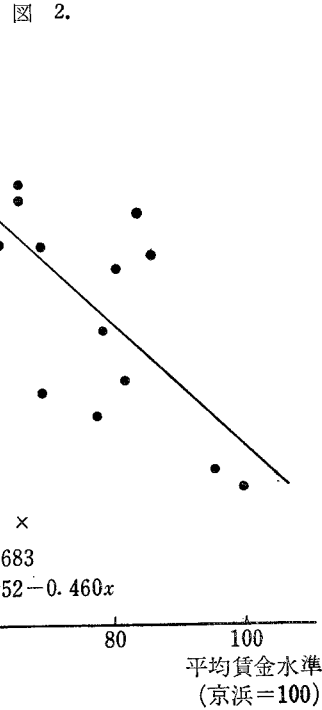
産業間賃金格差とこれら二つの変数との間の関係は、少なくとも高賃金・先進工業化地域において産業間賃金格差が小さくなることを物語っているが、この事實は労働市場の地域的差異

図 1.



(注) 相関係数及び回帰式は14地域についてのもの。

に注目するとき以下のように解釈されよう。一般に、第一次産業（農業）は当該地域の工業企業に対する労働供給の源泉であり、したがってかかる労働者の供給価格は当該地域



(注) 図1に同じ。

#### 四 労働市場の地域的差異と賃金水準

したがって地域間賃金格差は非常に小さくなる傾向をもつと期待されよう。しかし先進工業地域と比較すれば、なお相対的に豊富な農業労働力を持つ農村地域に立地する製造業企業（地場産業）は、労働力の獲得をめぐる競争が地域的に局限されており、それゆえに工業地域よりも低い賃金を提供することによって、その賃金が農業から工業への移動を促進するに十分なものであるなら、労働力を獲得することができる。技術変化率を別にすれば、労働需要が経済発展の一函数であるかぎり、かかるプロセスを通して産業間賃金格差は当該地域の経済発展段階に規制されざるをえない。

の工業賃金構造に対する一種の「下限」を形成する。最近における労働力不足は農村のいわゆる相対的過剰人口を解消するに大きく貢献したが、農村地域・工業地域との対比においては少なくとも次のように言いうる。即ちいずれの地域も、その地域内に労働力ならびに生産物の双方に関して全国的市場において競争する産業を有していない。かかる産業の賃金は、その地域の賃金位階性において最も高い地位にあり、しかもその賃金は全国的水準において平準化され、

以上における考察は次のことを確認したように思われる。産業間賃金構造が国際的類似性を示すというレバークット・ホフマン命題は、この命題が普遍妥当性を有するならば、より一層の類似性が先験的に期待されるはずの一國諸地域へ適用したとしても、十分に証明されえない。むしろわが国一五地域の比較からの一つの帰結は、この命題とは逆に、特に産業間賃金格差が経済発展の段階と密なる関係にあることを示唆するのであって、製造業有業者比率並びに平均賃金水準の高い地域ほど格差が小さいのであった。この理由こそ労働市場の状態が地域間で大きく相違することに求められる。

さて、経済発展ないしは工業化という大きな流れの中で、その比重を増大させてきた工業部門はその必要労働力を主として農業部門に依存してきた。だが、農業労働力の工業への移動を問題とする場合、農業労働力一般ではなくして、それを種々のカテゴリーに分けて検討することが要求される。なぜなら、移動に際しての農業労働力の供給価格とその移動ビヘイビアーは、彼らが保持する世帯内の地位によって異なるからである。しかも、同一の地位にあり労働力が対象とされるときにも、その供給価格は全地域を通して同一ではないであろう。

工業賃金の下限が農業労働力の供給価格によって規定されるとし、その近似的指標として農業における日雇賃金を利用する。そして農業賃金の地域的差異と工業賃金の高低との関連を検討するならば、農業賃金（または農家所得）の低い地域ほど製造業における初任給及び平均賃金水準が低位に置かれているのであり、更には農業賃金の低い地域ほど産業間格差が大きくなる傾向がある（一四地域については相関係数は $(-0.556)$ 。かくして農業賃金と工業賃金、さらには産業間格差との結びつきは、次のように解釈されそうである。農業労働力の供給価格が低い地域では、この地域に立地する工業企業は、相対的に低い賃金を提供することによって必要な労働需要を充足することが可能となる。そして既述のように、工業における産業別賃金の上限が全国的市場において競争する産業によって規制され、これら賃金に地域差が殆んどないのであるから、農業賃金の低い地域ではそれに対応した低い工業賃金のゆえに、結果として大きな産業間賃金格差が形成されるのである。

労働力の移動は賃金格差説と就業機会説の二つによって説明されねばならないが、以上はいずれかと言えば前者に力点を置いている。ついで後者の線に沿って論を進めよう。いま(一)労働力の地域間移動が存在せず、(二)工業はその労働力を農業からのみ獲得し、(三)農業はその内部に一定数(率)の過剰労働力をもち、(四)各地域の労働需要は工業雇用者のサイズに比例する、と仮定する。この仮定のもとで、工業に対する農業からの労働供給の地域的差異 $L_{ij}$ は——仮にこれを労働供給圧力指数と呼ぶ——各地域が一国全体に占める工業部門、農業部門の労働者比率に依存する。即ち地域 $j$ における農業、工業労働者数を $a, m$ 、全国のそれを $A, M$ とすれば

$$L_{ij} = \left( \frac{a_j}{A} / \frac{m_j}{M} \right) 100$$

として表わされる。

このとき、当該指数は京浜の七・二六から南九州の四九六・三〇と異常なまでの隔りを示すが、要するにこの値は、少数の特定地域への工業の集中がいかほど顕著であるか、他方では農業がその地域経済活動にいかほど大きな役割を演じているか、という当該地域の産業構造に規定された労働供給の地域格差を反映する。そして工業部門に対する農業労働力の供給圧力が強い地域ほど産業間格差( $W_d$ )は大きな分散を示すのである( $n = +0.646, W_d = 23.735 + 0.0407L_{ij}$ )。ちなみに労働供給の地域的不均衡は他の指標によっても指摘しうるのであり、 $L_{ij}$ の値が高い地域では、例外なく新規学卒の場合にも労働供給の過剰が存在し、しかもこれら新規学卒は初任給が高く、産業間賃金格差の小さい地域へと移動する傾向が強い。

残された課題は、労働市場における需給関係の地域的不均衡ならびに地域間労働移動を、産業間賃金格差との関連でいかに解釈するかである。これを労働力が相対的に不足している地域について述べれば、この地域においては全ての産業が相対的に高い供給価格をもった小さな労働供給をめぐって相互に競争することになる。この競争は低賃金産業の賃金を高めるべく作用し、産業間賃金格差の縮小へと導かざるをえない。なぜなら賃金に産業別位階性が存在する以上、労働力獲得競争に破れ労働力不足に最も強く悩まされるのは低賃金産業部門である。これに対して高賃金産業ほど他地域の労働力に依存することなく、当該地域内の労働力を確保しうる機会が大きい。

その結果、地域内の労働力が高賃金産業によって吸収しつくされた段階においては、低賃金産業は他地域の労働力を誘引しなければならぬ。そのとき労働力不足地域に立地する低賃金産業は、労働力過剰地域における同種産業よりも高い賃金の支払いを余儀なくされるであろう。かくて労働供給の地域的不均衡は、一つには地域内における労働力獲得上の競争ゆえに、他方では他地域の労働力を移動せしめるに十分な追加的貨幣を支払わねばならぬという理由とによって、労働力不足地域に既成工業地域の産業間格差の圧縮に貢献するのである。

#### 四 要約と政策的含意

産業間賃金構造に関する一つの興味ある命題は、産業別賃金順位と格差とが各国民経済の構造や制度から独立して、国際間に顕著な

類似性を提示するというのである。この命題をわが国の一五地域に適用した場合、その帰結は三つに要約しうる。即ち(一)産業別賃金順位の間類似性は統計的にはほぼ確認されるが、実体的に検討するならば問題がありそうである。(二)産業間賃金格差の地域的相違は非常に著しく、格差は当該地域の経済発展の程度と密接に結びついている。(三)われわれは産業間格差の地域的差異を各地域の労働市場の特質から説明しようとした。それによれば、産業間賃金格差は工業賃金の下限を構成する農業労働力の供給価格が低く、農業労働力及び新規学卒の供給圧力の強い地域で、大きくなる傾向がある。一言にしてこの傾向は、産業間格差が労働市場の一反映であることとを推論させる。

以上の帰結は直ちに政策的立案を可能ならしめるものではない。とはいえ経済福祉の地域間平準化のために何らかの政策的手段が採用される場合、この政策は少なくとも二つの課題に対処しなければならぬ。一つは「地域間格差の解消」なるスローガンに示されるような文字通りの地域間(産業別)賃金格差の是正であろう。しかし他方では、地域内に大きな産業間格差が存在するとき、この地域内産業間格差の縮小もまた重要な解決課題の一つを構成すること、これである。

(一) 本項に関する叙述は以下の文献を中心として行われる。

Dunlop, J. T. & M. Rothbaum, "International Comparisons of Wage Structure", International Labour Review, Vol. LXXI, Jan. - June, 1955.

Hoffmann, W. G., Die branchenmässige Lohnstruktur der

Industrie : Ein intertemporaler und internationaler Vergleich, Tübingen 1961.

Lampert, H., Die Lohnstruktur der Industrie : Ein Beitrag zu einer Theorie der Lohnstruktur, Berlin 1963.

Lebergott, S., "Wage Structure," The Review of Economic Statistics, Vol. XXIX, No. 4, Nov. 1947.

Rothbaum, M., "National Wage-Structure Comparisons," in New Concepts in Wage Determination, ed. by G. W. Taylor & F. C. Pierson, New York 1957.

Sickle, J. V., "Regional Economic Adjustment: The Role of Geographical Wage Differentials", A. E. R., Vol. XLIV, No. 2, May 1954.

Woods, H. D. and O. Ostry, Labor Policy and Labor Economics in Canada, Macmillan of Canada 1962.

"Changing Wage Structures : An International Review", (anonymous) International Labor Review, Vol. LXXXIII, Jan. - June 1956.

(2) 農業賃金を  $W_a$ 、中卒、高卒初任給、製造業平均賃金を  $W_c$ 、 $W_c$  とすれば、それぞれの相関係数、回帰式は次の通りである。

$$W = 45.616 + 0.518W_a, r = 0.637^*$$

$$W_1 = 64.658 + 0.353W_a, r = 0.743$$

$$W_2 = 63.400 + 0.365W_a, r = 0.751$$

(c) 純流入率 (M) = 純流入者数 / 自県就業者数 + 他県から

該地域内での就業機会の欠如を反映するものである限り、この指数の大小は就業機会の地域的差異を表わしうる。その為には既述の如く、地域間労働移動を無視した場合の労働市場の地域的相違を検討することが必要である。

### 質問二 (明治学院大学 畑井義隆)

(1) 賃金水準の地域格差を示す場合に全国の産業別就業者構成比によって標準化を試みたのはよいが、それよりも学歴構成別、職業別、性別構成比によって標準化をした上で、物価水準差によって修正して地域格差の計測を行うべきであると思

うが、どうか。

(2) 賃金の底辺を形造るものは、農業賃金であるといわれているが、この場合賃金の性格が異なるので、この点は除外すべきであろう。農業賃金は農繁期の短かい一時期に発生する労働需要に対する賃金である。また中高年の農家の家族の副業といったものにもなっている。その農業賃金も公共の失業対策賃金に応じて決定されるようになって来ている。それゆえ、底辺にあるものとしては失対賃金を考えるべきであろう。

答 (1) 確かに御指摘の点は全く理論的に正しい。まず労働者構成比による標準化についていえば、少なくとも同一産業内における労働者構成比が地域間で大きな相違を示すことは期待されえないのであって、相違はむしろ特定労働者の賃金における地域間格差にある。この場合、標準化は産業別労働者構成比で十分であろう。事実、各都道府県の産業及びその中の労・職、男・女の構成比によって標準化された賃金水準と未修正賃金との間には大きな変化はなく、両賃

の受入数と他県への送出し数との差、純流入者数 = 他県からの受入数 - 他県への送田数。Uの純流入率(中卒  $M_1$ 、高卒  $M_2$ )と各賃金<sup>c</sup>及び賃金格差との関連は以下の通り。

$$M_1 = -390.767 + 3.685W_1, r = 0.708$$

$$M_2 = -320.391 + 2.724W_2, r = 0.630^*$$

$$M = -320.653 + 3.006W, r = 0.622^*$$

$$WD = 30.947 - 0.144M_1, r = -0.879$$

$$WD = 29.578 - 0.167M_2, r = -0.740$$

$$WD = 32.852 - 0.082M, r = -0.856$$

(なお以上U及びMを示した相関係数のうち\*印は5%水準有意、他は全1%水準にまで有意である)

### 質問一 (駒沢大学 南亮三郎)

「労働供給圧力指数」の意味を問いた。この算出は、その地域の農・林・水産業と製造業の就業者数の比率としてなされているが、「圧力」という意味では全国的観点から考察されねばならないと思ふ。

答 例えは食物に対する人口の関係を論ずるに際して「人口圧迫」なる概念を利用し、この人口圧迫がいかなる国において大であるかをしばしば論議する。それと同様に、この「労働供給圧力指数」はその呼称が適切でないうらみもあるが、一国の諸地域を考察するとき労働需要に対比しての労働供給がどの地域で大きいかを数量的に把握せんとしたものである。今日まで労働力の移動はブッシュ・仮説とブル・仮説によって説明されてきたが、この指数は両者を同時に表すたるための一手段であり、少なくともより大なる労働力流出が当

金の府県別順位はきわめて高い相関を有している。このことは、特定労働者の賃金といえども、その地域に支配している一般賃金水準から独立に存在しえず、それゆえ厳密な標準化を試みたとしても賃金水準の地域差は解消しないことを意味する。他方物価水準による修正については、例えば昭和三十七年における物価指数の地域的分散は三・五七五%であるにすぎない(変化係数、本州の三四都府県)。また各都市について公表されている物価指数を現在の段階で、地域別に組みかえることが可能であると考えるには、余りにも問題がある。これらの理由から本報告で採用した手法も、論述の本質を無効にするほど大きな欠陥をもたないと考えられる。

(2) 問題は「賃金」の性格にある。農業賃金が仮に短かい一時的現象として発生するものであっても、それは日雇農業労働の需要・供給という経済法則を軸として決定されるものである。ところが、失業対策事業は元来ドッジ・ライン下で発生した企業整理・人員整理から生じた失業者に対処するために始められた政府の救済事業であり、これまた失業者が正規の雇用を見出すまでの一時的役割を付与されたものにすぎない。そしてその「賃金」といわれるものは労働供給によって変動せず、むしろ制度的に固定的な、社会保障的色彩の濃い「給付」と考えるのが適切である。ちなみに失対労働者数は、一般労働市場の不足現象にも拘らず増加するという特異な現象を示している。



## 転換期に立つソ連の経済政策

気賀健三

(慶応義塾大学)

(一) ソ連の計画経済体制は、一九二八年以来スターリンの第一次五ヶ年計画開始とともに、一定の形をとりはじめた。五ヶ年計画の経済政策上の根本方針は、急速な工業化であったし、中でも、軍需産業の育成、工業上の自給態勢の建設が主要な目標であった。

ソ連の指導者たちは、この急速な工業化を社会主義経済の発展法則と称して、工業のうちでも、生産財部門(A)の生産の成長率が消費財(B)の生産の成長率よりも高いことを、資源配分の基本的方針としてきた。重工業優先といわれるものがそれである。

A部門の成長率がB部門のそれより高いことをもって経済法則と呼ぶことについては疑義がある。高度成長のために、比較的の高い貯蓄率、高い投資率が有利であるというのがその意味であるならば、おそくたれも異議をさしはさまないであろうが、それは必ずしもAの成長率がBのそれより常に高くなることを意味しない。Aへの投資は結局Bの増大にあるのであるから、その効果がある時間のうちにBの成長率の向上となることは当然に期待されてよいことであるから、Bの増加率がAよりも常に低いとはかぎらない。政策上のねらいとして国民の消費水準を低位におさえ、資本の蓄積を高めることを意図しているならば、それはそれで政治的意味があるが、これを経済法則と呼ぶには当たらない。

賦課される、政府は比較的低廉に、農産物を調達し、これに高率の小売価格を定め、その差額を取引税の形で取得した。調達した資金は、政府当局の作成する計画にしたがい、エネルギー、鉄と鋼、機械製作等の部門に優先的に配分されてきた。

計画経済のもとでは、何をどれだけ生産するかが、企業の営利採算に依存して決められないで、政治的な優先順位にしたがって決定される。

優先順位表によって生産の種類と分量を決定するに当り、政府としては、当然、より少ない費用で、より多くの政府需要の充足をはかるといふ経済性の原則を実現しようと努める。一般的に稀少性の原則が支配するかぎり、ソ連政府が経済性の原則を尊重しなければならぬのは当然のことである。

政府はすべての財と労働力に一定の価格を公定しているが、この価格を計算手段として、生産費の計算を各企業に行わせ、生産活動において採算性を要求し、計画利潤の実現のみならず、計画以上に可及的多くの利潤を得ようとする生産費の節約を要求する。

生産技術の選択に当っては、より生産費の少ないものを選ばなくてはならないし、投資においても、できるだけ有効な投資効果のある部門および方法を選定する必要がある。

(二) ソ連の政府は企業に与える計画課題の遂行を企業に要求するばかりでなく、その超過遂行をも期待する。計画課題は法律としての性格を備えており、企業はその実施を法律により命令の形で受取る。政府は命令を与えると同時に、命令に従って企業が行動できるように、企業の投入物についての供給の世話をする組織を用意して

(三) しかし、ソ連の公表統計によってみるかぎり、計画数字においても、その実績においても、A部門の優先の法則は守られている。AとBとの区別は厳密なものではなく、たとえば石炭・電力のようなエネルギー資源は、両部門に用いられるが、その主たる用途から判断してA部門に数えられる。

この法則を実践するメカニズムは、ソ連の計画経済機構では、計画当局者による資源配分計画の作成にはかならない。計画の立案に当って、当局者が電力のより多き割合をA部門に割当て、より少ない割合を家庭の消費に割当てるといふ形で、この優先法則が重視されるわけである、すなわち個々の企業に与えられるインプットの計画の総合的結果が優先的發展となって現われる。もしも計画において、消費財生産部門により高い比率の投資配分の割当てを決定するならば、その結果はB部門の成長率が高くなるであろうし、生産効率の高い技術がB部門で用いられれば、B部門の成長は高くなるであろう。

(四) 投資に要する資金は、ソ連では強制的な方法で調達される。すなわち政府は生産物に賦課する取引税(消費財にたいする課税)と、利潤税(生産財の段階で獲得する利潤にたいして賦課される税)によって調達される。取引税はあらゆる消費財にたいして、例外なく

いる。それからまた企業の産出物を仕入れる販売の組織をも用意している。生産企業のレベルにおいては、一企業の産出は他のある企業の投入であり、ある企業の投入は他の企業からの産出である。中央集権的計画経済は、政府が個々の企業の投入と産出の重要なものについて、管理機関によって世話をするようになっているところに、大きな特徴がある。換言すれば、中央集権的計画経済では、計画の立案と作成から実施にいたるまで、政府の機関がおこなっているので、企業の経営者——企業長——が自主的に決断する余地はきわめて少ないような仕組みにみえるのである。

しかし、ソ連の現実の仕組みは、企業長にかなりの決断の余地——選択の範囲——を許している。計画は命令であり、命令は実施できるような配給組織(供給・販売の組織)を備えているにもかかわらず、企業長の仕事は、単に命令伝達機関たるにとどまらない。課題を実施するために、企業はこまかい具体計画を立てて、各職場に割当てを行うし、政府の供給販売組織に注文して、投入物が確実に、期日どなりに入手できるように用意しなくてはならない。種々な投入が揃わなければ、生産活動に停滞が生ずるおそれがある。また産出物の期日通りの完成を、計画にふくまれるあらゆる種類のものについて実現しなくてはならないし、できうべくんば、計画課題以上の遂行をなかなばしいられているので、そのための投入の手当てをしなくてはならない。労働者にも協力を求めて、生産に精を出させる必要がある。重要物資は政府保障の指圖書を用意していても、必ずしも正確に入手しうるとはかぎらない。したがって企業長は与えられた計画を実施するためにも、才能を働かせて、投入計画を実

現しなければならぬ。

しかしそればかりでなく、企業長は政府の計画作成機関にたいして、計画原案を提出するときに、比較的容易に実現できるように計画数字を定めることにも苦心をする。

(四) 政府としては、企業長は計画実施に責任のあるひとびとを命令によって拘束すると同時に、利益を与えて刺激するという方策を採用している。企業長が計画の作成の段階から、具体的実施の段階にいたるまで意思決定の余裕と必要とが存在する以上は、その決定を刺激して、政府の方針に合致させ、計画の目的に沿わせるようにすることが、計画の有効な遂行に必要であった。物質的関心の原則の名をもってソ連でよばれているものがこれであって、政府は労働の報酬を出来高制の賃銀方式をひろく採用し、標準出来高以上の成績にたいして賞与を出して勤労を刺激すると同時に、企業長にたいしては、政府は計画課題の完遂にたいして賞与を与えるとともに、計画の超過遂行にたいしてさらに賞与を与えることにしている。企業長は、計画課題としてさまざまな指標——生産量、生産総額、各生産品目、生産費、賃金基金、品質、利潤、納期、労働生産性など——を受取るが、その場合に政府は、生産総額や生産量の指標の遂行と超過遂行にたいして、有利な賞与を与える。したがって企業長は、品質、生産費、賃金基金などの指標をむしろ軽んじて、総生産額指標の達成を心掛ける。公定の価格が比較的高いもの——もし指標が重量で示されるならば、比較的重いもの——、もし指標が長さで示されるなら比較的長いもの——を生産し、計画の超過達成と称する。

問題でさえあるのである。

(五) 政府自身が、今日ソビエト経済体制上の欠陥として反省しているものを略記すれば、次のとおりである。

イ 投資に関する効率測定基準を欠いた。すなわち政府は資本のコストとしての利子を考慮せず、国营企業にたいする資本配分を無利子・無返還でおこなってきたので、企業は政府にたいしてできるだけ多くの投資を要求する傾向があった。遊休施設も多かつたし、建設期間がどんなに長引いても、それは計算上費用を高める理由にはならない有様である。

ロ 利子が欠けていることは、企業にとり資本の効率を引上げる刺激が欠けることを意味する。

ハ 工業化が進行して、多種多様の工業部門が発達するにつれて、投資配分はいよいよ重大な経済問題になるとともに、各部門間の不均衡が生産上の障害になる。

ニ 企業に与える計画課題と、賞与制度は生産効率の向上にとつて障害になる。

ホ 計画的に生産される消費財は、消費者の需要に必ずしも照応せず、多額の滞貨を生んでいる。

これを要するに、政治的優先の方法と物量的生産計画と中央集権的な命令経済の方法は、成長率の低下にたいして責任のある原因と考えられるのである。

(六) 一九六五年秋以来、現在の政府は、工業管理の機構を改革するとともに、管理の方法についても、前記の原因を反省して改革を加えようとしている。

企業長は、生産物の販売について心配しないし、生産量の増加を何よりも優先して狙うのである。その結果は、費用の節約、品質の向上、新技術の採用、品目別の約合などの指標は軽んぜられ、あるいは無視されて、計画の意図するところは、部分的に、しかもいまだ形で実現される。その結果は、投入と産出のあいだの適合がうまくいかないで、個々の製品のあいだの需給が合致せず、過不足が生ずることになる。

企業長にたいする物質的刺激の手段は、生産量の増加に貢献しているが、費用の節約や技術の開発には貢献しないというより、むしろそれを妨げているといつてよいのである。

(七) ソ連の経済成長は、革命以来、高度の成長率を維持してきた。一九二八年第一次五ヶ年計画期以来の成長率についても、公表の統計は戦時中の中断をのぞいて、他の資本主義諸国に比をみないほど高度のものであった。成長率の数字の正確性については、研究者のあいだで批判があり、公表以外に、各専門家の数字がある。それはいづれも公表のものより低いが、それをもってしても、なお、一九三〇年代と戦後から一九六〇年頃までは、きわめて高い率を示しているのである。

しかるに一九五九年以来、公表の数字をもってしても、成長率は年々低下していった。

モスクワ政府は、五ヶ年計画以来の高度成長の理由として、政府の重工業優先政策と、中央集権的計画経済の体制とを挙げ、資本主義的市場経済の無政府生産方式と対照せしめてきた。したがって、成長率の低下は、政府にとっては、共産主義的威信にかかわる政治

政府が現に改訂している政策のうちには、成長にとって有利なものも、不利なものもある。

能率向上のために政府が考えたものは、いわゆるリーベルマン方式の自由化に属するものであって、

一、利子、利潤、価格を経済的激励の槓桿として利用する。

二、企業にたいして与える計画課題と指標を単純化し、企業に自由な裁量の余地を拡大する。とくに生産量指標を廃し、販売量を指標とするよう改める。

三、利潤からのみ賞与を与えることにし、利潤をあげなければ賞与がえられないようにする。

(八) これらの方策は、現状を是正する効果を及ぼすであろうが、決して十分な効果をそれから期待することはできないし、この種の改革を徹底的に行おうとすれば、党と政府の権力の基礎になっている中央集権的経済の体制が崩れるおそれがあり、政府は容易にこれを徹底させることができないであろう。

というのは、利子・利潤・価格が、この役割を果たすには、市場価格の意味で、すなわち需給・調節の手段として、それらが活用されなくてはならないのに、公定価格のもとで、公定の利子歩合を定めても、需給調節には貢献しないからである。公定制は、均衡化作用を妨げるし、生産の刺激にはならない。

価格と利潤が経済活動を刺激し、併せて均衡化作用を営むのは、それらが選択の指標であると同時に、需給の関係を反映して変動するのでなくてはならない。

現在の改革案は、部分的に価格を自由化したり、部分的に企業の

がわの選択の余地を拡げること予定しているが、しかし原則的には物量的計画を棄てていないし、価格公定の制度と守ろうとしている。利潤についても、資本にたいする利潤率という観念をまだとりにいてはいない。

原則的な中央集権的計画経済の中へ、市場価格の要素を導入する試みは、したがって、現行の浪費の若干を節約するとし、消費需要にたいする適応性を高めうるけれども、決して抜本的な効率向上策にはならないであろう。

質問 一 (香川大学 石津英雄)

ソ連邦の計画化方式には、常に二つの相対立する要素が含まれている。すなわち集権と分散、指令と刺激、物量的指標と価値的指標。前者の要素からなる計画化方式を行政的方法と呼ぶならば、後者のそれは経済的方法と名づけることができる。これらの方法は截然と区別されるものではなく、時代に依りて両者の組合せは歴史的变化してきているのではないか。報告者の御見解を伺いたい。

答 ソ連が計画経済の体制をとるに至った一九二八年以後において、国民経済運営の方式は主として、石津氏のいわゆる「行政的方法」を採用してきたが、「経済的方法」を併用してきた。両方法の区別は、時代による区別でなく、目的による相違であると思う。

たとえば労働力の配分については、主として「経済的方法」を用いているが、戦時中は「行政的方法」を用いた。「経済的方法」を用いている場合にも、「行政的方法」によって制限を加えている。労働力の行政的配分は、その目的を達成しにくいので、スターリン

がある。消費財生産の一部分について直接契約による注文生産が行われるかぎり、従来の中央集権的計画体制は崩れないし、また消費者主権の尊重というほどの意味をもつものでもない。それは計画の限度内で注文生産に応じるといふ技術的改革にとどまるからである。しかし、消費財の生産全体が注文方式になる第一歩であるとすれば、それは計画制の転換を意味せざるを得ない。消費財の注文方式は、論理上、生産財についても注文方式にならざるをえない。それはしかし中央集権的計画体制の放棄につながるものがある。ソ連の経済はそこまでふみまきることには至らず、改革はその意味で中途半端なものである。

質問 三 (亜細亜大学 加藤寿延)

御報告の中に「労働力」に関する点がないので、ソ連の計画経済における「労働力」の問題点を若干御教示いただきたい。

(1) ソ連経済の計画化の特徴の一つは「物量方式」にあるといわれるが、「労働力」はどのような仕方であり、とくに成長理論的な視点からみてどのようにとりあつかわれているのか。

(2) 計画達成率の低下ならびにソ連経済の成長率の低下傾向に関して労働力の不足が、特に High talent 労働力の不足が反映しているのではないか。また High talent 労働力の地域的産業別偏在が計画の達成をおくらせているのではないか。それと同時にそうした偏在が計画全般をゆがめてしまうような反作用を与えているのではないか。

(3) ソ連における一般的な労働力と High talent 労働力の

時代においても選択の余地が広がったのである。

物的資源については、主として物量計画を中央集権的に立て、それを実施させるといふ方式をとってきている。管理機構を省から、ソフナルホーズに改めたときでも、この性格には変化はなかった。ただ中央集権化されている物質の種類と量には変化があり、スターリン時代に比べ近年分権化されていたものが多くなったことはたしかである。計画を国民経済規模で作成・実施するには、どうしても物量的になり、命令経済的になる傾向が強いと思う。

現段階の問題は、物量的計画——「行政的方法」——が比較的高度に発達する経済にとってはますます非能率的になり、不適当になっていく事情から発生していると思う。

質問 二 (中央大学 武藤光朗)

最近のソ連経済政策の転換の効果を評価するにあたって、ご報告では主として経済成長への効果を基準としているが、政策転換の重要な目的の一つとなっている消費需要への適応性への効果を基準とした場合、どのように評価されるか。

答 最近の経済政策の転換の一つの課題は、御指摘のとおり、消費需要によりよく適応した生産ということがある。その方法として、政府は、消費財生産企業が小売商業機関からの注文を聞き、両者のあいだで契約を結び、消費者の需要に接近した生産計画を立てる「直接契約」の方法を広めると説いた。しかるに、最近になって、この方式は消費財生産企業について拡げられるばかりでなく、生産財部門についてもこれを適用すると説き出した。ソ連における実状はわたくしにはよく判っていない、しかし推測しうることはこうで

mobility はどうなっているのか。もしそれが大きいものであるならば「物量方式」による中央集権的計画の中でどのようにとりあつかわれているのか。

答 (1) 労働力の計画的配分は、ソ連政府にとり、農村の労働力を都会の工業に供給するという組織的徴募の方式と、個々の企業による自由募集——労働者側の自由選択——の方式とが併用された。一九三〇年代の急速な農場集団化と工業化のあいだには、強制的な方法が採用された。一九三八年には労働者帳簿制度を設けて、労働力の流動を防止する工夫がなされ、戦時中から戦後にかけて、任意の転退職を禁止して、労働力の安定、確保が図られた。捕虜、政治犯にたいする強制的労働も、工業建設の一翼を担った。

しかし概していえば、労働力の供給は、賃金差による自由選択方式を主とし、これを物量計画方式で補ってきたといえる。労働の刺激には職種ごとの賃金差、出来高賃金制を一般的に採用している。標準出来高以上の仕事にたいして累進的または集団的な賞与制も考案されている。労働の意欲を刺激するには、命令でなく利によって誘う方式が有効であると政府は認めているといっている。

(2) 熟練労働力や技術的労働力が必要に比べて不足したのは、一九三〇年代においてすでに顕著であった。政府は技術教育に力を入れて、工業の発展に必要な技術要員の育成を図ってきた。この傾向は今日でも継続しており、学生の技術教育の比率は、アメリカよりも高い。質問にあるように、技術その他の高性能の労働力不足と偏在を生んでいるが、それが成長を妨げる要因ではないかという点では、わたくしは満足のできる解答を示すことができない。

一般的に賃金率の差別の幅が狭く、高性能の技術者や熟練者によって不満があるとか、技術者がしばしば事務的な仕事に忙がしいために、固有の才能の発揮を妨げられるという不満があることはたしかである。地域的に、たとえばシベリア地方へは労働力の供給が不足していることも事実である。高等技術教育を受けた青年は、卒業後一定年間——三、四年といわれる——指定の職場で労働する義務を背負っている。しかしその期限がすぎれば、その義務から解放される。

(3) (1)の箇所で記したように、労働力の配分は、一般的にいつて、賃金による誘引であって、物量的統制の方法は、補助的に使われているにとどまる。ことに一九五六年以後、フルシチョフの治下において、労働の直接配分方式は撤廃され、物資的刺激の方法が拡げられるようになった。その点では熟練労働力も未熟練労働力にも区別はあまりないと思う。

ただミクロ的には、個々の企業にたいして許容される賃金基金の中では、技術的労働や、一般労働にたいする需要が確認されているので、企業はそれを根拠にして、労働者を集めるのである。

最近の管理機構改革案によると、賃金基金の総額の範囲内で企業は任意の雇用を許されるということであるから、労働需要は弾力的なものとなり、過・不足の関係が今後は各分野で表面化すると思われる。

## マルサスにおける政策思想

——人口原理と経済学原理との関連、ならびにその政策的 implications について——

南亮三郎

(駒沢大学)

この報告は一九六六年五月中央大学で開催されたマルサス生誕二百周年記念の日本人口学会大会のシムポジウムに関連して、いっその切実さで意識されてきたものである。

シムポジウムは人口原理と現代と題され、学会の性質上、取り扱いの範囲を人口問題に限定するものであった。しかし討議は、必ずしも人口理論家としてのマルサスの側面だけに限られず、おのずから経済学者としてのマルサスの側面にもふれることになった。そして、人口理論家としてあのように大きい影響力をもったマルサスは何故に経済学者として記憶されることが少いのであろうか、つまりマルサスは経済学者としての後半生涯に何を残したのであろうか、という問題が提起されたのである。

かえりみれば私は、マルサスの死後百年にあたった一九三〇年代にマルサス理論の再認識をはじめていた。そしてその当時、はなはだ大胆な結論であったけれど、マルサスの人口原理(初版一七九八年)と経済学原理(初版一八二〇年)とは別のものではなく、経済学原理は人口原理の統論であったと述べた。

その当時にはケインズの有名な伝記論集<sup>(3)</sup>は出ていたけれど、この点で重要なケインズの論文「減退人口の若干の経済的帰結」はまだ発表されていなかった。ケインズはこの論文のなかで二つの「悪魔」を指摘した。一つは過剰人口から生ずる失業の悪魔であり、いま一つは減退人口から、そしてその結果としての有効需要の破綻から生ずる失業の悪魔であった。しかも興味あることは、ケインズがこの二つの悪魔が双方とも「マルサスの悪魔」であると指摘したことであった。いいかえればケインズは、過剰人口から生ずる失業の悪魔は人口原理の当時にマルサスが周辺で見たものであり、有効需要の破綻から生ずる失業の悪魔は経済学原理の当時にマルサスが周辺に見たもので、その何れもマルサスの着想から発すると論じたのである。

ここからしてマルサスの二つの著作——若い頃の人口原理と後年の経済学原理——が内容的にどう関連するののかということが問題となってきた。私もそれ以来、この問題を心にきざみつけていた。しかし、まだ積極的な研究を発表しうる段階にはいたっていない。

今日の報告は近年のマルサス文献を通じてこの問題がどう扱われ

ているかを概観するとどまっています。いわば消極的な研究結果である。

## II

最初に若干の学説史家、ないし思想史の研究者にあたってみよう。思想史としてはエリック・ローの『経済思想史』やボガードスの『社会思想の発展』などが出ています。しかしそれらはまだ、ケインズの指摘したような問題への接近には役立たない。J・J・スペングラ―とW・R・アレンとが編集した『経済思想論集』には注目すべき一論文が収録されている。それはスペングラ―の書いた『マルサスの総合人口理論』(“Malthus's Total Population Theory”)という論文である。

この論文は在来の多くのマルサス研究が見落していたマルサスの経済学説に着眼し、しかもこの経済学説——それは主として有効需要の学説であるが——も結局はマルサスの若い頃の著作であった。『人口原理』の続きをなすものであり、かくてこの経済学説をも合わせることによって、ここにはじめてマルサスの『総合人口理論』が理解されるという結論に達する。それは『人口原理』全六版と『経済学原理』とをあわせた詳細な研究論文であった。

スペングラ―がこの論文で、マルサスの『人口原理』と『経済学原理』とは別のものではなくて、後者は前者の続論であるという考え方をしているのは私の共感をさそった。さきに述べたとおり、私自身も一九三〇代にそういう意見を發表していたのである。しかし、続論である『経済学原理』と前の『人口原理』とを合わせて一つの

『総合人口理論』にまとめようとするスペングラ―の構想は、さらに積極的に一步を前進させたものとして学界の注意をひくに足るものである。

こうして見ると、現代学者のマルサス観はジェームズ・ボナーあたりの時代とは余程異なってきた。ボナーの著名な『マルサスとかれの業績』は、マルサスの経済学説にもふれてはいるが、主体はもっぱら人口学説であって、人口理論家としてマルサスをとり扱うという一種の伝統をきづいたのである。キャンナン(『生産分配学説史』)はこれにたいして、マルサスの経済学説を重視したが、力点を地代理論に置くにとどまった。そういう在来のマルサス観に比べるなら、スペングラ―の描いたマルサス像は大きく変わったといわなければならぬ。そしてそういう新たなマルサス研究に示唆を与えたものは前述のケインズにはかならなかった。

## III

さて、ここから私の文献研究は、マルサスを主題にした近年の単行の著作に移る。

その一つとして身辺にあるのはハンツ・ヴェルグラ―の『古典派の批判者としてのマルサス』である。この書物は、在来のマルサス研究が主としてかれの人口理論について行なわれたことを不満とし、真実のマルサスの像は人口理論家としてよりもむしろ経済理論家として描かれねばならぬという考えからマルサスの経済学説の研究に力点を置いたものである。由来、ドイツの学界の一部には、たとえバレーザ―の『経済学史研究』のようにマルサスの経済学説を高く

評価する方向が打ちだされていたが、ヴェルグラ―の新作はそういう方向を深めようとしたものである。ただ、この書物では、私がいま問題としているマルサスの人口学説と経済学説との関連については研究がおよんでいない。

第二のマルサス文献は、めづらしくもインドで出たアムピラジャンの『マルサスと古典派経済学』である。経済学説に重点は置いておられるけれど、人口理論との関連を考慮しつつ、政策的 implications も明らかにしようとした力作である。

アムピラジャンによると、マルサスの経済学説のうち、とくに今日の観点から注意されるのは『経済学原理』の終章に説かれた『富の進歩』の叙述である。周知のとおり古典派経済学は経済進歩ないし発展の問題に力点を置き、その発展の根本動因として資本蓄積の要因をとりあげたのはアダム・スミスであった。マルサスは、資本蓄積が経済活動の最も重要な動源であることは否定しなかったけれど、その資本蓄積が国の富の増大という究極目的に果して効果的であるかどうか疑問を抱いた。このためにマルサスは、きわめて楽観的な見方をしたセイの『販路法則』を否定し、一般的過剰恐慌の可能性を主張したのである。

もっともスミス伝来の楽観観にたいしてはマルサス以前にローダールやウィリアム・スペンスのような批判的意見も出ていたが、要するに『有効需要』の概念をはじめて持ちだし、その減退の帰結として汎汎な失業と、富と人口の著しい減退がおこらざるをえないことを推論する点で、マルサスの存在は古典学派のなかで独自のものであった。

こうして見ると、マルサスの経済進歩の理論はかれの若い頃の著作『人口原理』におけるテーマの続論であった。すなわちマルサスは『人口原理』において、人口を生存資料の水準にひきおさえる諸原因を追求したのであるが、後年の『経済学原理』においてはこれらの生存資料、したがってそれを入手する前提としての雇用と賃金がどう変化するか——つまり財貨およびサービスの供給面に影響を与える諸原因を探求しようとした。換言すれば、マルサスは『人口原理』においては一国の経済進歩の長期的意味をさぐるようとしたが、いまや『経済学原理』においては、一国の富の進歩が短期的にどう動くかを示そうとした。

その結果、マルサスの政策的 implications は、有効需要を促進するための三つの方策の提案となった。第一は土地所有の分割、第二は国内および国外商業、そして第三は不生産的消費者の維持であった。この第三の政策こそ後代において重視される『公共政策』と結びつくもので、とくに不況期の異常事態の救済策として公共事業政策を提案したなどということは、古典派学者の間にあつてはまさに唯一の思想家であったといわなければならぬ。アムピラジャンはどのように論じているのである。

時間がなごさうなので、最後に簡単にふれておきたいのはモートン・パグリンの『マルサスとローダール』という一書である。前述のヴェルグラ―とアムピラジャンの二著がマルサスに好意的に、終始その思想の独自性と推論の正当性を立証しようとして努力していたのと対照的に、このパグリンのマルサス研究は著しく批判的であり、またマルサスの獨創性を否定して思想の混乱を指摘しようとし

ているところに特色がある。

獨創性を否定しようとする根拠は、有効需要の学説はマルサスの獨創ではなくてかれ以前にローダデル<sup>(8)</sup>があつたこと、また思想の混亂がマルサスにあつたというは「人口原理」と「経済学原理」とが理論の性格上結びつかないというのである。マルサスの人口理論は普通に長期理論であり、有効需要の理論は短期理論であるといわれているが、マルサス自身は人口圧迫は遠い将来のことになしたまうた。即時的なものだという仮定で議論を進めた。そうすると「人口原理」と「経済学原理」とは妥協を許さない理論上の矛盾に陥ってくる。この矛盾はマルサスの政策勧告にもあらわれる。すなわち「人口原理」の立場に立つなら、その政策は政府の節約、救貧支出の節減、倹約と貯蓄の励行、早婚の抑止となる。しかるに「経済学原理」の立場に立つて不幸の原因を有効需要の側面に見るなら、その救済策は公共事業、不生産的消費、貯蓄の抑制となる。要するにマルサスの思想は混亂している、とパグリンは痛論するのである。

#### IV

冒頭にお断わりしたとおり、この報告はまだ私自身の積極的な研究結果ではない。しかし、これらの文献を通じて、問題の所在が次第に明らかになってき、またこれからの研究方向に若干の手引きを与えるように思う。二、三の問題点に私見を添えてこの報告を終ることにしよう。

第一点はまず、マルサスの後年の著作「経済学原理」を中心として、「有効需要」の理論を正しく描き出すことである。そしてこの

作業は当然、一方ではマルサス説の先駆といわれるローダデル伯の論著との厳密な照合、そして他方では後代のケインズの理論との交渉を明らかにすることを含んでいる。前者はマルサスの獨創性問題につながっており、後者はマルサスの復興問題の中心点にふれるものである。

第二の点は、マルサスの獨創性問題と関連して、いったい、いつの頃からマルサスに「有効需要」の觀念があらわれたかということである。ケインズは前掲の論文で、漠然と「老成後のマルサス」と言っている。多分、「経済学原理」の頃をさしていたのであろう。パグリンは、この最初の形式的表現は一八二〇年の「経済学原理」まではあらわれなかったが、これに関する最初の言及は一八一四年十月頃のマルサスのリカード宛て書簡にあらわれていることを指摘している<sup>(9)</sup>。この詮索が進められねばならない。

最後に第三点は、この「有効需要」の原理と「人口原理」との理論的結びつきの問題である。パグリンはこの二つの原理の矛盾を言い、アムビラジアンは短期理論と長期理論との結びつきで混亂はないことを主張した。それは果して何れが正しいのであるか。この点の追求はやがてまたマルサスの理論を構造的にどう見るかという問題にもつながっている。さきに指摘したJ・J・スベングラーは、これを統一してマルサスの全理論を「総合人口理論」と見るべきものだと提案していた。われわれはこれをどう捉えるべきであろうか。人口理論家とあわせて経済理論家としてのマルサスの意義づけは、依然として現代に残されている。この報告がマルサスの理論的研究に関心を呼びおこし、同時に現代の政策的問題とのつながりに注意

をせよとされたなら私の願ひは足りぬといふ。

- (1) 拙著『人口理論と人口問題』一九三五年、千倉書房、一四一—一五七頁。
- (2) Keynes, *Essays in Biography*, London 1933.
- (3) Keynes, "Some Economic Consequences of a Declining Population" (1937), rep.: *Readings in Economic Analysis*, Vol. I, ed by Clemence, Cambridge (Mass.) 1950.
- (4) E. Roll, *A History of Economic Thought*, 1st 1956; 3rd Englewood Cliffs (N. J.)-Tokyo 1959.
- (5) E. S. Bogardus, *The Development of Social Thought*, 1st 1940; 4th New York-London-Toronto 1960.
- (6) J. J. Spengler & W. R. Allen (eds.), *Essays in Economic Thought: Aristotle to Marshall*, Chicago 1960.
- (7) J. Bonar, *Malthus and his Work*, 1st 1885; 2nd London 1924.
- (8) E. Cannan, *A History of the Theories of Production and Distribution*, etc. 1st 1893; 3rd London 1922.
- (9) H. Würgler, *Malthus als Kritiker der Klassik*, Ein Beitrag zur Geschichte der klassischen Wirtschaftstheorie, Winterthur 1957.
- (10) E. Leser, *Untersuchungen zur Geschichte der Nationalökonomie*, Heft 1, Jena 1881.
- (11) S. Ambirajan, *Malthus and Classical Economics*, Bombay 1959.

(8) M. Paglin, *Malthus & Lauderdale*, New York 1961.

(9) *The Earl of Lauderdale, An Inquiry into the Nature and Origin of Public Wealth*, etc., Edinburgh 1804.

(10) Paglin, op. cit., p. 119.

(質疑応答) この報告については当日、慶応大の気賀健三氏(東京都立大の阿部源一氏、関東学院大の伊坂市助氏らからそれぞれ質疑や意見を伺うことができた。報告者はそれによって教えられたことの多かったのを喜んでゐる。また報告の席から下りてからの話であるが、神戸外語大の金田近二氏から、「マルサスには全集があるか。今日の報告で興味をおぼえたのでマルサスを研究したい。全集がまだないなら日本を出してくれないか。」といったお話があった。こういう熱心な方がおられることを見出したのは報告者にとつての上な喜びであった。(南)

# 中小企業「近代化」政策の問題点

佐藤芳雄

(慶応義塾大学)

一 経済政策の研究にはいくつかの立場なり視点なりがありえるであらう。

今日の日本経済における経済政策、いわゆる「転期期における経済政策」についても、種々の視点からの論議がみられるが、総じてそれらは、「転期期」以後の、これからの経済政策が「いかにあるべきか」という点に議論が集中しているといえるであらう。いわば、「ウィジョン論争」がはなやかにくりひろげられている。しかもウィジョンの差異は、結局、現実の事態の認識の差異に帰着する。

経済政策の研究において、このようなウィジョン・政策提言が終局的な課題であるとしても、それ以前の課題としてあるものは、現実にある事態の精密な分析と、そこに作用している政策の批判であり、政策と現実の事態との関連の解剖である。

「転期期」における中小企業政策についてもはなやかなウィジョンがうちだされている。その焦点は中小企業の「近代化」政策にある。この報告では、積極的な政策提言をはなれて、消極的ながら、現実的に行なわれてきた政策が、現実の事態の変化といかに関連し、どのような問題点をもっているかを考察してみた。

つてのみ発展できる。

この単純で、一見文句のつけようがない論理は、若干の言いまわしの変更や力点の変化をふくみながら、今日までの中小企業「近代化」論を終始ささえてきた。ここで、この「近代化」命題自体にふくまれていた問題点を指摘しておかなければならない。①中小企業の問題性を単に結果的な現象としての低生産性・低賃金性・脆弱性に帰する点。つまり、膨大な低賃金労働力による大量の中小企業群の新生・存続、その低賃金・過当競争を直接・間接に利用することによって急速な資本蓄積を可能とした独占・大企業、その利用関係が中小企業の低生産性・停滞性を規定してきたという、歴史的・構造的相互関連の無視。②従って、ごく当然のこととして提起される中小企業の「近代化」が、経済高度成長の中心的担い手たる独占・大企業の成長の各時点における現実的要請といかに関連しているかが表面からかくされている点。③「近代化」の重点を生産設備の近代化（機械化・新鋭化・量産体制化）におき、あくまで生産力視点からの発想であったこと。少なくとも当初は、競争規制・業界規制（整理・淘汰）とか、不公正取引・下請関係規制などの競争構造にかかわる面は、命題から捨象されていた。

## 三

「高度成長」と中小企業の成長、蓄積運動、構造変化について要点的にふればつぎのようにならう。

①独占・大企業の膨大な設備投資、量産体制の発展は、その直接的な関連中小企業の「近代化」、下請中小企業の「育成」「系列化」

## 二

中小企業の「近代化」という命題ないし政策論理は、「日本経済の成長と近代化」(昭和三十一年度「経済白書」サブタイトル)の一環として提起され、所得倍増政策(三十五年)、中期経済計画(三十九年)の過程で現実化されてきた。出発点において意味された「日本経済の近代化」とは、技術革新とこれにもとづく需要構造変化に適應するように経済構造全体を改編する過程であるとされた。すなわちそれは、技術進歩・生産方式高度化、原材料から最終製品への産業連関の変更、製品・消費・サービスパターン変化、産業構造高度化に應じた貿易構造高度化、生産性の低い産業から高い産業への労働力の再配置、等々であり、それらはみな経済「成長」政策によって達成されるとされていた。従って、社会の「遅れた部面」、中小企業・労働・農業などの各部面は経済全体の成長・発展によって吸収されるとされたのであり、中小企業の「近代化」という命題は、この吸収されてゆく過程、つまり日本経済の「近代化」の過程において、中小企業としての必要不可欠のありかたとして提起されたのである。——低生産性・低賃金にあらわされる「非近代的セクター」としての中小企業は、その生産設備と経営管理の近代化によ

を要請した。そして、部品産業、加工段階産業、完成品下請問屋制等の中小工業において、発展と衰退、産業間・地域間・規模階層間の格差拡大をふくみながら、成長・蓄積が相当広範に急速に進行した。この「下請再編成」「系列化」は、あくまで中小企業の低賃金利用、危険負担転嫁、資本節約という性格のものであるが、独占・大企業の量産体制確保のために、下請との技術的連関性の高度化、中小工業の技術水準向上・設備投資・経営管理近代化(とくに生産管理と労務管理)が要請されたのであり、そのかぎりでは従来の下請関係と異った側面をともなった。

②大企業の支配が直接的でない多くの中小企業分野、とくに、産業構造高度化、産業連関・迂回生産の高度化にもなつて生じた新興・成長業種において、飛躍的發展をとげた中小企業、「中堅企業」の事例も多くみられた。いちはい新産業への参入、旧産業内での旧来技術と質的にことなる機械設備の高度化、「原料革命」ないし「消費構造変化」へのすみやかなる適応、というかたちでの中小企業の成長、蓄積である。大企業の生産拡張によつてもカバーできない超過需要部分、大企業支配の間隙において、社会的分業の深化、中小企業の成長・発展が可能であった。

③これらの成長・蓄積、事実としての「近代化」は、設備投資主導の生産拡大・「高度成長」、「技術革新」、「産業構造高度化」といわれる生産力発展、ないし「消費構造変化」との関係密度の程度に依りてその現実的可能性があった。従って、成長側面だけで問題をみるのは誤まりであり、「高度成長」は半面で、この成長条件をもっとも欠く数多くの中小企業々種と企業階層の存在を明らに出した。

つまり、たしかに「量産化」「専門化」という方向での一部中小企業の成長・蓄積・「近代化」がみられたが、半面、急激な構造変化のなかで追いつめられて行なった「近代化」努力も、それが企業の安定と成長と結びつかず、むしろ過剰設備・過当競争・経営悪化・整理淘汰に結果してしまいうような多くの中小企業グループの発生をみたのである。

以上のような中小企業群の「多様化」「流動化」が進行し、大多数の中小企業が成長と衰退とのいわば限界状況におかれたとき、新たな中小企業政策、「近代化」政策の制度的本格化をみたのである。

#### 四

昭和三八年七月、一挙に成立した「中小企業基本法」「中小企業近代化促進法」「中小企業投資育成会社法」等、一〇件あまりの中小企業関係法の特徴はつぎの点にある。すなわち、基本的に、今日の中小企業政策は、その「近代化」政策であるべきであるとし、その政策理念を、社会政策と経済・産業政策の分離、「困ったものを助けるのでなく伸びるものを伸ばしてやる」という、保護主義脱皮・優良企業育成、非効率小零細企業の整理淘汰、にしていることである。

具体的には、対象中小企業の量的規定の引きあげや「投資育成会社法」等にもみるような中小企業の上層を重点的に育成する意図が明確にされ、他方で「企業規模の適正化」「事業転換」「企業の共同化・合併」が明確にうたされた。従来の総花的中小企業育成、「底上げ」「保護」策に終止符をうち、きわめてキメのこまかい「近代化」

政策をうち出す姿勢であった。予算にしても年々近代化促進関係に重点がおかれるようになり、設備近代化補助とともに、高度化資金の増額をみた。この「高度化」とは、工場団地、商業団地、商店街近代化、共同施設、企業合同、等を内容とするものであり、中小企業の「近代化」は、同時に、その構造の「高度化」つまり「協業化」「企業合同・合併」「事業転換」を含むものとなった。(いまだに不人気ながら)「小規模企業共済事業団」の新設によって、「近代化」競争から落伍する小・零細企業の廃業資金をかれら自身の積立金でまかなおうとする制度も用意されている。

中小企業の上層育成、下層(非効率小零細企業)整理の政策が公言されるにいたったこと、その意味での中小企業政策の「分化」は、日本の中小企業問題の歴史のうえではじめてといつてよいであろう。

#### 五

キメのこまかい「近代化」政策を実質的に裏うちするのが「中小企業近代化促進法」である。そこではまず、産業構造高度化、国際競争力強化、等の視点から必要と思われる業種が「指定」され、指定された業種ごとに、実態調査にもつづいたその「近代化基本計画」(ほぼ五年後を目標年次とする)および各年の実施計画が策定される。過去四年間の指定業種は合計一〇〇近く、指定業種中小企業出荷額(製造業)は全中小企業出荷額の約半分に達するといわれている。

近代化基本計画についてもっとも問題だと思われるのは、必ず「定めるもの」とされているその業種の「適正な生産の規模または

方式」である。この理論的にもあいまいな適正規模が、あいまいな規定のままに、各基本計画にもこまれている。ほとんどの業種でこの適正規模・生産方式は、仮りの、恣意的なものであることが認められている。だが恣意的にしる一たび定められた業種ごとの「適正規模」は現実の政策展開のなかで重大な意味をもってくる。指定業種たる諸特典、設備資金、課税特例、特別償却等々が、この適正規模を中心に生きてくるのであり、それに達しない企業は、構造高度化という名目で、整理淘汰の対象とされるのである。

さらに、いくつかの「基本計画」とその基礎になっている「実態調査報告書」を検討してみられる共通の特徴と問題点はつぎのようである。

- ①成長産業のみならず停滞産業でも需要見通しが楽観的で、②しかもすでにおおくの業種で過剰設備・過当競争が問題になっている。
- ③そこにはかられる「計画」の中心はもっぱら生産設備の近代化・新鋭化である。④そのなかで、「適正規模・生産方式」化と、それに達しないものの整理・合同、というかたちで「構造高度化」が政策的・人為的にはかられようとしていることは、⑤現実に合同・協業化への主体的条件を欠く大部分の中小企業に、無理な設備拡張競争を強いる結果になることは十分に予想され、その結果の、過剰設備・過剰生産、より一層の過度競争・混乱という危険なみちゆきが予想されるのである。⑥それらの混乱と多くの犠牲のうえに結果的な中小企業の高高度化・能率向上が達せられないことはないし、
- ⑦その間、業界内の大企業の優位性が漁夫の利をえて強固になるであらうし、⑧その産業が他の戦略的大企業産業と直接的連関をもつ

ばあい、大企業側のコスト引下げに貢献するとしても、「近代化」した中小企業同士の過当競争性は、その経営不安定性と従属性もたらすことになる。⑨かくて「業界の構造高度化」は「寡占・独占体制の強化」につながり、消費者・国民大衆の利益に敵対的な状態に結果するのではないか。

#### 六

昭和三六年以降、一貫してみられる全体としての中小企業の収益性低下傾向は、無理な設備投資を基盤とした、諸資本比率・回転率の悪化、資金固定化・損益分岐点上昇・資本費用増大、企業間信用膨張、総じて投資効率の低下を内容としている。さらに、三九年以後の不況の長期化は大量の企業倒産をまねき、そこには「近代化」による経営悪化「近代化倒産」がみられるのである。このような中小企業「近代化」の結末にたいして、企業倒産は不徹底な近代化の産物であるとか、その時期が悪くあいくの不況で「近代化」の効果が裏目に出たのだとか、あるいは日本経済が高度工業社会に移行するにあたっての必然的産物であるとか、まことに安易かつ「無責任」な評価もなされている。

問題は「不況」という条件がたしかに促進要因となったとしても、晩かれ早かれこのような事態になること、あるいは今後なるであらうことが明らかな、中小企業「近代化」の本質とその政策的強行の意味を客観的に位置づけることにある。

結論的に、独占・大企業が膨大な設備投資をもって競争的に遂行した「高度成長」・トランスフォーメーションが、実はその前提と



して利用していた低生産性の中小企業構造、「二重構造」的關係の基盤自体を掘りくずす作用をもち、また旧来のその利用方式自体が独占・大企業の国際競争力を制約することになって、中小企業の「近代化」と、不要になった中小・零細企業の切り捨てが要請されたということ、従って、低生産性・低技術の中小企業をレベルアップしたうえであらたな利用方式の再整備ということに中小企業「近代化」キャンペーンの本質的意義を見出すことができる。

「近代化」政策について基本的に重要だと思われることは、中小企業が低賃金基盤からぬけたし企業として成長して独自の安定した存立条件をもつという意味での近代化がのぞましいものだとしても、その路線は、短兵急の、性急な「政策」をもって進められるものではないことを十二分に考慮に入れることであろう。今日の中小企業の構造変動が、その真の「近代化」への途上に生じている苦痛・あつれきだとするならば、広範な中小企業者とその労働者の十分な納得すべく、決して一方的政策、大企業の独善でない、着実な近代化がはかられるべきであろう。また、大企業の中小企業へのシワ寄せといわれるさまざまな不合理な商行為（下請取引等）のきびしい規制、中小企業の蓄積を国家的にすいあげてしまう財政・金融体系の是正、制度的な中小企業分野の維持策とその順守、転・廃業にたいするできるかぎりの保障、等々、要するに、反独占運動を基盤とした民主的ビジネス・システムの確立と社会保障の充実が、中小企業近代化の前提条件として望まれるのである。

これを要するに、はなやかな中小企業「近代化」論ないし「近代化」政策ヴィジョンにたいして、単に「近代化」一辺倒でない、近

代化のかげにひきおこされている現実の諸事態へのより向目的認識とそれへの十分な配慮が、今日における中小企業政策の出発点として必要であると思われるのである。

質問一（名古屋大学 滝沢菊太郎）

基本法などにあらわされた「形式的な近代化政策」と「促進法」などにあらわされた「具体的近代化政策」との間にギャップはないか。もしギャップがあるとすれば、「近代化政策の形成された基盤・背景」や「近代化政策によってもたらされたといわれる問題点」も「形式的」「具体的」二つの近代化政策に区別して分析する必要があるのではないか。

答 質問の御意図と多少少いと思うが、基本法などにかかげられたかなりシビアな近代化政策に徹しきれない現実的なギャップがあると思われる。一つには、近代化政策強行による保守的社会階層中小企業者の基盤動揺の危険があり、さらに、「キメのこまかい政策」になればなるほど従来の政策とかわらぬ一種の総花主義に結果するという面が指摘できる。後者について付言すれば、いわゆる「高度化」政策の遂行には現実的には限度があり、どうしても「生産設備の近代化」が中心にならざるをえず、そのことが却って新たな過剰設備問題を生むことになってくると思われる。

質問二（東京経済大学 中村金治）

(1) 現政府の中小企業「近代化」政策のさまざまな「悪しき」効果を報告された気持ちに了解できるが、それらは、資本制生産の日本の高度化が生み出した必然的結果にほかならない。報告者の考え方の基礎には、与えられた中小零細企業がその

ままの状態においてこんごも存続することが、「国民的」中小企業政策の合理的なあり方だ、という解釈があるのではありませんか。企業以前ないしそれに近いほう大な数の中小零細企業が、生産・流通部門において、客観的には非近代または前近代の状態と条件のままでの存在をはかることが、反国民的でない、中小企業政策だと報告者は理解されているのでしょうか。誤解を避けるために言いますが、大戦段階での一部の理論といわれた「生産力視点」に立って、私は質問するものではありません。

(2) なお報告者の実態調査はどういう結果がでているか不明ですが、質問者のおこなった結果——輸出玩具団地化など——では、近代化が前進し、むしろ今日までのところ「成功」している。もちろんおおくの矛盾点は出ているが、それは資本制生産のもつ本質的矛盾に根ざし、しかも日本資本主義の特殊歴史性格が大きく作用している。問題はいつでも矛盾をもって展開するのであって、それを未成熟のまま流産させることはできないと私は見るが、報告者の調査結果にもとづくお考えもうかがいたい。

答 中小零細企業群を現状のまま維持できるとか、維持すべきだなどというのは荒唐無稽の主張であるし、報告者はそのような幼稚なレベルで議論するものでない。報告者の基本課題は、あくまで今日の日本資本主義が直面している構造的変動と矛盾のなかにおける中小企業問題の客観的位置づけにある。それに関連して、ここでは現在の中小企業「政策」が現実にはひきおこしている問題点を指摘した

にすぎず、それ以上に「反国民的でない中小企業政策」を主張するものではない。御質問は要するに、報告者は現在の中小企業近代化政策を批判するのみで、なんら建設的な政策提言がない、という点に帰するかと思われるが、報告者は改革的ヴィジョンを積極的に提示する立場にない。むしろ、現実の政策批判に一定の建設的役割を見出すものである。

なおあえて付言すれば、「二重構造をこれ以上存続させてはならない、いまこそ二重構造を解消させるために、積極的な近代化政策を推進させなければならない。その「生みの苦しみ」として現実的諸矛盾に眼をうばわれて、「二重構造解消」を未成熟のまま流産させてはならない。」という気持ちには了解できるが、すべてを近代化の視点から照らし出し、その光暈効果のもとに、中小企業近代化万能論を説く立場は首肯できない。広範な中小企業の経営悪化、膨大な数の企業倒産等をふくむ「近代化」政策の「悪しき」諸結果を、「資本制生産の日本の高度化が生み出した必然的結果」、「日本資本主義の特殊歴史性格が大きく作用している」とのまいいきられる立場はいかなるものであろうか。

質問三（名古屋大学 藤井 隆）

中小企業近代化というとき、(一)現状のまま近代組織に組みかえて行こうという方向、(二)現状のまま技術的に資本乃至機械化を助成して行こうという方向、(三)それとも積極的に中小企業の生産高度化（重化学工業化）をすすめるという方向（例えば繊維から機械へ）、があるが、どれをもっとも重視されるのか例えば(三)を重視して行くとすればその過程で(一)(二)を考える

のか。保護政策ではいけないといわれる以上、方向がはっきりしないと思うが。

答 質問者御自身の単純にして明解な中小企業近代化の方向を示されたことはまことに多とするものであるが、中小企業の複雑な現状をいろいろみているものとして、到底三者択一の立場にないので、回答は留保したい。

質問 四 (同志社大学 黒松 巖)

中小企業「近代化」政策の問題を論じながら、雇用関係―労働条件の近代化などについて全然触れられなかったのは何故ですか。これらの問題は近代化の「進歩的意味」と結びつけて極めて重要と思われるのです。中小企業労働組合運動の動きまで分析すべきではないでしょうか。

答 御指摘のとおりで、本論で言及できなかった。若干用意してなかったわけでもないので一言付言させて頂く。(一)高度成長の過程で、大企業・成長中小企業の雇用拡大、技術高度化にともなう新規労働力への需要集中は、若年労働力の賃金をせりあげ、その波及効果をも含めて、極端な低賃金・劣悪労働条件を基盤としていた中小零細企業の存立条件を大きくゆり動かし、経営合理化というかたちで現実的に「近代化」が強く要請された。(二)この「労働力不足」賃金格差縮小傾向」を過大に評価して、中小企業「近代化」が直走するかのごとくいう「近代化」論が多い。(三)しかし問題は、成長鈍化の過程をふくめて、このような「労働力不足」賃金上昇がどうなるかであり、またこの傾向にたいして、独占・大企業、中小企業をふくめて、総資本がいかに対応しつつあるかが重要である。そこにはあ

らたな「家内労働」「内職」への依存に代表される、低位・低賃金労働基盤の再編がみられるし、また低生産性・零細企業の整理「過剰人口の造出」という問題もわかれるのである。(四)労働力不足・賃金上昇による中小企業「近代化」を真に発展的進歩的意味のあるものとするならば、なによりもまず実質的な最低賃金制を確立することが先決であろう。(五)そのような最低賃金制が確定され確実に実行されるのであれば、低生産性・低賃金の小零細企業の整理・淘汰という「近代化」政策も一定の進歩的役割を果すと報告者は考える。

質問 五 (一橋大学 山中篤太郎)

流通部面での新たな政策として、ゴールドチェーン、ボランタリーチェーンについてふれたとき、それらは極めて効果的な近代化効果をもつように説明されたかと思うが、そのとおりか。

答 時間の関係で端折ったための誤解と思われる。逆で、それらの計画は、物価上昇抑制という大義名分のもとに、現実にはそれらの流通部面にある膨大な中小商業を無視して、新たな流通系路を作ろうというものであるが、そこには明確な経済計算もなく、物価抑制策としても疑わしいものである。同時に、それらの計画は、漁業大資本や冷蔵倉庫・冷蔵(凍)車メーカーにたいし巨大な市場を提供し、また事実上セントラルチェーンによる、流通部面への独占・大企業の直接的侵入拠点を提供するものと考えられる。

質問 六 (関西大学 田中 充)

最近の中小企業「近代化」「合理化」と結びついて強調されている「適正規模化」とはどのような意味内容をもっているのか。

中小企業だけの「絶対的概念」なのか、それとも産業構造の高度化に対応する「相対的概念」なのか。後者だとすれば、中小企業は永遠に適正規模に到達できないのではないか。適正規模化をいそぐため、中小企業が無理をし、その結果、諸矛盾があらわれるということは、適正規模の問題ではなくて、それ以外、その能力の範囲を越したための矛盾ではないのか。

答 近代化促進法により指定業種ごとにその業種の適正規模(一工場単位のものであるが、中小工業では一企業―工場がほとんどなので一企業単位ともなる)の目標が設定される。それは一応現段階で所与の技術・需要を前提するので「絶対的概念・絶対的適性規模」といえる。ただし諸条件のとらえ方は業種ごとがちがいがい、ほとんどの業種で、大まかな、一応の、恣意的措置であるとされている。問題は、そのような目標としての「適正規模」が政策的に示されたとき、それは事実上上下層整理の目やすとなるかぎり、「適正規模化」競争を生み、混乱・過剰設備問題をひきおこすことになる。いづれにしろ、理論的にあいまいな「適正規模」であるが、現実には重要な作用をおよぼしているといえる。

質問 七 (南山大学 中村 精)

設備近代化政策が不況下却って中小企業を危機に追込んでいくなどの指摘があったが、たとえ近代化倒産があったとしても、国民経済的には近代化された生産力は残るわけで、現在の軌道の上でのわが国経済の体質改善、二重構造解消過程の所産ではないかと考えられるがどう評価されるか。これが不可であるといわれるなら、これに代る近代化政策の枠組を提示されたい。

答 すでにこれらの点についてふれたつもりである。「国民経済的」立場から、「わが国経済の体質改善」のための「二重構造解消過程の所産」だとして、近代化倒産をはじめとする現実的混乱に目をうつぶる「近代化」政策は、人間不在の政策であるといわねばならない。真の中小企業近代化は、最低賃金制をはじめとする労働諸立法の確立とその順守によってまず低賃金・差別的支配構造の底をうめ、さらに独占統制その他の近代化の諸前提(先述)を実現する過程で、小零細企業の自主的民主的共同化等を基礎にして、漸次的に計画的にのみ達成されると思われる。

(一九六六年九月二五日、米国加州バークレーにて)

## 中小企業問題における国際比較上の一視角

加藤 誠一

(立教大学)

### 一 問題の所在

(一) 中小企業の構造比較 一般に、日本経済は中小企業構造が「過少過多」であるところから「二重構造」であるといわれているが、「過少過多」は日本経済だけに特有な現象であるのかどうか。つまり、諸外国にくらべて、わが国は、(1)中小企業の占める比重が多い、(2)大企業にくらべて規模格差が大きいなどの点からして、いわゆる日本経済の「二重構造」が問題にされているが、アメリカやイギリスが先の先進諸国と比較したばあいにも、「二重構造」はわが国だけの特殊性であるといえるのかどうか。

(二) 中小企業の問題比較 一般に、諸外国との比較では、問題意識として、付加価値、労働賃金、収益性の規模別対比がおこなわれており、諸外国では規模の利益や生産性の大小だけが問題になっていて、諸外国には日本の中小企業問題は存在しないかのようにいわれているが、はたしてそうであろうか。むしろ、規模の利益では不利な立場にある中小企業が、巨大資本の圧迫、金融、税金、労働力不足などの資本主義の基本的な問題によって、その成長なり存立条件を阻害されているところに問題があるのではないか。とすれば、日本の中小企業問題は諸外国にもみられるわけであるが、それでは

日本における中小企業問題の特殊性はどう理解したらよいのであるうか。

(三) 中小企業の政策比較 (一)と、(二)の分析視角をつうじて、わが国の中小企業政策はこんごうあるべきなのであるうか。西欧の中小企業政策は、いわゆる福祉国家論がその理論的基調であり、その理論そのものについては問題があるとしても、こんごのわが国の中小企業政策を考えるばあいに、そこから学びとるものがあるのではないだろうか。

以上の三つの問題についてつぎに検討する。

### 二 構造比較

(一) 中小企業の「過少過多」が日本経済だけに特有な現象であるかどうかという第一の問題については、つぎのように結論することができよう。すなわち、一般にいわれているように、わが国の中小企業構造は、諸外国と比較して「過少過多」ではあるが、アメリカやイギリスはむしろ例外で、西欧と比較してわが国だけが世界的に特殊だとはいえない。西ドイツでは、零細経営の数は絶対的にも相対的にもむしろわが国よりは多い。従来、そうした分析がおこなわれてきたのは、中小企業の定義や統計作成上の前提があいまいで

あったことに原因している。すなわち、

(1) 西欧では、日本やアメリカのように法律で規定されたいわゆる中小企業概念はみられない。統計上は、一〇人以下(オランダ)とか二五人以下(イギリス)といった定義は存在するが、これは西欧の中小企業行政が零細経営に集中しているためであって、いわゆる中小企業概念ではない。西欧でもわが国の中小企業概念は、一〇〇人以下とか二〇〇人以下の規模に上限の線を引かなければならない。(2) 西欧では一般に製造業を手工業と工業とにわけているので、わが国との比較のさいには手工業統計をもふくめて考えなければならぬ。その手工業そのものの性格も変化してきているので(手工業の工場工業化と商業化傾向)、そうした手工業の最近の「流動性」をも考慮にいれなければならない。

(二) 以上のような前提のもとで、各国における事業所数と従業者数を従業者規模別に比較してみると、つぎのような特徴があらわれる。

(1) 規模別事業所構成比で見ると、わが国は英米に比較するとはつきりした二極集中型をしめすが、他の西欧諸国にくらべてもわが国の中規模企業層(五〇〜四九九人層)の比率は相対的に低い。

(3) 戦前・戦後の規模別構成の推移をみると、零細経営の激減がとくにイギリスで顕著である。しかし、イギリスばかりではなく、

西欧各国においても、零細経営は絶対数も構成比ともに減少傾向にあるが、これにたいしてわが国では、零細経営の比重は低下しているものの絶対数ではむしろ停滞的である。ただ、西ドイツにおいては、現在の時点では、絶対数・比重ともに零細経営層は日本よりも高い数値をしめしている。

(三) 以上のようにみえてくると、類型的には、英米型、西ドイツを中心とした中部ヨーロッパ型、日本型の三つに大別できる。そして、事業所構成については、英米型は他の諸国にくらべてむしろ例外で零細経営の比重が極度に低く、中部ヨーロッパ型と日本型は似通って零細経営の数が多し。しかし、従業者構成では、英米型は従業者数が上層に集中し、中部ヨーロッパ型では上・下層に集中し、日本型はとくに下層に集中している。

(四) そこで、こうした統計的な分析結果から、つぎのような問題が提起される。(1)英米および西ドイツを中心とした中部ヨーロッパ諸国はいずれも高度に工業化の進展をみた資本主義国であるのに、英米では零細経営の数が極度に少なく、中部ヨーロッパ諸国では零細経営の数がわが国と同様に多いのはなぜであるか。(2)わが国も中部ヨーロッパ諸国もともに零細経営の数が多し、両者のあいだには構造上の相異はないのであるうか。以上の問題は、その国における資本主義成立の歴史的な過程と密接な関連をもっている。

(五) イギリスにおいて、現在、零細経営の比重が相対的に小さく、わが国のような「二重構造」がみられないのは、(1)農民層の分解および産業革命が徹底的におこなわれたこと、(2)社会政策立法がすでに二〇世紀初頭より制定されていたこと、(3)テイク・オーバー

によって資本集中が強力に推進されたことである。

(六) 西ドイツは、イギリスとならんで高度に発達した資本主義国であるにもかかわらず、イギリスのように零細経営の衰退が急速ではなく、わが国と同様に、むしろわが国以上に多数の零細経営が存在し、絶対的にも相対的にも零細経営の比重がいまなお高いのもっぱら手工業の広汎な存在によるものであるが、西ドイツ経済の工業化過程のなかで手工業がなお発展の可能性をもちえたのは、(1)不徹底な農民層の分解、(2)手工業組合の強さおよびその保護政策にある。

(七) 日本においては、工業化が寄生地主・零細農耕と中小零細企業を構造的に残存させ、大企業がそれらの低賃金を利用するという、いわゆる「二重構造」として問題になってきた。そして、家内労働や零細経営を広汎に利用できるような日本の労働構造が、臨時工の採用、下請系列の利用による日本的な資本集中のメカニズムを可能としているのであり、ここにいわゆる日本的な中小企業の「過少過多」が生じている。

(八) このようにみえてくると、日本中小企業問題を規制しているのは日本資本主義の特殊性にはかならない。ただ、日本中小企業問題の性格については、日本資本主義の特殊性を一面的に強調する結果として資本法則を軽視する見解があるが、これは誤りである。また、これとは反対に、日本資本主義の特殊性を資本法則一般のなかに解消して内外の中小企業問題の共通性のみを一面的に強調する見解があるが、これも誤りである。あくまでも、構造上の日本の特質は、本質的には独占機構の日本の特徴を表現したものであるとして把握さ

て、西欧諸国にも中小企業専門金融機関は存在するが、のれんのない中小企業は資金借入が困難で資金繰りは苦しい。税金については、西欧ではわが国とちがって間接税中心の租税体系であり、とくに西ドイツにおいては売上税にたいする中小企業者の強い不満が表面にでていいるが、所得税や法人税などにたいしても、減税と税負担の公平を強く要望している。そして、中小企業の機械設備などの租税特別措置はあるが、税負担は内部留保充実の障害になっている。要するに、以上のような中小企業の資金難と重い税負担とは、わが国と同様に、構造変化に対応しようとする西欧中小企業の設備近代化への努力を阻害している。

(四) 労働問題についても同様である。労働市場についていえば、西欧でも深刻な労働力不足である。ただ、わが国では、終身雇用、年功序列、企業別組合であるから、雇用は若年労働者に集中し、若年労働者の深刻な労働力不足となつてあらわれているが、技能型雇用関係の西欧においては、中高年層の熟練労働者が不足し、逆に若年層は失業している。ときに労働条件では、賃上げから時短の傾向へ、そして各国とも週休二日制週四〇時間労働を目標に、漸次、それに近づいている。労働賃金については、規模別平均賃金に案外大きな格差がみられる。西欧では、労使間の団体交渉による最低賃金制が確立していて、わが国にくらべて賃金水準も高く、労働組合もわが国のような企業別組合ではなく職能別組合ではあるが、西欧でも中小企業の労働組合は弱く、それが賃金格差の原因になっている。

(五) 西欧とわが国の中小企業とを比較して相異しているのは、

れなければならぬ。

### 三 問題比較

(一) わが国と西欧諸国とのあいだには、資本主義発展の歴史的相異があり、それが規模別構成の相異としてあらわれているのであるが、各国をつうじて、中小企業問題が資本主義の独占段階での産物であることにかわりはなく、したがって、西ドイツを中心とした西ヨーロッパはもちろんのこと、イギリスやアメリカにおいても、つぎのべるように、基本的には共通の中小企業問題が生じている。

(二) 西欧においても、経済構造の変化のなかで、中小企業の階層分解が生じている。手工業や小工業や小売商業は、大資本の進出や商業機構の大規模化によって急速に減少しているし、いわゆる中堅企業までが共同市場の進展で国際競争を激しくされ経営を苦しめられている。共同市場においては、巨大企業はアメリカ資本進出の脅威をうけながらも、集中合併を促進し、資本輸出と国際分業体制の確立によって、ますますその独占的地位を強化しているが、これにたいして中小企業は、国際競争を激しくされ淘汰される傾向にある。

(三) 西欧でも中小企業の金融や税金の問題は大きい。たとえば、イギリスのような国でも、マクミラン・ギャップやラドクリフ・ギャップという、中小企業の資金難は深刻である。一般に西欧の中小企業においては、これまで規模拡大はもっぱら自己資本に依存しておこなわれてきたが、イギリスなどのように、中小企業は戦後のインフレで自己資本をくいづぶし、銀行依存が深まっている。そし

下請企業の性格である。ただ、下請制の本質は、わが国と同様に、たんなる社会的分業ではなく、不等価交換にもとづく社会的分業であることにはかわりはない。下請単価の決定は見積り合せであり、不況で生産を縮小するときには単価はつねに引けられている。しかし、下請企業の性格は、西欧では一社専属は少く、大部分は複数親企業をもつ下請が多い。したがって、西欧ではたんなる外注が多く、親企業との関係も相対的には独立であり、わが国のような主従関係や系列関係は少い。また、親企業による下請利用は、もともとコスト切下げがその本質であるが、西欧ではコスト切下げより景気変動の安全弁として利用される側面が強い。下請条件では、検査は厳重であるが現金支払いが建前で、わが国のような手形支払いは少い。また、西欧ではわが国のような高道徳を無視した不当な下請圧迫はみられない。

(六) 要するに、西欧の中小企業問題は、規模の利益や生産性格差だけが問題なのではない。重要なのは、資本主義発展の歴史的相違にもかかわらず、中小企業問題が独占段階における資本の運動法則のもとに生じているということなのである。

### 四 政策比較

(一) 西欧における中小企業政策の理論的基調は福祉国家論である。そして福祉国家政策を基調とした中小企業政策の共通した理念は、(1)独占による不正競争の排除と、(2)中小企業とくに零細経営にたいする保護助成策である。保護助成の具体的施策は、職業訓練金融措置、減税措置の三つに大別される。このうち職業訓練は別と

して、金融・税金措置はかならずしも十分ではない。だが、(3)それらの施策がおこなわれる経済的素地が、労使間による最低賃金制の確立と高度に充実した社会保障とによってすでにできあがっているところに日本との大きな相異がある。

(二) わが国では、本来の環境整備はむしろ放置されていて、金融や税金に当面の施策が集中されている。しかし、金融や税金の諸措置はもちろん必要ではあるが、生活を保障する本来の最低賃金制と高度な社会保障が存在してはじめてそれらの諸措置も有効なのであるから、中小企業政策の基本方向はこうした環境整備にこそむけられるべきであると考ええる。

#### 質問 一

(1) 規模別事業所数、従業者数の国際比較につき、各国関係統計の典拠、従業者概念、規模別分類における差異をしめしていただきたい(東京経済大学・中村金治)。

(2) 零細企業数および零細企業労働者数の異時比較、国際比較には統計上は多くの困難があるはずであるが、いかなる処理をなされたのか(慶応義塾大学・北原勇)。

答 西欧主要諸国における中小企業の定義、統計書、統計作成上の前提については、中小企業金融公庫「調査時報」第六巻第五号に掲載されている拙稿「ヨーロッパ主要諸国の中小企業概念とその構造上の地位」を参照されたい。なお、拙著『中小企業の国際比較』(東洋経済新報社、昭和四二年三月刊)の第一部中小企業の構造比較においても各国別に説明してある。ただ、零細経営の各国比較については、ご指摘のように、統計上に困難があつて、正確な比較は

できない。しかし、従来は、むしろ統計上の困難を理由にして、工業統計を取上げようとしなかったところに問題があるのであり、前掲拙著でも指摘したが、そのために西ドイツにおいても零細経営の過多性が軽視されてきたのだと考ええる。

#### 質問 二

(1) 日本の零細規模(一〇〇人)は、統計指標として一九五八年の七三・二から六二年の六九・四に減少しているが、六三年はこの階層は増えている。ご見解はいか(東京経済大学・中村金治)。

(2) 日本の零細企業は減少するだろうという論拠に先進国イギリスのたどったコースをあげているが、西ドイツでは大企業が零細企業を利用したため存続したということと矛盾しないか(近畿大学・後藤文利)。

答 わが国においても、一方では巨大企業の資本の集積と集中が強力に促進されとともに、他方での小零細企業の淘汰が進行していることは明かである。ただ、零細経営層をとってみると、報告でものべたが、西欧においては、イギリスばかりでなく各国をつうじて、絶対数も構成比ともに減少傾向にあるのにたいして、わが国では比重は低下しているものの絶対数においてはむしろ停滞している。これは、臨時工の採用や下請系列の利用という日本的な資本集中のメカニズムによるもので、それを可能にしているのは現在なお存在する日本の低賃金構造である。なお、西ドイツにおける手工業を中心とする零細経営層は、絶対数・比重ともにわが国よりも高い数値をしめしているが、これを時系列でみると、その減少はわが国と

ちがついていじめるしい。

#### 質問 三 (京都大学 大野英 二)

中部ヨーロッパ、とくに西ドイツにおける零細企業の広汎な

存続の根拠について、

(1) 「小農制の構造的な存続」というような現象をどのような把握するか、

(2) さらに、ビスマルク・レジームの旧中間層保護政策がナチス・レジームにおいて継承されたと指摘される根拠についてご教示いただきたい。

答 (1) 報告のなかでは、「小農制の構造的な存続」を農民層分解の不徹底さと農工の絡みあいとして把握したのであるが、これをドイツ資本主義における後進性とみるかどうかは、むしろ経済史家の研究にまらしたい。ただ、現在の西ドイツ手工業は、もはや古典的なツントの手工業の歴史的残存物ではなく、高度に工業化されたドイツ資本主義のなかで、一定の「合理性」をもつた中小企業として存在している。

(2) ビスマルクの旧中間層保護政策がナチスに継承されたと指摘する根拠は、「手工業条例」に集中的に表現される手工業組織の統制経済的な性格である。一九三三年二月にナチ政府が政治の支配権を握るようになると、手工業における州政府の権限を中央集権的に統制し、手工業を軍事的再編するための手段として利用できるようにした。

日本における経済政策論の動向

——最近の著書をめぐって——

加藤 寛

(慶応義塾大学)

日本経済政策学会の歴史は、日本における経済政策論の発展をそのまま物語っていることはいまでもないが、その歴史を現在ふり返ってみると、きわめて興味ある事実がうかがわてくる。それは昭和三十七年という転換点である。

たとえば、当学会が毎年とりあげる共通論題のテーマをみてみよう。それまで共通論題のテーマは、主として「経済政策論」の方法論あるいは類型論が中心であった。もちろん「戦後十年日本経済政策の変遷」とか「経済自立の課題」のような時宜的なものであったが、全体としてみれば、各国政策の類型・経済政策論の対象・構造分析・主体論など政策論の根本問題を中心としていたといっても言いすぎではないと思う。これが、三十七年になると「ビッグ・ビジネス」とか「地域開発」とか「両体制論」とか、「転換期論」とか現実の経済問題に何らかの政策提言をしようというアプローチがうかがわれるようになった。

この変化は、経済政策論の主題を、今までのような、方法・主体

論・体制論から、さらにその範囲を拡大していく傾向にもあらわれている。方法・主体論は、現実の政策決定プロセスをとりあげる問題に進んでいるし、中小企業論は産業組織論という問題を提起しているし、計画論はバランスあるいはアンバランスな成長の問題から地域開発・都市問題へと範囲を拡げている。

この転換点の理由をもし経済の現実に探るなら、おそらく、三十二年以降の所得倍増計画が、経済政策の典型として論議の対象にとりあげられるとともに、理論から政策への関心がとみに高まり、また倍増計画にもとづく高度成長政策が、日本経済に急激な変化をよび起し、明らかに資本・労働力を中心とした産業構造に変化が認められてきたことであろう。宍戸寿雄氏による「転換期論」が登場したのは、まさに三十七年であった。またマルクス系学者も、今井則義氏らの「新しい国独資論」や「構革派」が登場して、日本資本主義が新しい時点にきたことを示したのも、この頃であった。

こうした転換期は、経済政策論のアプローチに多少なりとも影響したことを否定できない。

従来の経済政策論は多くの場合、次のような問題を扱かうのが普

通であった。

第一は、方法論であり、ここでは政策と理論との違い、政策目的設定の問題とそれにもなる価値判断導入の是非をめぐる問題、政策主体の問題である。第二は、政策技術論であり、設定あるいは与えられる目的達成のための政策手段の適合性が問題とされる。具体的には、成長のための政策、安定のための政策、平等化のための政策などが検討される。第三は、体制論であり、資本主義体制、社会主義体制などが比較される。以上のうち、第一と第三が政策論のもっとも重要なテーマであり、第二の問題は部分的に扱かわれることが多いようである。

一般に経済政策論は、理論が因果関係や法則を研究する学問であるのに対して、目的・手段の関係を研究する学問であると考えられるから、第一の目的設定をどう理解するかによって、その立場が大きくちがってくる。便宜的に分類すれば、

- (一) 社会哲学派——目的設定の原理を社会哲学に求める(賀賀健三氏ら)
- (二) 目的仮説派——経済に内在する目的を仮説として設定する(長守善氏ら)
- (三) 目的所与派——目的論を除外して所与目的の連関効果分析をする(山田雄三氏ら)

という三つのグループが、何らかの意味で目的設定を考える立場であり、これらはいずれも、M・ウェーバーによって批判されたG・シュモラーの安易な目的理想論を克服することを試みた方向である。これに対してマルクス系の学者は、政策目的を立ててその効果や

影響を判断するという方法を排し、経済発展の必然性・動向から必然的に生じる目的・政策の階級性を分析することを主張する。この立場の典型は、宇野弘藏氏によって代表され、原理論と段階論とを峻別し、「経済政策論は、……資本主義の発展過程において必然的に採られる経済政策の歴史的な一般的规定を与えるものにはすぎない」(宇野弘藏「経済政策論」昭二十九年弘文堂三〇頁)。しかし豊崎稔氏はこのような方法には批判的で、経済政策を「原理論」の枠内で理論的に分析しようとする試みながら、結局、宇野氏と類似した分析に止まっている(「経済政策論」三笠書房)。

以上の立場とは別個に、経済政策は実証的分析から出発すべきであるとして、主として構造分析・中小企業分析をする大きなグループがあり、山中篤太郎・伊東岱吉・松尾弘・藤田敬三・加藤誠一・滝沢菊太郎・新野幸次郎らの諸氏によって代表される。また理論と政策を総合する総合弁証法という独自の考えに立って経済の本質動向の中に政策目的を見出そうとする赤松要氏、理論・歴史・政策の統一的認識を段階的规定によって意図する板垣与一氏、さらに酒井正三郎・宮田喜代蔵・野尻武敏氏らの業績は伝統的政策論の確立を示すものであった。

二

伝統的経済政策論に新しい刺激を与えたものは、何といっても、計量経済学的手法の導入さらには近代経済学の理論的発展による理論畑の学者の政策論への進出である。この動きはすでに、山田雄三氏を中心とした稲毛満春・伊東正則・今井賢一氏ら政策技術論の

問題領域にあらわれていた。たとえば山田・久武編「経済分析シンポジウム(全八巻)」昭和三十三年日本評論社、山田雄三・山田勇編「経済計画」日本経済の分析(第十二巻)昭和三十五年春秋社などは、政策論者と理論畑との共同著作であった。しかし理論家の政策論畑への進出をより決定的に示したのは、篠原三代平・内田忠夫編「日本経済政策の解明(上・下)」昭和三十年東洋経済新報社であったといえよう。この著作は、伝統的政策論の扱った問題意識を全く意識しない、いわゆる近代経済学の若手グループによって、産業構造・景気循環・中小企業・独占・農業問題などが、縦横無尽に討論されたシンポジウムという点で、まことに画期的なものであった。

このことは序文の中で明確に指摘されている。「わが国の経済学はいろいろな意味において、アンバランス・グロースの状態にあるといえる。理論家に比べて実証家が意外に少ないということもその第一点としてあげられるかと思う。第二に、講座制に縛られすぎているために、たとえば、経済政策論の担当者が十分な経済理論的背景なしに講義するといったこと……」「第三点は……日本では経済政策への提言が非常に少ない。それ故、この本の期待は次の二点にあった。「第一には、経済学者が理論を背景にして政策問題に対して到達した見解そのものに対して、世人がながしかの注目を払って」欲しいこと。第二の期待は「一般の経済学者、とくに若い学者が」現実問題・政策問題に対する関心を一段と深めることである。このシンポジウムを企画したのは、荒憲治郎・市村真一・内田忠夫・小宮隆太郎・篠原三代平・福岡正夫の六氏であったが、この

一般に、純粹理論に没入している人々は、この問題を回避するのが常であるが、熊谷教授は、このことを明確に意識して次のように述べている。「政策理論の展開のためには、一方において資本主義経済の自律的 Working についての基本的な実証分析を欠くことはできず、また他方においては、社会哲学ないし経済哲学の領域に属する省察にもある程度まで立ちいることを回避するわけにはいかない」(序文)。

これは、政策技術論に終始することを欲しない以上、当然の方向というべきであろう。この点、館・小宮教授も、政策目的については、ポールディングにならって、進歩・安定・正義・自由を注釈づきで設定しているが、これは「もし十分な知識と情報とが与えられるとすれば、社会の比較的多数の人々が受け容れるであろうと思われる価値判断」にしたがうように努めた(序文)という主旨によるものである。しかし、この点についての追求はなされてはいない。これは両教授の著書の中心が実証的研究に重点をおいているからでもある。だがそれにもかかわらず、われわれは、両教授のたとえば、独占禁止政策の部分を読めば、やはりそこでは、きわめてつましくではあるが、最適規模に至るまでは合併は認めらるべきだという論旨が展開されており、政策論が目的設定について追求すべき必要性があることを忘れるわけにはいかなのである。

ではこの点について、熊谷教授がどういう追求の仕方をしてい

かを要約すれば、次のようになる。  
「現代の政策理論においては、政策目標の設定に含まれるある一定の価値判断を表現するために、社会的厚生函数の概念がしばしば

理論家の政策畑への進出はまことにめざましく、また官庁エコノミストの支持を受けて大きな力となった。館・小宮・「経済政策の理論」昭和三十九年勁草書房、熊谷尚夫「経済政策原理」昭和三十九年岩波書店はその展開であり、稲葉秀三・大来佐武郎・向坂正男「講座日本経済(全五巻)」昭和四十年日本評論社は官庁エコノミストの近代経済学分析による総力の結集であり、ここに至って、このグループの花が開いたといえよう。

たしかにこのグループの活動は、伝統的な政策論グループに大きな刺激を与えたが、しかしまた伝統的政策論がそれによって崩れ去ったわけでもなかった。

経済政策論を体系的に叙述しようとするとき、まず第一に直面する古くして新しい問題は、経済政策論を科学として客観的に論述できるかということである。もちろん、経済政策論は、経済理論を分析の用具とする以上、明らかに客観的に論述できる部分はある。たとえば、「ある目的」に対して、「一つの手段」をとったとき、それがもたらす効果や犠牲については、因果関係の分析である。

しかしこの最も客観的であり得ると思われる問題でさえ、社会的問題として考えるときには、「ある目的」は決して世の中の問題とは無関係・無制約ではあり得ない。原理的には価値判断は主観的・個人的なものではあるが、政策論がある問題の是正を考えようとするとき、それはおのずから、一定の社会的評価スケールの問題に入

ることを意味するのである。ここに、経済政策論は目的をいかに科学の中にとり入れ得るかということになる。

用いられる」(二六頁)。そして「社会的厚生函数が事実上社会の多数の人々によって支持される価値判断を表現しているときにはじめて、われわれの政策論の意義と興味とが確保されるのである」(一九頁)。

では、「多数の人々によって支持され得る価値判断」はいかなる意味において可能であろうか。熊谷教授はこれを次のように説明していると理解できる。

すなわち、アロウによる社会的厚生不成立の論証は、個人的選択の方向が全く無規定であるときに十分な力をもって妥当するが、政策理論についてはそれほど重大ではない。(4)現実に民主政治があるということは、すでに、あるていどの基本的合意を市民の間に確保していることだし、(5)討論・妥協・世論の形成などいっさいの社会過程がかなりの一致をもたらずし、(6)理想状態を一律に求めるのではなく、部分的な修正の選択である限り、選択範囲は限定され、一致は不可能ではない。

そして民主政治の保証は、政権担当者の交替可能性が常に存し、政府が、大多数の利益のために行為することがある。そのためにはすぐれたリーダーと、政治上における対抗力が役割を果たしているければならないというわけである。

私はこの考え方には全面的に賛成である。だが教授のこの本のインパクトが大きいだけにあえていくつかの疑問を提出しておきたいと思う。それは第一に館・小宮両教授が指摘されている、政策論の第三の領域「経済政策の社会・政治学」つまり、利害関係グループの分析をしなければ「民主主義プロセス」の理論は完成しないので

ありより一層の分析が必要であろう。

また私は、分配の基準については、ライオン・シュタインとグラウプの論議を中心にして、リトル流の Piecemeal welfare economics を提案しているが、本来、民主主義プロセスの論旨は、この方向を辿るはずなのであって、熊谷教授が民主主義プロセスの立場をとりながら、生産政策と分配政策とを二分する New welfare economics の立場を展開されるのは、論理上一貫性が無いということになる。

およそ政策論が最も政策論たる問題は分配問題であるから、これについてある判断の方法を考えない限り、いわば、階層的アプローチとして除外しておいたのでは政策論たり得ないのである。この判断の方法は、いうまでもなく民主主義プロセスにあるわけであるが、このことが十分な関連性をもって説明されているとは言い難い。さらに個人の所得分配とならんで、近時、マクロの所得分配率が政策論の中にとり入れられているが、これについても、単にクレイヴイスの表を引用したのみでは不十分であろう（このことは、『三田学会雑誌』昭和三十八年一月号、加藤・丸尾稿で詳細にふれているので参照されたい）。

さて、まだその他部分的には述べたいこともあるが、最も大きな疑問を提出しておきたい。それは、熊谷教授のこの著書が、「混合経済の理論」という副題を付して、成長・安定・分配の考察をおこなっているが、その副題に応わしい論述が見られないということである。では教授はどう考えておられるのだろうか。

「経済全体の運営において国家の経済政策の果しつづめる役割が増大したことは、最近のいぢるしい現象である。現代の資本主義

諸国の経済は純然たる民間企業経済というよりも、むしろ（混合体制）(Mixed Private and Public System) とよばれるのにふさわしい変貌を示しているといえよう」（一二頁）。

この定義の中には、二つの意味が混在しているようである。一つは、政府が、資本主義パーフォーマンスの不充分・欠陥を是正するという意味での混合経済であり、他は、private と public との混在としての混合経済である。両者は一見同じようではあるが、前者に比して後者の public という概念の中には、政府行為のみならず、民間企業のパーフォーマンスと同じ意味での公的部門 (Public Sector) のパーフォーマンスも入るのが一般には穏当な解釈である。

しかし、教授の場合、著書全体を通じて明らかかなことは、前者の意味での混合経済が中心であり、非市場的依存関係（外部経済・不経済）、公共財のことは述べられているが、混合経済の最も重要な要素とみられる、公的企業又は公的部門の役割については、何の論究もなされていない。とくに、産業組織論とみられる、「独占の統制と（効果的競争）」の項目においてすら、館・小宮阿教授の著書と同じように、規模の経済性の立場から、寡占的競争という政策を提示しているにすぎない。しかし、民主主義のプロセスの立場をとる場合、有効競争は、一産業でのシェアーなどから考えるべきではなくて、政策目的への有効性から判定されねば論理が一貫しないのである（この点については、Ferguson: Macro-economic Theory of Workable Competition, 1964. が示唆的である）。

そして欧州諸国は、いずれもこのような政策意識から、経済組織の編成を試みているのである。たとえば、イタリーの国家持株会社

はその代表的な事例であるが、その他西独の社会的市場経済ですらかなりな国有企業を一つの基盤にして競争的秩序の確立を目ざした理念である（教授も、「社会的市場経済」のことを述べられているのに、遂にこの面からの指摘がなされていないのである）、フランスの国有企業もいろいろの成立条件はあったが、やはり、協調方式の一環であるし、イギリスの公社制度、北欧の協同組合など、いずれも、経済制度における公的部門の役割を示すものである。とくに、北欧の協同組合制度が独占対抗力として果たした機能を想起するならば、「独占の統制」については無視することのできない存在である。

このようにみえてくると、実は、混合経済とは、まさに、前述した第二の意味においてとらえられねば現実的でないし、また混合経済とはかかるものであると、一般には理解されているのである。この点、教授の「混合経済の理論」という副題は、いささか狭義にすぎようである。

### 三

こうして伝統的政策論者たちは理論畑からの衝撃を機に、その精神を撰取しながら、その体系を作り直す仕事を始めたのであった。

第一のグループは、厚生経済学の流れに立つもので熊谷氏の大きな影響のもとに田村泰夫氏を中心とした黒岩洋昌・樺本功氏ら諸氏の厚生基準論による目的論の研究。これと同じ方向をとりながら、静態的な厚生基準論にあきたらず、何とか動態的・社会的基準を考えようとする長守善「経済政策」昭和三十九年東洋経済新報社、五

井一雄・柏崎利之輔他「厚生経済学と経済政策」昭和三十九年泉文堂のグループがある。さらに同じ厚生経済学の流れに立ちながら、厚生という目的が成立し実践されるプロセスを明らかにしてその機構・仕組み（福祉国家）を考えようとする、加藤寛・原豊・丸尾直美「現代経済政策の理論」昭和三十七年東洋経済新報社、丸尾直美「福祉国家の経済政策」昭和四十年中央経済社。

第二のグループはマルクス経済学の伝統に立ちながら、政策論・実践論を展開することによって、近代経済学の政策畑への進出に對抗する。その一つは、野田稔・本吉敬治氏らを中心とする人々であり、他は、今井則義・尾上久雄・力石定一・中村秀一郎・清水嘉治・竹中一雄ら諸氏である。

野田・本吉氏らの考え方によれば、「無政府的経済競争を克服して、より多くの利潤を獲得するために、平均利潤率の低下をとらざる資本の拡大再生産の運動は、なかんづく(a)生産の無制限的拡張、資本の集積・集中と産業予備軍、低賃金、労働強化、労働者の窮乏化、生産部門の不均等発展、間接的搾取条件と実現条件との矛盾、過剰資本、恐慌を不可避にすると同時に、(b)この資本の運動過程において組織され、訓練された労働者階級の資本制搾取関係に敵対する運動・斗争は必然的になる。産業資本主義から独占資本主義、帝国主義への発展過程において、これら資本制諸矛盾はより激化し、深刻化する。……これは資本制生産関係が生産力の発展形態から極形態に転化したことを示している。……したがって国民生活に直接結する生産力を発展させるためには、少なくとも『生産の社会的性格』に対応する『所有の社会的性格』、それを基礎とする『新たな



生産関係」の実現が必然的に要求されることになる。「この政策目的は個人的・主観的価値判断ではなく、資本の運動法則さらに現段階における法則の発展的具体化と現実的諸条件の絡み合いから必然化したものであり、その意味で歴史的客観性をもっている」(野田・中村編「経済政策入門」昭和四十年有斐閣六六〇六八頁)。かくて、経済政策の実践性は、第一に資本主義経済政策の本質解明と同時に、第二に、労働階級の立場からあるべき政策の体系化である。

ここで二つの疑問が提出されよう。その第一は、「現代」資本主義においてもそれは極端であるのかということ。第二は、新たな生産関係は「所有の社会化」しかあり得ないのか、そうだととしてもその範囲はどうあるべきなのかということである。

第一点については、今井氏らグループが提起する問題でもある。従来のマルクス学者たちが、国独資について国家従属説をとるのに対し、生産力の発展、それに対応する生産関係の社会化が経済的國家という機能によって実現されているので、国独資のもとでも部分的・漸次的に改革を続けられれば、社会主義への平和的移行は可能であるとす。この考え方は、尾上久雄「現代経済政策の理論の現実」昭和三十七年有斐閣の中でイタリヤ経済政策の詳細な紹介を通じて示され、力石定一「経済の計画化」昭和四十年河出書房、今井則義・長洲一二・清水嘉治編「日本経済政策の展開」昭和四十年中央経済社と展開している。

だが野田氏らの批判をまつまでもなく、マルクス主義からすれば、この経済的國家観はきわめて危険である。それはいわば両刃の剣であり、第一のグループの福祉國家論からみれば、経済的國家である

一つの大きなテーマとして登場してきたのが、産業組織論の方向である。

もともと産業組織論は、構造分析・中小企業論のとり扱かう範囲であったが、小宮氏を中心とする近代経済理論グループが、ベインらの産業組織論を導入するに及んで、伝統的な独占理論と結びついて展開されるようになった。福田省三「新工業経済論」昭和三十九年中央経済社、松尾弘「工業経済の理論と政策」昭和四十一年評論社、越後和典「工業経済」昭和四十年ミネルヴァ書房、宮沢健一編「産業構造分析入門」昭和四十一年有斐閣、気賀・小松・加藤「経済政策論」昭和四十年世界書院、その他北原勇・小西唯雄・赤沢昭三・一杉哲也ら諸氏の論稿があげられる。

産業組織論の中心は第一にパフォーマンス(成果)の判定であり、次にこの成果を生ずる市場構造・市場行為が論ぜられる。しかし経済政策の一貫として産業組織論が考えられるときには、その成果の基準は静態的な厚生基準であることはできない。当然、基準はマクロが動態的な厚生基準でなければならぬであろう。こうして産業組織論は、第一の方法論と結びついてはじめて政策論となり得るのである。しかしこの問題の解答はさらに各グループからの共同研究なくしては不可能であろう。それは、マルクス学派であれ非マルクス学派であれ、産業経済・産業構造の地道な実証的分析によって培われた現状認識の上に立って結びつけられていく政策方法論によって生みだされてくることにならう。

こういった意味で、いわゆる近経とマル経の若手グループによる共同著作は、解答を示し得ないにしても、次の研究への準備と整理

からこそ、福祉政策を実現することが革命なくしても可能だということにもなる。そこで野田氏は、構造改革論は全面的変革斗争の一部にすぎないこと、そして、それは、帝国主義の本質を陰べいするものであってはならないと批判する。それ故また、構革論者も自らの純粋性を明示するために福祉國家論者を批判する点では、野田氏らと同様である。清水嘉治氏「経済政策論の前進のために」(「経済セミナー」昭和四十一年九月号)は、福祉國家の超階級的性格の無内容を指摘し、それが資本主義枠内での改良にすぎないと批判する。これはまた野田氏によってより詳細に展開されている批判でもある。(野田・加藤編「経済政策の型と解明」昭三十九年一六〇頁)

しかし福祉國家論者がマルクス学派と対立する第一の点は、「所有の社会化」が決して生産力の発展を意味するものでないこと。第二点は、市場経済と資本主義とは不可分ではないこと。第三点は、現代の資本主義國家はすでに構革派が指摘するように、民主的勢力の浸透によって中立化される方向にあることを認める点である。要は、本質の問題ではなくて、機能として国民生活の向上に役立たせるメカニズム・組織を考えることにある。

したがって第二の疑問点にも福祉國家論は市場組織の再編成、必要なら公的部門の増大ということも機能の有効性を考慮して答えることになる。マルクス学派はこの点についてソ連・中共の政策の効果を検討することによって答えることが必要であろう。

このように両者にとって具体的政策プランが要求されるとともに、

をしたという大きな意義をもっている。山中篤太郎・豊崎稔監修「経済政策講座(全四巻)」昭和三十九年有斐閣はその最たるものであるが、その他、「講座 現代の経済政策(全四巻)」昭和三十九年中央経済社、鈴木徹三・清水嘉治・鎌田武治「経済政策演習」昭和四十年新評論などがあり、いずれも経済政策論前進のための躍動を秘めているといえよう。

本稿は、「経済政策論」体系化に直接関連する著書を中心としたものであること、したがって各分野の重要な著書についてはふれていないことをお断わりし、それについては他日を期したい。

書評

スウェーデン労働組合総同盟

『経済発展と構造変化』

—労働組合宣言—

丸尾直美  
(中央大学)

Landsorganisationen Sverige (The Swedish Confederation of Trade Unions) : Economic Expansion and Structural change—A Trade Union Manifesto, edited and translated by T. L. Johnston, London, 1963.

スウェーデンはいわゆる福祉国家の代表国とみなされておられ、経済構造にも経済政策にも参考となるところが多いが、その内容は案外知られていない。

ここに紹介する「経済発展と構造変化——労働組合宣言——」は、スウェーデンの労働組合総連合(通称LO)の研究報告の一つであるが、スウェーデン経済の問題点がどこにあるかとか、一層の改革のための経済政策として何が提案されているかをよく示している。スウェーデンは伝統的に労働組合と、労働組合の支持する民主的社会主義政党の強力な国であり、賃金労働者の九十パーセント、俸給労働者の七十パーセントが組織されているが、前者の大部分が本書の著者であるスウェーデン労働組合総同盟(LO)に加盟している。しかもLOの支持する社会民主労働党は一九三二年以来ずっと政権

かし、同時に、それと並んで「大企業、大会社の保護のもとに多数の小規模企業群 (a rich flora of small-scale enterprises) も同時に繁栄できた。」(p.20) こうした工業化段階には対抗力が弱かったので、少数者への財産と権力の集中が生じた。

しかし、一九三〇年代に入ると、政府の介入が増大し、政府の政策、組織されたグループの力などによって経済の構造変化が生じた。ことに一九三〇年代から始められた完全雇用政策と社会保障などの福祉政策によって各種の分配上の不平等が是正されるようになった。「より公平な分配によってすべての者に分けられるようなかたちでの生活水準の上昇は、一九三〇年代に開始され、後に発展された完全雇用と福祉政策によってはじめてもたらされたのであった。」(p.21) 第二次大戦後はこうした傾向が一層進められ、労組もますます強力になり、経済成長も急速化したので、大きな希望をもって将来の計画を立てることが可能になった。

一九三〇年代以降は、公的部門の急速な成長と民間部門における統合という二つの大きな構造変化も生じた。その他いろいろ構造変化が生じたが、構造変化は自動的に生じたのではなく、政府介入と組織されたグループの規制によって生じたものである。構造変化がこのように自動的なものでないとすると、計画的に政策的に行なっていくなくてはならないが、構造変化を促す基本要因としては、①技術発展、②国際貿易自由化、③後進国援助、④需要の変化が大切である。

いずれにせよ「経済と社会は避けがたい自然法則によって発展するのでなく、それは人間行動の結果であり、個人の野望と価値判断

についている。それゆえ、本書は、単なる労働組合団体の政策要求ではない。ここに示されている提案は、近い将来、現実に実行に移される可能性の大きいものであり、現にそのいくつかは本書公刊後、着々実行に移されつつある。LOは既に「労働組合運動と産業」(一九四一年)、「労働組合と完全雇用」(一九五一年)、「労働組合と産業民主主義」(一九六一年)という報告を発表しているが、これらの報告はいずれもスウェーデン経済の改革を促進する大きな力となってきた。本書はこれら一連の報告の一つとして経済発展のための経済構造政策の在り方を論じたものである。

本書は大きく三つの部分に分れている。第一部は全般的フレームワークと題されていて、構造政策の必要性、政策目的、経済政策の課題について述べられている。第二部では各種の経済政策の分析と提言がなされており、第三部では国家機構と産業組織の改革の方向が論ぜられている。

第一部 全般的フレームワーク

第一部の冒頭ではスウェーデン産業がどのように発達してきたかを述べている。スウェーデンは一八七〇年頃に工業化の準備段階を終り、テイク・オフを始めたが、その後急速に成長し工業化して、一八七〇年に七〇パーセントだった第一次産業労働人口は、一九五〇年代後半には一五パーセントにまでなり、都市人口が地方人口を上回るにいたった。こうして工業化が進展したがスウェーデンは産業規模が小さい上、地理的条件のためもあって工業化の先駆となった産業でははじめから多かれ少なかれ独占的な特徴がみられた。し

によって条件づけられるものである。それゆえ多くの人々によって一般的に受け入れられている価値ないし目標を明らかにする必要がある。

本書では労働運動によって一般に受け入れられている価値ないし目標として自由、保障、民主主義、より一層の平等、消費の自由選択、社会的バランス、国際的連帯という七つを挙げている。これらの目標は物的基礎の発展があつてはじめて可能であり、そのためには伝統的経済成長と生産性の持続的上昇が必要であるが、単に成長するということだけでなく正確にいうと次のようになる。第一に完全雇用の維持が必要であり、第二に生産が私企業の利潤基準によってだけでなく、支配的な政治的社会的価値の観点から好ましい部門への資源の配分がなされることが必要である。第三に、生産手段の利用の増大によって生ずる結果の分配に十分の考慮を払う必要があり、第四に、生産構造が、心理的社会的等の価値に適合される必要がある。これら諸目標ないし諸価値間には矛盾もあるが、むしろ一つの目標をよりよく達成すると他の目標をよりよく達成できる場合も多い。

こうした目標をよりよく達成するためには、経済の構造を絶えず変化させていかねばならないので、構造変化への適応を助成することが大切な政策課題の一つとなる。その一つは生産要素の移動である。労働力の地域間および職種間の移動助成、企業の産業間移動の助成と、障害を除き移動を助成することなどがそれである。

構造変化を促す政策手段は三つに分けて考えることができる。第一は、競争の利点を生かすことであるが、十分な競争は仲々現実には行なわれない。それゆえ、政府が有効な競争を行なわせるために

介入する必要がある。「この種の競争は、政府がそれを政府の経済政策の主要面の一つとして受け入れてこれを機能させる目的で体系的に諸措置を講ずれば実現されるであろう。」(p. 48) もっとも競争は、外国からの競争、協同組合等の私的利潤動機によって支配されない企業、新しい企業と新しい生産形態によってもたらされる。

競争は非人格的力であるという点で大きな長所があるが、「……競争の大きな弱点はそれを作り出すことが困難である」ところになる。それゆえ、第二に、政府による計画と統制が必要であり、公的部門では計画が民間部門では統制と整合が必要であり、競争を残しながら行なわれる必要がある。経済的構造的発展を進めるための第三のグループの手段は、「対抗力 (countervailing power) のセンターを作ることである。」(p. 52) スウェーデンでは、労働市場以外にも、農業部門、住宅部門にも対抗力がみられるし、金融部門では政府が、国立中央銀行 (Riksbank) およびスウェーデン信用銀行が民間の信用機関にたいしてある種の対抗力となるように試みているし、国民老年金基金も対抗力センターとして支配力を持つようになると思われる。

## 第二部 政策大綱

構造政策はこれを四つに分けて考察している。第一は信用政策であるが、原則的にいえば、信用政策は、住宅部門などを例外として、需要のある急速に発展する部門への投資を助成するようにするのがおそらく賢明であろう。この面でも政府の介入が必要になるが、政

府は、長期的補助金を行なうべきでない。政府は、特設の産業再建機関、労働市場局、政府企業——ことに政府持株会社——、労使合同合理化基金によって介入すべきである。構造政策としての投資と信用政策を行なうためには、国立中央銀行、金融機関、国民年金基金等の間の協力が必要であるが、整合を可能にするために、産業・雇用省を設置すべきであり、そこに政府、金融信用機関、国立中央銀行、国民年金基金、産業および労働市場組織の代表を含む投資委員会を設けるべきである。(その後、実際にこうしたことは、国内省の下で行なわれるようになった。)

第二は租税政策であるが、この点では、社会保障負担の場合のように、個人負担の税から法人負担にしていくことを提案していることと、現存の純利潤税に代えて会社の粗収入に課する方法にし、それに応じて現存の民間投資平衡化基金制度にも変更が必要であるといっている点が注目される。

第三は、国際貿易政策であるが、LOは、国際分業の利益、独占の阻止などの理由から、貿易の自由化と関税引下げを強く要請している。スウェーデンの労働組合が自由化と関税引下げにこのように積極的になりうる理由はいくつかあるが、「雇用状態、経済政策および労働市場政策の基本的違い」によることは明らかである。(p. 106)

LOが挙げている第四の構造政策は独占阻止であるが、そのための手段として制限慣行は正政策、価格規制、消費者指導の三つを挙げている。スウェーデンでは制限慣行を自己を違法とする立場をとらず、高度の「有効」競争を維持することを主たる目的としてい

るが (p. 109)、制限慣行を規制する効果が弱いので、弊害の有無の立証を政府当局がでなく企業がするように変更すること、法に強制力を持たせることをLOは提言している。また、コストに比して高い価格だけでなく、コスト自体が高い場合にも介入が必要であるということ、消費者に価格、コスト等の情報を与える必要があることを強調している。

第五にLOが大いに重視する労働市場政策とこれと密接な関係にある産業配置政策がある。労働市場局のもとで行なわれているスウェーデンの労働市場政策はスウェーデンがその完備せる社会保障と並んで——あるいはそれ以上に——誇る政策であるが、この政策の推進にLOは大きな力になってきた。殊に、緊急失業対策事業と失業給付によっていたかつての失業救済的労働市場政策から、労働市場需給の計画化、労働力稼働政策、雇用創出などによって失業を事前に防止する新しい労働市場政策への前進は、大部分、LOによって示唆されたといっても過言でない。(p. 119)

労働市場政策は、それぞれの労働者に適した職を提供することにあって、労働力を有効に利用するところにあるが、LOは、そのために必要とされる労働者の地域間および職種間の移動助成のためのきめ細かな政策を提言している。LOは既に一九五一年に「労働組合と完全雇用」の中で労働政策の在り方を提言したが、スウェーデンの労働市場政策はそうした方向に着々と進みつつある。労働力過剰地域の労働力を有効に利用するためには、労働者を移動させる方法と、企業のをそこに誘致する方法がある。LOは後者の産業配置政策の面でも、社会資本の供給、公企業の利用などによって政府

介入の必要があるというが、そうした枠組の中で企業は商業ベースで計算して産業配置を決めるようにするのが合理的であるという。ここにも市場メカニズムと政府介入を両立させようとする方針が貫かれている。

## 第三部 国家と組織

本書の第三部は経済政策主体としての国家と、労組、国民年金基金などの産業・経済組織の在り方についての分析と提言から成る。

LOは、政府介入の方向を二つに分けている。一つは経済政策を整合したり、私企業活動の境界やルールを設けるという役割であり、もう一つは公的諸機関および公企業による経済生活への直接参加であるが、LOは公企業が私企業と同様な事件で競争して競争を有効化する働きをすることを期待している。「たとえは、競争を強めコストを引下げる他のより一般的な方法が不十分とわかった場合には、価格を否応なしに引き下げ、合理化をもたらす目的で公有企業を始めることも適当」(p. 115) な場合があるだろうという。また、企業の整合のために公的持株会社を作ることや失業地域へ公企業を作れる可能性をも示唆している。LOが重視している公的部門の一つは国民年金基金である。一九七〇年頃には国民年金基金による貯蓄はスウェーデンの純貯蓄総額の三分の一ないし四分の一に達すると推定されるので、同基金は社会の資金調達と資本形成で大きな役割を果たすと期待される。国民年金基金は労使の代表によって運営されているが、これとは別に労使の団体交渉によってやはり両者が協同

で運営する産業部門合理化基金 (branch rationalization) を設けて、同基金を産業構造合理化促進に用いると同時に所有なしの社会的資本形成を増大させることを意図している。この種の公的部門が拡大していけば、「……私的部門は……経済進歩の基礎として段々と重要性が少なくなっていくに違いない。」(p.16) かくて「より多くの資本蓄積」が「資本所有者への財産の集中を絶えず増大させること」がないような形で「行なうことが可能になる。こうした方向への制度的政策を討論と同意によって進めていくことをL0は意図しているのである。

本書は経済発展のための構造政策についての報告であるから、産業民主主義、社会保障、景気政策等についてのL0の見解はわずしか伺えないが、本書の領域の問題だけについてもL0の提案は混合経済社会における経済政策として参考となるものが多い。混合経済といえば、政府介入と公的部門の増大のために、市場機構の機能がまひしてしまうものと考えられやすいが、スウェーデンの労働組合の目指す混合経済は、市場機能の長所を生かしつつその足らざるところを政府介入と公的部門で補完する形の混合経済であり、競争による能率への刺激が生かされる経済であることがわかる。また、混合経済化して私的部門が圧迫されると資本蓄積が阻害されるとの論もよくなされるが、国民年金などの社会的蓄積を高めていけば成長と分配の平等を両立させることができる。一九六〇―六五年における西欧先進国にアメリカ、カナダを加えた十三カ国の平均年成長率が四・三パーセントにたいしスウェーデンは五・一パーセントであり、スウェーデン型混合経済はイギリス型の混合経済に比べて経

済成長という点でもすぐれていることが実証されている。最近では、イギリスがいろいろな面でスウェーデンの経済政策を見習ってその長所を取り入れようとしているが、これから先進国型化して混合経済化が進んでいくと予想されるわが国にとってもスウェーデンの経済政策から学ぶべきところは少なくないであろう。

A・マルシャル  
『統合ヨーロッパ』  
J・F・ベッソン  
『産業グループとヨーロッパ』

島田悦子  
(東洋大学)

André Marchal: L' Europe solidaire, (Editions Cujas) 1964, pp. 361  
Jean-François Besson : Les Groupes industriels et l' Europe, (Presses Universitaires de France, Paris) 1962, pp. 637

ヨーロッパに推進されている経済統合運動をめぐって、大別して二つの立場が対立しているといわれている。一つは欧州主義者とよばれる人々で、欧州統合を連邦という高度に政治的な統合にまでおし進めようとしており、EEC委員会委員長のハルシュタイン博士等はその代表とされている。他方はフランスのド・ゴール大統領のようナシ・ナリストで、「諸祖国よりなる欧州」を主張し、各国家に主権の完全な保持を認める、ゆるやかな国家連合を形成することを目的としているものである。この両者の間には、かなり大きな隔りがあり、フランスが数度にわたってひきおこした「共同体の危機」も、この両者の深刻な対立の現れであると考えられている。

このような対立をいかに理解するか、またそれは果して解決できない絶対的な対立であるのかどうか、欧州統合は将来どのような歴

史的発展過程をたどるべきか等の問題について、A・マルシャルの「統合ヨーロッパ」はわれわれに一つの解答を与えてくれる。

著者はパリ大学法経学部教授で、「欧州経済共同体と世界経済」を講じており、ヨーロッパの経済統合問題および国際経済に関する多数の著書および論文がある。

著者の基本的態度は、本書巻頭の「読者への言葉」にまずはっきりと述べられている。すなわち、統一ヨーロッパは空虚や空白の上に建設されることはできない。それは国家的集中の破壊という否定的な意味を伴っているのではなく、むしろ国家的集中の上にこそ実現されるのである。

著者はこの著作を教義、方法、問題の三部から構成するとしているが、本書には第一部および第二部が収録されており、第三部は巻を新たにして発表されることになっている。第一部において著者はこれまで行なわれてきた経済統合に関する諸理論を検討している。彼によると、比較的最近まで二つの教義が対立していた。すなわちアダム・スミスやリカードから出た古典的なコスモポリティズムの教義とリュシアン・ブローカール等の地域主義または大陸主義のそれである。そしてそこにフランソワ・ペリーの「国境のないヨーロッパ」が出版されるに及んで、世界主義とでもよばれるべき第三の教義が現れることになった。

著者自身は第二の地域主義の立場をとっている。「世界経済は、国民経済の国際化や、諸国民経済の超国家的組織ではなく、世界的段階における経済的決定の組織」である、とペリーはいつている。これに対して地域主義者は、国家的境界線を考慮に入れた「結合さ

れた」あるいは「集中化された」空間を問題とする。

第二部において著者は現実に発展してきたヨーロッパの統合運動を検討しながら、その理論を展開し、さらに統合運動の将来をも展望している。著者はまず「市場機構によるヨーロッパ」から考察を始めるが、彼の基本的考え方はミューダールによっていると思われる。自由貿易論者によって要請されている関税障壁の撤廃による自由貿易政策の適用は、市場のメカニズムを作用させ、各参加国に発展のよりよい機会を与える、と主張されている。マルシャルはこの考え方にまず疑問を投げかける。第一に、単なる関税の廃止によって市場法則が自由に作用することができようかということ、また資本の移動がすべてのものに都合のよい均衡の再確立のために作用するかどうか、ということである。関税による障害だけではなく、法律上の多様性、生活習慣の相違、人種的、心理的、言語的な国家間の伝統的拮抗作用等、社会的な性格の、市場法則に対する障害も存在する。しかしこれらの障害を克服して、市場法則が自由に働いたとしても、それは古典的自由貿易論者が考えているような法則ではありえない。

著者はミューダールに従って、循環的累積的因果関係の概念をとり入れる。市場諸力の自由な活動に固有の傾向は、安定的均衡へ向うことではなく、もっとも貧困な地域における貧困化の過程、もっとも富裕な地域における富裕化の過程を継続させることである。従ってけっきょくそれは経済的社会的な均衡の強化を継続させることになる。この地域的不均衡は、国家間のみならず、同一国内の異なる地域間にも現われるが、発展の遅れた国においては、その不均衡

はより大きくなる傾向がある。

富裕で発展した地域は他の地域に対して二種の影響を及ぼす。一つは繁栄の影響、一つは貧困化の影響である。後者をマルシャルはミューダールに従って、逆流効果ともよんでいる。そして一般的にいて、経済発展の水準が高い程、この国は繁栄の影響を受け易く、反対に貧困である程、逆流効果によって制圧されることになる。こうした後進的地域を発展へ「離陸」させるために、政府の果すべき役割は重要である。政府はこの後進的な、半ば脱臼した経済体から、集中化された、経済的に一貫した存在をつくり出さなければならぬ。

欧州共同市場について見ても、著者の分析によると、一部の高度に発展した地域が他の地域のぎせいに於いて更に発展する傾向があるように思われる。したがって諸国家は地域的發展政策をとることにより、地域間の不均等を減少させる必要がある。なぜならば、諸国家が集中されるためには、それ自身の内部ですでに完全に集中化されている必要があるからである。しかし一國の内部において、国家によって実現できることでも、国際経済の中でははるかに困難なように思われる。まだ国際的国家、あるいは欧州国家というものは存在しないからである。

以上の市場機構による集中に対して、著者のいわゆる構造的な方法による集中が考えられる。自由主義的見方にとって、集中は市場法則から出てくる自然発生的な状態であり、従って一九世紀の自由貿易の考え方への純粋な再帰である。たとえばレブケがこの立場をとっており、彼にとって経済集中とは国民経済間の集中化を破

壊した一九一四年以後の時期の非集中化を正すための試みである。

しかしこれは擬統合なのであって、本当の集中とはこれとは全く異ったものである。集中、さらに正確にはその基礎である統合 *solidarité* とは、あるものの上で起った変化が他のすべてのものに波及するという関係であり、しかも一方の前進が地方の利益ともなるという条件をもつ。すなわち不均等に発展した地域間または国家間の貿易の自由化が、一方における貧困化、地方における富裕化という二重の累積的過程によって、不均等の増大をひき起すことがあることを考慮して、「種々の要因間に存在する結合関係が、貿易の自由化がなされた場合に、誰をも損傷することなく、全てのものに利益となるような時に、集中化された統一体が存在する」と定義している。こうした統合は、経済的集中と同時に社会的集中をも含む。

従って真の国際的集中においては、異なる政府間の経済・社会政策を統一させるために、決定の一致を実現できる国際的または超国家的機関を設置する必要がある。しかしこうした高度な段階にいたるまで、集中は徐々に推進されねばならない。その過程においては、異なる経済を関連させることによって生じる一連の調整、分解と再建とが起るであろう。集中はこうした社会的凝集を強めることができる拡大と進歩の過程の中においてのみ実現されることができ

る。著者はここで、フランスおよびドイツの国家的統一過程と、そこにおける国家の役割を、地域間集中の歴史的事例として検討し、こうした国家的集中がさらに進んでヨーロッパの集中に発展しうると

考える。ただし国家的集中は国家のイニシャチブによってのみ行なわれるのではなく、私的企業間に組織されている協働から出てくる下からの圧力によって支えられねばならない。私的産業グループは異なる国の生産者間の結びつきを確立し、国境を越えることにより、経済関係の網の目をつくり、ヨーロッパの統合を緊密化することに貢献している。けっきょく統合ヨーロッパをつくるのはこうした産業者である、といっても誇張ではない。ただしそれには前述のように国家とヨーロッパ的機関との介入が必要である。

ここにおいて議論はE.E.C.が現在当面している難問題にぶつかることになる。著者は「政治が先か、経済が先か」というジレンマは、誤った問題提起であるという。法的・政治的機関の設立によって問題を解決できるとする、多数の政治先行論者がいるが、主権の放棄による超国家的権限の設定は、その基礎にすでにある程度の統合の事実がなければ成立しえない。またその権限がすべてのものに利益をもたらすように行使されるのでなければ、一部の国の離脱、または超国家的権限の後退がおこるのである。この事態はすでにE.C.S.C.の石炭危機の際に起っている。経済と政治とは分離することができ

るものではなく、同時に前進させられねばならない。ここで著者は超国家的組織への主権の移行の程度によって、国際組織を三段階に分け、O.E.E.C.、E.E.C.、E.C.S.C.をそれにあてて説明している。その中E.C.S.C.はヨーロッパ連邦への第一石として考えられた石炭と鉄鋼業の超国家的組織である。E.E.C.はそのあとにできた全体的統合体であるが、条約上超国家的性は喪失した。しかし欧州統合が連邦国家または単一国家を目標とするにしても、

国家連合は必要な中間的手段である。

統合は、二国間よりも多数国間において成立しやす（ヴァイナール、ミード、ティンベルゲンの諸説参照）。しかし同盟の大きさは限界があり、ほとんど均衡した力を持っている一定数の国によって構成されることが最良である。この説は六カ国共同体の存在を正当化する。また統合には産業部門別と全体的統合とがあるが、前者は後者への発展過程における中間的段階である。部門別統合は第一にその種類の増加によって全体的統合という目標に接近することができ、第二には、部門別統合を実験台として成功させることによって、その経験から全体的統合の実現を推進させるという役割を持っている。第一の点に関しては、E.C.S.C以外に多数の部門別統合計画が出たが、ユーラトムを除いては全部失敗した。しかし第二の点において、E.C.S.Cはその成功によりE.E.Cをもたらしたということが出来る。

E.E.Cにおいては古典的理論家の主張とは反対に経済の専門化ではなくて複雑化が現われた。また想像されていたよりもはやく、資本や労働の移動が現われ、より高度な集中の段階にヨーロッパ経済を転化させている。著者はヨーロッパの統合が多くくの障害にもかかわらず、また法的超国家性の後退という、一見逆行にみえる事態にもかかわらず、徐々に前進しているとみる。ただし著者の統合の概念からみると、統合がより広範囲に、たとえば大ヨーロッパに拡大すること、またはヨーロッパ以外の地域を含むようになることは、ひじょうに困難であろう。

昏迷の様相を呈しているヨーロッパの統合運動の性格を、著者はのグループは強い金融力をもっており、また独自の金融機関を所有することによって、資金の適切な流動を確保している。こうしたグループの大きさを単純な物さしによってはかることはできない。グループ内部における決定は、いわゆるマネージャーによってなされている場合と、マネージャーが所有者の執行機関にとどまっている場合と二通りある。ティッセン・グループは後者の顕著な例である。しかしいずれにしてもマネージャーはその組織能力から権力をひき出しており、またそのパソナリティによって、彼らはグループ外の経済機構においても重要な位置を占めたりする。こうしたグループは長い歴史的な競争―協定の弁証法的過程の中で形成されてきたのであって、バーナムが説明したような「経営者革命」はあてはまらぬ。と著者は述べている。

イタリーやフランスに特に顕著にみられる公企業は、いちおう資本主義的私企業の行動の原則を適用されてはいるが、経済に対する国家の介入はひじょうに大規模になってきている。ことに最近フランスでは近代化計画の名の下に産業界に対する国家の直接支配が強化されてきている。しかし反対に産業グループも国家の政策に影響を与え、それを動かしているのである。こうした国家の公的権力と産業グループの私的勢力との間に設置された共同体が、今後どのように発展するかは、ヨーロッパ経済の将来、ひいては世界経済の今後の動向を左右する注目すべき問題であろう。

現実には足をふまえた立場から、明確に解明してみせており、さらにその将来までを洞察して、多くの示唆を与えている。ただ私的グループによる経済的統合と対比してあげられている国家の役割がかなり理想主義的に図式化されているのが気にかかるが、それも次に執筆が予定されている第三部において、さらに具体的事例に即した検討がなされるかもしれない。

筆者はすでに経済的統合、ことに私的グループの国際的結合関係がヨーロッパ統合の基盤となっているという立場から、この点に関する研究をすすめてきたが、本書においてその重要性が強く指摘されているにもかかわらず、あまりつっこんだ記述がなされていないこの分野に関して、さらにもう一つの文献を紹介しておきたい。すなわちそれはJ・F・ベッソン著「産業グループとヨーロッパ」である。著者は若い研究者であり、この労作を高く評価するパリ大学教授ビエの長い序文がのせられている。

本書の構成はやはり三部に分れている。第一部はE.C.S.Cの構造整備政策の基本的条件、すなわち企業および国家の政策、および最高機関の政策の基本的条件について、第二部は産業グループの構造的發展および最高機関の政策についてである。ここで加盟諸国の石炭の生産販売政策および機構、石炭の需要構造、鉄鋼業グループの炭坑業および鉄鉱山との関係、戦後の発展とその組織、市場における行動、他の産業部門との関連等が解明される。そして第三部ではこれに対する最高機関の政策の結果が検討されている。

ヨーロッパにおいては、産業グループの発達によって、市場の機能は縮小され、競争は有限られた部分しか占めていない。これら

E・S・フェルプス  
『経済成長に対する財政  
的中立性—課税原理の分析』

高川 清明  
(明治大学)

Edmund S. Phelps : Fiscal Neut-  
rality toward Economic Growth :  
Analysis of a Taxation Principle,  
Mc Graw-Hill Book Co., N. Y.  
1965, pp. ix+113

本書は、ハリス (Seymour E. Harris) の編集による Economics Handbook Series のなかの一冊である。このシリーズのうち何冊かはすでにわが国でも翻訳されており、このシリーズ自体はわれわれにとってなじみの深いものである。

本書の著者フェルプスについて簡単に述べれば、数年前からエール大学経済学部所属し、現在同大学の准教授であり、また同大学の Cowles Foundation ならびに Economic Growth Center のスタッフの一員として活躍している。一九六二年—三年にかけてマサチューセッツ工科大学に客員教授として赴いている。

本書の意図するところは、その書名からも容易に推察できるように、経済成長に対する財政政策の役割、ないしは位置を明らかにしようとするところにある。現代の資本主義経済において財政政策が

主張すべき中間の基盤がないのかどうかに関して、問題が生じてくる。完全市場の作用と結びついて、消費者をして提示された投資率を選択させるような、なんらかの財政原理—特になんらかの課税原則—があるだろうか (序文七—八頁)。

いま引用したような形で問題提起がなされる本書は、つぎのような構成をもつのである。

- 序文
- 第一章 成長に対する政府統制の本質と意義
- 第二章 物々交換経済における成長に対する財政的中立性
- 第三章 貨幣経済における成長に対する財政的中立性
- 第四章 中立主義批判

まず本書の内容を順を追って略述してみたい。第一章において、著者は、成長にとって不可欠の要因である投資率は消費者によって決定されるものであり、他方において政府は投資率を決定しえないという考え方に対していくらかは批判的な態度を示している。現代の資本主義経済において、政府は投資率にかなりの影響をもつといふ認識のもとに論理を展開しているのである。

もし政府が私的消費財の組合せに対して効力を及ぼすという理由によって、政府は消費政策を必要とするということを論ずるのが妥当でないとするれば、つぎのような疑問が生じてくる。すなわち、いま述べたケースとは逆に、政府が投資率に対して効力をもちつたものとすれば、政府は成長政策を必要とするということを論ずるのは

成長に対して果たしている役割、また果たすべき任務を評価する際に、ネオ・リベラリズムの思想を背景とする政策論と、政府による積極的な行動を是認するいわゆるフィスカル・ポリシーの理論—一九三〇年代のフィスカル・ポリシーは現代的なその一部ではない—とが存在していることは忘れてはならないであろう。著者は序文においてつぎのように述べている。

「経済成長に対する公共政策に関して、二つの学派が存在している。資本主義経済において、消費者は競争的な市場を通じて、私的投資、したがって成長率を決定し、政府は私的投資の決定に対して役割を果たさない、ということを通じて信じているように思われる幾人かの経済学者がいる。しかし現代の混合資本主義体制においては、この見解は、現代的なしかも古典的な経済理論とは違って、財政政策および貨幣政策が私的な投資と消費とのあいだの組合せ (mix) を統制するにあたって、非効果的であるということ」を前提としなければならない。

他の学派はつぎのことを支持する。すなわち、政府は財政政策および貨幣政策によってなんらかの方法で、市場での解決へとかたむくのであるから、消費者は提示された投資率を選ぶとは仮定しえないということである。政府は成長率を統制するのであるから、政府—あるいはなんらかの政治的な手段をもつ人びと—は、成長率を決定すべきであるとこれらの経済学者は論じている。しかし、それが正しいか否かにかかわらず、この結論は不合理な推論である。

妥当かということである。著者は、さきに引用した序文でも明らかにしているように、二つの学派の中間的な基盤が存在するか否かを問題としようとする。したがって、著者はいま述べたことに関しては直接的に解答を提示することはない。成長問題は成長政策の採用によらず、財政原理の適用によって解決しうるか否かの視点から、論議を進めるのである。そしてここで問題とされる財政原理が、財政的中立性の原理と呼ばれるものである。

租税政策が中立的であるのは、つぎのような場合として定義される。国庫 (Tas) が存在せず、したがって租税および政府債がなく、公共財の生産に用いる諸資源を調達する政府代理機関があり、また所得の望ましい再分配を達成するために富を再分配する代理機関がある場合と、同じ諸資源の配分 (諸消費財の間で、人びとの間で、総消費と総投資との間で) を生ずるような場合である。換言すれば、外部性 (externality) と市場不完全性が存在しない場合、租税政策が諸価格を限界社会費用に等しいままにしておき、したがって私的消費財の間にバレット最適であるような資源配分をもたらしているとするれば、それは中立的である。

ここから生ずる問題は二つある。その第一は、政府の調達制度は一括払い租税制度のようなものであって、それは諸消費財間の、そして消費と貯蓄との間の諸資源の配分をゆがめない。したがって、財政政策が中立的であるためには、一括払い租税の利用を必要とするということである。第二には、外部性や各種の市場不完全性が現実の市場経済に存在しており、したがって中立的財政政策はバレット最適をもたらすようには思われたい、ということである。

いま述べたような理由で、著者は厳密な意味での財政的中立性は可能ではないとする。結局のところ、著者は中立的財政政策を推奨しえないと主張するのではあるが、市場不完全性と外部性が正確な中立性を非最適化するにしても、経済成長に対する財政的中立性の概念は興味深いものであり、研究する価値があると考えている。

第二章は、貨幣をネグレクトした物々交換経済における中立的租税政策の本質を、明らかにしようとする。著者は、まず政府支出のない場合の中立性について、ついで政府支出の存在する場合の中立性について考察をしている。

この章の中心的課題を論議するまえに、著者はつぎのようなセッティングをしている。まず生産は周期的になされるものとする。t期の期首の資本ストックを $K_t$ で表わす。この財のストックは投資されるか、消費されるかのいずれかである。消費される額を $C_t$ で表わす。そうすると、 $K_{t+1}$ は、新しい資本の産物 $X_{t+1}$ を生みだすために利用される労働供給 $L_t$ および土地供給 $N_t$ とに結合される。そして、生産は規模に対して一定の収益を示し、限界生産物はどこでも正であり通減するという、新古典派的な生産関数に忠じてなされるものとする。

商品、要素の市場は純粋に競争的であり、企業間の生産に外部性がないものとする。したがって、各期に企業は労働と土地の限界生産性がそれぞれ賃金率 $w_t$ と地代率 $v_t$ に等しくなる点まで、それらを雇用するのである。一方、労働と土地の供給は期間をこえて一定としておく。これら要素の両方の収益を $r_{nt}$ と呼ぶことにする。t

政府債と純租税がゼロに等しいとすれば、第1期の社会の予想純価値は、

$$W_0^e = K_0 + R_0 + \frac{R_1^e}{1+r_1} + \frac{R_2^e}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots$$

となる。

政府債と租税を導入すれば、つぎのようになる。S<sub>0</sub>は第1期の期首の政府債の利払いの額を示すものとする。この最初の政府債の均衡市場価値は、その満期と利子率期待とに依存する。単純化のために、最初の政府債はすべてn期後に満期になるとする。したがって、利払い後のその均衡価値(B<sub>0</sub>)は、

$$B_0 = S_0 \left[ \frac{1}{1+r_1} + \frac{1}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots + \frac{1}{(1+r_1)(1+r_n^e)} \right] + \frac{P_0}{(1+r_1) \dots (1+r_n^e)}$$

P<sub>0</sub>は、最初の政府債の満期時に支払われる政府の借入れ元本を示す。政府債による予想純価値への総付加はS<sub>0</sub>+B<sub>0</sub>である。

租税については、一括払いのものに限定する。中立的財政政策は、租税が所得ないしは支出に課されるとき、一般的には可能ではない。T<sub>0</sub>は、租税の第1期における水準を示す。T<sub>1</sub>は、まえに指摘したように、第1期において社会がt期において課されると予想する純租税を示す。これら将来の予想租税の現在の割引価値(V<sub>0</sub><sup>e</sup>)は、

$$V_0^e = \frac{T_0^e}{1+r_1} + \frac{T_1^e}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots + \frac{T_n^e}{(1+r_1) \dots (1+r_n^e)} + \dots$$

となる。租税と将来の予想租税は、予想純価値をT<sub>0</sub>+V<sub>0</sub><sup>e</sup>だけ減少させる。

期におけるその総収益(すなわち total rents)をR<sub>t</sub>で表わす。企業は、資本を、その純限界生産物が利子率に等しくなる点にまで、投資するのである。t期の単利の利子率( t期の期首において貸し付けがなされ、t+1期の期首に満期になる利子率)は、 $r_{t+1}$ で示す。したがって、 $K_t - C_t + R_t$ はこの利子率で割引いた総産出高に等しくなければならない。これを式で表わせば、

$$K_t - C_t + R_t = \frac{K_{t+1}}{1+r_{t+1}}$$

となる。

単純化のために、住民は一定であり無限に生きるものとする。したがって、住民は最初の期間(ゼロ期)においては、所与の資本ストックK<sub>0</sub>からはじめることになる。そのうちで消費される部分はC<sub>0</sub>であり、残りの部分はK<sub>1</sub>を生ずるために投資される。

社会の構成員による消費計画はすべて、それが社会の効用関数を極大化するように選択されたかのような動向を示すものとする。したがって、これらによって立案された消費計画の現在の割引価値が、第1期の社会の予想純価値(税引き後の)に等しいような条件、つまり

$$C_0 + \frac{C_1}{1+r_1} + \frac{C_2}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots = W_0^e$$

であるような条件のもとで、社会の効用を極大化するようにその構成員はC<sub>0</sub>を選択する。r<sub>1</sub>とr<sub>2</sub>との間において、支配的であると期待される利子率を示す。(以後、記号の右側に、の付きられているものは、その期の予想値を示すものとする。)

Z<sub>0</sub><sup>e</sup>は将来の rents の現在の割引価値を表わす。

$$Z_0^e = \frac{R_0^e}{1+r_1} + \frac{R_1^e}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots + \frac{R_n^e}{(1+r_1) \dots (1+r_n^e)} + \dots$$

したがって、租税と政府債が存在するときの予想純価値は、

$$W_0^e = K_0 + R_0 + Z_0^e + S_0 - T_0 - V_0^e$$

である。財とサービスに対する政府支出がないケースについて、これまで考察してきたのであるから、S<sub>0</sub>-T<sub>0</sub>の差額は第1期における予算赤字である。これが正ならば、その赤字をまかなうために新規の政府債が販売されなければならない。負ならば、政府債の購入がなされるはずである。それゆえ、第1期の最終の政府債の均衡価値は、B<sub>0</sub>+S<sub>0</sub>+T<sub>0</sub>に等しい。

著者が有効政府債(effective government debt)と呼ぼうとするのは、

$$D_0^e = B_0 + S_0 - T_0 - V_0^e$$

で表現される。したがって、社会は消費計画の現在の割引価値が、 $W_0^e = K_0 + R_0 + Z_0^e + D_0^e$ に等しいような消費の要素として、第1期の消費水準C<sub>0</sub>を選択するのである。

政府支出がない場合、もし政府が公衆に対して債務をもたず、また公衆が政府に対して純租税負担をもたず、将来においても純租税負担をもたないと考えらるならば、定義によって財政的中立性は存在する。すなわち、

$$S_0 = B_0 = T_0 = T_1^e = \dots = T_n^e = 0$$



ならば、換言すると政府がないとすれば、経済成長に対する財政的中立性が存在する。また、有効政府債をゼロにするような租税政策は、中立的であるといえよう。すなわち、 $D_e = 0$  が中立性のため条件である。「端的には、国庫のないこと（富の再分配活動は別として）、それが中立的な国庫である」（四七頁）。

政府支出がある場合でも、本質的には、これまでの分析と変るところはない。しかし、政府支出が消費にむけられる場合には、中立性はある状態のもとでは赤字を、他の状態においては余剰を、また別の状態のもとでは予算均衡を必要とする。たとえば、政府の計画が社会によって期待される租税支払い傾向よりも、かなり速く上昇するような公共消費支出傾向を要求する経済においては、中立性は予算余剰を必要とする。また、政府支出が投資にむけられる場合はつぎのようにいえよう。すなわち、政府投資が赤字によってなされるときは、その費用が将来の受益者負担によって完全につぐなわれるならば、大体においてそれは中立的である。しかし、公共消費を赤字でまかなうというような場合と同じように、赤字で別の政府投資がまかなわれれば、それは一般的に中立的ではない。

第三章は、貨幣経済における財政的中立性の条件を求める。著者にとって、政府所有の中央銀行の要求払い債務—私的銀行がない場合には貨幣供給を構成する—の機能として、課税の中立的水準を考察し、中央銀行の純収益の資本価値を求めることが中心的な課題となつてゐる。そして、著者は、総需要を統制し経済に対して流動性の最適供給をなすことが、中央銀行の機能であるとしてゐる。

もし中央銀行が私的に保有され、しかも政府は政府債をもたず租

$$G_0 + H_0 + \frac{M_0}{P_0} + S_0 + B_0 - X_0 - Y_0 - T_0 - V_0 = 0$$

である。この式の含意は、中立性のために、租税は政府の計画された政府支出  $G_0 + H_0$  と総政府債  $M_0/P_0 + S_0 + B_0$  の合計から、社会化された企業の収益の資本価値  $X_0 + Y_0$  を差引いたものを中立化するべきであるということである。

さて、中央銀行が最適流動性を供給することに関しては、著者は流動性目的と成長目的とは政策行使の際に、必ずしも一致しないことを指摘する。しかし、貨幣保有者に有効に課される価格が流動性供給の限界社会費用に等しいとき、一般的にいうて流動性は最適であるとしてゐる。

第四章は、これまで三つの章にわたって展開してきた財政的中立性に対して、いくつかの問題点を提起し、それを批判してゐる。

中立的財政・貨幣政策は、もし政府供給の財およびサービスの所与のプログラムが、それらを生産するための諸資源の効果的な調達によってなされるならば、生ずるのである資源配分を二重にしてしまふような諸資源の配分をひきおこす。中立的財政・貨幣政策は、政府支出計画に見込まれる費用の現在の割引価値プラス最初の公債の価値の額だけ、期待される富を減少せしめる。中立的政策は、政府が提供しようとする用役の費用だけ、人びとを貧困化させようとするものである。以上のようなことが、中立的政策に対する著者の見解であるけれども、いさしその批判について述べてみたい。

著者はつぎのような問題を提起する。すなわち、どのような条件のもとで、中立的政策は現世代の観点からパレート最適である私的

税も課さず、ただ政府支出のために調達するだけであるとすれば、政府は中立的である。そして私的富は、

$$W_0 = E_0 + R_0 + Z_0 + X_0 + Y_0 - G_0 - H_0$$

という式によって与えられる。 $E_0$  は公衆の保有する資本請求権の価値、 $R_0$  は私的経済によって支払われる賃金および地代、 $Z_0$  は将来の予想賃金および地代の現在価値、 $X_0$  は中央銀行のそのときどきの収益および資本請求権保有の価値、 $Y_0$  は中央銀行の将来の予想収益の現在価値、 $G_0$  は政府による調達諸資源の機会費用、 $H_0$  は将来調達されるであろう諸資源の現在価値である。（つぎに用いられる  $M_0$  以外のすべての変数は、実物単位で測られる。）

もし政府が中央銀行を保有し、一方で国庫が存在するとすれば、富は、

$$W_0 = E_0 + R_0 + Z_0 + \frac{M_0}{P_0} + S_0 + B_0 - T_0 - V_0$$

である。 $S_0$  は私的に保有されている最初の政府債の利子、 $B_0$  は公衆の保有する最初の政府債（利払い後に評価された）、 $M_0/P_0$  は中央銀行の最初の要求払い債務の実質価値である。

経済成長に対して中立的であろうとする政府は、私的保有ではあるが社会化されたセクターが存在し、調達によって公共財がまかなわれるとすれば、達成されるのと同じ成長過程を達成できるように  $T_0$  を選択するであろう。しかし  $T_0$  がそのように選択されるとするならば、 $W_0 = W_0$ 、 $R_0 = R_0$ 、 $Z_0 = Z_0$ 、 $E_0 = E_0$ 。これらの等式は、 $W_0$  に示した二つの等式にしたがって、つぎのことを意味する。すなわち、

消費財の成長過程を生ずるか、換言すればどのような条件のもとで諸資源の効果的な調達が、パレート最適の配分をもたらすかということである。

もし私的消費財の成長過程に影響を及ぼすことによって、ある個人をより良くし（かれの生涯にわたって）、その他の人をいっそう悪くすることのない諸資源の再配分（政府支出は所与とする）がないとすれば、私的消費財の成長過程はパレート最適であるといわれる。そうであればどのような条件のもとで私的市場が、私的消費財の成長過程にパレート最適をもたらすのか、という問題が生じよう。その十分条件はつぎのようなものである。

1. 競争的な均衡が存在し達成される。
  2. 住民の生涯にわたって現在および将来の物価（利子率および賃金率を含む）に関する完全な情報、ならびに公共財の現在および将来の供給に関する完全な情報がある。
  3. 生産者は住民の生涯にわたって現在および将来の技術に関する完全な情報をもつ。
  4. 生産に外部性がない。
  5. 消費者はその生涯にわたって現在および将来の嗜好に関する完全な情報をもつ。
  6. その生産が所与とされる公共財以外は消費の外部性がない。
- 最初の四つの条件は、私的限界変形率は社会的限界変形率に等しいということと、これらの変形率はある期日と別の期日との間の市場利子率によって測定されるということを保証する。条件1、2、5および6は、私的限界代替率は社会的限界代替率に等しいというこ

と、これらの代替率は市場利子率によって測定されるということを保証する。これらの諸条件とともに、私的（したがって私会的）限界代替率は私的（したがって私会的）限界変形率に等しくなるであらうということを保証する。それゆえ、これらが私的消費財の成長過程のバレット最適の条件となる。

著者は、このような諸条件が満たされ、政府が中立的政策を採用するならば、現世代の観点からバレット最適が達成されるであらうということ否定しない。しかしながら、後世代の出現ということが、これらの条件のいくつかの再検討を要求することをかれは指摘するのである。

民主的な政府が現世代の選好にのみ関心をもつとすれば、政府に与るべき経済成長の基本的な問題は、現世代の視点からバレット最適をもたらすような貨幣・財政政策を行使することである。もし世代が重複してはいないとすれば、中立的政策は外部性と市場不完全性の存在しない場合に、バレット最適をもたらす。しかしながら、市場不完全性と外部性とは現実の経済において存在している。将来の物価と将来の政府支出に関する知識もまた不完全である。資本市場の不完全性は、危険負担の大きい私的投資に差別を生ずる。独占は、明らかに、私的投資収益率と社会的なそれとの間に差異を作りだす。ある種の投資、特に新技術による投資の外部効果もまた、そのような差異をもたらすであらう。

これらの不完全性と外部性は一つの問題を提示する。すなわち、政府の政策特に財政政策は、諸資源の不適当な配分をどのようにして、減少しないしは除去するのに用いられるかということである。

をもつ中立的財政政策は、ほとんどメリットをもたないといわざるをえない。

以上が、本書の内容を概略したものである。本書は、これまで述べてきたことから明らかのように、いくつかの興味深い問題を提起している。

まず第一には、究極的には中立的財政政策は国民経済をバレット最適にすることを、目的とすると規定している点である。

租税政策の基本となる租税原理は、種々の形で論じられているが、大きく分けるならば能力説と利益説の二つにならう。ところが、能力説は具体的な租税政策を導くためには、個人の所得効用関数の形状が既知であり、また個人間の効用の比較可能性を前提にしなければならぬという難点をもっている。さらに、租税収入面に考察を限定しているという難点をもつ。一方において、利益説は公的欲求が私的欲求とは異なった性格をもち、その充足に関しては排他原則が適用されないという面を見落している点に、欠陥がある。

したがって、これらの説の難点を補うものとしての租税原理は、経済をバレット最適の状態におくように、あるいは社会的厚生を極大化するように、公的サービスの給付とその費用の負担が決定されなければならないということに求められよう。租税原理としてこのような考えが、現在のところ、理論として十分に発展させられてはいないように思われる。しかしながら、それは資本主義経済を建て前とするかぎり、認めなければならないものであらう。

現代の経済においては市場における価格機構を通じて、バレット

そのための一つの可能性は、成長のための包括的な経済計画において、財政・貨幣的中立性を全面的に放棄することである。したがって、これらの不完全性と外部性とに直面している現状においては、厳密な意味でのバレット最適はとうてい達成されるものではないといわざるをえない。

中立性の理論のもつもっとも基本的な欠陥は、世代が一つだけではなく、それらが重複するときに生じてくる。その例は、公債が後世代に負担を残すこともありうるということに、見いだされる。現世代が、適当な財政政策によって、かれらの生涯にわたって引き継ぎ、そして生産してきた富以上のものを、消費することができよう。しかしながら、重要なのは、現在の政府が赤字財政によって、新しい世代から古い世代への財貨の移転に影響を及ぼしうるか否かということではなくて、むしろこのような赤字財政の最終的な結果が、このような行為に対するつぎの政府の反応に依存するということなのである。

これまで指摘してきたような理由で、中立的政策はその実践性においても、困難がある。すなわち、技術的な面において一つの問題にぶつかる。たとえ一括払いの租税が利用されるにしても、租税の中立的水準をどこに求めるかという点で、困難がある。たとえば租税が所得に基づくものであるとすれば、租税負担者がかれらの所得がどのようになるかの知識が必要となる。しかし信頼すべき消費者動向の情報がなくとすれば、中立性を求める政府は、種々の所得税率の予想される富に対するインパクトを推計するだけで満足しなげばならない。したがって、理論的にも実践的にもいくつもの困難

最適の状態を生ずる保証はない。むしろ、著者の指摘するように、独占ないしは市場の不完全性、外部経済（著者の用語によれば外部性）の存在等々、資源の最適配分を阻害する要因のほうが多いというのが、いっそう適切かもしれない。したがって、財政政策の果たすべき役割は、資源配分に関するかぎり、市場機構に基づく資源の非効率の配分を是正して、最適状態に経済を近づけることにあるのではなからうか。

おそらく著者の意図するところは、混合資本主義体制の「混合」にウェイトをおき、そのような状態のもとでは、それにふさわしい租税原理があることを明らかにすることにあるのではないかと思われる。もし著者の意図が上述のことにあるとするならば、混合体制における租税原理、それに基づく財政政策論が積極的に展開されてもよいように思われる。しかしながら、そのような試みはなされず、もっぱら中立的財政政策の問題点を浮き彫りにし批判することとまわっている。この点に関しては、著者の今後の労作にまたなげればならないかもしれない。

中立性の原理を考える場合、この原理とは必ずしも両立しない平等性の原理が一方において存在することも忘れてはならない。本書においては、平等性の原理の実践は国庫とは別の政府代理機関によって、遂行されるものとして取り扱われ、それは直接経済に対してインパクトを与えないものと見なされている。それだけに、両原理の相反性がネグレクトされているように思われる。もちろん、著者は経済成長に対する財政的中立性の適否を明確にすることを目的としたのであるから、分配面において考慮されるべき平等性の原理は、

一応ネグレクトしても差支えないともいえる。しかしながら、経済成長のパロメータとして一人当りの国民所得の増加分を考えた場合には、当然平等性の原理は無視しえなくなるであろう。

しかしながら、本書においては成長のパロメータを何に求めるか否むる成長の概念そのものが必ずしも明らかにされてはいないように思われる。確かに、いくつかの成長理論にふれ、著者自身も「D-C」およびこれに結びつく「D+1」という変数を用いている。しかしそれが、直線の成長のモデルを想定しているのか、あるいは景気循環をともなった成長モデルを想定しているのかを明らかにしたことにはならない。パレート最適の状態そのものは、成長を意味するものではない。パレート最適の状態とならぬ形の成長モデルを結合できるのではなからうか。そのなかで中立的財政政策が論じられてもよかつたのではなからうか。経済をパレート最適の状態におくのが究極の目的であるにしても、成長のモデルをどのように考へるかによって、当然政策手段が変わってくるからである。中立的財政政策にしても、その政策変数のプライベート・セクターにおける変数に対するインパクトも変わったものになるであろう。

以上のようなことに着目するとき、もう一つの問題が生じる。すなわち、著者は本書のなかでタイム・アナリシスを採用入れているように見えるが、結局のところ、ワン・ピリオド・アナリシスに終始しているように思われる。t期における経済とt+1期における、さらにt+5期における経済を比較することによって、はじめて長期にわたる成長過程が明らかにされるのではないだろうか。このことは、成長の概念、そしてモデルが本書において明確にされていない

ことから、起因するものである。

現代においてフィスカル・ポリシーが、一九三〇年代に考えられた意味内容ばかりではなく、さらにそれ以上のものをも意味するようになってきている。それだからといって、今日、フィスカル・ポリシーの理論が包括的、体系的となり実践性をもったものとしてわれわれのまえに、現われてきているとは断定しえないように思われる。本書は、このような問題の解決を財政的中立性という別の角度から促すものである。おそらくは本書は、著者の目的意識からみるならば、一つの研究序説ではあるまいか。それと同時に、フィスカル・ポリシーの理論を体系的なフィスカル・セオリーへと発展させる一つの礎石でもあるように思われる。

R・J・マスカット  
『タイの開発戦略—経済成長の一研究』

松 永 嘉 夫  
(名古屋市立大学)

Robert J. Muscat : Development  
Strategy in Thailand ; A Study of  
Economic Growth, Frederik A.  
Prager Publishers, N. Y., 1966, pp.  
310

一 周知のプレビッシェ報告以来、とりわけ開発途上諸国の国際収支問題、工業化の可能性の問題、工業製品輸出の条件等の問題が一部で改めて重要視されてきている。しかし、開発途上国研究に一般的につきまとう困難として、信憑性の高いデータが容易かつ十分に入手できないということもあって、とくに個別国別にテーマを決めた工業化に関する文献は意外と少ない。概してわれわれ日本人にとって関心が深い東南アジアの開発途上国に限れば、ある程度満足できるだけのデータに基づいて工業化の問題を論じうるのは、せいぜいインド、台湾、パキスタン程度である。タイをテーマにした本書も、このような意味での資料上の問題点を十分と思われるほど克服し、タイの工業化に関して読者を納得させきっていると思うことはできない。だが、ほとんど唯一ともいえる利用可能データ

であるセンサスを駆使して、難題である工業の実態と問題点に関して、本書が数多くない従来の業績をかなり越えた理解をタイについて与えていることは確かである。タイが、わが国によって、中継港である香港を除き、東南アジア最大の市場であること、ポウリング条約後（一八五五年）日本とともにアジアで例のない独立国の地位にとどまりえたという条件の類似性からも、かかるつっ込んだタイ経済の研究はきわめて興味深いものがある。

二 本書の出発点となる基本問題は、「タイの市場的特性のうち、何が経済成長の阻止要因となっているか、さらに詳しくいえば、経済成長に導かないような方向に経済的諸決意をそらさせているのは何か」ということである。この課題を提起するに当って、本書は次の二つのことを仮定している。その第一は、タイの急速な成長を達成するのに、タイ従来路線である分権的経済体制で十分であること、むしろ中央集権的経済体制の下で達成されるものよりもその方が大であること、しかもその分権的体制がタイのカルチュアおよび社会的諸目的に斉合しているという点、仮定の第二は、現実の経済的諸決意の成長誘発的決意からの乖離の程度が、投資率とか、資本係数とか、生産要素の生産性とか、操業度とか、具体的に表われる経済業績の指標に決定的影響を与えるということである。

完全な市場条件からの乖離として本書で理解される上述のような「低開発性」は、まず三つのカテゴリーに区分される。乖離の第一のタイプは人類的なものとして整理されるもので、経済収益性を犠牲にしても心理的収益性を極大化しようとする低開発国民の一般

的行動様式である。その一例は非生産的農業技術の使用とか、生産余剰の投資ではなくて儀式などへの消費として現われるが、要するに、低開発国民が利潤極大化原則で行動するようなエコノミカルな人種ではないということに関するものである。乖離の第二のタイプは市場の不完全性によるものである。たとえば知識の不十分、交通上のネットワーク等によるものであるが、それらが成長極大化的決意をたらせる上での障害となる。第三のタイプは、市場における一部の参加者の利潤極大化行動が他の参加者の成長誘発的決意を否定する種類のもの、たとえば独占体制による乖離である。本書は上記の三つの乖離に関していずれも決意に非合理性はないとする。第一のタイプのそれは経済理論からすれば非合理的行動とされようが、社会的にみて必ずしも非合理的なものではない。第二のタイプのそれは、企業家が非合理的行動をするのではなく、市場が成長非誘発的な合理的選択をとらせるのであり、また第三のそれは、市場構造がたまたま他者の成長誘発的な決意をさまたげるような利潤極大的選択を合理的に一部のグループにとらせるのだと考える。ともかく、成長阻止要因を以上のように一般的に三区分した上で、タイに関しては、第一のタイプの成長阻止要因がそれほど適用できないこと、第二のそれはある程度存在すること、第三のそれが最も重要な問題を内包していることを結論する。

三 本書の基本的構想とその結論とするところは以上のようにであるが、ここで本書の章の構成を紹介しておけば次の通りである。

四 過去のタイ経済の発展形態は基本的には自発的 (Autonomous) であり、かつ衛星的 (Satellite) 発展であったと把握される。

この場合、自発的発展とは政策によって起動されなかったという意味での自発性であり、実はタイ経済が米、錫、チーク材、ゴム等の主要輸出品をテコとする発展であったから、海外需要には誘発されたものである。したがって用語の使い方に若干問題が感じられるのであるが、ともかくタイにおいて政府が資源配分の面でマイナーな役割しか演じなかったことは従来からの一般的見方と一致する。タイの発展形態が同時に衛星的であったとする規定はかならずしも十分に説明つくされたものとは思われない。衛星的発展の中核が上記の主要輸産業であったであろうことは想像できるが、衛星的発展といえるほどそのような輸産業をエンジンとしてタイの産業構造が多様化されたか。いずれにしても本書はタイの過去の成長が概して成功であったとの判断をしており、その要因を(一)比較優位原則に基づいた拡大、(二)外国資本と外国労働力の自由な流入、(三)政府の自由競争市場への不干渉、(四)経済的な意味で積極的な外国人の存在、(五)国内の平和の持続に求める。と同時に、つづいて、一人当り所得の低水準を挙げ、何が一人当り所得の成長に失敗させたかを設問している。全体的にみたタイ経済の成長と他方での一人当りでの停滞とをどう両立させて考えるか。通常の説明方法はそこに人口増加に関する考察を加えることであろうが、本書ではそのような手続きはとられず、第一に着目されるのは地域格差の存在、したがって発展力の地域間伝達力の欠如である。タイにおける社会的断層や緊張を生み出すような条件の不在、また発生した緊張を和らげるような

第一章	過去の発展パターン
第二章	最近の成長と構造変動
第三章	農業開発の動態
第四章	工業—投資決意
第五章	タイの開発戦略

第一章は三節から構成され、そこではタイ経済の歴史的背景、過去の発展パターン、およびタイの低開発性の原因が論ぜられる。第二章では、一九五三年以降の成長、近い将来での急速な成長の起動力、最近の構造的変化、構造的推転か農業の停滞かを各節のテーマとする四節から構成される。第三章の内容は農業と将来の成長、非米作農業の増大、地方の部分的商業経済における意思決定、米作市場は競争的か、政府の干渉—マーケティングと徴税、成長動因として働く高地作物の競争的市場、市場独占からの恐怖、議論の要約、ゴムに関する特殊問題、注意をそらす二つの問題——信用と土地所有、技術変化における政府の役割等の諸問題である。タイの工業が扱われる第四章では、まず製造工業の規模と構造の問題が問われ、つづいて投資決意、市場の大きさ、政府の工業化促進政策、中国系企業者、タイの企業者、要約と結論、の順で展開されている。最後の第五章では、開発戦略の諸要因、自由放任か計画か、戦略は現実的か、の三節が設けられている。

以下では、私が本書を書評に取上げた冒頭に述べた意図からも、第四章工業の部分を中心にして、やや詳しく紹介していきたい。

宗教的、社会的行動様式、概して恵まれた生活環境がタイの第一義的経済政策目標を「安定性」に置き、要するに成長政策の強力な推進はなかったのであるが、本書はタイ経済の低開発性の責任をこの成長政策の不在には負わせていない。タイの経済政策の基本をなす自由放任主義は自ずから経済的諸決意の分散化を許したが、本書ははっきりとこのような分散的決意機構がタイの経済成長を失敗させた原因ではないとして、本質的責任をそれらの決意をとりまく「環境」に帰している。とくに、自由放任の経済政策を批判対象とすることが正しくないという点に関しては、本書は強い論述を展開している。その一端が、たとえば、タイの自由放任主義が比較優位的発展を促し、それがタイの莫大な不活動資源を動員させ、国民生産高増大に貢献させたとする記述である。まさに、タイにとって貿易は「成長のエンジン (engine of growth transmission)」だったとし、第一義的にそれはタイ経済と発展する工業国との関連を強め、第二義的に現存資源の配分改善化に資する手段になったと考える。一般に、第一次産品への貿易特化は生産性が潜在的にも低い採掘的活動に資源を凍結させ、工業品比較優位構造への脱皮を妨げるものと考えられるのが普通であるが、タイの主要輸出品については、錫についても、チーク材についても、ゴムについても、また米についても、いずれもそれらに代る土地の有効な利用方法がなかったと判断する。したがって、これらへの特化がタイの資源を静態的パターンに凍結させたとはほとんど考えられないとしている。かくして、もしそこになお問題があるとすれば、それは誤った方向への特化ということではなしに、不十分な技術開拓の点だとする。

しかし、とくに米作に関しては、本書が随所で引用する Ingram の指摘 (James C. Ingram, *Economic Change in Thailand Since 1850*, 1965) を挙げて、少くとも従来までは未耕地の十分な存在に支えられて生産の外延的拡大が容易であったこと、したがって技術開拓の強い誘因がなかったこと、生存水準を越える十分の生産余剰が存在したことを記している。この生産余剰の推定値は全農業所得の二五%にも達するとされ、これだけでかなり急速な所得成長を十分可能にする投資資金になるものと評価している。残る問題はこのような生産余剰がなぜ経済成長に結びつけられなかったかであるが、その一つはその無駄な海外への流出である。そのうちの一つは海外送金、他は資本財輸入が最終消費財生産用資本財の輸入にのみ向けられ、資本財をつくる資本財の輸入に向けられなかったこと、および余剰の多くが生産効果のない財宝の輸入に当てられたことで説明される。もっともこの最後の用途は近時(一九一〇年以降)重要性をかなり減じている。第二は開発に積極性を示しえなかった政府の立場である。ポウリング条約改定(一九二〇～二六年)以前においては、政府の幼稚産業保護政策に厳しい制約が条約により課せられたし、また大規模な投資計画を遂行するのに必要な政府財源の確保も制約されていた。さらに、保守的なイギリスの財政・金融顧問団はタイ政府に異常なほど極端な保守主義と経済的自由放任主義をとらせた。これらを生産余剰が経済成長に結びつけられなかった第二の理由としている。すなわち、外国の利潤極大化行動がタイでの経済合理性の追求を妨げたのである。第三は市場機構の不備等である。タイの主要産業である米の生産拡大はたとえ輸送機関とし

て河川を利用し、その結果他の交通機関発達への連関効果は小さかったし、また錫・チーク材産業は外国資本の支配もあってタイ経済のリーダー・セクターとしての潜在力の乏しいものであったと指摘する。そのようにして結局は最終的責任をタイの独立性を意識しすぎて積極的開発政策をとりえなかった少数のタイ・エリートに帰し、またタイ・エリートにそのような消極的行動をとらせたいイギリスに帰している。

五 最も興味を感じさせる本書の部分はタイ製造工業に関する分析である。タイの工業は他のアジア諸国に比して就業比率で低く(一九六〇年で四%……マラヤ、フィリピン、セイロン、台湾、インド、パキスタン、インドネシアの七カ国単純平均一三%)、その意味で工業化の遅れた国である。それにもかかわらず注目を引くのは、第一にそのような国であるのにデーターに基づいてかなり詳細な分析がなされていること、第二に、本書が導いている結論の特殊性にある。結論をまず以ていえばそれは次のようになる。第一に、低開発国一般で工業化遅滞要因となっている熟練労働力がこのタイでは不足していないこと、むしろ近い将来には人材輸出能力も期待できるとしていること、第二に、これもまた一般に工業化制約要因とされる市場の規模が技術的に問題のある化学工業を除いて各市場別に十分な大きさであること、またすでに言及した比較的恵まれた投資余力(実際に行なわれている投資の二・三倍と見積られる)からして、タイの今後の工業化を制約するものは、その他の要因による新規産業投資に関する市場不安だということになる。しかし、このその他の要因に属する円滑な金融市場とか、技術上の問題とか、そ

の他社会的間接資本等の下部構造における問題もしいに制約条件としての重要性を減じつつあり、結局新規工業投資の最大の制約要因は官僚的エリートの競争への参加、それによる競争条件の攪乱の危険性について保証がないことだという。そしてそれが唯一の最も重要な市場不完全競争化要因であり、工業投資に高い危険プレミアムを考慮させる必要性を課す源泉だとする。

ところで、タイ工業化の実態に関してであるが、これについて本書はまず一九五七年と一九六〇年の二カ年にわたって工業労働者の諸工業間就業構造をみることによって、タイの工業化構造が、第一次加工工業、非貿易指向品産業(印刷、製氷、下級家具、清涼飲料、粘土製建設材料、陶器類などの産業、典型的軽工業(繊維産業、履物製造業、タバコ製造業、宝石加工業など)、その他の中間生産財産業の順で大きく、典型的低開発国タイプであると指摘し、同時に、かかる工業化構造が誘発的開発効果の弱いものであると考える。この後者の点についてはハーシュマンの前方・後方連関効果の大小で論じられるが、この際、本書は投入・産出表での産業部門間相互依存性の高いことが必ずしも連関の誘発効果の強いこととはならないと強調して、この点に留意すべきことを勧めている。この真意は、とくに製造業部門と農業部門との間で問題にされ、通常両部門の関連は農業から製造業へという一方交通的な前方連関であるのに、技術的な投入・産出分析ではあたかも製造業の後方連関効果も大きいと判断されがちな不合理性が宿されているというのである。つまり、農民が必要な投入物を十分供給してくれるようになる時期待って工業投資を進めるといことはまったく不合理だとするので

ある。本書はそれを精米、精麦所と米、麦の生産との例で説明している。かかる点から、本書は、産業間連関を工業内部で問題とするが、それをまとめたのが第1表である。

第 1 表  
産業間連関のカテゴリー別、製造工業労働力比率

カテゴリー	労働力比率 (%)
1. 最終財工業……製造工業後方連関が小またはゼロ 口、製造工業前方連関もゼロ 精米、製糖、屠殺、製材、陶器、タバコ、建設材料、宝石加工、修理その他 サービス業、その他食料製造	42
2. 最終財工業……後方連関大、前方小またはゼロ 衣類、家具、印刷、ガラス、履物、車 肉、雑貨、飲料	38
3. 中間生産財工業……後方・前方連関大 繊維製品、製紙、革加工、ゴム製品、 化学製品、金属製品、雑機械	20

(本書205ページ)

本表はタイに信頼できる投入・産出表がないため通念的産業区分によるが、これによってタイの工業労働者の四〇%以上が連関効果のまったくない経済活動に従事していること、また他の四〇%が後方連関はもつ

が前方連関のない産業に従事していることが判明する。ただし、本書はこの後者の四〇%(正しくは三八%)に関して事実はこの部門の戦略的重要性が過大評価されていると判定する。その理由は、この部門が第一に家具製造を含んでいること、同産業の主要後方連関

産業は製材業であるが、その製材業は森林資源の趨勢的減少によって成長可能性をもたない産業だと考える。第二に、この部門は廢物、飲料製造業をも含むが、これらは農業原料の加工に主要後方連関をもつ。この点はずは工・農間の誘発的拡大の現実性に関して述べられたように、実際の後方連関を形式ほど期待させないものである。かくして、これら問題の産業を第1表の第二グループから控除し、なんら前方・後方連関ももたない第一グループに付加すると、第一グループは六〇%、真に後方連関効果をもつ第二グループは二〇%に修正されるとみる。さらに、前方、後方の両連関効果をもつと考えられる第三グループにおいても、革加工、ゴム製品の後方連関は短く、かつ弱く、金屬製品のかんりの部分は最終需要向けで、その前方連関は短いと考えられるから、新投資の連鎖的増大を誘発する戦略的産業はタイではきわめて僅かな数になるとする。なお第一表は前方連関が大で、後方連関の小さい産業区分を含んでいないが、この理由は分析が製造工業に限定され、農業が含まれないこと、および製造工業内にも前方連関が大で後方連関の小さい産業がタイにもたとえは鋳業、発電等と存在するが、鋳業中圧倒的重要性をもつ錫の生産は海外への漏出部分が大きく、事実上国内前方連関効果は小さいこと、また電力生産と他の産業との連関はなにも電力生産能力の増大が電力使用産業の拡大誘発効果の大きなことを反映するものではないとしている。以上のことから、本書は製造工業内に自発的成長動因となるものが限られているために、近い将来、製造工業内での投資率の加速化を約束するものは大してないとの結論を下している。

品と競合できるものとみている。しかも、この点に関して独占の問題を登場させ、独占禁止の適当な政策を考慮すべき問題も加わるのであるが、他方でただ一つの企業にしてその時に限り対外競争力がえられるということは、同時にその規模で独占的利益もえられうるということになるから、その点も潜在的投資者への追加的投資動因になりうるかと考えている。ただし、エカプエの年次報告（一九六三年）が一般的に述べていたように、低開発国では一部に足らない国内市場を補うものとして輸出化を期待して工業化が進められると理解されているが、本書はタイに関してかかる理解が妥当しないとの見解を与えている。

しかし、さきすでに紹介したように、工業化を一般に制約すると考えられる貯蓄の不足、熟練労働力の不足、および市場の狭隘性はタイには妥当しないものだと思書では考えており、その根拠として、貯蓄に関してはそれが十分であることすでに説明したが、熟練労働力および市場の狭隘性に関しては本書は次のように説明している。それを本書紹介の最後として、多少の評価を途中で混ぜたこの書評の終りとしたい。

熟練労働力に不足なしとする結論はタイ労働市場についてなされた二つのサーヴェイに基づいている。その一つは労働省によって一九五九年以来行なわれている Bangkok-Thonburi 地区の雇用調査であり、第二は一九六〇年に ILO によってなされたメコン川下流開発のための労働力調査である。それらのほぼ一致した結論を支えるのに、本書は、第一に高度な技術者については Bangkok 地区の国際的企業が地方の企業に対して短期的技術援助をなしたること、第二に、華商の徒弟制度が熟練労働力の弾力的な供給源となりえたこと、第三に、近時における学問的、技術的教育制度の拡充を挙げている。

工業化に関する市場制約に関しては、ハーシユマンのように輸入規模が国内工業の潜在的市場規模とみて、一九六二年の主要工業品一一品目の輸入実績を挙げ（品目内容は、綿織物人造纖維、その他織維織物および衣料、自動車・トラクターを含む、産業機械、電気機械、医薬品、紙および紙製品、タイヤおよびチューブ、雑化学製品、化粧品）、それらの多くに関して、一あるいは少数の企業であれば規模効果が達成しうる最低生産規模が保証され、十分に外国製

# R・エバンス・ジュニア 『労働者に対する公共政策』

望月清人  
(松山商科大学)

Robert Evans, Jr., : Public Policy  
toward Labor, Harper & Row Publishers, N. Y. 1965, pp. 214.

アメリカにおいては、労働問題に対する国家の政策的干渉をできるだけ排して当事者の自主的交渉に委ねるべきであるという考えが、伝統的に強い。そのためかどうかはしらないが、アメリカで発刊されている労働経済学や団体交渉に関する書物はおびただしい量にのぼるが、労働政策について体系的にまとめた書物は少ない。けれども、ニュー・デール以降、国家の役割は急激にふくらんで、アメリカの労働についても、もはや連邦政府の労働政策をぬきにしては語れないところまできている。

エバンスのこの書物は、このような連邦労働政策に対する関心の高まりに応えつつ、連邦労働政策の基本的領域について全貌をあきらかにしようとするもので、高度の専門書というよりはむしろ、一般的概説書である。けれども、エバンスは、完成された結論をき

いる。

- 1 団体交渉の義務(第六章)
- 2 労働争議に対する国家的規則の問題(第七章)
- 3 資本家の圧力(第八章)
- 4 労働組合の圧力(第九章)
- 5 個人の権利(第十章)

第一章では、議論をすすめる前提として、議論の背景になる諸法、NLRBの権限および機能の概略がのべられている。エバンスは、連邦労働政策の基本となる法を、ワグナー法、タフト・ハートレイ法、ランドラム・グリフィン法の三つに求める。それらは、適用範囲が一般的であり、かつ、実行規定をもっているという点で、連邦労働政策の中心にすえて考えなければならぬとしている。

しかし、エバンスは、連邦労働政策を成文法にとどまらず、もっと複雑なモザイクとしてとらえている。彼の言葉によれば、「成文法は、ただのはじまりでしかない」のである。第二章の前半では、連邦労働政策の内容を構成する種々の要素が検討される。

第一に、労働立法に盛りこまれた条文。  
第二に、NLRBによる労働立法の具体的適用。ここでは、NLRBの委員、ゼネラル・カウンスルなどによる政策の形成と指導とがおこなわれる。

第三に、NLRBの決定に対する巡回控訴院および最高裁の検閲。  
第四に、法律の適用をめぐる、当事者、労働組合、使用者、個々の労働者の反応。  
これらの複雑な要素がからみあうなかで、現実の連邦政策は具体

いにならざることを意識的に避けて、矛盾に満ちたままの問題をそのままのかたちで提起している。そのために、この小著は、ふつうの教科書にはみられない興味あふれる書物になっている。マンズリー・レイバー・レビュー誌も、この著者が生き生きとした本を書くのに成功していると讃辞を呈している。(Monthly Labor Review, 1965, Nov., p. 1363.) 各章末の参考文献は便利である。  
著者エバンスは、新進の学者で、執筆当時はマサチューセッツ工科大学労資関係科の経済学担当の助教授であった。  
労働政策としては、労資関係を規制する labor law と、労働条件を規制する social legislation とが考えられるが、この書物では、もっぱら前者だけが考察の対象にされている。そして、これは、アメリカの労働政策したいが、労資関係の規制を中心に展開されてきたことのあらわれでもある。

そのようなものとして、この書物は二つの部分から成り立っている。労働政策の実体的論議と、実体的決定がおこなわれる枠組の検討との二つである。

- 枠組としては、つぎのような諸問題が考えられている。
- 1 制度的設定(第一章)
  - 2 公共政策の諸側面(第二章)
  - 3 政策が目的とする公共の利益の意義(第二章)
  - 4 米国法制の特徴(第三章)
  - 5 連邦労働立法の歴史的發展(第四章)
  - 6 政策研究に際して考慮されるべき事情(第五章)
- 労働政策の実体については、つぎのような内容をとりあげて論じて

的に展開される。

第三章では、連邦労働政策展開の基盤となってきた米国法制についての考察がなされている。このように問題をひろくとらえなければ、連邦労働政策についての十分な理解ができないとするのが、エバンスの議論の特徴である。そして、この章では憲法の枠の中で米国法制をかたちづけているコモン・ロー、成文法、政令などについての説明がなされている。それは、簡明で、すぐれた要約である。とくに、われわれのようにアメリカ法になじみがない者にとつては、連邦政策とのつながりにおいて、アメリカ法制の特徴点、とくに最高裁の役割が大きい点について、基礎的な知識を得ることができるのがあるがたい。

そして、エバンスの法律観は、きわめて実用的で実用的である。法律に対して絶対的公正の理想を要求するのではなく、法律の公正さがリーズナブルであればいいのであって、日常生活における良識からほとんどへだたっていないのである。ここにも、アメリカの生活において裁判所が果しうる役割の根拠がある。

エバンスの労働政策理論は、第二章の後半、第四章の後半、第五章で展開される。そこでエバンスが抱いている問題意識は、アメリカの労働政策の発展を一貫して説明しようとする政策理論の樹立である。そして、第四章では、連邦労働政策の歴史を通過して、そこから一定のパターンをみいだそうとしている。

ニュー・デールをもって公共政策の転換点とみなし、財産権よりも市民権が重んじられるようになったとする通説に対して、彼はつぎの二つの疑問を提出している。

ひとつは、ワグナー法は、過去に対するそれほど大きな変革ではなかったという点。

もうひとつは、タフト・ハートレー法、ランドラム・グリフィン法における労働政策の逆転を通過では説明することができないという点。

そして、アメリカ労働政策の歴史を通じて矛盾なく説明しようとする理論としてエバンスが主張するのが、「公共の利益」の理論である。

彼によれば、公共の利益というのは、政策の内容によってきまるのではなく、政策決定の方法によってきまってくる。すなわち、政策を決定するゲームの基本的ルール（そしてこのルールをみだりに変更しないこと）について国民の広い同意があればいいというのである。この考え方は、アメリカの労働政策において労働条件の内容よりも労働条件を決定する方法が重視されているのと共通していておもしろい。

エバンスによれば、公共の利益は、政策の決定について、少数者の権利に対して適切な考慮を払いつつ、多数の支持をえることができれば達成される。何のことはない、多数決の原理である。多数決の原理に対するものとしては、コンセンサス（全員一致）の原理がありうるが、そのようなものは、現実の複雑に利害の対立した社会ではありえないとされる。コンセンサスによって公共の利益がまもられるためには、特定の人に利益を与えても他に損失を蒙る人がいないか、利益を受ける人が損失を蒙る人に補償をしなければならぬ。これに対して、エバンスは、つぎの三つの難点を指摘する。

一、コンセンサスを得るためには政策が加えられる前の状態

(initial distribution) を是認し前提にしなければならぬから、initial distribution に含まれる問題は除外される。

二、損失を蒙った人に補償するのは、費用その他の点で実行が困難である。

三、反対者の支持を得るために補償を必要とするコンセンサスよりも、それを必要としない多数決の方が実際の有効である。

したがって、公共の利益に関する彼の結論は、「いかなる時点における特定の政策も、コンセンサスのあらわれではなく、移りゆく多数の願望のあらわれである」ということである。

労働政策も、ある時点における、労働組合に対する国民多数の意志にほかならない。そして、労働組合に対する多数の意志は、政治経済全般に対する世論のなかで動かされるから、政治または経済における偶然的要素を含みうるというのである。

この理論からは、ワグナー法は全くの偶然 (accident) であるという評価が導き出される。ワグナー法は、それを推進した議員の労働組合の不況対策としての意義についての信念、資本家の一時的気迷い、一九四三年の選挙の結果、農民による支持などの一連の偶然的積みかさねの結果であるということになる。エバンスの表現を借りれば、「ワグナー法は一年早すぎても、また、一年遅すぎても、通過しなかっただろう。」この論法でいけば、たしかに、タフト・ハートレー法も、ランドラム・グリフィン法も、アクンデントと世論の形成とによって、きれいに説明できる。

しかし、このように多数の意志の形成が偶然に負うとしたら、あるいは、負うとしても、労働政策の歴史的展開はどのような積極的

意義をもちうるのだろうか。この点について、エバンスの理論は、

ほとんどあきらかにしていない。なるほど、エバンスの政策理論の特徴は、経済や政治の具体的状況のなかで公共の利益の帰趨をさぐるうとすることにある。しかし、そこで彼の議論は、具体的アクンデントの枝葉のなかに埋没してしまふから、政策を決するものは究極的には国民の数の上の力ということになってしまふ。したがって、労働政策の将来の予想も、雇用構造におけるホワイト・カラーの増大が労働組合組織の停滞ないしは議会での労働組合の発言力の減退をもたらす、「反労働」的立法が出現するだろうということにならざるをえない。彼の政策理論には、かんじんの労働政策を生み出す経済的社会的基盤との関連の説明が不足しているといわなければならない。

本をみるとときには森をみよ、というわけで、第五章では、個々の実体的論議に移る前提として必要な、政策決定の基本的特徴（すなわち多面的な決定）の全貌が、もいちど要約される。

第六章以下は、個々の政策問題の分析である。第六章は、団体交渉の義務について述べられている。連邦労働法にいう「雇用条件について信義にもとづいて交渉する」ということの実際的内容について、具体的引例によって説明を加えている。その骨子は、

イ、会合する意志をもち、合意した契約の文書化を拒まないこと。

ロ、交渉に必要な情報をできうる範囲で提供すること。

ハ、交渉中に一方的行為（交渉中の一方的賃上げなど）をおこなわないこと。

ニ、信義というのは、使用者の形式的態度ではなく、提案のなか

みが問題である。

ホ、法定交渉事項（賃金・時間・その他の雇用条件）については交渉に応じる義務があるが、それ以外の自主的交渉事項については契約に盛りこむことを強制するのは信義に反する。

アメリカで、一九五八年から一九六二年にかけて、交渉義務に違反した事例が一一〇八件あるが、その内訳は左のとおりである。

組合否認	三三三
契約調印拒否	一一五
一方的行為	二九九
不信的交渉	三三四
法定交渉事項問題	三五
組合無視	一七四
交渉単位問題	六九
情報提供拒否	一〇六
その他	三七

しかし、この違反事項の解決についても、当事者である労資の自主的な立場を尊重する建前をエバンスは貫いている。たとえば、使用者の提案が不適當であっても、それに対してNLRBに拒否権を与えることは無意味であると論じている。協約の内容は労資の相対的交渉力によってきまるのが必然だからというのである。

第七章では、政府の労働争議規制の問題がとりあつかわれる。いまでもなく、アメリカにおいては、労働争議は当事者が解決すべきであるのが原則とされるから、政府による強制仲裁には強い反対論がある。しかし、エバンスは、強制仲裁を一般論として否定する



ことから脱して、ケース・バイ・ケースで問題を考えようとしている。そして、緊急の事態で全国的影響をもち、基礎的生産物に関する場合には、*ad hoc*な強制仲裁は有効であると論じる。その論拠として、最近とくに、大量購入者としての政府の地位が増大してきていること、技術革新によって失業の問題がおきていることに争議が関連してきているから、労働争議の解決における政府の責任は増していることを挙げている。

第八、第九、第十章は、使用者、労働組合、労働者個人の三者が団体交渉においてもつ具体的問題の分析にむけられる。

使用者の圧力手段としては、ロックアウトの合法性、使用者の反組合的言辞の許容範囲、企業逃亡の合法性の三つの問題がとりあげられる。現状では、ロックアウト、反組合的言辞、企業逃亡の三者とも、使用者のスト対抗手段としては確立されていない。しかし、エバンスは、使用者の経済的損失に対する自衛措置として、ロックアウトおよび企業逃亡の無条件禁止には反対している。そして、ワグナー法制定当時比べて労資関係の実質的内容に変化をきたしているのだから、連邦政策としては、個々の具体的事情のなかでその手段の妥当性を判断すべきであると主張する。

労働組合の圧力手段としては、第一次ストライキ、第二次ボイコット、ピケティングの問題がとりあげられ、それらに対する連邦政策が考察される。そして、労働組合の圧力手段の法的許容限度をきめる基準は、つぎの三つの点にあるとされる。(1) その圧力手段が何を目的にしているか、(2) 用いられる圧力手段の種類、(3) 圧力手段の実行者とそれがむけられている使用者との関係。労働条件

改善のための第一次ストライキおよび自己の雇主に對する平和的ビケは、合法であり、制限されてはならない。けれども、雇用関係のない企業に對する圧力手段は、憲法で認められているインフレーションによる説得以外は違法である。

個人の権利に關する章では、労働組合と個々の労働者との間の關係をどう律するかについて論ずる。もともと、労資關係においては自主性を尊ぶのが原則であるから、労働組合を私的な自発的団体と考え、加入、行動、除名のルールについては完全な自由をもつとするのが、アメリカでの伝統的な考えである。したがって、組合の除名に對する唯一のクレームは、組合規則に違反している場合にのみ成立する。

ところが、エバンスは、労資關係のその後の展開をふまえて、争議規制の場合と同じくここでも、労働組合内における少数者の権利の保護について政府は手をこまぬくべきでないと主張している。そして、個々の労働者を労働組合から(ノ)保護するために、

1 労働組合は、組合員であるなしによって使用者に差別を強要してはならない。

2 労働組合は、交渉単位内のすべての労働者を正しく代表しなければならぬ。

という提言をおこなっている。

以上が、エバンスの書物のあらましである。

ところが、エバンスの労働政策観は、個々の具体的事情の中で問題を考へるということにあり、この書物のひとつの特徴もまた、そ

の豊富な引例にある。機関技師と船員とがなわばり争いで船を停めるといふような、ストライキは認められるべきか。労働組合を避けるためにアメリカの船会社は、外国に船を登録していいか。組合員よりも蛇の方がましだなどという公言を使用者は吐いていいか。等々。したがって、骨組だけの、しかも拙い要約にくらべれば、原著の方が数倍面白いことを、原著者の名譽のためにつけ加えておかなければならない。

ただ、エバンスの議論で私が不満に思うことは、議論があまり細かすぎて、労働政策が歴史的経済的にどう規定されるのかという基本的認識がかならずしも明確でないことである。そのために、具体性を求めながらかえって、公共の利益についても、形式的な数の上での(せいぜい力関係の上での)公平さという、抽象的議論に終始している。たしかに、彼は、連邦労働政策は、企業規模、労資の方の相違、労資の交渉の歴史、産業構造などの具体的条件の差異によって *ad hoc* に適用されるべきだとしている。しかし、その場合、結局、是々非々主義に終ってしまっているといったら、酷評にすぎないだろうか。雇用期間の短い産業ではクロズド・ショップが先任権制度に代る機能を果しているから、一概にクロズド・ショップを禁止すべきではないと言った口の下で、労働組合の強いところでの使用者のロックアウトは対抗手段として認められるべきであるという発言が同時になされている点などは、その典型的な例であろう。政策のプリンシプルが明確でないままに、ただ、政策を具体的事情にあわせることが検討されているという感じを抱かざるをえない。しかし、これらの瑕瑾にもかかわらず、この書物が、乏しい文献

のなかで、米國労働政策に關する一つの収穫であり、貴重な労作であるという評価を變える必要はないと思われ。

第二十三回大会について

本会第二十三回大会は、五月二十八・二十九の両日にわたって、神戸大学において開催された。

第一日は大会当番校側として、藤井茂準備委員長の開会挨拶があり、ただちに共通論題「転型期の経済政策」について宮田喜代蔵、酒井正三郎、伊東岱吉の三教授が座長団を構成し、報告に入った。

同日午前中は

I 転型期の経済政策

——現下の不況と

経済政策との関連において——

報告者 東京外語大学 伊東 光晴

予定討論 東洋大学 御園生 等

II 日本経済の転型と財政政策

報告者 大阪大学 藤田 晴

予定討論 京都大学 鎌倉 昇

III 転型期の産業政策

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

予定討論 関東学院大学 清水 嘉治

報告者 専修大学 中村秀一郎

報告者 専修大学 中村秀一郎  
予定討論 関東学院大学 清水 嘉治  
があり、記念撮影および昼食後、午後の部として、午前に引き続き、予定討論、同反論、一般討論が活発に行われた。第一日は、これら研究報告、討論の終了後、会員総会があり、日程終了後、午後六時より神戸市相楽園会館において懇親会を開催した。当番校より八木学長の歓迎の辞、山中代表理事の謝辞、赤松理事の乾杯にはじまり、会員一同なごやかな雰囲気の中に、約二時間の神戸の夜を過ぎた。

第二日は自由論題による報告があった。

午前の部

第一部会 座長 大阪大学 熊谷 尚夫

1 経済計画編成における二段階機構

富山大学 妙見 孟

2 産業発展のリズムについて

名古屋大学 藤井 隆

3 イタリアにおける経済計画論争

関西学院大学 尾上 久雄

第二部会 座長 横浜国立大学 渡辺 輝一

1 転型期の港湾政策

関東学院大学 北見 俊郎

2 転型期の経済政策  
——わが国の工業化と  
労使関係を中心に——  
成城大学 松坂兵三郎

3 転型期の消費財工業政策の特性  
需要研究所 石井金之助

第三部会 座長 東京都立大学 阿部 源一

1 市場構造政策の基本問題

神戸大学 新野幸次郎

2 地域的不均衡発展と賃金構造

中央大学 水野 朝夫

午後部の部

第一部会 座長 一橋大学 板垣 与一

1 転換期に立つソ連の経済政策

慶応義塾大学 気賀 健三

2 マルサスにおける政策思想

駒沢大学 南 亮三郎

第二部会 座長 大阪経済大学 藤田 敬三

1 中小企業「近代化」政策の問題点

慶応義塾大学 佐藤 芳雄

2 中小企業の国際比較の諸問題

立教大学 加藤 誠一

第三部会 座長 神戸大学 北野熊喜男

1 景気政策における公債政策・金融政策

慶応義塾大学 佐藤 芳雄

の新发展

——一九六〇年以降の

アメリカを中心として——

都立工業短大 秋山 穰

2 転型期の経済政策

一橋大学 坂本 二郎

以上の自由論題についての研究報告および討論の終了後、会員総会があり、藤井大会準備委員長の閉会挨拶、山中代表理事の謝辞があった後、無事散会した。

会員総会

大会第二日の研究報告会終了後、藤井茂大会準備委員長から会員総会開会の挨拶があり、大東行雄氏が議長に推薦された。

本部の会務および会計については、山中篤太郎代表理事から報告があり、磯部喜一監事の監査報告書が読みあげられて異議なく承認された。報告事項の主なるものは、(1)日本経済学会連合の評議員の改選があり長守善、渡辺輝一の両氏が再選されたこと、(2)日本学術会議第三部研究連絡員に板垣与一氏が選出されたこと、(3)日本経済学会連合が経済史学と経済学の二部門に分れ、本学会は後者に所属することになったこと、(4)本年度の国際学会

への出席者派遣の件については常務理事会に一任し、大泉教授がドイツ社会政策学会へ出席されることに決定したこと等である。

続いて関東部会(吉田幹事)、関西部会(新野幹事)、中京部会(藤井幹事)、西日本部会(本吉幹事)の順で、部会活動と会計について報告が行われた。年報編集については、迫間真治郎理事の代理として関東部会幹事より進捗状況の報告があり七月頃発行の予定であることにつき諒承を求められた。

次に協議事項に移り、(1)次年度年報の編集は明治大学の野田益氏が担当すること、(2)新入会員として三十一名の入会申込者を理事会において承認したこと、(3)「中京部会」を「中京部会」と改称すること、(4)明年度大会主催校を青山学院大学とすること等について協議決定された。続いて、大木金次郎理事より明年度大会の主催を快諾する旨の挨拶があった。

最後に懸案の本学会規則改正の件について山中代表理事が理事会の提案理由を述べ、藤井規則改正委員から改正の根本精神と各改正条項ごとの改正の趣旨について詳細な説明があった後、慎重な審議が行われた。その結果規則改正原案を一部修正のうえ別記の通り一

応可決された。但し、役員選出内規の第一号中、按分によって生ずべき端数処理の方法については改めて手続規定を設ける等若干の疑点は役員会で更に検討することになった。

なお、次期大会より当番校の準備を円滑に進めるため、報告要旨を提出されない報告予定者については大会主催校の裁量で報告者から除くことができることを承認した。

日本経済政策学会規則(改正案項のみ)

第8条 退会しようとする会員は書面により

第9条 会員であつて会費を継続して三ヶ年

以上滞納した場合は原則として会員の資格

を失うものとする。また本会の体面を毀損

する行為がある時は理事会の決議により除

名されることがある。

第10条 会務執行のため本会に代表理事一

名、常務理事二十五名以内、理事若干名、

会計監査のため監事一名を置く。

第11条 代表理事は常務理事の互選によって

選出され本会を代表する。

第12条 常務理事は会員中より選出し日常の

会務を執行する。選出方法は別に定める。常務理事会は重要事項については理事会の議を経なければならない。

第13条 理事は会員中より選出し、総会の承認を得なければならない。選出方法は別に定める。理事は会務を分担する。

第14条 監事は会員中より常務理事会の推薦により決定し、会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第15条 日常の事務執行のため幹事若干名を置く。幹事は常務理事会が会員中より依頼し、各地方部会幹事を兼任する。

第16条 各役員任期は三ヶ年とする。但し重任を妨げない。

第17条 本会は毎年一回会員総会を開く。常務理事会が必要ありと認めるとき、または会員の三分の一以上の請求があったとき臨時総会を開くことができる。

第18条 常務理事会は総会の議事、会場及び時期を定めて予めこれを会員に通知し総会において会務及び会計の報告をする。

第19条 総会における議長はその都度会員中より選出する。

第21条 本規則の変更及び本会の解散は理事

の過半数または会員の十分の一以上の提案により総会出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。

第22条 本会の事務所は東京都に置く。第27条 本会は昭和十五年五月十七日をもって設立されたものとする。

#### 役員選出内規

1. 常務理事のうち十五名は関東・関西・中部・西日本の地方部会の会員数に応じて按分し、各地方部会ごとに選挙する。残り十名以内は選挙された常務理事の協議により会員中より選出され、総会の承認を得なければならない。

2. 選挙は各地方部会の定数を連記し、郵送により行なうものとする。

3. 選挙に関する事務は各地方部会の幹事会が行なうものとする。

4. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

(水野武・中村一雄記)

#### 関東部会について

昭和四一年度関東部会研究会は、専修大学

つぎのとおりである。

(報告)「有効競争と公企業」加藤寛氏(慶応義塾大学)

経済主体としての公企業の意義についての独自の見解を提示された。行政指導、「計画」化など政府の経済介入を無視しえない現段階において国家資本である「公企業」の意義も特殊なものとなってくる。同氏は「公企業」を所有形態によってだけ規定するのではなくて、「公共目的にかなった私企業」という表現を駆使して私企業と同一レベルでの企業性を確保させることを重視すべきだとする。それによって政府の経済政策遂行の補助的手段としても有効となり、市場競争を指導し、有効な競争とするという点を強調された。参加者の多くの方から質疑が寄せられた。なお、当日研究会参加者全員に対して、加藤氏より同氏編『公企業の経済学』(日本経済研究センター双書・5)「日本経済新聞社昭和四一年九月刊、三三三ページ」が配布された。記して謝意を表する次第である。

第三回 昭和四一年十二月十日(土)午後二時より専修大学神田校舎第二会議室において開催。出席者は十二名。当日の報告者および

の過半数または会員の十分の一以上の提案により総会出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。

が事務運営を担当して、概要つぎのとおり、実施された。

第一回 昭和四一年十月一日(土)午後二時より専修大学神田校舎第二会議室において開催した。出席者は二〇名、当日の報告者および報告概要はつぎのとおりである。

(報告)金森久雄氏(経済企画庁内閣調査課長)。

昭和四一年度「経済白書」内容についての骨子を執筆者の立場から説明された。同氏はいわゆる転型期論に対しては批判的な見解を堅持せられ、その点がもっとも印象的であった。質疑においても、これに関係して論点が集中された。たとえば「物価上昇と経済成長との関連において、物価上昇率を抑制するには経済成長率を一定限度に鈍化せしめねばならないが、それは必然的に利潤率を低下せしめるに至る。」とする質問に対しても金森氏は、物価上昇の問題も窮極的には民間企業設備投資主導によって解決の方向をみいだすのではないかという見解を主張されていた。

第二回 昭和四一年十一月十二日(土)午後二時より専修大学神田校舎第二会議室で開催。出席者十八名。報告者および報告概要は

報告概要はつぎのとおりである。

(報告)「繊維工業の構造政策」石井金之助氏(専修大学)。

現段階におけるわが国繊維工業の構造的な状況に対する政府の基本的な構造政策についての基本的内容を説明され、その問題点を提起された。すなわち繊維工業が従来の操業短縮などの一時的不況対策で糊塗されるものではなくて、抜本的な対策を必要とする過剰生産の段階にあることから、通産省においても、その合理化案が実施されるに至った(昭和四二年度で予算化)。一定鈍数未満をストラップ化し、それ以上の企業をビルドしていくという構想だが、過剰部分の買上げ資金の負担の問題、ストラップ化する分野は必然的に中小企業層に集中する結果となるが、繊維工業の中小企業は、在来産業的、地場産業的性が根強く、地域社会、地域経済との密接な結合関係から、極めて困難だとする批判的指摘がなされた。これに対して山中篤太郎氏(明治大)、利部修二氏(公取委)、玉置正美氏(機械振興協会総研)そのほかの方から質問・応答があった。(粟木安延記)

問・応答があった。(粟木安延記)

理事会・幹事会

昭和四二年四月七日午後一時半より専修大学神田校舎第二会議室において開催、出席者二十七名。座長代表理事山中篤太郎氏。「理事会・幹事会」議題 (一)本年度大会について、報告者ならびに共通論題、同報告者の確認、(二)大会審議事項A、学会規則改正案の検討、B、役員選出内規草案の検討、(三)学会費値上の件、(四)学会年報編集報告。散会午後五時半、終了後「幹事会」をおこなう。四二年度関東部会担当校を専修大学より関東学院大学へ引継ぐことに内定した。

(中村秀一郎記)

#### 中部部会について

(秋季定例研究会)

昭和四十年十月九日(土) 東洋経済新報社名古屋支社において次の研究報告と協議が行なわれた。出席者十五名。

1. 研究報告「後進国の経済発展について」

南山大学 橋本博之

2. 協議事項

(1) 中京部会の名称変更の件

中京部会という名称では、名古屋地区だけ

の部会のような印象をうけるが、実際には、静岡・三重・岐阜・長野・福井・富山の各県もこの部会の範囲に含まれているので、「中部部会」という名称に変更してはどうか、という案が理事・幹事より提出され、協議の結果、来年度の全国大会に名称変更の件を提出し、承認を求めるとした。

#### (四) 役員変更の件

長い間、中京部会の御世話をしていただいた、松浦茂治理事・幹事(愛知学芸大)が夏より大分大学に転勤されたので、改めてこれまでの御苦勞に感謝の意をのべ、後任として藤井隆(名大)が新しく幹事に、そして従来幹事であった滝沢菊太郎(名大)が理事・幹事に推せんされ、承認をえた。

#### (五) 中部部会大会開催の件

従来、定期的にあるいは不定期的に行なってきた研究報告会のほかに、年一回、地域部会大会を開催して、多数部会員の参加を求め、集中的に研究報告・討論を行なうて、学活を一そう活発にすることとし、原則として、全国大会が春なので、地域部会大会は秋に行なうこととした。ただし、四十年度は、すでに秋になっていて、準備が間に合わない

ので、例外的に春に行なうこととし、四十年四月二日(土)南山大学において行なうことを決めた。

#### 見学会

昭和四十年十二月十一日(土)四日市地区のコンビナート見学。参加人員十一名。まず、日本板硝子四日市工場を見学し、次に、昭和四日市石油を見学、さらにマイクロバスで四日市地区のコンビナートの概況を見学した。

#### (第一回中部部会大会)

昭和四十一年四月二日(土)南山大学において、行なわれた。出席者、三十五名。これまでの研究報告会と異なり、レジュメをあらかじめ印刷して大会一ヶ月前に出席者に配布し、予定討論者をあらかじめ決めて報告者と活発な討論をすることをはかったが、部会会員の協力により、予期以上の成果をあげるこ

1. 東海地区主要産業における格差現象の実態  
(愛知学院大) 吉村 二郎  
(名古屋大) 藤井 隆  
予定討論者 (名古屋大) 藤井 隆
2. 政策資料としての調査の実践的意義について  
(静岡薬科大) 久米 収  
予定討論者 (南山大) 酒井正三郎
3. 東南アジアの輸入代替  
(名古屋大) 北川 一雄  
予定討論者(名古屋市立大) 松永嘉夫
4. 名古屋陶磁器業の存立形態  
(南山大) 中村 精  
予定討論者 (名古屋大) 滝沢菊太郎  
なお、報告終了後、次回の部会大会につき協議を行ない、十二月四日(土)静岡地区において開催することをきめた。その後、南山大学の好意により、懇親会を行なったが、この部会大会については、酒井常務理事、藤井幹事、南山大橋本博之氏等に非常に御世話になったことを記して、感謝の意をのべることにする。  
(以上、滝沢記)

#### 関西部会についで

幹事会(二月十二日) 東洋紡経営研究所において藤井茂常任理事および幹事八名の出席をえて開かれた。議題は、第二十三回全国大

会のプログラム編成の件。新野幹事より自由論題の報告希望者、ならびに共通論題の報告者と予定討論者の交渉進展状況などの報告があったのち、プログラム編成の基本方針について討議された。その結果、役員会は大会の前日、共通論題は第一日目に、自由論題は二日目に三部会に分けておこなうことが決められた。またこれまでの状況からみて、できるだけ速やかに大会案内およびレジュメを送付することが望ましいという提案がなされた。

関西部会(七月二十三日(土)) 当番校大阪市大のお世話で、部会を日経大阪支社経済研究センターで開く。出席者二十六名。

#### 「転定期と企業原則の変貌」

(大阪市大) 酒井 安隆  
「アメリカにおける企業合同の一考察」  
(関西大) 越後 和典  
「西欧・東欧随感」  
(神戸大) 野尻 武敏

酒井氏は、まず日本経済の転定期の諸特徴を整理されたのち、この転期が大企業と中小企業との系列関係にも現われ、それは下請制→系列化→社会的分業と変貌していると指摘された。すなわち、高度成長と構造的不況の

結果、従来の系列は流動化し、中小企業の独立性が一般に強まり、ある者は中堅企業へと成長し、社会的分業の一翼を担うようになってい

越後氏は、アメリカの企業合同についての最近の資料よりながら、合同の進展する時期、合同の形態、合同による独占化の程度などについて詳細な検討を加えられた。

続いて、ウキーン大学への海外出張をおえて帰られたばかりの野尻氏から、ウキーン学

#### 西日本部会についで

当部会における本年度の部会を次のとおり開いた。

#### 第二回部会

○昭和四〇年十月二三日(土)福岡大学において開催。

#### ○研究発表

- 一、労働党の国有化政策について  
福岡大学 本吉 敬治氏
- 一、一九二〇年代ケインズの経済政策

熊本大学 有田 一郎氏  
部会総会 役員選出規約改正のことにつき事務局より説明、部会員の審議、要望を得た。

#### 第三回部会

○昭和四一年四月二三日(土)、熊本商科大学において開催。

#### ○研究報告

- 一、ケインズの基本方程式について  
熊本大学 有田 一郎氏
  - 一、国家独占資本主義論について  
熊本商大 北古賀勝幸氏
- 部会総会 四月七日、京都における規約改正委員会において審議された結果を報告し、趣旨の説明を事務局より行った。

なお第三回部会は、当部会設立後初めて福岡地区以外で開催されたもので、有意義かつ盛大に開催せられたことを事務局では深謝している。なお今後の部会活動についても、会員各位の御援助を切望する次第です。  
(本吉記)

昭和四一年度新入会員氏名

(大会承認済A・B・C順)

氏名	所属機関
浜田 好通	流通経済大学
原田 博	九州大学
市川 浩平	関西大学
金田 良治	天理大学
笠森 伝繁	駒沢大学
川口 武彦	九州大学
小林 毅	城西大学
釘宮 保雄	大分大学
栗木 安延	専修大学
練生 正男	大分大学
松隈 芳男	北九州大学
松本 博	愛媛大学
三宅 忠和	日本大学
水谷 守男	福岡大学
森岡 仁	駒沢大学
妙見 孟	富山大学
永尾誠之輔	福岡大学
長尾 信吾	愛知学院大学
永田 数夫	南日本短期大学
内藤 英憲	日本大学
中込 武雄	愛知県経済研究所

仲宗根 勇	琉球大学
名和 猷三	立命館大学
坂本弥三郎	南山大学
佐野 勝次	愛知学院大学
志田 明	北九州大学
菅沼 澄	愛知大学
田淵 実	東洋紡績経済研究所
高橋 克嘉	国学院大学
高柳 暁	中央大学
寺崎 祐義	福岡大学
安田 元三	日本大学

本部あて寄贈刊行物(A・B・C順)

(昭和四〇年二月～昭和四一年二月)

雑誌名	発行所
亜細亜研究	高麗大学亜細亜問題研究所
朝鮮学術通報	在日朝鮮人科学者協会
電力需要指標	電力中央研究所
同志社商学	同志社大学商学会
福岡大学経済学論叢	福岡大学研究所
外務省公表集	外務省情報文化局
関西大学経済論集	関西大学経済学会

工業立地	日本工業立地センター
国際科学情報	外務省国際連合局科学課
国際関係研究	桃山学院大学国際問題研究室
国際問題	日本国際問題研究所
キューバ・ニュース	キューバ大使館
ナイジェリア	ナイジェリア大使館
日米フォーラム	米国外務省
日医ニュース	日本医師会
日本経済研究センター月報	日本経済研究センター
新潟大学法経論集	新潟大学人文学部
農村研究	東京農業大学
竜谷大学経済学論集	竜谷大学経済学会
産業経済研究	久留米大学産業経済研究会
SASニュース	スカンジナビア航究会社
証券投資信託月報	証券投資信託協会
東北開発研究	東北開発センター

東京銀行月報  
とうぎぎょうだ

東京銀行  
東京都広報室

東京都立商科  
短期大学論集

東京都立商科短期大学

Asiatic Research  
Bulletin

Korea University

Economic Indicators  
Printing Office,  
Washington

U.S. Government

Washington

年報及び単行本

発行所

稲田繁「イン

日本国際問題研究所

ドネシアの横

日本国際問題研究所

顔」

入江啓四郎

日本国際問題研究所

長」

神戸大学研究

神戸大学経営学部(経営学・

年報Ⅷ

会計学・商学)

小谷秀二郎

日本国際問題研究所

「ベトナム戦

争とゲリラ」

東京都個人経

東京都

济力調査報告

Abstracts of

Bulgarian Scientific

Literature

(Economic & Law) Sciences, Sofia

Bulgarian Academy of

【編集後記】

編集の仕事にも慣れである上に身边を多忙にする出来事もあって、年報の刊行が予定期日より非常に遅れ、且つ色々な事情で大会報告をすべて年報に転載できず、本当に申し訳ありません。衷心よりお詫び申し上げます。ただ、今回、経済政策に関する最近の研究を中心に「学会展望」を試みてみました。このような企画がこんご更に検討され、充実されるようになれば幸いです。

(野田稔)

---

転 型 期 の 経 済 政 策

---

1968年3月5日 第1刷発行 　　¥ 960

編 者 日本経済政策学会  
          (代表者 山中篤太郎)

発行者 井 村 寿 二  
          東京都千代田区神田駿河台2

印刷者 田 中 忠  
          長 野 市 中 御 所 2-30

---

発 行 所 東京都千代田区 勁 草 書 房  
          神田駿河台2-3 (株式会社大和出版部)

---

落丁本・乱丁本はおとりかえします 大日本法令印刷・青木製本  
勁草分類No. 9315

日本経済政策学会編 日本経済政策学会年報

経済自立の政策的課題	三〇〇円(品切)
戦後十年の日本経済政策の変遷	三〇〇円(品切)
戦後各国の経済政策の検討	三四〇円(品切)
経済政策の対象と方法	三〇〇円(品切)
経済計画の諸型態	四〇〇円
構造分析と経済政策	三四〇円
現代日本経済における国家の役割	四〇〇円
日本の経済計画	五〇〇円
ビッグ・ビジネスと経済政策	七〇〇円
地域開発と経済政策	七〇〇円
日本経済の構造変化	九六〇円
経済体制の変化と経済政策	九六〇円

勤草書房刊

Soviet Economic Policy in the Transformation

- Period..... *Kenzo Kiga*  
On the Thought of Policy in T. R. Malthus..... *Ryosaburo Minami*  
Some Problems of "Modernizing" Small  
Business..... *Yoshio Sato*  
A Study of International Comparison on Small and  
Medium Business ..... *Seiichi Kato*

SURVEY OF CONTEMPORARY ECONOMIC POLICY

- New Tendency on Theories of Economic Policy  
in Japan ..... *Hiroshi Kato*

BOOK REVIEW

- Landsorganisationen Sverige: Economic Expansion  
and Structural Change—A Trade Union Manifesto,  
1963..... *Naomi Maruo*  
A. Marchal: L'Europe solidaire, 1964; J. F. Besson: Les  
Groupes industriels et l'Europe, 1962..... *Etsuko Shimada*  
E. S. Phelps: Fiscal Neutrality toward Economic Growth:  
Analysis of a Taxation Principle, 1965. .... *Seimei Takagawa*  
R. J. Muscat: Development Strategy in Thailand: A Study  
of Economic Growth, 1966..... *Yoshio Matsunaga*  
R. Evans, Jr.: Public Policy toward Labor, 1965.  
..... *Kiyoto Mochizuki*



THE ANNUAL  
OF  
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

---

1 9 6 7

No. 15

---

CONTENTS

ARTICLES

- Economic Policy in the Transformation Period  
of Japan's Economy ..... *Mitsuhashi Ito*
- Fiscal Policy in the Transformation Period  
..... *Sei Fujita*
- Industrial Policy in the Transformation  
Period ..... *Hideichiro Nakamura*

REPORTS

- Selection and Implementation ..... *Takeshi Myoken*
- The Controversy of Economic Planning in Italy  
..... *Hisao Onoe*
- Sea Port Policy in the Transformation Period  
..... *Toshio Kitami*
- On Characteristics of the Industrial Policy for  
Consumer's Goods in the Transformation  
Period ..... *Kinmosuke Ishii*
- Regional Unbalanced Development and Wage  
Structure..... *Asao Mizuno*

---

EDITED BY  
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by  
The Keiso Shobo Publishing Co.

---